

口 絵

前島密生誕180年記念フォトグラフ	1
-------------------	---

巻頭エッセイ

歴史における連続と断絶—近世日本と近代日本—	石井 寛治	3
------------------------	-------	---

論 文

戦前昭和期の郵便事業	田原 啓祐	13
江戸後期、村名主の通信環境		
—上野国那波郡福島村、渡辺三右衛門を事例に—		
	巻島 隆	40
九州における逓信報国団—熊本支団の研究—	後藤 康行	61

研究ノート

最初の公式鑄鉄製赤色円筒形郵便柱箱		
—回転式ポストとその改良について—	井上 卓朗	76

資料紹介

郵政博物館蔵「癸亥 寛保三年 日記 三番」(飛脚問屋・嶋屋佐右衛門日記 第三分冊 〔「宿駅日記」第三分冊 / 「寛保三年 定飛脚日記三」〕)		
	「駅通志料」を読む会	102(15)
郵政博物館(旧郵政資料館)蔵 往来物目録(四)	田良島 哲	116(1)

トピックス

郵便局舎の再生事業—奈良県「郵便名柄館」—	井村 恵美	117
前島密生誕180年記念展覧会及び講演会の実施	井村 恵美	123

展覧会感想

上越市立総合博物館企画展		
「生誕180年記念 前島密—越後から昇った文明開化の明星—」	荒川 将	125
「壮麗と質実 心斎橋大丸と逓信省のヴォーリス建築原図展」	井村 恵美	131

新刊紹介

135

展覧会紹介

138

執筆者

141

編集後記

144

YUSEIHAKUBUTSUKAN KENKYUKIYO No.7

Journal of Postal Museum Japan No.7

Table of Contents

Frontispieces:

Photographs of the 180th Birth Anniversary of Hisoka Maejima	1
--	---

Prefatory Essay:

Continuity and Discontinuity in the History —Early Modern Japan and Modern Japan—	ISHII Kanji..... 3
---	--------------------

Articles:

Japanese Postal Service in pre-war Showa Period	TAHARA Keisuke.....13
The Late Edo Period, the Village Headman of Communication Environment —Kouzukenokuni Nawagun Fukushimaura Headman, the Sanemon Watanabe in Case—	MAKISHIMA Takashi.....40
A Study of the Patriot Group in Communications Office (“Teishin Houkokudan”) in Kyushu	GOTO Yasuyuki.....61

Notes:

The First Official Red Cylindrical Cast Iron Mailbox and Its Improvements.	INOUE Takuro.....76
--	---------------------

Introductions of the Collection:

Book #3 (1743) from the Serial Diaries by “Shima-ya, Saemon”, a Courier (HIYAKU) Service Provider	EKITEI-SHIRYOU (The Documents on the Communication in Modern Japan) Study Group 102
Catalog of <i>Orai-mono</i> (letter style textbooks) Vol.4	TARASHIMA Satoshi..... 116

Topics:

Revitalization of the Nagara Post Office Premises in Nara	IMURA Emi..... 117
Commemorative Exhibitions and Lectures on the 180th Birth Anniversary of Hisoka Maejima	IMURA Emi..... 123

Remarks on the Exhibition:

Exhibition on the 180th Birth Anniversary of Hisoka Maejima in Joetsu Municipal Museum—The Star of Civilization that Rose from the Dense Echigo—	ARAKAWA Masashi..... 125
Magnificence, Simplicity and Robustness—Exhibition on the Master Architectural Drawings by W.M.Vories at Daimaru Shinsaibashi Store and the Ministry of Communications—	IMURA Emi..... 131

Notices:	135
----------	-----



上) 前島密の肖像写真(67歳ころ)/ 幕臣時代(32歳ころ)/ 逓信省庁舎前に建つ前島密像(大正 5(1916)年)
 下) 渡欧時代(35歳ころ)/ 前島密と奈可(仲子)夫人/ 生誕記念落成式典(大正11 (1922) 年)

前島密 生誕180年記念フォトグラフ

日本の郵便の父といわれる前島密。郵便関連のほかに新時代に目を向けたさまざまな事業を提案し実現化に取り組んできた人であり、生誕の地新潟県上越市に建つ石碑には、「日本文明の一大恩人」と記されている。今年度は天保6(1835)年に生を受けた前島密の生誕180年を記念した展覧会やイベントが各所で開催された。

トピックス123ページ・展覧会感想125ページ

創業期資料

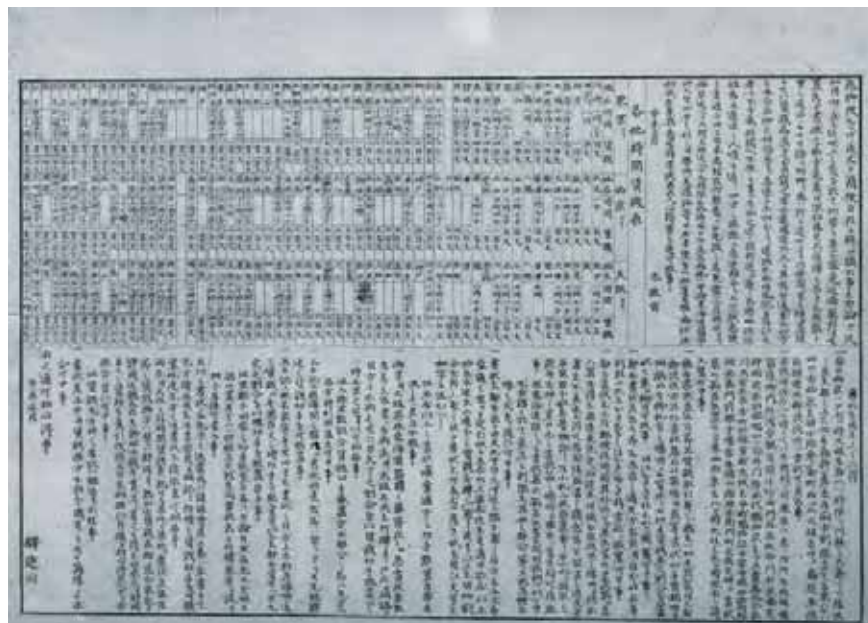
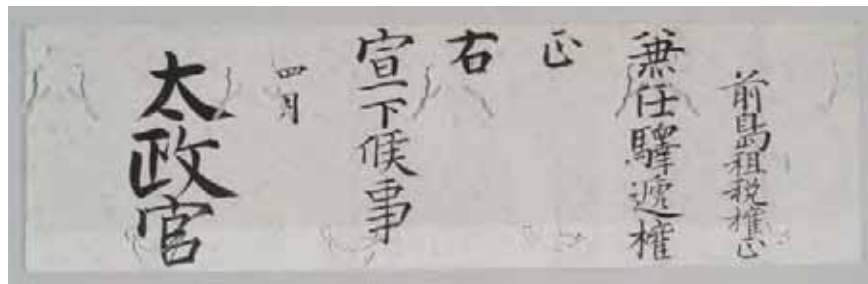
正院本省郵便決議簿

明治3（1870）年6月2日、前島密が建議した郵便創業に関する内容と諸規則等が記されている。簿冊（写）は明治3年、4年の2冊。



前島密駅遞権正の辞令

明治3（1870）年、前島密は租税権正と兼任で駅遞権正を命じられ、郵便をはじめとする通信事業と交通に関わる長官となった。



郵便創業を知らせる太政官布告 日本初のポスト書状集箱

明治4（1871）年、太政官布告により日本国内に郵便事業の開始が伝えられた。日本初のポスト「書状集箱」の下には、布告に加え「各地時間賃銭表」「書状を出す人の心得」が併記されたものが掲出された。



いずれも郵政博物館収蔵

巻頭エッセイ

歴史における連続と断絶

—近世日本と近代日本—

石井 寛治

郵政歴史文化研究会の7年

郵政歴史文化研究会が2008年(平成20)10月に発足してから、早くも7年余りの歳月がたち、2010年3月に創刊された郵政博物館(資料館)の『研究紀要』も今回で第7号を数えるにいった。研究会の開催と紀要の刊行について、ご支援いただいている公益財団法人通信文化協会(1~3号は日本郵政株式会社郵政資料館)に対して心からお礼を申し上げたい。

『研究紀要』創刊号の「創刊のことば」において、私は、郵政博物館が1902年(明治35)以来収集した190万点といわれる資料のなかには、通信史だけでなく美術史においても貴重なものが多く含まれており、その整理と公開・利用は、日本の通信史に関するきわめて広範な領域の研究を可能にするものであって、「そうした研究は、急速な情報化によって特徴付けられる現代社会の歴史的位相を掴むために不可欠の重要性をもつ」と述べた。人類は約一万年前に血縁共同体を組織して食料を生産する「農業革命」を行ない動物社会から分化し、ほぼ二千年前に古代哲学・世界宗教を通じて血縁によらない普遍的な社会関係と国家権力(ギリシャ・ローマと秦漢帝国などの「古典古代」)を生み出し⁽¹⁾、さらにほぼ二百年前に西ヨーロッパを先頭に「産業革命」を開始して資本制社会を樹立した上で、今日それに続く画期的な「情報革命」を遂行中であるが、われわれ人類の未来社会を展望するためにも、これまで情報化が果たしてきた歴史的役割を明らかにすることは極めて重要な課題であると言えよう。

もちろん、日本通信史に関する研究は古くから行われており、1970年(昭和45)には、官営郵便の開始(1871年=明治4)からの1世紀の郵政史を総括した浩瀚な郵政省編『郵政百年史』が刊行されている。しかし、この『研究紀要』創刊号に掲載した通信史のサーベイ論文において、私は、その後40年間の通信史研究を跡づけた末、「究明すべき課題の大きさと比較すると、われわれは、まだ研究の入り口にとどまっている」と述べざるをえなかった。郵政歴史文化研究会は、そうした研究史の限界を突破するために組織され、その成果を発表する年1回の『研究紀要』を編集してきたのであるが、その結果、どのようなことが明らかにされたのであろうか。まず、『研究紀要』の創刊号〔2010年3月〕、第2号〔2011年3月〕、第3号〔2012年3月〕、第4号〔2013年3月〕、第5号〔2014年3月〕、第6号〔2015年3月〕の主要目次を、論文等と資料紹介に限定して示そう。

1 石井寛治『資本主義日本の歴史構造』(東京大学出版会、2015年)付論2参照。

『研究紀要』1～6号の内容目次（執筆者・掲載順）

【巻頭論文・論文・研究ノート＊】

著者名	〔刊行年次〕	題 名
石井 寛治	〔2010〕	日本郵政史研究の現状と課題〔巻頭論文〕
新井 勝紘	〔2011〕	「軍事郵便文化」の形成とその歴史力〔同上〕
杉山 伸也	〔2012〕	欧米人のみた幕末・明治初期の日本の郵便〔巻頭エッセイ〕
山本 光正	〔2013〕	海道・街道と交通路の名称〔巻頭論文〕
杉浦 勢之	〔2014〕	フェルナン・ブローデルの『地中海』とその創造性〔同上〕
田良島 哲	〔2015〕	明治後期における通信省から帝室博物館への切手類の寄贈〔同〕
磯部 孝明	〔2010〕	明治後期三等郵便局の局員構成—三島郵便局の事例—
田原 啓祐	〔2010〕	戦前期三等郵便局の経営実態—滋賀県山上郵便局の事例より—
——	〔2012〕	戦間期における郵便事業の構造と三等郵便局の待遇問題 —埼玉県越生郵便局の事例より—
——	〔2013〕	関東大震災後における通信事業の復旧と善後策
伊藤 真利子	〔2010〕	高度成長期郵便貯金の発展とその要因 —郵便貯金増強メカニズムの形成をめぐって—
——	〔2011〕	安定成長期の郵便貯金 —郵便貯金増強メカニズムの変化とその要因—
——	〔2012〕	バブル経済下の郵便貯金—「90年ショック」をめぐって—
——	〔2014〕	長期不況下の郵便貯金—郵貯「2000年問題」をめぐって—
——	〔2015〕	日本における国債問題の展開—郵貯資金との関連で—
北原 聡	〔2010〕	近代日本における電信電話施設の道路占用
小原 宏	〔2010〕	＊明治前期における郵便局配置に関する分析 —千葉県郵便局ネットワークに着目して—
——	〔2012〕	明治前期における集配郵便局の配置—安房国を中心に—
——	〔2015〕	明治前期における郵便局ネットワークの調整が郵便局経営に与えた影響—筑前国甘木郵便局を事例として—
井上 卓朗	〔2011〕	日本における近代郵便の成立過程 —公用通信インフラによる郵便ネットワークの形成—
——	〔2013〕	＊東京中央郵便局沿革史 日本初の地下電車—郵便物搬送用地下軌道—
——	〔2015〕	＊戦後初の新規格郵便ポスト「1号丸型」の試作から完成まで —謎のレターポストの解明—
後藤 康行	〔2011〕	戦時下における軍事郵便の社会的機能 —メディアおよびイメージの視点からの考察—
——	〔2012〕	＊戦時下の漫画にみる通信事業と戦争—郵政資料館所蔵雑誌『通信の知識』および『大通信』掲載漫画の研究—
——	〔2013〕	＊戦時下における通信博物館の軍事郵便展示
——	〔2014〕	戦時下の通信職員組織・通信報国団に関する基礎的研究
——	〔2015〕	＊戦時下における通信博物館の軍事郵便展示（補論）—1939・40年の「興亜通信展覧会」

- | | | |
|-------|--------|---|
| 高槻 泰郎 | 〔2011〕 | 近世日本における相場情報の伝達—米飛脚・旗振り通信— |
| 加藤 征治 | 〔2011〕 | * 1870年代における郵便の普及と認識—錦絵に描かれた駅通寮・郵便柱箱（ポスト）の分析を通じて— |
| —— | 〔2012〕 | 役者絵の機能—豊原国周作『開化廿四好』の分析を通じて— |
| 巻島 隆 | 〔2013〕 | 飛脚問屋京屋・嶋屋の金融機能—店卸勘定と手形の分析— |
| —— | 〔2014〕 | 近世中期における津藩の飛脚制度
—山城国西法花野村庄屋、浅田家「飛脚帳」の検討— |
| —— | 〔2015〕 | 定飛脚日記からみる飛脚問屋—「御用」記述に関する検討— |
| 杉山 正司 | 〔2015〕 | 『五街道分間延絵図』と『宿村大概帳』の制作 |
- 【資料紹介】
- | | | |
|------------|--------|--|
| 井上 卓朗 | 〔2010〕 | 郵政資料館資料概要 |
| —— | 〔2012〕 | 郵政資料館所蔵「正院本省郵便決議簿」 |
| 杉山 正司 | 〔2010〕 | 『各線鉄道線路図』～東京・高崎間を中心として～ |
| —— | 〔2012〕 | 郵政資料館所蔵「網代乗物修理仕様并代金覚」 |
| —— | 〔2014〕 | 明治天皇御東幸六郷川船橋架設絵図 |
| 「駅通志料」を読む会 | 〔2010〕 | 郵政資料館蔵「東海道宿毎応対日記 上」 |
| —— | 〔2011〕 | 郵政資料館蔵「東海道宿毎応対日記 下」 |
| —— | 〔2012〕 | 郵政資料館蔵「二条・大坂御城内刻附定飛脚歴代記」 |
| —— | 〔2013〕 | 逓信総合博物館蔵「東海道取次所談書連印帳」 |
| —— | 〔2014〕 | 郵政博物館蔵「辛酉 寛保元年 日用留 壱番」(飛脚問屋・嶋屋佐右衛門日記 第一分冊〔「宿駅日記」第一分冊/「寛保元年 定飛脚日記一」〕) |
| —— | 〔2015〕 | 郵政博物館蔵「壬戌 寛保貳年 日用留 第二」(飛脚問屋・嶋屋佐右衛門日記 第二分冊〔「宿駅日記」第二分冊/「寛保二年 定飛脚日記二」〕) |
| 田良島 哲 | 〔2010〕 | 郵政資料館所蔵の中世東大寺文書と往来軸 |
| —— | 〔2011〕 | 郵政資料館所蔵の寛文三年固関木契 |
| —— | 〔2012〕 | 郵政資料館所蔵 往来物目録（一） |
| —— | 〔2013〕 | 逓信総合博物館（旧郵政資料館）所蔵 往来物目録（二） |
| —— | 〔2014〕 | 郵政博物館（旧郵政資料館）所蔵 往来物目録（三） |
| 村山 隆拓 | 〔2011〕 | 現存するわが国最古の自動押印機「足踏式押印機」 |
| —— | 〔2012〕 | 珍しい機構をもつ「ダガン押印機」 |

『研究紀要』を読んだ印象的批評

これらの掲載論文・資料紹介は、巻頭論文・エッセイを執筆した『研究紀要』編集委員会のメンバーがそれぞれ主査となって開催する分科会での調査・研究発表・討論を経て作成され、投稿原稿は編集委員の厳しい査読を経た上で掲載されたものである。それだけに、何れも郵政博物館の所蔵資料を中心とする原資料に基づいた重厚な実証研究や詳細な資料紹介であり、その内容の全てをここで紹介することは私の能力の限界を超えている。ここでは、論文を中心とした研究成果についての私個人の印象的批評を記させて頂き、今後の研究の課題を探ることに

したい。

もっとも、論文だけを紹介するというのは、資料紹介を無視してよいことを決して意味しない。郵政博物館の資料は、井上卓朗〔2010〕の概括的説明にあるように、2000年（平成12）までにデータベースに登録された「図書資料」、「写真資料」、「一般資料」、「切手資料」だけでも405,724件に及んでいるが、未整理資料も膨大な量に達しており、専門家による調査・解説を待っている。資料紹介はそうした郵政資料の「宝庫」とされてきた郵政博物館の内実を紹介するものであり、実際のところ年度末に届けられる『研究紀要』のなかで、一番読み易く、楽しみながら拝見することが出来るのは綺麗なカラー印刷を含む資料紹介なのである。

それだけではない。そこで紹介された資料は、そのまま歴史資料として活用できるものも多く含まれている。私のささやかな経験を述べると、中西聡・井奥成彦編著『近代日本の地方事業家』に収録された拙稿「金融システムの近代化と萬三商店」の執筆に際して、尾張藩知多郡半田の肥料商小栗三郎家が、江戸や大坂の肥料問屋からの肥料仕入代金の決済のために、東海道の岡崎宿や熱田宿の飛脚問屋を利用していたらしいことが帳簿から判明したが、その確証がなかなか得られず、苦慮していた。ところが、『研究紀要』第1、2号所収の「駅通志料」を読む会〔2010、2011〕を見ると、紹介された「東海道宿毎応対日記」の岡崎宿と熱田宿の項目に、小栗家の資料に登場する「服部」と「小嶋」の名前がそれぞれ記されているではないか。この資料によって、私は、半田と江戸・大坂の代金決済に際して、東海道の飛脚問屋を用いた古くからの現金決済と、知多の木綿商発行の為替手形を用いた新しい為替決済の双方があることを確認することができた²⁾。この資料紹介は、私にとってまさに「宝庫」の効用が発揮された出会いの場であったと言ってよい。同様な事例は、ほかにもきっとあるに違いないだろう。地道な資料紹介の積み重ねの上にこそ、実証研究の深化が可能となるのである。

さて、編集委員による巻頭論文・エッセイを除いた個別の研究論文であるが、前掲のリストから明らかなように、近代史では戦前・戦中・戦後という広範囲にわたる研究が並んでおり、近世史についても幾つかの論文が掲載されている。

戦前史では磯部孝明〔2010〕と田原啓祐〔2010、2012〕のような三等郵便局の経営実態に関するものと、小原宏〔2010、2012、2015〕と井上卓朗〔2011〕のように三等郵便局のネットワークの形成に関するものが多い。地方有力者を郵便局長という下級官吏に登用することを通じて短時日に全国的な郵便網を作り上げるという奇跡的な政策が実現できた秘密は、三等郵便局の設置と局長による請負経営にあるとされながら、その経営実態はほとんど究明されてこなかった。1926年に刊行された東京朝日新聞経済部編『経営百態』は、「三等郵便局」について、「三等局設置の認可が出ると予め電報、郵便の通数、為替貯金保険の取扱数、電話加入者の数、局員給料等を基準にしてその三等局の経費を割出して支給する。即ち一種の請負事業だから、時には欠損を生じて、局長の重い負担になる事もある。勿論営業上〔場？〕は自分持でなければいけない。局長の純収入は切手、印紙類の売上手数料で、……局長は名誉職だから、月手当の如きも等級によって違ふが、大体十五円から二十円位極僅なものである³⁾と、経営の苦しさを述べていたが、実証されたわけではない。田原啓祐〔2010〕は、郵政博物館所蔵の経営資料によって、局長への渡切経費がしだいに実態から遊離し、局員の待遇改善に回す余裕がなくなっ

- 2 中西聡・井奥成彦編著『近代日本の地方事業家—萬三商店小栗家と地域の工業化』（日本経済評論社、2015年）第9章。
- 3 東京朝日新聞経済部編『経営百態』（日本評論社、1926年）292頁。例えば、元郵便局員の稲葉六郎氏が岐阜県古城郡古川町古川郵便局の経営史料に基づいて執筆された『古川郵便局史』（古川郵便局史刊行会、1961年）〔東京大学経済学図書館蔵〕のような優れた経営分析もあるが、全体としてはまだ分析は遅れている。

た様子を仔細に明らかにした。さらに田原啓祐〔2012〕は、第一次世界大戦以降の都市化に伴い地方の三等郵便局が給与や人員配置で強い艱寄せを受けたことを、切手・印紙収支を含む経営資料の分析を通じてはじめて具体的に明らかにした。また、磯部孝明〔2010〕は、郵便局員の個別履歴を分析し、彼らは比較的高学歴であったにもかかわらず待遇が悪いため短期間で退職しており、局員は本業として勤めるのではなく家業を継ぐまでのつなぎ、あるいはより高給の職業につくまでの踏み台として勤めていたと論じた。こうした三等郵便局を主たる担い手とする郵便局のネットワークについては、井上卓朗〔2011〕が、1883年（明治16）の郵便条例と駅逓区編成法の下で府県に代わって駅逓局が郵便局を直轄管理して地域配置を合理化するようになり、不要と見做した郵便局を大量廃止した結果、1886年から政府レベルの郵政収支が黒字に転換したことを明らかにした。小原宏〔2010、2012、2015〕は、千葉県と福岡県のネットワークの再編成を検討し、郵便局数の減少は松方デフレ下の豪農の没落によるものよりも、拠点郵便局間の小規模郵便局の統廃合という合理的・政策的調整によるものが中心であり、その結果郵便コストが低減したことを実証した。これらの研究は、三等郵便局とそれらのネットワークの実態をはじめて個別の経営レベルにまで降りて究明したもので、郵便史研究を大きく前進させたと言えるが、まだ個別事例の数が限られており、今後さらに郵便局長の家業の経営を含めた三等郵便局の経営分析がなされることが期待される。

戦中期の郵政史研究としては、最近とみに社会的な注目を集めている軍事郵便の研究が『研究紀要』を通じてさらに前進した。意欲的に軍事郵便研究を先導している新井勝紘〔2011〕は、自らの研究体験と教育体験を踏まえて、膨大な数の軍事郵便を書いた兵士と家族がどのような「軍事郵便文化」を作り出し、今日のわれわれに何を伝えているかを再検討したいと述べた。そうした新井の問題提起を受けて、後藤康行〔2011、2013、2015〕は、軍事郵便が当時果たした社会的機能を検討し、それが子供を含む国民全体を戦争に動員する機能を果たしたこと、戦死を最大の名誉とするイメージを広げる役割を果たしていたことを強調し、戦時下の通信博物館も軍事郵便の特別企画展を行ない、国家と国民の結びつきの強化に貢献したと指摘した。一旦召集されて戦地へ赴いたら最後、死ぬまで戦うことを求められ、休暇によって家族と再会する機会がめったに与えられないまま、軍事郵便を介する肉親との繋がりをほとんど唯一の慰めとする日本軍人の姿は、欧米の軍隊と異なる日本の軍隊の特徴を示すものであろう。軍事郵便の研究が、日本の軍隊のもつ独自の非人間性にまで分析を深めることができれば素晴らしい批判的研究となるであろう。

戦後史にまで踏み込んだ研究としては、伊藤真利子〔2010、2011、2012、2014、2015〕の郵便貯金に関する一連の実証研究がある。高度成長期の前半に見られた直接金融への方向は、1965年（昭和40）の証券恐慌を画期に後退し、とくに郵便局の定額貯金が政策的な支えを受けて急増するという「郵貯増強メカニズム」が形成され、その影響を受けた銀行業界の巻き返しが安定成長期の1970年代後半に激しくなったことが指摘される。さらに1980年代後半のバブル期には証券市場の急激な膨張が見られたが、1990年に予想された郵貯の流出は証券市場の崩壊によって実現せず、1990年代の金利自由化と長期不況の下で郵貯資金の自主運用が政策課題となったことが指摘される。そして民間企業部門に代わって公的部門が最大の資金の借り手となった今日では、郵貯資金問題は、財投問題から国債問題へと転換し、金融機関全体の問題に合流しつつあり、景気上昇が見込めなければ国債保有に伴う財務リスクが露出する恐れがあると訴えている。こうした郵貯の戦後史を形成した主体として、伊藤は折に触れて、郵相・蔵相・首相を歴任した政治家田中角栄の役割に注目すべきだと論じており、その研究成果の発表が待たれるところである。

近世史については、郵政博物館所蔵の資料整理が進んでおり、その成果の一部が、前述のように資料紹介として『研究紀要』に掲載されているが、論文としても注目されるものが出現した。近代の郵便制度の前提として、近世の飛脚制度が大きな役割を果たしたことは、最近までの郵便史研究をリードしてきた郵便史研究会前会長藪内吉彦氏が、田原啓祐氏との共著『近代日本郵便史—創立から確立へ』の冒頭に次のように述べておられることから今や通説の地位を占めていると言ってよからう。

「明治四(一八七一)年三月一日(太陽暦の四月二〇日)に創設されたわが国の郵便制度は、近世の飛脚制度ならびにその土台である宿駅制度をその前史として捉えねばならない。すなわち、新式郵便は、書状継立機能をもつ近世飛脚制度と、その土台であり不分離の関係にある宿駅制度とは断絶したものでなく、その制度の再編成されたものである。それは書状継立そのものが、公文書を継ぎ立てた問屋賄継飛脚のシステムであり、創業当初の郵便業務は伝馬所(宿駅問屋場)で行われ、郵便取扱人の多くは継飛脚・町飛脚を取り扱ってきた問屋役をはじめとする宿駅役人、あるいは飛脚屋であり、郵便脚夫の多くも元の継飛脚の脚夫であることを見れば明らかである。しかるに、現在でも郵便は近世宿駅・飛脚制度とは断絶し、イギリスで近代郵便の知識を得て帰国した前島密によって、全面的に移植・導入して開始されたとする誤解があるのは、新式郵便は国営にして従来の飛脚とは異なることを意図的に強調した明治政府の政策の反映である」⁴⁾

こうした郵便と飛脚の連続面を強調するためには、近世の飛脚がどのような存在であり、幕末までにどの程度発展していたのかが明らかでなければならないが、近世の飛脚の実態の研究はきわめて遅れていた。『研究紀要』の高槻泰郎〔2010〕は、大坂堂島の米相場が米飛脚を通じて、さらに旗振り通信を通じて大津へ速報された実態を明らかにし、高槻氏の米市場の研究は、後に同著『近世米市場の形成と展開』⁵⁾として公刊された。また、巻島隆〔2013、2014〕は、江戸定飛脚問屋仲間の京屋弥兵衛と嶋屋佐右衛門の上州店の経営資料を用いて、飛脚店の店卸勘定や手形による金融取引の実態を究明し、さらに山城国の大庄屋浅田家の「飛脚帳」を用いて、伊勢国津藩が領内(浅田家は飛地の城和領にある)への伝達に際して村送飛脚を庄屋に請け負わせたことを明らかにした。この2論文を含む巻島氏の飛脚史研究は、同著『江戸の飛脚』⁶⁾として公刊されたが、同書は近世飛脚に関するまとまった最初の研究書として高く評価されよう⁷⁾。

近世通信史研究の広がり

以上、『研究紀要』第1～6号の掲載論文を中心に、最近の通信史研究の進展振りについて述べさせて頂いた。同誌の執筆者は、郵便史研究会のメンバーとして『郵便史研究』にも論文を掲載しているが、そうした研究業績を含めるまでもなく、通信史研究の実証水準が急速に高まっていることは間違いないと言えよう。しかしながら、通信史研究の成果が、歴史学全体のなかでどのような位置を占め、大きな歴史像の新たな書き直しにいかなる貢献をしているかを考えると、事態は必ずしも好転したとは言えないように思われる。ことは研究者や論文の数の

4 藪内吉彦・田原啓祐『近代日本郵便史—創立から確立へ』(明石書店、2010年)23頁。

5 高槻泰郎『近世米市場の形成と展開—幕府司法と堂島米会所の発展』(名古屋大学出版会、2012年)。

6 巻島隆『江戸の飛脚—人と馬による情報通信史』(教育評論社、2015年)。

7 『交通史研究』第87号、2015年11月、に掲載された同書に対する私の書評参照。

多少といった単純な事柄ではなく、われわれの歴史研究と歴史叙述の本質的なあり方に関わる問題である。最近、私は、西洋中世史家の池上俊一氏が、「歴史学の作法 いかには歴史を叙述すべきか」において、次のように述べているのを読み、内心忸怩たる思いをした。

「歴史家の叙述は、当代の読者の期待の地平に着実に位置づけられなくてはならない。言い換えれば、そこでは歴史家が書こうとしている叙述内容ひとつのみの整合性や妥当性が問題なのではなく、その時代・地域に共同主観的に受け継がれ、たえず積み重なりまた修正されていく大きな歴史像ないし歴史叙述の集合体の内部に、新たに書き加えられる歴史叙述がしかるべく位置づけられるように注意しながら、書かねばならないのである。それが、一つの作品(テキスト)内での整合性のみに留意すればよいフィクションとの大きな違いである」⁸⁾

もちろん、池上氏が言いたいことは「当代の読者」の期待におもねることではなく、読者の期待に応える歴史家の行為が「共同主観的」な行為の一環であることをはっきりと意識しなければならぬということであろう。そうした「歴史学の作法」を念頭に置くと、われわれ歴史家の仕事はどんなに小さなテーマを扱った場合でも、それは歴史家の共同作業の一環に参加していることを自覚しなければならないことになる。これは言うことは簡単だが、実行するとなるとなかなか難しいことである。

いま問題としている近世飛脚に即して言えば、その活動が幕末までにどのような水準に達し、近代郵便との繋がりがどの程度可能だったかということが直接の課題であるが、そうした繋がりを明らかにすることは単に通信制度の問題に留まらず、近世日本と近代日本の連続と断絶をどう理解するかという大きな問題の一部をなすということであろう。言い換えれば、飛脚研究は通信・情報という切り口から明治維新変革の理解に関わる問題群に結びつく広がりをもつことになるのである。日本最大の歴史学会である歴史学研究会が「情報と歴史学」に関する特集を組んだのは、1991年11月号が最初のことであったが、その最大の契機は東欧・ソ連の歴史的変動に与えた「情報化革命」のインパクトであるとし、資本主義社会での戦争関連などの報道規制を合せ考慮すると、「社会と国家の神経系と神経中枢ともいいうる」情報とその組織の歴史的分析はきわめて重要なテーマであると位置付けた。同学会近世史部会では、1994年度大会において、「民衆の主体形成と流通・教育・情報」を取り上げ、高部淑子氏が「19世紀後半の情報活動と地域社会」と題する報告で、幕末における丹後国の中間層=豪商農が外国船渡来を契機に膨大な政治情報を取引先や飛脚などから蓄積し、経済問題と政治問題をセットに認識するように成長したことを明らかにした⁹⁾。

こうした学界動向に先立って、宮地正人氏は、1993年9月号の『思想』に、「風説留から見た幕末社会の特質—「公論」世界の端緒の成立」を発表し、幕藩体制下では本来的には政治と情報から疎外さるべき存在とされてきた豪商農と在村知識人が、幕末とくにペリー来航以降、さまざまなルートで政治情報を「風説留」のかたちで蒐集・交換するようになり、彼らの間で国民的輿論が形成されたことを明らかにした¹⁰⁾。宮地氏はさらに島崎藤村の小説『夜明け前』で有名な東美濃中津川と南信濃馬籠の豪商農たちが、最新の政治情報を蒐集しながら平田国学に立って尊王攘夷の志士の活動を支えた歴史を詳細に究明した¹¹⁾。私はかつて薩摩藩の久保利通や西郷隆盛が京都と薩摩の往復に同藩の蒸気船を使ったことが街道筋の飛脚便よりもは

8 『UP』東京大学出版会、第517号、2015年11月、17頁。

9 『歴史学研究』第664号、1994年10月増刊号。

10 宮地正人『幕末維新期の社会的政治史研究』(岩波書店、1999年)第3章。

11 宮地正人『歴史のなかの『夜明け前』—平田国学の幕末維新』(吉川弘文館、2015年)。

るかに迅速な情報交換を可能にして幕府の緩慢な行動を圧倒し、倒幕を成功させたことを論じたが¹²⁾、倒幕運動に先立つ尊攘運動においても的確な政治情報の蒐集に基づいた豪商農の参加と支援が重要な意味をもったのである。隣の中国と比べて過敏なほどの「外圧」への対応がなされ、急速な維新変革が実現した基礎には、支配階層内部の情報網だけでなく中間層=豪商農層内部での発達した情報ネットワークの活動があったと言えよう。巻島隆前掲『江戸の飛脚』は、従来の飛脚史研究が、古くからの郵便史研究の影響を受けて、飛脚便が不便な割には高価だという「負のイメージ」を押し出し勝ちだったのに対し、「走り飛脚」による早便や仕立便はともかく「宰領飛脚」が運ぶ並便の飛脚賃はさほど高くなく、庶民の手に届く水準であったことを明らかにした。そうした飛脚便の高度な発展が、政治情報の広範な伝達と蓄積を可能にし、急速な維新変革の一因となったことがもっと強調される必要があるのではなかろうか。

近世金融史研究との繋がり

近世の飛脚は、書状や手形だけでなく小荷物の運送も行い、現金の輸送も引き受けた。したがって、その発展は金融システムの発展にとって不可欠であり、幕末の飛脚業の発展が高水準にあったことは、金融業の発展もまたかなり高度であったことを窺わせる。ところが、三都の両替商を頂点とする近世金融業の発展については、従来の評価はあまり高くなく、近代に入ってから明治政府の政策的努力を通じてのみ近代銀行システムが出現したと見做されてきた。その点では、近代郵便システムがもっぱら明治政府の政策的努力を通じて出現したという近世・近代の断絶面を重視する古くからの見方が、金融史研究では依然として通説の位置を占めていると言ってよい。

例えば、2015年5月から6月にかけて、日本橋の三井本館7階において三井文庫開設50周年・三井記念美術館開館10周年の記念特別展が開催され、350年に及ぶ三井家、三井財閥の発展史の展示が大福帳など経営史料を交えて行われ、多くの見物客が訪れた。近世期の展示は、三井文庫編『三井事業史』本編第1巻(1980年)や日本経営史研究所編『三井両替店』(三井銀行、1983年)の叙述に基づくもので、幕末の三井両替店経営は不振に陥っていたことが強調された。すなわち、鴻池家が早くから大名貸に特化して商人貸から撤退したのに対し、三井家は大名貸を抑制しつつ両替商や商人への融資を増やしていたが、両替商への融資は彼らによる大名貸を補完するものであり、横浜貿易関連の金融という三井両替店の新しい取組も巨額の欠損を生んだというのである。こうした把握からすると、三井両替店は幕末の民間金融の発展にはあまり役に立たず、民間金融の活性化は明治政府の金融政策によって初めて行われたという断絶説が正しいことになる。

この記念特別展では、4回の公開講座が行われ、文庫の研究員らによる講座と並んで私も文庫利用の体験に基づく話をするよう依頼された。そこで私は、『三井文庫論叢』第36号(2002年)に掲載された拙稿「維新时期大坂の手形市場」¹³⁾を踏まえて、幕末の三井両替店は民間における「貸付業務」は確かに停滞・不振だったが、京浜・上方(京・大坂)間の為替手形取引や大坂金融市場内部での商人振出手形(今日の小切手)の決済といった「手形業務」では盛んな活動を行っていたことを強調した。展示内容とは逆に、近代信用経済に向けての手形業務という点では幕末の三井両替店はますます重要な役目を果たしていたという議論をしたために、聴衆か

12 石井寛治『情報・通信の社会史』(有斐閣、1994年)。

13 のち、拙著『経済発展と両替商金融』(有斐閣、2007年)へ収録。以下の叙述は同書による。

らは展示との違いをめぐってさまざまな質問が出された。

通説がなぜ手形業務の発展を無視したかという、毎期末の貸借と損益を分析する際に使用した「勘定目録」に両替商間の手形決済のデータが掲載されていなかったためである。幕末の三井両替店は、商人を直接の相手として手形（小切手）の振出しを認めるサービスは行っていない。そういう商人手形に関する金融サービスは、中小規模の両替商が行っており、鴻池系統では鴻池別家の鴻池重太郎、三井家系統では三井別家の越後屋善太郎が扱っていた。大坂の三井両替店が扱う手形はそうした中小規模の両替商から預けられた商人手形や両替商宛てに三井が振出した手形であり、両替商の間では毎日手形をもった数多くの「子供」（丁稚小僧）たちが決済のために走り回っており、三井両替店は大坂両替商の手形決済のセンター役を演じていたのである。そこで決済される為替手形のなかには貿易港横浜や江戸で上方向けに組み込まれた手形も混じっていたことが注目される。横浜居留地での現金取引が遅滞なく行われ、そのことを前提に外国商人の内地通商が禁止されることができたのは、まさにこのような発達した為替ネットワークを介して、京・大坂を含む有力両替商と商人の資力が開港場に集中的に動員できたためであった。その意味で、三井大坂両替店の手形業務は、大坂金融市場を中心としながら全国的な商品流通や年貢送金をスムーズに行う上で貴重な中枢機能を担っていたのである。

1866年（慶應2）末の三井大坂両替店の「勘定目録」によると、貸方合計銀2万7,818貫の内訳は、金銀有高が1万2,485貫、幕府からの預り金を用いたと称する「延為替貸」が8,350貫で、融資額の過半を占めていた。それに対して同年の「手形帳」の記載によれば、手形差引の相手の両替商に預けた10万貫近い手形（債権）から自らの振出した9万貫台の手形（債務）を差し引くと年末現在で6,663貫の手形を相手に預けた勘定になる。これは「延為替貸」の80%という大変な金額であり、それを無視しては両替店の貸借勘定は考えられないというのが今日的な判断であるが、当時の三井の人々は手形差引というのは「勘定目録」に記載すべきでない別個の世界の出来事だと考えていたようである。

当時は手形を受け取った人が、それを他人に渡した場合、簡単な名前を記す裏書をするが、仮にその手形が不渡りになった時にも、裏書人は今日と異なり責任を負う必要がなく、責任は飽く迄も手形の最初の振出人にまでさかのぼって追求された。そのため、手形交換の仲介をしていた三井両替店は、いくら巨額の差引残高があってもそれは自分の資産・負債とは見做さなかった。しかし、自分が振出した場合には責任を問われるため、三井では振出した手形が用済になって戻ったことを確認する「手形押切帳」を作成しており、手形が戻らない時は何か月かかっても確認を求めて調査していた。何れにせよ、こうした三井の手形差引業務は、手形の裏書責任という近代手形の要件が確立していなかった近世期の大坂金融市場の話であったが、だからといって、その役割を見落としたままでは、当時の三井の活動のなかに近代に向けての萌芽があり、対外的・民族的自立を支える力量があったことを見落とすことになる。

このように発達した為替取引のネットワークの存在は、手形を運ぶ飛脚の迅速な活動を条件とするものであった。その結果、日本は外国商人によって国内市場を踏み荒らされることを免れたほとんど唯一の国となった。そうして貿易に直接・間接に関わった近世商人と両替商は開港後にさらに巨大な資金蓄積をなしとげ、その資金を産業革命に投入することになるのである。近代日本が外資を排除するという特異な政策の下にありながら、アジアの先頭を切って産業革命を行なった歴史的な前提は、近世末期までに準備されていたと言えよう。

結び—歴史における連続と断絶

以上、通信史と金融史における近世から近代への移行をどのように捉えるかについて連続面にこそ留意すべきだと論じてきた。こうした把握に対しては、もともと経済や経営は、政治や思想と違って連続的な変化が強いのは当然だという一般論に立った意見もありえよう。しかし、一般論でなく歴史論として考えた場合には、逆の変化も多くみられる。例えば、かつて服部之総氏が唱えた「幕末厳マニユ段階」説は、資本制企業への発展は小生産から手工業工場、さらに機械制大工場という連続的顺序で進むという前提に立って、近代日本への機械制大工場の技術移転がスムーズになされたのは、幕末経済の発展段階が手工業工場（マニユファクチュア）を中心とする水準に達していたからだという仮説であったが、その仮説は実証されず、紡績業や鉄道業の場合に至っては連続的発展はまったく見られなかった。また、明治維新の政治変革は確かに幕藩制国家から中央集権国家への飛躍を結果したとはいえ、明治国家は古代以来の連続たる天皇制思想に立脚しつつ近代議会制を取り込んだ複合的権力として「上から」創り出されたものであり、権力のあり方は人民が最終的に決定するという東西の「古典古代」の創り出した国家原理の伝統とは異質な血縁共同体に発する原理を継承していたのである。

日本の産業革命は、技術的には機械制工業段階への飛躍＝断絶面を見せながらも、そうした飛躍を株式会社制度の利用によって可能にした資金の出所については、近世以来の商人・両替商の蓄積資金の動員という連続面が大きかったものであり、私は、従来の研究が捉え切れなかった後者の重要性を強調したいのである。もしも資金動員における断絶面があるとすれば、一つには政府の租税収入が産業に投下される場合であり、いま一つは外国人による産業投資がなされる場合であるが、日本の産業革命においては両者の占める比重は小さかった。明治政府のお雇外国人は、外資の排除政策は莫大な資金を必要とする近代的工業化を妨げる誤った政策だと異口同音に批判したが、不平等条約によって外国人への裁判権をもたなかった明治政府はお雇外国人のアドバイスを無視して自力経済建設の道を選んだのであった。

しかし、その道は決してスムーズなものではなかったことも事実である。明治政府が1886年に銀本位制を確立して本格的な産業革命への発展の基礎固めをし、さらに対外的な近代軍備の拡充を図るにあたっては、政府内部でも外債を起こして政府紙幣の兌換の準備に充てソフトランディングを目指そうとする意見があった。だが、外国勢力の支配を警戒する政府はそうした路線を断念し、超均衡財政の生み出す余剰金によって兌換化を準備したため松方デフレと呼ばれる激しい不況を招き、地方の豪商農層による広範な工業化の方向は狭められた。以後、今次敗戦までの地方では、豪商農の経営的発展は全体としては抑制され、中央主導の発展と対決せずにそれと結びついて利用できた場合にのみ経営的発展が見られたのである⁽¹⁴⁾。三等郵便局の経営の困難さは、中央政府の郵政事業財政の収奪的性格⁽¹⁵⁾によるだけでなく、松方デフレ以降の日本経済において豪商農層が置かれた従属的位置によっても加重されたのであった。郵政歴史文化研究会が取り組んでいる近代日本の郵政史研究は、そうした意味での日本近代経済の発展の独自のあり方を、三等郵便局を担った豪商農層の経営実態に即して新たな角度から究明する役割を期待されていると言えよう。

（いしい かんじ 東京大学名誉教授）

14 農村工業としての製糸業の発展がその好例であるが、地方商人の場合についても同様な事例が最近実証された。中西聡・井奥成彦編著前掲『近代日本の地方事業家』参照。

15 その背景には、通信関係の会計が1933年度まで一般会計に含まれて、通信省は折角の利益を自分で用いる権限がなかったことがあった（石井寛治「通信特別会計成立に関する一考察」『郵便史研究』第30号、2010年9月、同「郵便貯金利子の決定に関する一考察—通信省と大蔵省の関係—」『郵便史研究』第40号、2015年9月、参照）。

論文

戦前昭和期の郵便事業

田原 啓祐

はじめに

第一次大戦以後の郵便事業はさらなる飛躍的な成長を遂げた。1919年から1937年の期間に郵便局は4,261局増加、郵便線路の距離は、19,229kmから5倍を超える98,624kmに延長した。一方、内国通常郵便引受数も33億通から1.4倍の47億通に達し、通信事業収支は膨大な黒字を生み続けた⁽¹⁾。数字上はまさしく順調な成長であったと言える。

しかしながら地方の三等郵便局に対する待遇は、郵便事業の成長から取り残されたままであった。世の中が物価騰貴の状況にある中で給与が据え置かれ、人員増加がなされないまま、多様化する業務への対応を強いられた三等局員にかかる負担は相当なものとなり、局員の職離れは深刻な問題となっていた⁽²⁾。

三等局局員の待遇が改善しない要因は、当時の通信事業がもつ財政構造にあった。通信事業は高い収益を上げながらも、その収益分を自主的に事業の拡張や三等局の待遇改善に充てることができなかった。通信事業が一般会計の管理下にあり、その高い収益は緊縮財政政策時の財源や軍事費増強のために政府の財政収入源となっていたためである⁽³⁾。

経済発展にともない通信利用がますます増加する一方で、政府の緊縮財政政策の影響を受け節減策を続けたことは、サービスの低下および事業の縮小を招くこととなった。高い収益を上げる一方でサービスが低下するという状況は不合理であり、利用者の批判や従業員の反発が出るのは当然のことで、サービスや待遇の改善が強く要望されたが、これらの要望に直ちに応えることは郵政事業のもつ財政構造により容易なことではなかった。

郵政事業の自主的経営の思想は既に日清戦争期に存在したが、第一次大戦以降一般会計下での通信事業経営が深刻な問題を露呈したことで、通信事業特別会計への移行の気運が一気に高まった。特別会計移行については何度も提案されてきたが、そのたびに壁が立ちばかり実現を見なかった。しかし第二次加藤高明内閣・安達謙三通相（1925年（大正14）8月～1926年1月）時代に「通信事業特別会計実施準備委員会」が設置されると本格的な調査が始められ、さらに1931年（昭和6）9月「通信事業特別会計制度調査会」設置により特別会計の実現を目指して逓信省が一体となって突き進む態勢が整い、南弘逓信大臣や逓信官僚らの尽力により、1933年2月23日、第64回議会で議案が提出され、同年3月20日に通信事業特別会計法案が成立した⁽⁴⁾。

これにより、逓信省が管轄する通信事業（郵便・電信電話・郵便為替貯金およびこれらに付

-
- 1 郵政省編『郵政百年史資料』第30巻、吉川弘文館、1971年、21～24頁。
 - 2 田原啓祐「戦間期における郵便事業の構造と三等郵便局の待遇問題—埼玉県越生郵便局の事例より—」『郵政資料館研究紀要』第3号、2012年3月。
 - 3 特に1931年度（昭和6）以降その負担はますます厳しくなり、収益（通信事業収支）の75%に及ぶ年間約8,000万円を一般会計へ供出することを余儀なくされた。

帯する業務)は一般会計から切り離され独自の会計制度を持つに至った。特別会計成立に際し、南弘通信大臣は、「…(前略)…事業の会計を独立せしめ、自力更正を図る外に、途がないのであります。即ち、施設の拡張改良は事業自身の負担に於て之を行ひまして、之に依つて事業計画を安定し、其の実行を容易確實ならしむると共に、一面、極力経理の合理化経済化を計りまして、之に依つて相当の資源を捻出し、彼此相俟て、漸次事業窮極の目的の達成を期するに外ないのであります」と訓示している⁽⁵⁾。しかし、通信事業特別会計の成立に関する世間の反応は冷ややかなものであった⁽⁶⁾。

本稿では、通信事業特別会計実施後の郵政事業において、通信省の長年の宿願である「事業経営の合理化経済化」、「事業施設の拡張改善」、「自力更正」の方策がどのように進められていったのか、戦前昭和期に絞って検討していくことにしたい。

通信事業特別会計について

1934年(昭和9)4月1日、通信事業特別会計が実施された。その条文「通信事業特別会計法」は以下のとおりである⁽⁷⁾。

通信事業特別会計法

昭和八年三月三十一日

法律第四十一号

第一条 通信事業ヲ経営スル為従来ノ本事業所属ノ土地、建物、電信電話線路、機械其ノ他ノ設備、貯蔵物品並ニ将来ノ資本勘定過剰金及本会計ノ負担ニ属スル公債又ハ借入金ヲ以テ資本ト為シ其ノ収入ヲ以テ特別会計ヲ設置ス

本法ニ於テ通信事業トハ郵便、電信及電話ノ事業(郵便為替、郵便貯金、年金及恩給ノ支給其ノ他国庫金ノ受入払渡並ニ収入印紙売捌ノ事務ヲ含ム)並ニ之ガ附帯業務ヲ謂フ

第二条 通信事業設備ノ拡張及改良ニ必要ナル金額ハ業務勘定過剰金並ニ電信電話建設寄付及設備負担金ヲ以テ之ニ充ツ、但シ業務勘定過剰金並ニ電信電話建設寄付及設備負担金不足ノ場合ニ於テハ電信電話設備ノ拡張及改良工必要ナル金額ニ付公債ヲ発行シ又ハ借入ヲ為スコトを得

前項ノ規程ニ依ル公債及借入金ノ総額ハ電信電話設備拡張改良及補充費ノ毎年度予算定額ヨリ電信電話設備補充費繰入金ニ相当スル金額ヲ除キタル残額以内トス

4 通信事業特別会計創設の経緯については、事業史として、通信省編『通信事業史』第7巻、(通信協会、1940年) 郵政省編『郵政百年史』(吉川弘文館、1971年)に記されているほか、雑誌『交通経済』の記者・内海朝次郎が特別会計成立時期に詳細に取材した成果である、内海朝次郎『通信特別会計の生れるまで』(交通経済社出版部、1933年) 実際に特別会計成立に関わった通信次官の回顧録、牧野良三『特別会計となつた通信事業—その沿革と内容に就て—』(財団法人社会教育協会、1934年)がある。近年の研究として、通信事業特別会計成立をめぐる通信省と大蔵省の折衝の過程を明らかにしたものとして、石井寛治『戦間期の財政金融史における郵政事業』『郵便史研究』(第20号、2005年10月) 同『通信特別会計成立に関する一考察』『郵便史研究』(第30号、2010年9月)がある。

5 「訓示第一号」(『通信公報』号外、昭和8年4月1日)。

6 たとえば、1933年1月18日の『東京朝日新聞』の社説では、特別会計を増加することは財政の統一を乱し国費の膨張を及ぼすこと、通信事業を一般会計より切り離す際に一般会計は形式上一億数千万の歳出を減少することとなり、一般会計歳出予算の実質的緊縮を行う際の支障となること、経済困難に直面し経費の節約が緊要の際に通信事業のみが施設の拡張改良と待遇改善のために出費を増加することは不公平であること、通信事業が特別会計となれば郵便料金の値上げによる収入は財政立て直しの財源に充当することができなくなること、通信事業の改善よりも危機をはらむ財政を立て直すことが重要であるとして、同制度の採用を批判していた。

7 前掲、『通信公報』号外(昭和8年4月1日)。

第三条 左に掲ぐる国債ハ本会計ノ負担トス、但シ昭和五年度以降一般会計ヨリ国債整理基金特別会計ヘノ繰入金額ノ内五百万円ハ本会計ノ負担ニ属スル国債ノ償還ニ充当セラレタルモノト看做ス

- 一 事業公債条例ニ依リ電話拡張ノ為従来発行シタル公債
- 二 電話事業公債法ニ依リ従来発行シタル公債
- 三 電信事業公債法ニ依リ従来発行シタル公債
- 四 震災前後公債法ニ依リ通信事業ノ為従来発行シタル公債又ハ借入金及将来発行スル公債又ハ借入金
- 五 前条ノ規定ニ依ル公債又ハ借入金
- 六 前各号ニ規程スル国債ノ借換ノ為起債シタル国債前項ニ規定スル国債ノ償還金、利子並ニ発行及償還ニ関スル経費ノ支出ニ必要ナル金額ハ毎年度之ヲ国債整理基金特別会計ニ繰入ルベシ

第四条 本会計ハ毎年度八千二百万円以内ニ於テ予算ニ定ムル金額ヲ一般会計ニ納付スベシ

第五条 本会計ハ之ヲ資本勘定、用品勘定及業務勘定ニ区分ス

第六条 資本勘定ハ業務勘定過剰金繰入金、事業設備補充費繰入金、電信電話建設寄付及設備負担金、公債募集金、借入金、所属財産ノ売却代金ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ事業設備ノ拡張費改良費補充費、国債償還金等ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第七条 用品勘定ハ用品収入、工作収入其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ用品費、工作費其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第八条 業務勘定ハ業務上ノ諸収入、預金部繰入金、預金利子其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ業務上ノ諸費用、一般会計納付金、事業設備ノ維持修理費、事業設備補充費繰入金、国債ノ利子其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第九条 業務取扱数量ノ増加ニ因リ生ジタル予算ノ不足ヲ補フ為用品及業務勘定ノ歳出ニ予備費ヲ設クベシ

第十条 用品勘定又ハ業務勘定ニ於テ決算上生ジタル過剰ハ之ヲ資本勘定ニ繰入ルベシ
用品勘定ニ於テ決算上生ジタル不足ハ之ヲ資本勘定ニ移シ整理スベシ

第十一条 資本勘定ニ於テ決算上生ジタル過剰ハ之ヲ資本ニ繰入ルベシ
資本勘定ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルトキハ資本ヲ減額シ之ヲ整理スベシ

第十二条 政府ハ毎年本会計ノ歳入歳出予算ヲ調製シ歳入歳出ノ総予算ト共ニ帝国議会ニ提出スベシ

第十三条 本会計ニ於テ支払上現金ニ余裕アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ大蔵省預金部ニ預入ルコトヲ得

第十四条 本会計ノ収入支出ニ関スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法ハ昭和九年度ヨリ之ヲ施行ス

電話事業公債法及電信事業公債法ハ之ヲ廃止ス

特別会計とは、一般会計法規のみによって処理しがたい特定の事業において、特に一般会計より分離独立して経理することを許された会計をいう。そして通信事業特別会計は、政府の経営する事業の損益を明瞭ならしめ、事業の合理化・経済化を図るために設けられた事業特別会計の一つである。特別会計の対象となる通信事業とは、郵便、電信および電話事業であり、郵便為替・郵便貯金・年金及び恩給の支給・その他国庫金の受入払渡、収入印紙売り捌き事務も

これに含まれる（特別会計法第一条）。

通信事業特別会計はイギリスの公益事業に採用されていた複会計制度を取り入れた帝国鉄道、製鉄所（八幡製鉄所の国営時代）の両特別会計を模範として造られたもので、3つの会計単位（「資本勘定」「用品勘定」「業務勘定」）に区分されている（特別会計法第五条）。

資本勘定は、事業設備の拡張改良に関する収支を計算する。固定資産の拡張、改良、補充に関する経費及び国債償還金その他の資本的収入をつかさどるほか、用品・業務勘定において決算上生じた過剰または不足額を総合統一し、さらに固定財産及び借入資本の増減移動額を計算整理して、通信事業特別会計全体の総括的成果計算を明らかにする勘定である（特別会計法第六条）。

用品勘定は、事業用物品の配給調達および増減の計算を明瞭にし、その運用を円滑かつ経済的に行うために設けられた勘定である。従来通信事業用物品は、電話拡張費や電信拡張改良費など工事用のものを要する際には直接民間より該当費目にて購入していたが、特別会計では、用品勘定が事業用物品のストックを運転資金とみなして、各注文を同勘定が受け、これを調達し要求者へ配給することと定められた。用品勘定の歳出科目が用品費及工作費という一本の科目になったことにより、物品の用途を問わず一本の予算科目の下に購買ができ、物品の迅速な調達を可能ならしめることを目的とする（特別会計法第七条）。

業務勘定は、資本勘定により用意した設備を運用して業務を行い、その運用から生ずる収支を勘定する部門である。業務上の諸収入、資本会計からの繰入金、預金利子とその他付属雑収入をもって歳入とし、業務上の諸費用、一般会計納付金、事業設備の維持修理費、事業設備補充費繰入金、国債の利子及び取扱その他付属諸費をもって歳出とする（特別会計法第八条）。

資本勘定と用品勘定との関係は、本店支店の関係に近い。用品勘定は資本勘定より資本の一部である用品資金の交付を受け、これを運転資金として外部（民間会社）より用品を購入もしくはは自営工作場において製作し、代価を他勘定に供給することをその機能としている。したがって、用品勘定において決算上生じた過剰（利益）は資本勘定に繰り入れ、不足（損失）が生じた場合は資本勘定にて整理することとなっている。資本勘定と業務勘定の関係は専ら収入支出の関係のみであり、資本勘定は業務勘定よりその決算上の過剰金と事業設備補充費繰入金の繰入を受けることとなっている。用品勘定と業務勘定との関係は、業務勘定に引き渡した用品の原価および割掛額を業務勘定より用品勘定に繰り入れるのみとなっている。三勘定の構成および相互の関係をまとめたものが図1である。

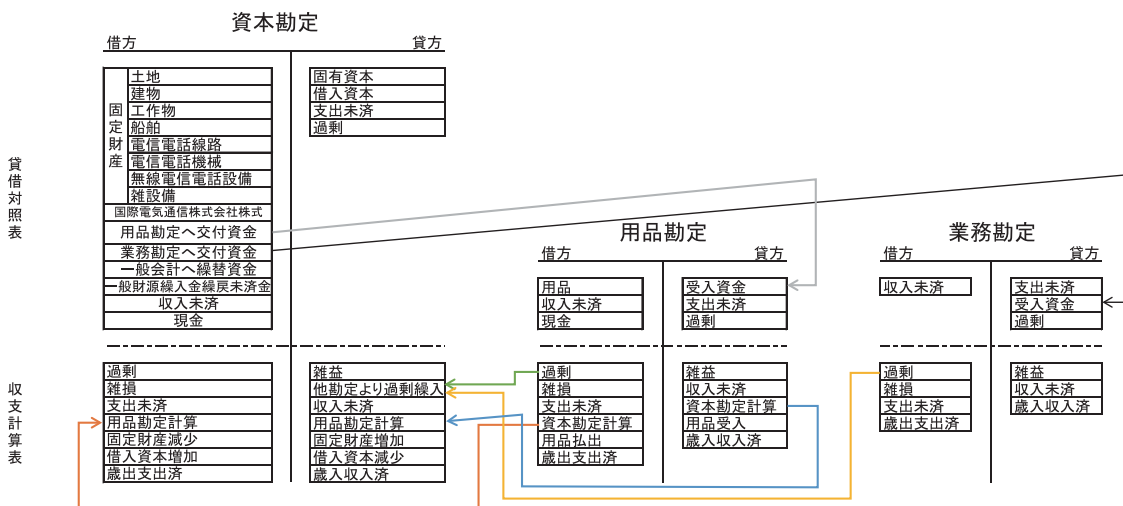


図 通信事業特別会計三勘定の構成

表1—1～表1—3は、通信事業特別会計三勘定の歳入歳出科目を掲げたものである。「俸給」や「手当」、「消耗品費」や「旅費」などが各勘定の各項ごとに分けられて計上されており、即座に会計の全体像を捉えることは難しい。また、郵便事業、電信電話事業、為替貯金事業など、業務別の会計区分がなされていないため、各事業にどれだけの予算が工面されたのか分かり難い。さらに、この特別会計では減価償却制度が採用されていない。そのため当時の財務諸表中の固定財産の価額はどれほど経年しても同財産を取得した時点の価格が記載されていて、時価を示すものではなく、現価より多分に過大な価額が計上されている。ただし、固定財産のうち常に7割以上を占める電信電話設備については補充取替制度が採用されていたが、これは一般会計に多額の納付金を繰り入れるためなるべく経費を要約することと、電信電話設備の荒廃を防ぐという最低限度の要求を満たすための折衷として採用されたに過ぎない。

そして、通信事業特別会計成立の過程で最大の問題となったのが、一般会計納付金である。特別会計法第四条では、毎年度8,200万円以内において予算に定められた金額を特別会計から一般会計に繰り入れられることが定められていた。この納付金は会計学的に見れば企業経営外支出というべきもので、当初から損失または費用の一種として業務勘定歳出に計上されている。逓信省成立以来、通信事業の収益は一般財政の重要な財源となっていた。さらに満州事変以降、軍事費の膨張さらには国家財政歳出の増加を来しており、そのため従来以上に通信事業の剰余金の一般財政への繰入が望まれていた。当時の政治的経済的情勢を背景として、これまで通信事業が一般会計に寄与していた程度の寄与を続けることを条件として通信事業特別会計は成立したのである。一般会計納付金はいわば逓信省と大蔵省との政治的妥協の産物であった⁽⁸⁾。

款	項	目	節	解説
資本勘定歳入	通信事業資金収入	業務勘定過剰金繰入	業務勘定過剰金繰入	通信事業特別会計法第十条により業務勘定における歳入総額の同歳出総額に超過する金額を繰入る収入
		事業設備補充費繰入	電信電話設備補充費繰入	電信電話設備補充工事施行のため財源として業務勘定より繰入る収入
			郵便設備補充費繰入	郵便設備補充工事施行のため財源として業務勘定より繰入る収入
		電信電話建設寄付及設備負担金	電信建設寄付金	電信建設に対する寄付金
			電話建設寄付及設備負担金	電話建設に対する寄付金及電話規則により加入申込者または加入者の納付する寄付金
			電話設備負担金	電話特別開通規則により特別開通申請者の納付する設備費
			電話線接続料	電話不通加入区域外より加入したまたは普通加入区域外において加入者の請求により電話線路の変更を要するとき納付せしむる電話線接続料
			専用電話設備料	専用電話の機械及回線設備料
		公債金	公債金特別会計受入	公債金特別会計より受入れる公債金収入
		雑収入	物件売払代	土地、建物、工作物、船舶及物品等の売払代
			弁償及違約金	学資弁償金、物件の毀損亡失に対する弁償金、損害賠償金、裁判所出頭費弁償金、訴訟費用償却金、出納官吏弁償金並物件売買契約等の履行遅滞による地帯料及解約による違約金の類
			小切手支払未済金収入	支出官又は出納官吏の振出したる小切手にして其の振出日付後一年を経過し支払を了せざるものを歳入に組入るによる収入
			貨幣交換差増	支出官事務規程第二十条に基づき外国貨幣を基礎として支払いを為す場合に生ずる外国為替相場上の差増金
			雑入	返納金、諸収入集計差金其他前記の科目に該当せざる収入
資本勘定歳出	電信電話設備拡張改良及補充費	俸給	勅任俸給	高等官官等俸給令に基づき支給する本俸
			奏任俸給	同上
			判任俸給	判任官俸給令に基づき支給する本俸

	款	項	目	節	解説
資本勘定歳出	電信電話設備 拡張改良及補 充費	俸給	年功加俸及特 別俸加給		高等官官等俸給令に基づき支給する年功加俸並判任官俸給令に基づき支給 する特別俸加給
			雇員給		各種雇員の給料及年功加給
		給与	傭人給		各種傭人の給料 但し直接工事に従事する者に支給するものを除く
			現業員勤勉手 当		勤勉手当給与令に基づき現業に従事する者に支給する勤勉手当 但し直接 工事に従事する者に支給するものを除く
			囑託手当		囑託員に支給する手当
			養成手当		逓信官吏練習所学生並各種見習に支給する手当
			雑事手当		官吏（本款所属のものを除く）以下に支給する各種手当及
		内国旅費			内国旅費規則及南洋群島関東州南満州旅費規則に基づき支給する旅費 但 し直接電信電話工事の為の出張旅費及南洋群島関東州南満州旅費規則に基 づき支給する死亡手当を除く
		外国旅費			外国旅費規則に基づき支給する旅費 但し死亡手当を除く
		共済組合給与金			明治四十二年勅令第百五十一号逓信部内職員共済組合に関する件、大正九 年勅令第八十号現業員の共済組合に対する政府給与金に関する件及昭和元 年勅令第五号現業員の共済組合に対する政府給与金増額に関する件に基 づき逓信部内職員共済組合に支払う給与金
		庁費及雑費	備品費		備品、器具備品（直接工事に使用するものを除く）及見本参考品の購入及 修繕並借料 但し図書類費、被服費、通信運搬費及雑費支弁のものを除く
			図書類費		書籍、図書、写真、官報、新聞、雑誌、地図等の購入費（製本表装、法規 類集の加除訂正費等を含む）及借料
			消耗品		消耗品及工事材料品（直接工事に使用するものを除く）の購入及修繕費（各 種印刷及製本費を含む） 但し図書類費支弁のものを除く
			被服費		逓信官吏練習所学生及被服規程に基づき吏員傭人に給与又は貸与する被服 の購入及修繕費（材料費を含む）並靴料の類
			通信運搬費		通信料金、運搬料、運搬の為の保険料荷造料船車馬借入備上料等の類 但 し直接工事関係のものを除く
			雑費		賄費、土地建物の借料、諸謝金、翻訳料、写字料、広告料、掃除費、直接 工事関係以外の乗用船車等の類
		電信施設費	線路		有線電信線路施設に関する直接工事費にして傭人の給料、勤勉手当、技工 傭人特別休暇者使役手当、臨時傭人入夫費、直接工事の為出張する官吏以 下の旅費、直接工事に使用する器具備品工事材料品の購入修繕及運搬費、 直接工事用船車馬費（乗用船車馬賃乗車切符代を含む）雑費（諸損料、田 畑路荒し、竹木伐採等に対する各種補償料）等の類
			機械		有線電信線路施設に関する直接工事費にして線路の節に準ず
			無線		無線電信線路施設に関する直接工事費にして線路の節に準ず
		電話施設費	線路		有線電話線路施設に関する直接工事費にして電信施設費の目線路の節に準ず
			機械		有線電話線路施設に関する直接工事費にして電信施設費の目機械の節に準ず
			無線		無線電話線路施設に関する直接工事費にして電信施設費の目無線の節に準ず
		局舎営繕	土地		電信電話の拡張及改良に伴う土地買収並土地整備（埋立の場合を含む）に 要する直接費
			建物		電信電話の拡張及改良に伴う局舎、官舎其の他建物の新築、増築、改築、 移築、移転、模様替、修繕等に要する直接工事費並買収費
			工作物		建物の節に準ず
		割掛金			用品勘定より引き渡しを受けたる物品の原価に対し同勘定における取扱諸 費及損減額補てんのため一括して割り掛けらるる負担金
	営繕費	郵便局舎其他 新営費	奏任俸給		電信電話設備拡張改良及補充費の款俸給の項奏任俸給の目に準ず
			判任俸給		同判任官の目に準ず
			庁費		庁用の経費にして備品図書類消耗品の購入及修繕費並借料、通信運搬費の類
			内国旅費		電信電話設備拡張改良及補充費の款事業費の項内国旅費の目に準ず
			雑給及雑費		雇員給、傭人給、囑託員に支給する手当、官吏（本款所属のものを除く） いかに支給する各種手当、賄費、土地建物の借料、謝金、写字料、広告料、 乗用船車費其の他諸雑費の類
			共済組合給与金		電信電話設備拡張改良及補充費の款事業費の項共済組合給与金の目に準ず
			工事費	建物	局舎、官舎其の他建物の新築、増築、改築、移築及之に伴う在来局舎の模 様替移転等に要する直接工事費並買収費
				工作物	建物の節に準ず
			電信電話移転 費		局舎の新築、増築、改築、移築に伴う電信電話の移転に要する費用にして 電信電話設備拡張改良及補充費の款事業費の項電信施設費及電話施設費の 目に準ず
			敷地買収		局舎、官舎其の他建物の新築、増築、改築、移築及之に伴う土地買収並土 地整備（埋立の場合を含む）に要する直接費
			割掛費		電信電話設備拡張改良及補充費の款事業費の項割掛費の目に同じ
		新営費	各所新営	土地	一廉三千円未満の営繕に要するものにして郵便局者其他新営費の項敷地買 収の目に準ず
				建物	一廉三千円未満の営繕にして郵便局者其他新営費の項工事費の目中該当節 に準ず

	款	項	目	節	解説
資本勘定歳出	営繕費	新営費	各所新営	工作物	建物の節に準ず
				船舶	一廉三千円未満の小船舶新造改造費並買取費
	諸支出金	諸支出金	死亡賜金		高等官官等俸給令並判任官俸給令に基づき文官在官中死亡したとき其の遺族に対し支給する賜金
			官吏療治料		明治二十五年勅令第八十号官吏療治料給与方に基づき官吏が職務上傷痕を受けたとき実費を以て支給する療治料
			死傷手当		雇員扶助令、傭人扶助令又は供給労働者扶助令に基づき雇員、傭人又は供給労働者が業務上負傷し、疾病に罹り又は死亡したとき支給する扶助金
			死亡手当		外国旅費規則並南洋群島関東州南満州旅費規則に基づき支給する死亡手当
			賠償金		工事施行関係等より生ずる損害賠償金
			償還金		政府発行の小切手より生じたる債権が手続きの欠陥に因りて消滅し其の所持人より償還請求ありたる場合の支払金
			訴訟費		訴訟関係人（官吏、証人、参考人、弁護士、評価人、鑑定人、執達吏等）に対する旅費、手数料、日当、謝金、訴訟用印紙代、対手人に支払う訴訟費用其他訴訟上に要する一切の費用
			諸払戻金		過誤納其の他に基づく各種返還金
			貨幣交換差減		支出官事務規程第二十條に基づき外国貨幣を基礎として支払を為す場合に生ずる外国為替相場上の差損金
一般会計へ繰入	歳入臨時部へ繰入	歳入臨時部へ繰入			本会計所属の営繕を一般会計にて試行するためこれが財源とする一般会計への繰入金
国債整理基金特別会計繰入	国債整理基金特別会計繰入	国債償還			本会計の負担に属する国債の償還に充てるため国債整理基金特別会計への繰入金

（出所）通信省経理局『通信事業特別会計歳入歳出科目解説』より作成。
注）本表の科目は昭和9年度予算を標準とするものである。

表 1 - 1 通信事業特別会計歳入歳出科目（資本勘定）

	款	項	目	節	解説
用品勘定歳入	通信事業用品 及工作収入	用品及工作収入	用品供給代		用品の引渡原価及割掛の収入
			用品工作料		工作場に於て物品の改造又は修繕を為したる場合の工作料 但貯蔵の目的を以て他勘定所属物品の改造又は修繕を為したる場合を除く
		雑収入	不用品売払代		不要物品の売払代
			弁償及違約金		物件の毀損亡失に対する弁償金、損害賠償金、裁判所出頭費弁償金、訴訟費用償却金、出納官吏弁償金並物件売買契約等の履行遅滞による遅滞料及解約による違約金の類
			小切手支払未済金収入		支出官又は出納官吏の振出したる小切手にして其の振出日付後一年を経過し支払を了せざるものを歳入に組入るるによる収入
			貨幣交換差増		支出官事務規程第二十條に基づき外国貨幣を基礎として支払を為す場合に生ずる外国為替相場上の差増金
			雑入		返納金、諸収入集計差金其他前記の科目に該当せざる収入

用品勘定歳出	通信事業用品 及工作費	俸給	奏任俸給		高等官官等俸給令に基づき支給する本俸
			判任俸給		判任官俸給令に基づき支給する本俸
			年功加俸及特別俸加給		高等官官等俸給令に基づき支給する年功加俸並判任官俸給令に基づき支給する特別俸加給
		用品及工作費	雇員給		各種雇員の給料及年功加給
			傭人給		各種傭人の給料及取締役給 但し工作費支弁のものを除く
			給与	現業員勤勉手当	勤勉手当給与令に基づき現業に従事する者に支給する勤勉手当 但し工作費支弁のものを除く
				囑託手当	囑託員に支給する手当
				養成手当	通信工員見習に支給する手当
				雑事手当	官吏（本款所属のものを除く）以下に支給する各種手当及
			内国旅費		内国旅費規則並南洋群島関東州南満州旅費規則に基づき支給する旅費 但し工作費支弁のもの並南洋群島関東州南満州旅費規則に基づき支給する死亡手当を除く
			共済組合給与金		明治四十二年勅令第百五十一号通信部内職員共済組合に関する件、大正九年勅令第八十号現業員の共済組合に対する政府給与金に関する件及昭和元年勅令第五号現業員の共済組合に対する政府給与金増額に関する件に基づき通信部内職員共済組合に支払う給与金
			庁費及雑費	備品費	備品、器具備品（以上孰れも工作用各種器機を除く）及見本参考品の購入及修繕費並借料 但し図書類費、被服費、通信運搬費及雑費支弁のものを除く
				図書類費	書籍、図書、写真、官報、新聞、雑誌、地図等の購入費（製本表装、法規類集の加除訂正費等を含む）及借料
				消耗品	消耗品及工事材料品（以上孰れも工作用各種器機を除く）の購入及修繕費（各種印刷及製本費を含む） 但し図書類費支弁のものを除く
				被服費	被服規程に基づき職員に給与又は貸与する被服の購入及修繕費（材料費を含む）並靴料の類

	款	項	目	節	解説
用品勘定歳出	通信事業用品 及工作費	用品及工作費	庁費及雑費	雑費	賄費、現業員慰安費、直接用品の格納に必要な土地建物の借料、諸謝金、翻訳料、写字料、広告料、乗用船車等其の他の諸雑費
			通信運搬費		通信料金、運搬料、運搬の為に保険料荷造料船車馬借入備上料等の類
			物品購買費		貯蔵物品の購入及修繕費並貯蔵の目的を以て他勘定所属物品を修繕する費用 但し工作費支弁のものを除く
			工作費		用品勘定所属工作場に於ける物品の製作、改造及修繕に要する労力費、旅費、瓦斯電気及水道料並工作用器機の修繕費（請負に付したる場合を含む）の類
	諸支出金		死亡賜金		高等官官等俸給令並判任官俸給令に基づき文官在官中死亡したるとき其の遺族に対し支給する賄金
			官吏療治料		明治二十五年勅令第八十号官吏療治料給与方に基づき官吏が職務上傷痍を受けたるとき実費を以て支給する療治料
			死傷手当		雇員扶助令、傭人扶助令又は供給労働者扶助令に基づき雇員、傭人又は供給労働者が業務上負傷し、疾病に罹り又は死亡したるとき支給する扶助金
			死亡手当		外国旅費規則並南洋群島関東州南滿州旅費規則に基づき支給する死亡手当
			賠償金		用品購買及工作関係等より生ずる損害賠償金
			償還金		政府発行の小切手より生じたる債権が手続きの欠陥に因りて消滅し其の所持人より償還請求ありたる場合の支払金
			訴訟費		訴訟関係人（官吏、証人、参考人、弁護士、評価人、鑑定人、執達吏等）に対する旅費、手数料、日当、謝金、訴訟用印紙代、対手人に支払う訴訟費用其の他訴訟上に要する一切の費用
			諸払戻金		過誤納其の他に基づく各種返還金
			貨幣交換差減		支出官事務規程第二十條に基づき外国貨幣を基礎として支払を為す場合に生ずる外国為替相場上の差損金

（出所）通信省経理局『通信事業特別会計歳入歳出科目解説』より作成。

注）表 1—1 に同じ。

表 1 - 2 通信事業特別会計歳入歳出科目（用品勘定）

	款	項	目	節	節の内訳	解説
業務勘定収入	通信業務収入	業務収入	切手収入			郵便切手及郵便切手帖の売捌代
			郵便収入	葉書類代	葉書代	郵便葉書の売捌代
					封皮代	価格表記郵便物封皮の売捌代
					封緘紙代	価格表記郵便物封緘紙の売捌代
					国際返信切手券代	国際返信切手券の売捌代
				約束郵便料		約束郵便の料金
				外国郵便通送料等差金		外国郵便通送料等の交互計算上生ずる差金にして本邦の取得に属する収入金
				請願郵便費納付金		請願通信施設規則により郵便施設の維持費に充てるため其の請願書より納付せしむる収入
			郵便雑収	郵便償戻金		郵便物又は郵便専用の物品及現に郵便の用に供する物件を毀損、亡失若くは窃取せし者より償戻せしむるもの及郵便物の亡失に關し通信省より権利者に賠償後其の郵便物を発見し之を還付せしとき其の還付を受けたる者より償戻せしむるものの類
					郵便没入金	配達還付を為すこと能はざる郵便物に封入の有価物にして法定の期間経過により国庫の所有に歸したるものの売払代の類
				督促手数料及延滞金		郵便に関する滞納料金の督促手数料及延滞金
			電信収入	内国電報料		通貨を以て収入する各種内国電報及日滿電報に関する料金
				外国電報料		通貨を以て収入する外国電報に関する料金及本邦と外国との間に発着する電報に関する料金の交互計算上生ずる差金等にして本邦の取得に属する収入金
				電信雑収	請願電信費納付金	請願通信施設規則により電信施設の維持費に充てる為其の請願者より納付せしむる収入
					電信維持料	私設、官庁用又は軍用の電信に対する電線又は電池等（電報送受用電話機械等を含む）の維持料
					電信移転料	電信線電話線建設條例による電信線路（電報送受用電話線路を含む）の移転料
					電信償戻金	電信専用の物件又は現に電信の用に供する物件を毀損、亡失若くは窃取せし者より償戻せしむるものの類
					写真電信専用料	写真電信を専用する新聞社又は通信社より納付せしむる専用料
					督促手数料及延滞金	電信に関する滞納料金の督促手数料及延滞金
			電話収入	市内電話料	電話使用料	度数料金制施行に於ける基本料及均一料金制施行地に於ける使用料
					度数料	度数料金制施行に於ける度数料

	款	項	目	節	節の内訳	解説
業務勘定収入	通信業務収入	業務収入	電話収入	市内電話料	付加使用料	特別収入、増設機械等に対する付加使用料
				市外電話料		電話加入者より納付せしむる市外通話（外国通話を除く）に関する料金（市内呼出料等を含む）
				外国電話料		電話加入者より納付せしむる外国通話に関する料金及本邦と外国との間に発着する電話に関する料金の交互計算上生ずる差金等にして本邦の取得に属する収入金
				専用電話料	市内専用電話料	市内専用電話回線及機械の維持料並同付加専用料
					市外専用電話料	市外専用電話回線及機械の専用料
					鉱業特設電話専用料	鉱業特設電話の専用料
				公衆電話料		公衆電話の料金及同過剰金
				加入登記料		電話加入申込者より納付せしむる加入登記料
				放送無線電話特許料		放送無線電話放送施設者より納付せしむる特許料
				請願電話費納付金		請願通信施設規則により電話施設の維持費に宛てる為其の請願者より納付せしむる収入
				電話雑収	電話維持料	私設、官庁用又は軍用の電話に対する電線又は電池等（電報送受のものを含む）の維持料
					電話移転料	電信線電話線建設條例による電話線路（電報送受用のものを除く）の移転料
					電話償戻金	電話専用の物件又は現に電信の用に供する物件を毀損、亡失若は窃取せし者より償戻せしむるものの類
					電話番号簿掲載料	重複掲載料、他人名義掲載料等の類
					電話番号簿代	電話番号簿の売捌代
					電話番号簿広告料	電話番号簿に掲載する広告の料金
					督促手数料及延滞金	電話に関する滞納料金の督促手数料及延滞金
			為替及貯金収入	振替貯金料	諸取扱料	通貨を以て収入する振替貯金に関する各種の料金
					諸用紙帳代	通貨を以て収入する振替貯金用式紙、振替貯金による集金用式紙等の売捌代
				証券保管料		通貨を以て収入する証券保管に関する料金
				外国為替料差金		外国為替の振出国より払渡国に対して支払う払渡手数料又は其の交互計算上生ずる差金にして本邦の取得に属するものと外国在住の貯金預入物の貯金払戻金送付の場合に於ける外国為替料
				外国為替等貨幣交換差増		外国郵便為替及外国郵便振替の引受又は払渡当時と決済当時との間に生ずる外国為替相場上の差増金及船内郵便局又は在中華民國電信局に於て現金受払上生ずる外国為替相場上の差増金（為替相場相互間の差額のみを本節に整理し並価と為替相場との差額は雑収入の項貨幣交換差増の目に整理す）
				為替及貯金雑収	為替償戻金	郵便為替金の過誤払に対し其の受領者又は取扱責任者より償戻せしむるもの（該過誤払による資金の欠損補填前に収入し之を以て直に其の欠損補填に充つるものを含まず）及郵便為替専用の物件又は現に郵便為替の用に供する物件を毀損、亡失若は窃取せし者より償戻せしむるものの類
					貯金償戻金	郵便貯金の過誤払に対し其の受領者又は取扱責任者より償戻せしむるもの（該過誤払による資金の欠損補填前に収入し之を以て直に其の欠損補填に充つるものを含まず）及郵便貯金専用の物件又は現に郵便貯金の用に供する物件を毀損、亡失若は窃取せし者より償戻せしむるものの類
					資金償戻金	資金（公衆電話料金を含む）を亡失若は窃取せし者より償戻せしむるものの類（該過誤払による資金の欠損補填前に収入し之を以て直に其の欠損補填に充つるものを含まず）
					為替没入金	郵便為替証書の有効期間満了後再度証書の交付又は払戻の請求なき為替金にして法定の期間経過により国庫の所有に帰したるものの類
					貯金没入金	預払及利子記入等の為にする通帳の提出なく又は払出に関する証書の有効期間満了後再度証書の交付又は払出金戻入の請求なき郵便貯金にして法定の期間経過により国庫の所有に帰したるものの類
					為替貯金過剰金	郵便局所に於ける為替貯金等の受払金の取扱上より生じたる過剰金
					其他	郵便為替又は郵便貯金事業上の雑収にして前記の科目に該当せざる収入
		大蔵省預金部特別会計より繰入	大蔵省預金部特別会計より繰入			郵便貯金事業の経費として大蔵省預金部特別会計より繰入る収入

	款	項	目	節	節の内訳	解説
業務勘定収入	通信業務収入	利子収入	預金利子			本会計所属余裕金等の預入より生じたる利子
		雑収入	恩給法納金			本会計所属職員の前納する文官納金
			物件貸付料			官舎の宿代其他物件の貸付料
			物件売払代			物品類の売払代
			弁償及違約金			学資弁償金、物件の毀損亡失に対する弁償金、損害賠償金、裁判所出頭費弁償金、訴訟費用償却金、出納官吏弁償金並物件売買契約等の履行遅滞による遅滞料及解約による違約金の類
			小切手支払未済金収入			支出官又は出納官吏の振出したる小切手にして其の振出日付後一年を経過し支払を了せざるものを蔵入に組入るるによる収入
			貨幣交換差増			支出官事務規程第二十条に基づき外国貨幣を基礎として支払を為す場合並船内郵便局及在中華民國電信局に於て並価を以て受払を為す場合に生ずる外国為替相場上の差増金
			雑入			返納金、諸収入集計差金其他前記の科目に該当せざる収入

業務勘定歳出	通信業務費	俸給	勅任俸給	局長		高等官官等俸給令に基づき支給する本俸
				監察官		同上
				技師		同上
			委任俸給	書記官		同上
				事務官		同上
				技師		同上
			判任俸給	属		判任官俸給令に基づき支給する本俸
				書記		同上
				技手		同上
				書記補		同上
			年功加俸及特別加給			高等官官等俸給令に基づき支給する年功加俸並判任官俸給令に基づき支給する特別俸加給
		業務費	雇員給			各種雇員の給料及年功加給 但し普通三等局勤務のものを除く
			傭人給	現業傭人給		各種現業傭人の給料、年功加給及取締役給 但し普通三島局勤務のものを除く
				技工傭人給		各種技工傭人の給料、取締役給
				普通傭人給		各種普通傭人の給料 但し海底電線布設船費支弁のものを除く
				傭人料		定員外臨時使役者、電信電話工事用人夫、定傭大工、雑役人夫等の給料
			三等局長手当			大正九年勅令第四百八十三号三等郵便局長等の給与に関する件に基づき三等郵便局長等に支給する手当其の他の給与金並に支給する手当（郵便取扱所長に支給するものを除く）
			給与	現業員勤勉手当		勤勉手当給与令に基づき現業に従事する者に支給する勤勉手当
				在外職員手当		在外電信局職員手当給与規則等に基づき在外電信局職員、浦塩斯德駐在職員に対し支給する在勤手当
				産婦手当		現業員産婦手当給与規程に基づき現業に従事する女子傭人にして分娩の為欠勤したる場合に支給する手当
				囑託手当		囑託員に支給する手当 但し海底電線布設船費支弁のものを除く
				養成手当		通信官吏練習所学生、通信講習所生徒並各種見習（電気試験所技見習雇工見習を除く）に支給する手当
				雑事手当		交通至難地又は船舶内郵便電信及電話官署に在勤する吏員以下の手当、官吏（本款所属のものを除く）傭人（三等局勤務の者を含む）及囑託員の慰労手当（傭人退職手当を含む）各種傭人休暇者使役手当、監視員巡回手当、巡視小使定夫等の駆付手当、消防夫に支給する足留料其の他災害の際尽力したる者に支給する手当等の類
				学資		逓信省給費学生規則に基づき給費生に支給する学費並在外研究員規程に基づき在外研究員に支給する学資及巡歴手当
			内国旅費			内国旅費規則及南洋群島関東州南滿州旅費規則に基づき支給する旅費 但し南洋群島関東州南滿州旅費規則に基づき支給する家族移転料及死亡手当を除く
			外国旅費			外国旅費規則に基づき支給する旅費 但し家族移転料及死亡手当を除く
			在外職員妻手当及家族旅費			在外電信局職員手当給与規則等に基づき在外電信局職員及浦塩斯德駐在職員に対し支給する在勤手当妻加給手当並外国旅費規則及南洋群島関東州南滿州旅費規則に基づき支給する家族移転料
			共済組合給与金			明治四十二年勅令第五百十一号逓信部内職員共済組合に関する件、大正九年勅令第八十号現業員の共済組合に対する政府給与金に関する件及昭和元年勅令第五号現業員の共済組合に対する政府給与金増額に関する件に基づき逓信部内職員共済組合に支払う給与金
			需品費	備品費		備品、器具備品及見本参考品の購入及修繕並借料 但し図書類費、被服費、通信運搬費、各所修繕、海底電線布設船費及雑費支弁のものを除く

	款	項	目	節	節の内訳	解説
業務勘定歳出	通信業務費	業務費	需品費	船車費		小蒸気船、発動機船、端舟の借料及車両の購入、修繕費、借料並之が運用維持に要する物的費用
				図書類費		書籍、図書、写真、官報、新聞、雑誌、切抜通信、地図等の購入費（製本表装、法規類集の加除訂正費等を含む）及借料
				消耗品		消耗品の購入及修繕費 但し図書類費、船車費、証券類費、各所修繕及海底電線布設船費支弁のものを除く
				工事材料品		工事材料品の購入及び修繕費
			諸票類費			各種証券及式紙類の購入費 切手葉書類 郵便切手（切手帖を含む）郵便葉書、封皮封緘紙、国際返信切手券等 為替証券類 通常為替証券、電信為替証券、小為替証券、電信為替金受領証券、再度為替証券、国際郵便為替券、為替券及報知書、桑港為替証券、シアトル為替証券、加那太為替証券、英国為替証券、墨西哥為替証券、外国為替金受領証券等 貯金通帳及証券類 貯金通帳、証券保管通帳、貯金払戻証券、再度貯金払戻証券、貯金払戻金受領証、貯金仮預証券、振替貯金払出証券、再度振替貯金払出証券、年金又は恩給証券の保管証券等 売下式紙類 振替貯金払込書、振替貯金払出書、振替貯金集金書、振替貯金局待払出書、絵葉書、電話番号簿等 但し孰れも売下に要するものに限る
				日本無線電信株式会社交付金		日本無線電信株式会社設備の使用に対し同法第八條により支払う交付金
				国際電話株式会社交付金		国際電話株式会社設備の使用に対し支払う交付金
				日満連絡電信線路維持料		日満連絡電信線の朝鮮内通すの部分に対する維持料として朝鮮総督府に対する支払金
			被服費			通信官吏練習所学生及被服規程に基づき職員に給与又は貸与する被服の購入及修繕費（材料費を含む）並靴料の類 但し海底電線布設船費支弁のものを除く
			割掛費			用品勘定より引渡を受けたる物品の原価に対し同勘定における取扱諸費及損減額補てんのため一括して割り掛けらるる負担金
			渡切費	一二等局渡切費		会計法第二十二条に基づき一、二等郵便、電信又は電話局に支給する一切の渡切経費
				特定三等局渡切費		同 特定三等局に支給する一切の渡切経費
				普通三等局以下渡切費		同 普通三等局以下に支給する一切の渡切経費 郵便継立所、交換所及集配所手当
			普通三等局月掛貯金取扱費			普通三等局の月掛貯金取扱に対し其の取扱件数又は金額に応じ支給する取扱費
			集配送達費	集配料		逓送集配受負規程に基づき郵便集配又は電報配達受負人に支給する受負料、郵便別配達料、電報別使配達料及電報解船配達料、郵便集配及電報配達に要する渡船費、渡橋費、乗車切符代、集配に関し臨時に備上げたる舟車馬等の類
				逓送料		外国郵便交換局発著外国郵便物に対する海外逓送料 鉄道省と協定又は鉄道郵便積替人規程に基づく契約により支払う積替及取扱手数料 郵便逓送に要する渡船費、渡橋費、乗車切符代、雪踏人夫賃、郵便物逓送に関し臨時に備上げたる舟車馬等の類
				汽車逓送料		鉄道船舶郵便法又は鉄道省との協定等により支払う郵便車使用料、郵便物汽車託送料等の類
				航空料		鉄道船舶郵便法又は鉄道省との協定等により支払う郵便物航空送料
				鉄道船舶郵便室費		鉄道船舶郵便法又は鉄道省との協定等により支払う土地建物の使用料、郵便車又は郵便船室の新設及改造費、郵便車又は郵便船室内に加えたる設備費、郵便車郵便船室郵便車室同船室内設備品、船内郵便函並郵便受渡機械等の維持、修繕、保管及取付に要する費用等の類
			通信運搬費			通信料金、運搬料、運搬の為の保険料荷造料船車馬借入備上料等の類 但し海底電線布設船費及雑費支弁のものを除く
			土地造営物使用料			土地建物の借料、倉敷料等の類
			各所修繕			土地建物及同付属工作物の移転、模様替及修繕に要する費用
			船舶修繕			船舶の修繕に要する費用 但し海底電線布設船費及雑費支弁のものを除く
			海底電線敷設船費			海底電線布設船の維持に要する経費にして備品、消耗品、通信運搬費、船舶修繕費（定期検査其の他の為臨時大修繕を要する場合は船舶修繕支弁とす）囑託手当、傭人給、被服費、食卓料及外国航海日当（明治三十一年勅令第一号及大正七年勅令第三百三十四号に基づき船長以下に支給するもの）雑費の類

	款	項	目	節	節の内訳	解説
業務勘定歳出	通信業務費	業務費	電柱敷地手当			電信線電話線建設條例に基づき給与する手当金
			接待費			接待に要する一切の費用
			雑費	賄費		宿直又は徹夜勤務者に支給する夜勤料、事務繁忙其の他非常焚出費用の類 但し海底電線布設船費支弁のものを除く
				現業員慰安費		現業員及傭人の慰安（慰安会等）に要する一切の費用
				雑用費		翻訳料、写字料、広告料、席料、医師速記者官物拾得者郵便物拾得者訴訟関係以外の評価人及鑑定人等に支給する諸謝金、鉄道及船舶内郵便係員湯供給所手当、各種会議及事業周知用諸雑費、郵便法第五条及電信報第七条による報酬、竹木伐採田畑踏荒補償金、業務執行上公衆に損害を与えたとき支払う慰籍金、舟車馬備上料（郵便物の集配運送及物品運搬用の場合を除く）渡船賃（同上）渡橋賃（同上）乗車切符代（同上）掃除賃、撒水費、除雪費等の類 但し海底電線布設船費支弁のものを除く
		諸払戻立替及補填金	外国郵便運送料等支払金			万国郵便条約、小包郵便物に関する聯合約定及其聯合約定に加入せざる国と締結したる小包郵便物交換約定並価格表記の書状及箱物に関する約定等により本邦と外国との間に発着する通常郵便物、小包郵便物、価格表記の書状及箱物の継越料、運送料金等の交互計算上生ずる差額にして本邦政府の支払金
			外国郵便課金払込金			外国発本邦著課金別納通常郵便物、価格表記の書状及箱物並小包郵便物に対し郵便官署が差出人に代り払込む課金（関税其の他普通郵便料以外の手数料等）の立替金
			外国電信支払金			国際電気通信条約其の他電信に関する特別の条約及外国会社と締結したる約定等により本邦と外国との間に発着する電信（無線を含む）に関する料金の交互計算上生ずる差額等にして本邦政府の支払金
			外国電話支払金			国際電気通信条約其の他電話に関する特別の条約等により本邦と外国との間に発着する電話（無線を含む）に関する料金の交互計算上生ずる差額等にして本邦政府の支払金
			航空運送料			郵便物の航空運送に対し日本航空輸送株式会社等に支払う運送料
			電信電話取扱料			官庁用又は私設の電信電話無線電信若しくは無線電話による公衆通信の取扱手数料
			外国為替料支払金			郵便為替に関する聯合約定其の他本邦と外国との間に締結したる郵便為替条約等により外国為替の振出国より払渡国に対して支払う払渡手数料の交互計算上生ずる差額にして本邦政府の支払金
			外国為替等貨幣交換差減			外国郵便為替及外国郵便振替の引受又は払渡当時と決裁当時との間に生じたる外国為替相場上の差損金 船内郵便局及在中華民国電信局に於て現金受払上生じたる外国為替相場上の差損金（為替相場相互間の差額のみを本目支弁とし並価と為替相場との差額は諸支出金の項貨幣交換差減の目の支弁とす）
			切手貯金払込金			切手収入として歳入に収納せし郵便切手を以て切手貯金に預入したる場合に於て其の預入額の代り金たる払込金
			証券売買手数料			郵便貯金預入者の請求により預金を以て証券の売買を為したる場合に於て大蔵省へ支払う手数料
			欠損補填金			為替貯金の過誤払及損害其の他現金受払上に生じたる欠損の補償金
			切手類買戻金			郵便切手類及収入印紙売捌規則第十四條による郵便切手類の買戻金
			諸払戻金			郵便電信及電話並為替貯金に関する料金等の過誤納及其の他の事由による各種返還金
		国際連約費	郵便連約費			万国郵便条約により支出を要する万国郵便連合総理局維持費
			電信連約費			国際電気通信条約により支出を要する国際電気通信連合事務局維持費
		国債整理基金特別会計繰入	国債利子			本会計の負担に属する公債の利子支払に充つる為国債整理基金特別会計へ繰入金
			国債諸費			本会計の負担に属する国債の発行償還に関する取扱手数料並証書製造費、運送費等諸雑費に充つる為国債整理基金特別会計へ繰入金
		事業設備補充費繰入	電信電話設備補充費繰入			資本勘定に於ける電信電話設備補充工事施行の為財源とする資本勘定への繰入金
			郵便設備補充費繰入			電信電話設備補充費繰入の目に準ず*
		機密費	機密費			機密事項に対する一切の費用
		補助費	私設無線通信士養成補助			私設無線通信士養成の為電信協会に対し支給する補助金
		諸支出金	死亡賜金			高等官官等俸給令並判任官俸給令に基づき文官在官中死亡したるとき其の遺族に対し支給する賜金
			官吏療治料			明治二十五年勅令第八十号官吏療治料給与方に基づき官吏が職務上傷病を受けたとき実費を以て支給する療治料
			死傷手当			雇員扶助令、傭人扶助令又は供給労働者扶助令に基づき雇員、傭人又は供給労働者が業務上負傷し、疾病に罹り又は死亡したるとき支給する扶助金
			死亡手当			外国旅費規則並南洋群島関東州南滿州旅費規則に基づき支給する死亡手当

	款	項	目	節	節の内訳	解説
業務勘定歳出	通信業務費	諸支出金	賠償金			郵便法第四条による損害賠償金、同法第三十三条による書留通常郵便物書留小包郵便物価格表記郵便物等の損害賠償金 外国郵便規則による書留通常郵便物価格表記箱物及小包郵便物の損害賠償金 電信法第六条による損害賠償金 以上の外臨時に生ずる損害賠償金の類
			償還金			政府発行の小切手より生じたる債権が手続きの欠陥に因りて消滅し其の所持人より償還請求ありたる場合の支払金
			訴訟費			訴訟関係人（官吏、証人、参考人、弁護士、評価人、鑑定人、執達吏等）に対する旅費、手数料、日当、謝金、訴訟用印紙代、対手人に支払う訴訟費用其他訴訟上に要する一切の費用
			貨幣交換差減			外国郵便通送料等支払金、外国電信支払金、外国電話支払金、国際連約費等支出官事務規程第二十条に基づき外国貨幣を基礎として支払を為す場合並船内郵便局及在中華民国電信局において並価を以て受払を為す場合に平価又は並価と外国為替相場との間に生ずる差損金
	一般会計納付金	一般会計納付金	一般会計納付金			通信事業特別会計法第四条による一般会計への納付金

（出所）通信省経理局『通信事業特別会計歳入歳出科目解説』より作成。
注）表1-1に同じ。

表1-3 通信事業特別会計歳入歳出科目（業務勘定）

表2は1934～37年度における通信事業特別会計資本勘定貸借対照表及び収支計算表を示したものである。毎年、着実に過剰金（益金）を計上し、次年度の固有資本に組み込まれている。特別会計初年度の固有資本の比率は51%であったが、借入資本（公債金）の増加を上回り、1937年度には55%まで上昇している。

表3は1934～37年度における通信事業特別会計勘定別各年度歳入歳出決算額の推移を示したものである。通信事業の資本の運用および実際の業務運営に関わる業務勘定の金額が最も大きく、決算上生じた過剰（利益）は資本勘定に繰り入れられるが（資本勘定歳入の「業務勘定過剰金繰入」）、資本勘定歳入の5割を占めている。また、業務勘定歳出の「一般会計納付金」は業務勘定歳出の約3割前後、業務勘定歳入の26～28%を占め、通信事業運営において大きな負担となっていることがうかがえる。

通信事業特別会計採用後の郵便事業

一般会計下における郵便事業は、毎年堅実な収入実績を上げていたが、国の財政政策により支出を抑制さざるを得ない状況であり、これにより生じた多額の収益額を毎年国家財政に納めてきた。そのため、通信機関の整備拡充、運送施設の改善強化、サービスの向上、従業員の待遇改善等がほとんど顧みられなかった⁹⁾。本章では、通信事業特別会計採用後の郵便事業がその後どのように推移していったかについてみていくことにしたい。

表4は、戦前昭和期における内外国引受郵便物数の推移を示したものである。1929年（昭和4）10月24日のニューヨーク株式市場の相場暴落に端を発する世界恐慌は、金解禁で開放体制を取った日本に痛烈な打撃を与えた。浜口内閣の下、井上財政では緊縮財政を取っていたために、深刻なデフレに見舞われた。その結果、日本の景気は1930年から一気に落ち込んだ。郵便利用にもその影響が表れ、1930～32年度にかけて数値が落ち込んだが、1933年度には3年前の水準に復帰している。特別会計が採用された1934年度以降は、犬養毅内閣、斎藤実内閣、岡田啓介内閣の三代にわたって大蔵大臣を務めた高橋是清（1931年12月～1936年2月）そしてその

9 豊島佐久良「通信事業更正のために特別会計案を断行せよ」『交通経済』第2巻第11号、1931年11月、3～16頁。

【資本勘定貸借対照表累年比較】

(単位：円)

科目	1934 (昭和9)	1935 (昭和10)	1936 (昭和11)	1937 (昭和12)
借方				
固定財産	662,635,082	698,457,843	738,453,361	806,377,619
株式				
用品勘定へ交付資金	22,061,614	19,432,403	20,933,925	25,959,660
業務勘定へ交付資金	54,857	28,967	24,650	12,477
一般会計へ交付資金			3,400,000	3,400,000
一般財源繰入金繰戻未済金				12,640,000
臨時軍事費財源繰入金額				
収入未済	3,993	1,232	30	1,704
現金	15,565,599	26,803,809	29,276,907	30,090,863
合計	700,321,145	744,724,254	792,088,873	878,482,323

貸方				
固有資本	339,152,527	379,647,308	415,691,625	450,540,752
借入資本	320,672,085	329,032,188	341,546,187	365,109,038
支出未済	1,753	443	1,934	3,603
過剰	40,494,783	36,044,317	34,849,126	62,828,931
合計	700,321,148	744,724,256	792,088,872	878,482,324

【資本勘定収支計算累年比較】

科目	1934 (昭和9)	1935 (昭和10)	1936 (昭和11)	1937 (昭和12)
収入の部				
歳入支出済	24,408,989	28,143,306	27,017,094	47,280,789
借入資本減少	1,182,250	3,639,897	190,881,666	3,877,149
固定財産受入	36,143,259	47,940,466	55,507,459	79,396,969
用品勘定計算	11,892,662	10,595,276	12,480,588	17,947,278
他勘定よりの過剰繰入	26,012,113	30,914,307	39,767,256	51,767,935
未決済計算	3,993	2,804	453	3,535
雑益	42,675,599	44,282,070	43,649,716	89,091,186
合計	142,318,865	165,518,126	369,304,232	289,364,841

支出の部				
歳出支出済	29,722,212	50,416,802	58,194,982	93,194,220
借入資本増加	10,000,000	12,000,000	203,395,665	27,440,000
固定財産減少	7,531,860	12,117,706	15,511,941	11,472,711
用品勘定計算	11,892,662	10,595,276	13,699,654	17,947,278
用品勘定よりの不足繰入		57,701		26,985
未決済計算	1,753	1,461	2,609	3,633
雑損	42,675,599	44,284,864	43,650,254	76,451,083
合計	101,824,086	129,473,810	334,455,105	226,535,910
差引過剰	40,494,779	36,044,316	34,849,127	62,828,931

(出所) 通信省経理局『通信経理統計』(昭和9～12年度)より作成。

表2 通信事業特別会計資本勘定貸借対照表及び収支計算表

(単位:円)

		1934(昭和9)	1935(昭和10)	1936(昭和11)	1937(昭和12)
資本勘定	歳入	業務勘定過剰金繰入	25,955,580	30,914,308	39,693,214
		事業設備補充費繰入	1,549,171	2,829,981	2,549,989
		電信電話建設寄付及設備負担金	10,584,359	13,068,627	12,382,486
		公債金	9,850,000	11,910,000	11,270,000
		雑収入	122,393	334,698	814,621
		用品勘定過剰金繰入	56,533		74,042
		一般会計より繰入	2,307,067	—	—
		資本勘定歳入合計	50,425,103	59,057,614	66,784,352
	歳出	電信電話設備拡張改良及補充費	25,984,964	41,166,673	44,024,062
		航空無線電信施設費		78,199	460,420
		電信電話営繕費	587,188	269,941	384,944
		営繕費	806,146	2,310,324	4,455,163
		諸支出金	17,755	18,397	20,117
		一般会計へ繰入	631,844	672,413	1,711,120
		国債整理基金特別会計繰入	1,346,291	3,784,308	3,930,110
		災害費	336,125	2,116,548	125,602
		予備金	0	0	0
		震災復旧及新営費	11,899	—	—
		日満連絡電話施設費	—	—	2,943,829
		航空無線電信電話施設費	—	—	134,825
		無線同報通信施設費	—	—	4,790
		資本勘定歳出合計	29,722,212	50,416,803	58,194,982

用品勘定	歳入	用品及工作収入	27,920,590	43,346,567	41,868,046
		雑収入	612,960	278,371	373,568
		用品勘定歳入合計	28,533,550	43,624,938	42,241,614
	歳出	通信事業用品及工作費	33,555,451	41,053,428	44,888,160
		予備金	0	0	0
		用品勘定歳出合計	33,555,451	41,053,428	44,888,160

業務勘定	歳入	業務収入	269,575,999	288,489,480	308,432,645
		切手収入	96,735,650	103,945,684	107,603,062
		郵便収入	23,441,778	25,442,053	26,094,039
		電信収入	22,013,143	21,503,510	25,210,477
		電話収入	123,993,476	134,137,009	145,576,311
		為替及貯金収入	3,391,952	3,461,224	3,948,756
		予備収入	0	0	0
		大蔵省預金部特別会計より繰入	9,100,000	9,000,000	9,360,000
		簡易生命保険特別会計より繰入	—	—	—
		郵便年金特別会計より繰入	—	—	—
		利子収入	1,361	312,025	997,752
		雑収入	583,679	920,356	1,281,271
		業務勘定歳入合計	279,261,039	298,721,861	320,071,668
	歳出	通信業務費	175,360,316	189,781,664	199,374,136
		一般会計納付金	78,000,000	78,000,000	81,000,000
		予備金	0	0	0
		業務勘定歳出合計	253,360,316	267,781,664	280,374,136

(出所) 逓信省経理局『逓信経理統計』(昭和9～12年度)より作成。

表3 通信事業特別会計勘定別各年度歳入歳出決算額の推移

年度	内国通常郵便物	外国通常郵便物	内国小包郵便物	外国小包郵便物
1930年	4,383,141,436	67,856,740	60,067,753	687,156
1931年	4,465,455,544	63,582,281	58,201,931	566,718
1932年	4,229,038,799	58,965,402	58,472,313	570,510
1933年	4,327,157,442	65,546,950	61,240,342	777,796
1934年	4,636,085,629	79,335,345	65,073,429	926,311
1935年	4,685,825,291	98,204,359	68,291,938	1,103,654
1936年	4,732,166,220	108,311,858	71,588,039	1,317,367
1937年	4,711,585,234	104,136,594	80,529,155	1,513,595

（出所）郵政省編『郵政百年史資料』第30巻、吉川公文館、1971年、15～21頁より作成。

表4 戦前昭和期における引受郵便物数の推移

（単位：円）

年度	収入総計	切手収入	郵便収入	電信収入	電話収入	為替及貯金 収入	預金部 繰入金	その他
1930年	229,263,789	84,755,992	24,673,114	10,600,550	108,852,197	—	—	381,936
1931年	229,139,387	84,510,913	25,447,802	11,655,542	107,120,058	—	—	405,072
1932年	243,019,626	85,876,777	25,118,533	14,073,839	117,511,589	—	—	438,888
1933年	261,715,228	90,866,916	25,782,202	18,782,058	125,746,343	—	—	537,709
1934年	279,261,040	96,735,650	23,441,778	22,013,143	123,993,476	3,391,952	9,100,000	585,041
1935年	298,721,881	103,945,684	25,442,053	21,503,510	134,137,009	3,461,244	9,000,000	1,232,381
1936年	320,071,668	107,603,062	26,094,039	25,210,477	145,576,311	3,948,756	9,360,000	2,279,023
1937年	374,772,387	129,070,886	30,786,648	29,726,646	158,558,930	4,822,659	11,450,000	10,356,618

（出所）逓信省編纂『通信統計要覧』（昭和五年度～昭和十二年度）より作成。

（注）通信事業特別会計制度実施により、1934年度以降「為替及貯金収入」「預金部繰入金」が新たに通信事業収入に組み込まれることとなった。

表5 戦前昭和期における逓信省通信業務収入の推移

（単位：円）

年度	支出総計	俸給	国際 連約費	業務費	諸払戻立替及 補填金	国債整理基金 特別会計繰入	その他
1930年	143,868,457	18,071,755	12,221	119,509,683	6,254,848	—	19,950
1931年	140,312,671	17,534,542	10,613	117,071,133	5,681,983	—	14,400
1932年	139,438,035	17,137,581	11,260	115,961,397	6,310,082	—	17,715
1933年	143,093,918	17,500,334	13,321	119,160,714	6,400,584	—	18,965
1934年	175,360,316	17,370,253	17,298	127,715,730	5,341,769	16,172,242	8,743,024
1935年	189,781,664	18,437,817	17,557	138,899,468	6,030,144	16,450,772	9,945,906
1936年	199,369,136	19,327,541	17,621	147,541,759	6,763,655	14,226,761	11,491,799
1937年	241,951,848	22,836,430	13,968	193,138,232	5,456,649	14,178,827	6,327,742

（出所）逓信省編纂『通信統計要覧』（昭和五年度～昭和十二年度）より作成。

表6 戦前昭和期における逓信省通信業務支出の推移

後を受けた馬場鑓一（1936年3月～1937年2月）による積極財政により、生産および貿易が大いに伸長した時期であり、その後の郵便利用は通常・小包ともに順調に増加した。同時期における切手収入および郵便収入も郵便物数の増減に連動する形で推移している（表5）。

表6は、戦前昭和期における逓信省通信業務費（支出額）の推移を示したものであるが、事業収入と同様に1930～32年度にかけて数値が落ち込み1933年度に復帰しているが、特別会計を採用した1934年度の支出額が収入額の伸び（1.06倍）を上回る1.22倍まで増加している。支出項目に注目すると、業務費の急増が支出総計に大きく影響していることが分かる。その結果、

(単位:円)

	1932(昭和7)	1933年度	1934年度	1935年度	1936年度
事業設備の拡張改良費	24,513,762	24,441,539	30,379,818	37,406,070	44,447,356
局舎営繕費及事業設備の取替費	224,776	432,076	2,897,791	6,277,842	9,576,902
電信電話設備の拡張改良に伴う維持費	2,451,902	2,385,725	3,733,307	3,764,389	4,002,897
サービス改善費	539,995	879,876	1,400,776	1,521,305	2,222,573
事業増進対応費	0	603,933	1,738,741	2,946,898	5,420,990
従事員の負担過重救済	0	0	646,221	362,723	0
従事員の待遇改善費	0	0	95,377	1,385,316	3,559,814
合 計	27,730,435	28,743,149	40,892,031	53,664,543	69,230,532

(出所)『通信事業予算経理論』1936年、郵政博物館蔵。

表7 通信事業特別会計設置前後における新規実行予算

1934年度の通信事業収支(収入総計—支出総計)は前年の1億1862万円から1億390万円に減少しているが、これまでの一般会計下での郵便事業運営の制約から解放され、郵便事業の改善のための予算がある程度認められたことがうかがえる。

表7は、特別会計採用前後の通信事業の拡張改善に関する新規実行予算額を比較したものである。特別会計採用後の1934年度の予算額が前年度の1.42倍と大幅に増加していることが分かる。その後も予算額は増加傾向にあり、1936年度は1933年度の2.4倍となっている。そのうち最も多くの予算が割かれているのが「事業設備の拡張改良費」であり、全体の6割以上を占めている。次いで、「局舎営繕費及事業設備の取替費」「電信電話設備の拡張改良に伴う維持費」「サービス改善費」等、設備の増設・改良、サービス改善を目的とした費用が続くが、従事員の待遇改善に関する費用は特別会計採用後に新設され、改善の対象になったとはいえ、上記費用と比較して僅少と言わざるを得ない。

以下では、通信事業特別会計採用の理由であった設備拡張・改良、サービス改善、従事員の待遇改善が、どの程度実現を見たのかを検討していきたい。

事業設備の増設および改善

表8は、特別会計採用前後の郵便局所新設予算成立状況を比較したものである。一般会計下にあった時代と比較して、1934年度は無集配三等郵便局の新設予算が200局分と倍増しており、これまで以上に郵便サービス普及への意欲がうかがえる。同年度はほかに、二等郵便局の新設(1局)、特定三等郵便局の二等郵便局への改定(2局)、普通三等郵便局の二等郵便局への改定(2局)、普通三等郵便局の特定三等郵便局への改定(3局)が含まれており、これに要する経費として電信施設費3,150円(資本勘定)、従業員62人分の俸給7,601円、その他138,194円(以上業務勘定)の合計148,945円が計上された¹⁰⁾。また、郵便局の設置を要望する声も年々増えており、請願通信施設(創設費及び維持費を請願者が負担する郵便局所)の増設拡張にも経費31,449円が計上された¹¹⁾。

集配サービスの向上も新規予算の対象となった。当初は10か年計画で910局の集配事務開始が計画されていたが、予算の制約によりしばしば変更を余儀なくされた。1936年度に至り、5か年計画で700局の集配事務開始が計画されるに至った。一方で、大都市および同近郊地の発

10 山田良秀「昭和九年度通信事業特別会計予算に就て」『通信協会雑誌』第309号、1934年5月、156頁。

11 同上。

年 度	無集配二等局新設	無集配三等局新設	郵便取扱所新設	請願施設（無集配三等局）新設	請願施設（郵便取扱所）新設
1930年		90	90	40	
1931年				50	
1932年		100	100	100	50
1933年		100	100	100	50
1934年		200	100	100	
1935年	1	200	100	50	
1936年	2	300	50		

（出所）中央郵政研修所『研究部事業研究報告書』、1955年、117頁。

表 8 郵便局所新設予算成立状況

年 度	郵便局所 総 計	一等及び二等郵便局			特定三等 郵便局	普通三等郵便局			郵便 取扱所
		合 計	集 配	無集配		合 計	集 配	無集配	
1930年	9,954	300	249	51	52	9,111	4,871	4,240	491
1931年	10,207	302	251	51	52	9,278	4,911	4,367	575
1932年	10,322	305	255	50	52	9,438	4,969	4,469	527
1933年	10,611	306	256	50	53	9,661	5,022	4,639	591
1934年	10,891	309	259	50	54	9,875	5,090	4,785	653
1935年	11,253	318	267	51	56	10,169	5,142	5,027	710
1936年	11,667	335	279	56	59	10,535	5,198	5,337	738
1937年	12,138	378	316	62	52	11,003	5,253	5,750	705

（出所）通信省編纂『通信統計要覧』（昭和五年度～昭和十二年度）より作成。

（注）1937年10月より、一等及び二等郵便局は普通郵便局、特定三等郵便局は指定郵便局、普通三等郵便局は特定郵便局となった。

表 9 郵便局所数の推移

展により同地の郵便利用が急速に増加したため、集配施設の改善が求められることとなった。1934年度は六大都市およびその近郊都市の集配施設改善に要する経費として646,221円、翌1935年度は、それ以外の地方都市の集配施設整備改善の経費として277,746円が業務勘定に計上された。同費用のほとんどは傭人給（集配人の給料）であった。

表 9 は同時期の郵便局所数の推移を示したものであるが、1934年度の郵便局所の増加状況を見ると、無集配三等局は146、郵便取扱所が62で、当初の計画通りの増設を実現できてはいないが、集配三等局が68局増加したことを加味すれば、一定の成果を上げたといえよう。

しかし一方で、集配度数の改善は遅れていた。1932年1月に経費節減のため集配度数の減回が断行されたが、郵便利用が急増している状況においてこの減回は時代に逆行するものとして利用者からの批判が出ていた。逓信局長会議や逓信規画課長会議においても、集配度数の改定は常に議題に上っていたが^{〔12〕}、特別会計創設期の経営基盤確立期で事業収入の見通しが立た

12 例えば、1935年10月に開催された逓信規画課長会議において、津田広島規画課長が「公衆ノ要望ハ何ガ多イカトイウコトヲ調査シマシタガ、ヤハリ配達度数ヲ多クシテクレイトイウコトガ多イノデアリマシテ、昭和五年ニ改正ニナリマシテ又七年ニ下ゲタ標準ガ出マシタノ元ヘ戻シテ頂キタイ...」と発言し、続いて濱田熊本規画課長も賛同して「コレハ昭和六年度以前ノ昔ニ戻スノデスカラ是非出現ヲ期シテ貰ヒタイモノデス」と発言している。これに対し久埜郵務局長は、「公衆ニ対スル関係ハ集配度数ヲ殖ヤス事ハ便利ニナツテ問題ハナイノデスケレドモ、先ヅ従業員ノ負担軽減トイウ事カラ始メテ積極的ニ公衆ノ利便ノ改善ニナルトイウコトハマタ其二次グベキ問題デ、負担軽減ガ急務デナイカトイウコトデ...」と答弁している（逓信省郵務局『昭和十年六月 逓信局規画課長打合会議議事録』、240～241頁、郵政博物館蔵）。

ず、巨額に及ぶ一般会計納付金の存在もあり、改善の目処が立たなかったのである。集配度数の抜本的な改善は、郵便料金値上げによる収益増が実現した1937年まで待つことになった。

速達・航空郵便の取扱地域拡張と制度改正

交通機関が時代の推移とともに進化して高速化し、それにより都市生活の範囲が拡張した。また社会経済の動きも急速化するにつれ、郵便にも高度の速達性が要請されるようになった。その要請に応じて誕生したのが速達郵便制度⁽¹³⁾と航空郵便制度⁽¹⁴⁾である。

速達郵便制度は、まず1911年(明治44)2月に京浜地方にのみ限定されて開設され、翌年京阪神地方においても実施され、東西両都市圏が周辺地域を取扱地域に編入するという形で拡張していった。当時の速達郵便制度は各地方における接続地の各郵便局郵便区市内とその相互間に限定されたものであり、他地方への速達郵便差出はできなかった。たとえば京浜地方の速達郵便開設地から京阪神地方の速達郵便開設地へ速達郵便を差し出すことはできなかったのである。1933年(昭和8)7月に名古屋地方および下関・北九州地方において新たに速達郵便制度が実施されたが、一般会計下ではこれ以上の拡張は見られず、特別会計移行後も経営基盤の確立を優先したため、全国的な速達郵便施行の実現には至らなかった。しかし代替案として、既存の開設地域の拡張が計画され、1935年度に速達郵便施設拡張に関する経費78,330円が業務勘定に計上された⁽¹⁵⁾。

これにより、1935年に10月に、京浜地方で鎌倉・横須賀・川口・浦和・大宮・千葉・八王子、名古屋地方で岡崎・豊橋・枇杷島・一宮・岐阜、京阪神地方で天津・吹田・池田・豊中・奈良・堺・浜寺・岸和田・和歌山・明石・姫路で新たに速達郵便を取り扱うようになった(表10)。速達郵便施設の拡張は翌1936年度も続き、25,136円が経費として組まれた。これにより、東京千葉間に市川を加え、東京横浜間が平塚・小田原・熱海まで延長、大阪奈良間に小阪を加える等それぞれの地域で接続地が拡張されるとともに、広島地方(広島呉間)と札幌地方(札幌小樽間)で新規に速達郵便が実施された⁽¹⁶⁾。

地 方	開設年	接 続 地 名
京浜地方	1911年	東京市内、川崎、横浜市内、鎌倉、横須賀、平塚、小田原、熱海、川口、浦和、大宮、八王子、市川、千葉
名古屋地方	1933年	名古屋市内、豊橋、岡崎、枇杷島、一宮、岐阜
京阪神地方	1912年	京都市内、大阪市内、神戸市内、天津、吹田、豊中、池田、尼崎、西宮、芦屋、御影、明石、姫路、小阪、奈良、堺、浜寺、岸和田、和歌山
広島地方	1936年	広島、呉
下関及び北九州地方	1933年	下関市内、門司、小倉、戸畑、若松、八幡、福岡市内
札幌地方	1936年	札幌、小樽

(出所) 中央郵政研究所『研究部事業研究報告書(総説第一分冊)』、1955年、より作成。

(注) 接続地名中太字で記したものは、1935年以降に速達郵便取扱を開始した地域。

表10 速達郵便取扱地域(1936年10月現在)

- 13 速達郵便制度については、収集したはがきや封筒など現物史料(エンタイア)をもとに詳細に検討した研究として、本池悟『速達郵便史』(株式会社鳴美、1998年)がある。
- 14 航空郵便に関する詳細な歴史については、山口修『郵便事業史論集—第1集— 航空郵便沿革史』(ぎょうせい、1985年)、米澤清治『航空郵便のはじまり』(郵便輸送史研究会発行、1993年)、笹尾寛『航空郵便のあゆみ』(郵研社、1998年)などを参照されたい。
- 15 手島榮「昭和十年度通信事業特別会計予算に就て」『通信協会雑誌』第320号、1935年4月、18～19頁。

年度	経営者	航空線路	輸送要目	距離 (km)	実施回数	航空距離 (km)	実施率 (%)	郵便物 (kg)
1930年	日 航 株	東京—大連	旅客・郵便・貨物	2,075	3,890	1,388,900	88.9	23,089
		大阪—上海	旅客・郵便・貨物	500	564	284,850	90.1	1,974
	日 航 研	大阪—高松—松山	旅客・郵便・貨物	290	1,025	148,620	82.0	2,541
	朝 日	東京—新潟	旅客・郵便・貨物	380	79	30,020	74.5	44
	東 京 航 空	東京—清水	旅客・郵便・貨物	260	382	32,640	73.8	290
	総 計			3,505	5,940	1,885,030		27,938
1931年	日 航 株	東京—大連	旅客・郵便・貨物	2,075	4,241	1,460,230	93.9	38,053
		大阪—上海	旅客・郵便・貨物	500	586	293,000	93.3	2,818
	日 航 研	大阪—高松—松山	旅客・郵便・貨物	290	1,141	165,450	90.8	3,301
	朝 日	東京—新潟	旅客・郵便・貨物	380	96	36,480	72.0	53
	東 京 航 空	東京—清水	旅客・郵便・貨物	260	336	28,700	35.9	175
	総 計			3,505	6,400	1,983,860		44,400
1932年	日 航 株	東京—大連	旅客・郵便・貨物	2,075	4,717	1,482,105	94.2	88,395
		大阪—上海	旅客・郵便・貨物	500	584	292,000	93.3	5,555
	日 航 研	大阪—高松—松山	旅客・郵便・貨物	290	1,156	167,620	92.3	3,831
	朝 日	東京—新潟	旅客・郵便・貨物	380	100	38,000	75.8	28
	東 京 航 空	東京—清水	旅客・郵便・貨物	260	97	14,190	37.3	35
	総 計			3,505	6,654	1,993,915		97,844
1933年	日 航 株	東京—大連	旅客・郵便・貨物	2,075	4,641	1,423,900	92.6	209,412
		大阪—上海	旅客・郵便・貨物	500	583	291,500	93.1	10,148
	日 航 研	大阪—高松—松山	旅客・郵便・貨物	290	1,138	165,010	90.9	2,171
	朝 日	東京—新潟	旅客・郵便・貨物	380	106	40,280	80.3	39
	東 京 航 空	東京—清水	旅客・郵便・貨物	260	84	12,600	39.6	22
	総 計			3,505	6,552	1,933,290		221,792
1934年	日 航 株	東京—大連	旅客・郵便・貨物	2,118	5,071	1,395,152	90.3	183,140
		大阪—上海	旅客・郵便・貨物	500	577	288,500	91.9	14,059
	日 航 研	大阪—高松—松山	旅客・郵便・貨物	290	1,092	158,330	87.5	2,012
	朝 日	東京—新潟	旅客・郵便・貨物	380	98	37,240	67.1	14
	東 京 航 空	東京—清水	旅客・郵便・貨物	150	90	13,500	84.9	22
	総 計			3,438	6,928	1,892,722		199,247
1935年	日 航 株	東京—大連	旅客・郵便・貨物	2,118	5,138	1,433,306	91.1	251,305
		大阪—上海	旅客・郵便・貨物	500	559	279,500	89.0	9,387
		福岡—台北	旅客・郵便・貨物	1,610	149	120,050	94.9	3,168
	日 航 研	大阪—高松—松山	旅客・郵便・貨物	290	104	151,080	80.9	1,570
	朝 日	東京—新潟	旅客・郵便・貨物	380	106	40,280	79.1	22
	東 京 航 空	東京—清水	旅客・郵便・貨物	150	93	13,950	87.7	18
	総 計			5,048	6,149	2,038,166		265,470

年度	経営者	航空線路	輸送要目	距離 (km)	実施回数	航空距離 (km)	実施率 (%)	郵便物 (kg)
1936年	日 航 株	東京—大連	旅客・郵便・貨物	2,118	5,715	1,577,724		303,317
		大阪—上海	旅客・郵便・貨物	500	645	322,500		17,853
		福岡—台北	旅客・郵便・貨物	1,610	590	474,320		28,816
		東京—新潟	旅客・郵便・貨物	380	126	17,880		94
		東京—富山— 大阪	旅客・郵便・貨物	723	403	144,088		553
		大阪—松江	旅客・郵便・貨物	390	488	96,010		636
		大阪—高知	旅客・郵便・貨物	305	614	93,517		1,172
		台北—高雄	旅客・郵便・貨物	314	309	48,535		123
		台北—花蓮港	旅客・郵便・貨物	150	133	12,260		69
		東京—名古屋— 大阪	旅客・郵便・貨物	435	182	39,428		2,010
	日 航 研	大阪—松山	旅客・郵便・貨物	290	1,175	170,270		2,597
	東 京 航 空	東京—下田	旅客・郵便・貨物	150	72	10,800		21
	総 計			7,365	10,452	3,007,332		357,259
1937年	日 航 株	東京—大連	旅客・郵便・貨物	2,132	7,614	1,976,148		358,202
		福岡—台北	旅客・郵便・貨物	1,610	608	489,440		55,996
		東京—札幌	旅客・郵便・貨物	940	1,642	518,460		15,967
		東京—新京	旅客・郵便・貨物	2,326	1,841	1,090,975		121,530
		京城—大連	旅客・郵便・貨物	550	488	268,400		17,706
		東京—新潟	旅客・郵便・貨物	380	134	50,920		150
		東京—富山— 大阪	旅客・郵便・貨物	723	277	99,775		188
		大阪—松江	旅客・郵便・貨物	390	468	91,940		733
		大阪—高知	旅客・郵便・貨物	305	1,119	170,205		3,106
		台北—高雄	旅客・郵便・貨物	314	100	15,700		40
		台北—台南	旅客・郵便・貨物	270	492	66,420		360
		台南—馬公	旅客・郵便・貨物	95	154	14,630		218
		台北—花蓮港	旅客・郵便・貨物	150	332	25,040		286
		東京—名古屋— 大阪	郵便・貨物	435	858	187,557		12,073
		東京—大阪	旅客・郵便・貨物	425	143	60,775		4,603
	日 航 研	大阪—高松— 松山	旅客・郵便・貨物	290	1,245	180,280		5,703
	東 京 航 空	東京—下田	旅客・貨物	150	86	12,900		35
	安藤飛行機	名古屋—二見	旅客・貨物	67	134	8,978		18
	日本海航空	城崎—大阪	旅客・郵便・貨物	240	70	16,800		—
	総 計			11,792	17,805	5,345,343		596,914

(出所) 通信省航空局『航空統計年報』(昭和五年度～昭和十二年度)より作成。

(注) 日航株は日本航空輸送株式会社、日航研は日本航空輸送研究所、朝日は朝日定期航空会の略。

表11 戦前昭和期の定期航空郵便統計

- 16 飯野毅夫「昭和十一年度通信省予算の概説(其の二)―通信事業特別会計、簡易生命保険特別会計及郵便年金特別会計予算に就て―」『通信協会雑誌』第335号、1936年7月、12頁。



写真 1 郵便物の到着の様子（東京羽田、1936年） 郵政博物館蔵

一方、航空郵便制度は、1929年（昭和4）4月、日本航空輸送株式会社が東京—大阪間、大阪—福岡間、蔚山・京城・平壤・大連間の郵便物および貨物のみの航空輸送を開始したことに始まる。（写真1）速達郵便制度のように地域的制限はないが、輸送を民間航空に依存していたため、航空輸送区間も当初は東京、大阪、福岡間の線路に限られていた（表11）。また、速達郵便制度と航空郵便は別個の存在であったため、利用者にとって少なからぬ不便を生じていた。そのため、輸送線路の増加と速達郵便との連繫・統合が課題となった。

1933年11月に東京大阪間に郵便専用の夜間航空便が開設された際に、航空郵便の配達方法が一部改正され、速達郵便制度の開設地域に達する航空郵便物は、郵便区市内に配達されるものに限り、速達郵便と同様に取り扱われることとなった。これにより、取扱郵便物量は前年と比較して急増したが、本格的な改善計画は1936年度に実施された。同年度一般会計から、定期航路開始に関する経費（135,390円） 輸送補助に関する経費（186,578円） 飛行場設置に要する経費（745,000円） 航空機操縦士養成ならびに飛行機発動機等試作奨励費（450,000円） その他航空に関する経費（239,203円）が捻出され¹⁷、特別会計からは、航空郵便線路新規開始に伴う経費（295,448円）と航空無線電信電話拡張ならびに維持費（1,332,605円）が計上された¹⁸。これは東京新潟線・大阪長野線・大阪高知線の三航空郵便線路の開始と、東京大連線と大阪上海線のうち東京福岡間の航空逋送回数を増加するために要する経費である。1936年の路線拡張により、航空郵便全体の飛行距離、郵便物量が急増した。表12は、速達郵便数および航空郵便物数累年比較をしたものであるが、両者ともに急成長していることがうかがえる。速達・航空

17 飯野毅夫「昭和十一年度逋信省予算の概説（其の一）—逋信省一般会計予算に就て—」『逋信協会雑誌』第334号、1936年6月、3～5頁。

18 前掲、飯野毅夫「昭和十一年度逋信省予算の概説（其の二）」、12～13頁。

(郵便物数の単位は万通、指数は1932年=100とする)

年 度	速 達 郵 便		郵便航空郵便	
	郵便物数	指 数	物 数	指 数
1932年	424.4	100	23.5	100
1933年	547.2	130	48.4	205
1934年	667.3	158	110.7	500
1935年	763.4	180	162.9	700
1936年	935	220	250.6	1,060
1937年	2,114.4	500	320.7	1,460

(出所) 中央郵政研究所『研究部事業研究報告書(総説第一分冊)』_A、1955年、より作成。

表12 速達・航空郵便物数累年比較

両郵便のリンクが地方都市相互間とりわけ大都市と地方都市との間における重要な通信の速度を一般社会が求める水準まで向上しえた事例といえよう。翌1937年8月、速達郵便の全国施行と同時に航空郵便は速達郵便に統合された。

陸上輸送システムの改善状況

鉄道による郵便物運送は、速度、輸送量において他の遞送手段より優れ、明治後期以降郵便輸送の大動脈ともいえる幹線郵便ネットワークにおいて重要な役割を果たしていた。ところが昭和期に入り幹線の輸送力不足と郵便車使用料(郵便物の輸送料金)値上げ要求が深刻な問題となっていた。特別会計移行後、輸送料金については、「国鉄郵便車使用料」が1935年に10万円、翌1936年に15万円増額される等の対策がとられたが、輸送力については、1930年から1936年の6年間、東京神戸間(下り便)については全く便数が増設されず、改善が全く見られない状態であった。表13は1935年3月時点における東京中央局における個別郵袋積数調を掲載したものであるが、搭載協定数を上回る郵袋が差し立てられることもあり、多くの積み残しを生じてしまっている。渡辺東京規画課長は、1935年6月の逓信局規画課長打合会議において、「...(前略) ...近時鉄道停車時間ヲ短縮シタ関係上受渡シ、プラットホームノ積卸ノ困難、コレハ人出ヲ増ス事モ事業ノ改善デアリマスガ、人間ヲ増ヤシテモ、又プラットホームノ事業ヲ機械化シテモ限度ガアリマシテ、結局郵便車ヲ増ヤシテ緩和スルカ、郵便車ノ容積ヲ増シテ拡大スルカ、何レニシテモ鉄道ハ鉄道ノ独自ノ考ヘカラスピードアップヲヤツテ居リマス以上逓信省トシテモ御研究ヲ願ハンケレバナラヌヂヤナイカト思ヒマス。」¹⁹⁾と当時の東京中央郵便局の深刻な現状を報告している。

一方、自動車による郵便物遞送は昭和期に成長を遂げた。自動車運送は、1908年12月に東京

便 名	東阪下一	東神下一 締切	東神下臨 締切	東阪下四	東阪下五	東関下二 締切	東関下三 締切	東神下二 締切	合 計
搭載協定数	130	250		90	80	250	190	200	
差立数	188	469	893	191	74	332	442	404	2,993
実際搭載数	171	256	663	103	39	280	320	254	2,086
積残数	17	213	230	88	35	52	122	150	907

(出所) 中央郵政研究所『研究部事業研究報告書(総説第一分冊)』_A、1955年、より作成。

表13 東京中央局における個別郵袋積数調(1935年3月28日調)

19 前掲、逓信省郵務局『昭和十年六月 逓信局規画課長打合会議議事録』_A、189頁。

単位はすべてkm

年 度	陸 路					水 路	航 空 路
	通常道路 (人力・畜力)	自 動 車	鉄 道	鉄 索	陸路総計		
1930年	14,484.0	13,472.0	18,996.0	108.0	47,060.0	22,052.0	3,005.0
1931年	15,530.0	15,265.0	19,897.0	83.0	50,775.0	37,783.0	3,005.0
1932年	16,594.0	16,648.0	20,178.0	65.0	53,485.0	36,173.0	3,038.0
1933年	16,343.0	16,821.0	20,769.0	82.0	54,015.0	33,122.0	3,038.0
1934年	15,854.8	17,214.8	21,352.1	80.3	54,502.0	27,578.0	3,160.0
1935年	15,233.7	18,009.5	22,364.8	80.7	55,688.7	25,776.0	4,650.0
1936年	14,780.5	19,908.8	22,191.3	64.2	56,944.8	17,366.0	6,033.0
1937年	14,309.1	21,559.4	22,111.6	51.8	58,031.9	31,149.0	9,443.0

(出所) 逓信省編纂『通信統計要覧』(昭和五年度～昭和十二年度)より作成。

表14 輸送手段別郵便線路(内地)単距離の推移



写真2 東京中央郵便局発着場(1934年) 郵政博物館蔵

逓信局が、帝国運輸自動車株式会社に命じ、東京中央郵便局新橋駅間と東京中央郵便局銭瓶町分室間に小型貨物自動車を使用して郵便物の運送を行わせたのが始まりである。試行的段階の域を出て東京市内伝送便に自動車が利用されたのは大正半ば以降であった⁽²⁰⁾。表14は、輸送手段別に郵便線路(内地)単距離の推移を示したものであるが、通常道路(人力・畜力)による逓送を自動車に切り替えながら、郵便物逓送の高速化・確実化が図られた。(写真2・写真3)逓送手段の自動車への転換は、その性能のみならず、満州事変後の自動車工業助長育成政策と

20 郵政省編『続通信事業史』第3巻郵便、財団法人前島会発行、1960年、455～460頁。



写真3 自動車による郵便物遞送の様子（東京、1937年）郵政博物館蔵

道路の整備発展とによって裏付けられていた。

通信事業特別会計において自動車遞送は、郵便遞送配達施設改善に要する経費として、1936年度に大阪宝塚間、門司折尾間の自動車遞送便の開始を目的として16,995円が業務勘定に計上され、また六大都市配達度数増回を目的とし、123,523円がやはり業務勘定に計上された。この経費は東京・大阪・京都・名古屋・横浜・神戸市中において、当時1日3回配達に定められていた配達区のうち856区を1日4回に増回することを目的として組まれたものである。これにより、六大都市では、専用自動車が増加し1936年末の段階で350台に及んだ（管区別の分布状況は、東京管内137両、大阪管内77両、広島管内55両、仙台管内26両、名古屋管内25両、札幌管内17両、熊本管内13両となっている）。

労働条件の改善について

最後に通信特別会計の実施が強く要望された理由の一つである労働条件の改善について検討したい。

表15は、通信事業特別会計採用後の郵便業務従事員の増加状況を郵便局の等級別に示したものであるが、一般会計下において財源的制約を受けていた時期と比較して大幅な増員が見られた。

また、1934年4月に通信官署雇員規程、同普通傭人規程、雇員及び傭人給料支給規程等の一部が改正され、永年勤続者の月給制採用（満10年以上勤続して勤務成績の良好な雇員・傭人の給料を月給制に改めること、郵便内勤定員の算出標準改正（従来の郵便物数と結束時間のみ基準としたものではなく、局の大小に応じて適用する能率を区別する方式の採用）、兵役義務履行に際しての欠勤を勤務日数に算入する範囲の拡大がなされた。

従事員数の増加、労働条件の一部改善が見られたが、待遇改善の要望は全く収まらなかった。理由は、依然として存在する直轄局（一、二、特定三等局）と普通三等局、都市と地方の賃金

年 度	一・二等局及び特定三等局		普 通 三 等 局		合 計 人 数
	内 勤	外 勤	内 勤	外 勤	
1834年	246	345	285	663	1,539
1835年	333	308	308	617	1,717
1836年	530	355	355	1,092	1,972

(出所) 小笠原光壽「特別会計の四ヶ年間に於ける郵便施設を顧みて」(『郵便事業研究』第10号、1938年7月)より作成。

表15 通信事業特別会計採用後の従事員増加状況

格差にあった⁽²¹⁾。また、前出の表7にあるように、「従事員の負担過重救済」および「従事員の待遇改善費」のために計上された費用は、他の事項と比較しても僅少なものであった。しかも、1934年度の「従事員の負担加重救済」のための費用は、もともと「大都市及同近郊地郵便集配施設郵便集配施設改善に要する経費」として、1934年度の「従事員の待遇改善費」は、予算成立事項としては、郵便及郵便振替貯金取扱数量増加等に伴う経費に組み込まれていたものであった。当時の経理局主計課長山田良秀は、「斯くの如き事業増進に対応する取扱費を従事員の負担に関する経費と云ふのは一見奇異な感があるかもしれないが、従来いつも取不足で悩んできた体験から考えれば、決して別なものとは思へない⁽²²⁾」と述べている。特別会計採用後の逓信省では、まず「事業設備の拡張改良」および「サービスの改善」を実現し収益を上げ経営基盤を安定させることが優先され、従事員の待遇改善問題は、二の次の問題とされ、それが会計上からもうかがえるのである。

むすびにかえて

以上、本稿では郵便事業が特別会計制度の実施から日中戦争勃発までの間に、どのような事業運営を行ったのかについて、一応の考察を試みた。

通信事業特別会計の発足によって郵便事業は、自主的経営を強力に推進し、施設の整備改善とサービスの向上を図り、それによって事業の成長発展を期待したが、巨額の一般会計納付金や準戦時体制下の軍備増強政策にその前途を遮られたため、窮屈な第一歩を踏み出すこととなった。

同時期の産業経済界の活況を背景として郵便事業を含めた通信事業収入は堅実な増加を示したため、納付金の重圧に耐えながらも、サービスの改善、施設の増設整備を図った。

サービスの改善については、郵便局所の増設方針が採られ、実際に郵便局数が増加した。また集配サービスについては大都市や地方都市の発展に応じた改善が見られたが、集配度数の増回はなかなか実現を見なかった。

一方、速達郵便については、利用者の強い要望もあり航空郵便との統合が図られ、取扱地域の拡大を見た。

そして輸送機関についてみると、自動車及び航空機による郵便輸送が、軍事的に利用価値の

21 1935年6月の逓信局規画課長打合会議において、中山名古屋規画課長は、「東京ニ於キマス逓信局ハ、ソノ所在地局ニ指定シテ居リマスモノハ、東京ハ四一円七〇銭、大阪ハ四二銭、名古屋デハ三九円シカアリマセン。又、中都市ニツイテ見マス、豊橋ニ於テハ通信事務員ハ三七円デアリマスガ、浜松ハ三九円支給シテ居リマス。松本ハ三二円、甲府ハ三五円、デアリマス。津ハ三二円デアリマシテ、奈良ハ三三円四〇銭デアリマシテ、是等ノ都会ノ大キサ並ニ地況、生活程度ヲ比較シテミテモ、大体大差ハナイト思ウノデアリマスガ、ソノ定率ニ於テハ、コノ様ニ開キガアルノデアリマス。」(前掲、逓信省郵務局『昭和十年六月 逓信局規画課長打合会議議事録』)。

22 前掲、山田良秀「昭和九年度通信事業特別会計予算に就て」、159頁。

高い自動車及び航空事業の振興という国策に沿って発達していったことを時代の特徴としてとらえることができる一方、当時の郵便運送の大動脈であった鉄道が輸送不足(郵袋の積み残し)という問題を生じており、依然として解決を見なかった。

最後に従業員をはじめとする郵便局従事員の待遇改善については、昇給難の解決や給与の不均衡是正への努力が見られたが、これらは限られた予算の枠内での消極的な改善にとどまった。

このように、通信事業特別会計採用直後の郵便事業は内外からの制約に左右され、事業の抜本的な改革は難しい状況であったが、将来においては、安定した事業基礎の上に立って自主的な経営を行い得る可能性を持っていたといえよう。

本稿は、科学研究費補助金基盤研究(C)「日本近代郵便事業の経営実態に関する研究—創業から戦後までの展望—」(研究課題番号:26380447)による研究成果の一部である。

【付記】本稿は、2014～2015年度に開催された「郵政歴史文化研究会」の第1分科会、2014年度社会経済史学会近畿部会10月例会において報告した内容を基に執筆したものである。作成にあたり、第1分科会主査の石井寛治先生および同分科会のメンバー、社会経済史学会近畿部会例会参加者より貴重なコメントを賜った。記して感謝したい。なお、ありうべき誤謬は全て筆者の責に帰するものである。

(たはら けいすけ 大阪経済大学 日本経済史研究所特別研究所員)

論文

江戸後期、村名主の通信環境

—上野国那波郡福島村、渡辺三右衛門を事例に—

巻島 隆

はじめに

本稿では江戸時代後期、上野国^{なわごおり}那波郡福島村（群馬県佐波郡玉村町福島）名主で玉村宿改革組合村大惣代を務めた渡辺三右衛門陳好（1807～92）の通信環境を明らかにする。三右衛門は、天保13（1842）年から明治2（1869）年の28年間にかけて「御用私用年中諸日記」を記録した。これを栗原嘉二氏が解読し、その成果は『玉村町誌別巻 ～ 三右衛門日記（一）～（五）』（1994、97～2000年）に収められる（以下、三右衛門日記と略す）。

三右衛門日記を繰ると、三右衛門が公務や私用の中で、近在の村々とは「使」「飛脚」、江戸の旗本とは「藤岡町嶋屋佐右衛門」「伊勢崎町嶋屋佐右衛門」「京屋」を用いたことがわかる。

そこで本稿では、三右衛門日記の中の「使」「飛脚」の語彙に注目し、渡辺襄家文書（玉村町歴史資料館蔵の複製資料を使用）と併せて検討しながら、実証研究の少ない飛脚利用について実態解明を試みたいと考える。三右衛門が活動した時期の上野国は養蚕・製糸・織物生産業が盛んである



玉村町指定重要文化財「渡辺三右衛門日記」
（玉村町歴史資料館写真提供）

一方、経済繁栄を背景に博徒を多く輩出し、取締を目的に関東取締出役が廻村に訪れた。玉村宿組合村の大惣代として渡辺三右衛門もそうした社会・経済を背景に様々な人々と関わりを持ち、また地域社会の世話役としてトラブル・事件の仲裁・調停に動いた。

そうした三右衛門のネットワークとも言える人間関係は、人間を往来させた通信手段が情報を媒介することで初めて機能したとも言える。そうした意味からも、三右衛門がどのような輸送・通信網を持っていたのか明らかにすることで、近世社会の特質をも捉え返すこともできよう。また三右衛門が金銭を与えて用いた「使」「飛脚」の形態こそ、中世以来続く「飛脚」の原初形態とも重なる部分があるものとも考えられる。

三右衛門のネットワーク

三右衛門の人柄については、栗原氏が的を射た指摘をしているが、筆者が得た特色を加味すると、次のようにまとめられる。

非常に真面目で責任感の旺盛な人柄 剛毅な人物 交際の広い人物 交際上手な人 大の



渡辺三右衛門陳好
(玉村町歴史資料館写真提供)

記録好き 好男子の故か女性にもてた。厄介妾があり、国定忠治妾の徳とも交際 非常に酒を愛し、相撲見物も好んだ 論理的に物事の理否を明確に判断処理する能力をもった 健脚の人、毎日のように近に出かけた 信心深い人、特に立石村の金毘羅神社には毎年参詣した 大変な世話好き 親分肌の人、多くの子分を抱えた。

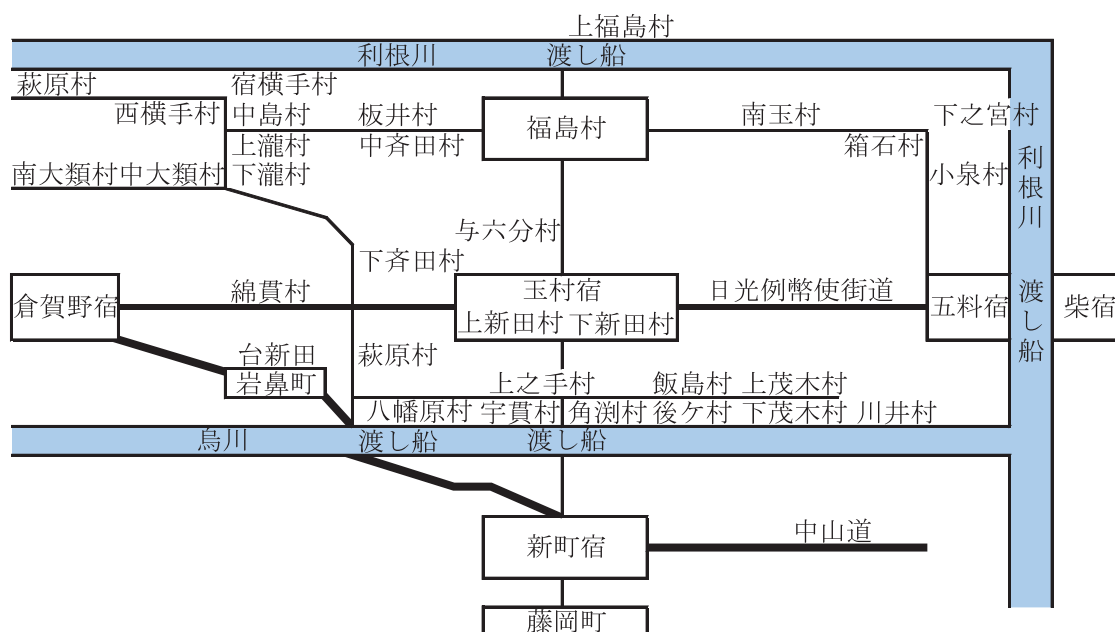
特に 玉村に指摘される広範な人的関係の特徴についてだが、三右衛門ほど多人数でないものの、那波郡連取村(伊勢崎市)名主の森村新蔵の事例にも見られる。情報収集の多様なチャネルは、江戸期名主の大きな特徴であったとも言えよう⁽¹⁾。

改革組合村

図1を参照すると、三右衛門はまず公務上のネットワークを持っていた。改革組合村(図2参照)旗本領主を同じくする村同士のつながりである。

まず改革組合村から述べたい。福島村と隣り合う玉村宿は日光例幣使街道の宿場であり、毎年4月になると日光例幣使、佐渡金山奉行が通過する交通の要衝であった。文化2(1805)年、治安維持・捜査取締を目的に関東取締出役が設置された。代官から手代が選抜され、8人ほどで水戸藩領、前橋領(藩主は川越藩主)、日光奉行管轄地などを除く関東地方を対象に道筋の宿場を拠点としながら各村・宿場の協力を得て取締を実施した。文政10(1827)年には改革組合村が設立され、寄場となる町・村に寄場役人を設置し、数力村を単位に小惣代、その上に大惣代を設置して、まとめ役とした。また各村には十手持ちである道案内(出方、出先)が関東取締出役を補佐し、事件捜査に当たった。

図2 福島村周辺略図



1 落合延孝『幕末民衆の情報世界—風説留が語るもの—』(有志舎、2006年)

玉村宿ほか24カ村組合は、玉村宿を寄場とし、周辺的那波・群馬両郡にまたがる24カ村（図2参照）で構成された。三右衛門は福島村名主を務め、大惣代を弘化3（1846）年11月27日～慶応2（1866）年8月2日の19年9カ月務めた。組合村寄合は定期的に玉村宿の大日堂で行われ、組合経費の高割（石高を基に負担額を定める）などが話し合われた。

注目されるのが火付盗賊改方同心の関わりである。火付盗賊改方同心は、関東取締出役の成立以前から、上野国にはしばしば廻村した。三右衛門は火盗改方同心の要請に応じて接待や情報提供などで協力したのである。

大久保家知行地

三右衛門にとって、もう1つ公務上で重要だったのが領主を同じくする村同士のネットワークである。旗本は「触」「達」といった形で、武州領と上州領へ廻状を回覧させ、年貢の上納、御用金の要請に応じた。後述するが、臨時に要請される場合もあり、三右衛門は苦慮しながらも応じている。

子分

栗原氏によると、三右衛門は当人から子分であることを求められると、親元に是非を確認し、仲立人を立てて親子と共に面会し、改めて本人の意思を確認した。三右衛門は子分として守るべき倫理を諭し、翌日に盃を遣わし、順守すべく心得書を与え、子分から請書を受け取った上で正式に子分とした。子分の意義については明らかにされていないが、恐らく改革組合村大惣代の子分という位置づけなのであろう。

三右衛門の子分になりたいという希望者は多かったようであり、子分の居住範囲は上州南部を中心に北部の沼田にまで及んでいる。子分は三右衛門の耳目となって、三右衛門に情報を送り、三右衛門自身は情報を改革組合村の公務に活用したものである。

世話役

三右衛門は福島村にとどまらず、玉村宿ほか近在の村々で世話役として活動した。戦前まで共同体が機能した地域社会では様々なもめごとや事件などがあると、仲裁・処理に当たる堅気と侠客の境界にいるような顔役的な存在がいた。三右衛門もそうした1人であり、求めに応じて現場へ出向いて一肌脱いだのであろう。

落合延孝氏が「男女の争いから無宿博徒の悪行までのあらゆる問題の紛争処理を見事にこなしてきた自信、彼のような人間が地域社会をその基礎から支えていたのである。俠気が民衆の忠治像だけの世界ではなく、三右衛門や高瀬仙右衛門（博徒から大惣代となる）のような大惣代にも広く受容され、自らの行動を強く支える価値意識ともなっていたのである」²⁾と指摘しているように、地域社会における案件処理を行った三右衛門は公的立場と裏社会との境界線に生きた近世期におけるマージナルマンであったと言えよう。

様々な通信手段

前章で触れた三右衛門の広範なネットワークは、個々を結ぶことによって初めて機能し得た。ネットワークを結んだのが三右衛門日記にしばしば登場する「使」である。「夫」「仕」とも表

2 落合延孝『日本史リブレット49 八州廻りと博徒』（山川出版社、2002年）

記される。また村には常雇の「定夫」(定使)がいた。そして「使」と同様に日記中に散見されるのが「飛脚」である。本章では事例から「使」「定夫」「飛脚」について検討し、改めて定義を試みたいと考える。

使

「使」「使者」の語彙は「飛脚」よりも歴史が古く、もともと当人とイコールの全権委任代理の意味合いで使われることが多い。ところが、三右衛門日記の「使」とは「仕」とも称され、「お使い」的な、やや軽いニュアンスで用いられる場合もある。日記中では「飛脚」の語彙よりも使用頻度が高く、三右衛門は近在の村々との通信には、基本的に「使」を用いた。私用と公務共に「使」が三右衛門の元から発せられ、通信相手も使や飛脚(嘉永3・8・27、以下の年月日は三右衛門日記のもの)を寄越した。

【史料】天保15(1844)年3月2日

玉村宿木屋 (にて祝品を求め) 川井(村)清次郎(へ)節句ヲ遣入、其使之者二書状相遣入
上記の事例は三右衛門の私用である。五節句の1つである上巳(3月3日)の祝いの品を「使之者」を遣わして川井村の清次郎に贈るに際し、書状も持たせたことがわかる。「使之者」も祝いの口上を述べたであろうが、書状で念を押したのであろう。

【史料】天保15年7月11日

同日朝、志も拙者二来ル様、下女まつヲ使二遣入

こちらの事例は「志も」を自宅に呼ぶ際、下女まつを「使」として派遣した事例である。こちらは書状がなく、「使」のみの口上で済ませたものと思われる。

【史料】弘化3(1846)年6月26日

力丸村彦兵衛殿、久兵衛殿兩人江呼状ヲ下男五左衛門二為持遣入、彦兵衛殿事拙者方へ罷出候込、同人母 挨拶二御座候

上記の事例は、三右衛門が力丸村彦兵衛と久兵衛を招く際に「呼状」を送ったが、下男五左衛門に呼状を持たせた。彦兵衛の母から息子がそちらへ赴く旨の返事が五左衛門を通じてなされた。次の史料は下男ではなく、僧侶を「使もの」として手紙を持たせたことを示すものである。

【史料】弘化2(1845)年3月11日

山名村三右衛門殿へ書状遣入、但し使もの者庵室信静(真常)也、昼四ツ頃二遣入、同日昼八ツ時頃、此使之坊、林蔵殿女房おう多ヲ相頼ミ、右書状ヲ途中二而捨候とて、詫二遣入、右之通り相違も無御座候由二付、勘弁い多し遣入

上記の山名村三右衛門へ書状を送るのに僧侶の真常を昼4つ(午前10時頃)に発たせた。ところが、真常が途中で手紙を落としたため、林蔵女房おう多に頼み、三右衛門へ詫びに遣わした。三右衛門は真常から手紙を紛失した旨の一札を取った上で、もう一度、書状を認めて真常を「使者」にして届けさせた。今度は無事に使ものの役目を遂げたようである。

奇しくも真常は急ぎではない「使もの」とわかる。後述するように名主が「飛脚」と記した場合、「使」よりも急いだニュアンスを含んでいたと言えるのではないだろうか。

定使

定使とは、村専用の御用状・廻状の輸送担当者のことである⁽³⁾。三右衛門日記の中では「定夫」の語で記される。常雇であり、村から定使給が支給された。嘉永3(1850)年と同6年の

3 拙稿「桐生新町の通信環境—幕末維新期の御用状村継と定使—」(『桐生史苑』54、2015年)

村入用帳に当たる「御役調書出し調」(渡辺襄家文書33、34)によると、「定夫給」として年12貫文、「増給」800文の計12貫800文(金換算で約2両)が支払われた。それ以前の「御役調書出し調」には「定夫給」の項目が見当たらず、例えば嘉永2年だと「拾六文 中斎田村廻状」「三拾貳文 同村廻文 夜中故式人増」「三拾貳文 板井村廻文持」とあり、弘化3年だと「状持」に2848文が支払われた。これらは必要時のみ「使」を立てて、廻状を運ばせたことを窺わせる。以下の弘化3年の日記の記述3点は公用の「使」である。

【史料】弘化3(1846)年5月5日

池端村名主與四郎殿江五兵衛夫(使)二書状并地頭所・廻文ヲ遣ス

「地頭所」は池端村(前橋市池端町)と福島村の領主である旗本大久保家のことを指す。大名・旗本は「触」「達」を領民に周知させるために、大久保家の武州 上州領に廻状を回覧させ、その廻状を運ぶ役割に「使」を使用した。使は各村の名主がそれぞれ雇い、村と村の間を往来させた。いわゆる村継の飛脚とも言うべき存在である。上記の「仕」は五兵衛である。次の史料は旗本の廻状を運んだ事例である。

【史料】弘化3(1846)年8月24日

武州新戒村御地頭所 廻文到来、殿様御出セ御役替(地頭大久保兵九郎役付) 其外御廻状

上記の「廻文」(廻状)は大久保兵九郎が役付となり、物入りとなるため、知行地に経費を負担させようと廻状を回覧させたのであろう。三右衛門日記によると、翌25日に「秋成年貢・御役替二付、百石三両割致ス、同日、池端村へ五兵衛倅藤五郎、廻状持たせ遣ス」とあることから、上記の廻状内容は100石に3両の高割を周知させたものだと思われる。「五兵衛倅藤五郎」とあるが、五兵衛は史料4の五兵衛と同一人物である。

【史料】弘化3(1846)年6月12日

駒形村向田小市殿へ書状ヲ遣ス、但し仕(使)八藤五郎也

上記は三右衛門が駒形村(前橋市駒形町)の向田小市へ書状を送ったが、「仕」に「藤五郎」を使った。次の史料は五兵衛に「飛脚使」の言葉が冠せられ、続いて「定夫」の語が初見される。

【史料】嘉永2(1849)年2月4日

昨日、御屋敷 之御用状、添書ついたし池端村名主与四郎殿江差向継送り、飛脚使五兵衛倅藤五郎二為持遣し候

同日、定夫二金兵衛ヲ定、但し朝飯二呼、供二付ス

上記からは五兵衛と藤五郎が親子2代で「使」を務めたことがわかる。三右衛門が記す「飛脚使」とは「使」を「飛脚」のように急がせて届けたという意味で使ったのであろう。注目されるのは「定夫二金兵衛ヲ定」という箇所である。この年に初めて定夫が常置されたことを意味する。と同時に五兵衛や藤五郎のような存在は臨時雇いだったことがわかる。定夫の設置の理由は公務の増加によるものであろう。「定夫給」は慶応2(1866)年が12貫800文(名主給11貫) 慶応3(1867)年が17貫600文(内8800文は利右衛門へ渡すとある)であった。しかし同年12月に「定法」が改定され、さらに26貫400文と上がった⁴⁾。

公務の使は口頭で情報を述べる場面もあった。

【史料】嘉永2(1849)年12月10日

御改革割合其外相談有之二付、八幡村紋兵衛殿へ書状差遣し候処、病氣二付出向兼萬端宜敷取計呉候様二、返書到来、使者二様子承候処、全ク之病氣斗与申義二御座候

改革組合村の寄合が開かれたが、八幡村の紋兵衛から病欠の旨を知らせる返書が届いた。返

4 渡辺襄家文書44、45

書を持参した使者に紋兵衛の様子を尋ねたところ、本当に病気以外の何物でもないと回答したことが記される。

気のきいた使者であれば、手紙の情報不足を補うため、病状や容体を尋ねて、使者が回答する場面があり得たことを示唆する。戦国時代における大名家の使者は、手紙を持たせ、委細は使者に聞いてほしいとする口頭伝達で意思疎通を図ることがあったが、この場合の手紙は使者の身分証明書であり、敵側への情報漏洩防止のために、使者に情報を記憶させた。乱世の戦国期と平和の江戸期は文脈が異なるが、手紙と口頭で情報を相互に補完した点では興味深い。

臨時雇の飛脚

三右衛門日記に登場する飛脚は「使」と異なり、きちんと使い分けられていることが文面から察せられる。「使」でありながらも、急いで書状を届けたい場合は「飛脚」と表記されている。例えば、「飛脚仏師屋ヲ差遣ス…(上茂木村平右衛門に)飛脚賃ヲ相払」(嘉永2・2・10)とある。また「六丁目いかけ(鑄掛屋)ヲ飛脚二遣入、賃銭六十四文渡ス」(嘉永5・7・25)ともあり、他に商売を持つ者にわざわざ賃銭を支払い、飛脚として差し立てた。これはどういう意味があるのであろうか。次の史料が回答を示している。

【史料】文久2(1862)年5月12日

右之もの(金蔵)者平日餅屋渡世其間二者飛脚等致し、其節同宿永楽屋方 飛脚二被雇、丑之助方江金壱両受取二罷越候由二御座候

上記は餅屋渡世の金蔵という者が渡世の合間に飛脚をしていたことを示している。飛脚になる場合は玉村宿の永楽屋に雇われた上で、丑之助(菊次郎の不始末金を舅として肩代わりした)へ金1両を受け取りに出向いたことになる。こうした「アルバイト飛脚」とも言える存在を三右衛門も用いた。上記の「永楽屋」とは「永楽屋鷲五郎殿江頼ミ、高崎田町山口屋藤兵衛殿江洗粉不足之書状ヲ差出候」(嘉永2・6・7)とある永楽屋と同一であろう。餅屋渡世の金蔵が飛脚をする際に雇われた永楽屋と同一であるならば、永楽屋鷲五郎とは玉村宿で本業の旅籠屋を営業しながら飛脚屋を兼業したということになる。三右衛門は玉村宿へ赴き、永楽屋鷲五郎に依頼し、高崎田町の山口屋藤兵衛に書状で「洗粉」(頭髪・皮膚を洗うのに用いる粉)が不足しているとの旨を伝えたと解釈すれば、筋が通るものと考えられる。

「玉村宿四丁目林兵衛飛脚二而」(弘化3・9・17)とあるのは臨時雇いの飛脚に該当しよう。「上州萱野村喜太郎江繁次郎ヲ飛脚二遣入」(嘉永3・3・9)と「萱野村松澤喜太郎江之使、繁次郎相帰ル、則返書持参」(嘉永3・3・10)に見える繁次郎もそうした飛脚であろう。但し、「繁次郎」という同一人物に対し、「使」と「飛脚」の両方が表記される。これは使と飛脚を使う側には行きと戻りで急ぎと普通の区別が意識としてあったからと思われる。

五目牛村(伊勢崎市)に送った飛脚も臨時雇である。「五目牛村飛脚二八百蔵殿ヲ遣入、賃銭三百文遣入」(嘉永5・閏2・1)、「五目牛村江飛脚差遣入、使浅吉」(嘉永5・6・11)とある。八百蔵に関しては「殿」と敬称が付き、浅吉には付かない。八百蔵は臨時雇であり、賃銭記載のない浅吉は下男を飛脚としたのであろう。

どのような種類の飛脚かは不明であるが、遠隔地からの場合は飛脚自身が口頭情報の伝達者でもあったことは次の事例からわかる。

【史料】慶応4(1868)年8月10日

横浜 之飛脚玉村宿四丁目奈良屋江来り、此飛脚者奈良屋方横浜江之親類有之处、玉村江引越度候間何卒差支二不相成様與之、横浜町も町人共者引払を被仰付候由二付、右之飛脚もの高崎町 前橋町江も此飛脚申二も右風聞之通り二御座候、以上

月	月 並	奥入用	その他	差引分	合 計
4月	金25両2朱684文	金5両435文	女中給金金13両3分2朱		金44両1貫123文
5月	金15両576文	金5両435文	御年貢195文、柏餅2朱400文		金20両2朱1貫415文
閏5月	金15両576文	金5両435文			金20両1貫15文
6月	金12両576文	金5両435文			金17両1貫5文
7月	金40両1分576文	金5両435文	盆入用金2分	御蔵元入用金30両	金15両3分1貫15文
8月	内訳記載されず				金17両1貫15文
9月	内訳記載されず				金41両1貫17文
10月	内訳記載されず				金16両2分1貫15文
11月	内訳記載されず				金38両3分2貫240文
12月	金75両2分2朱818文	金5両415文	女中給金金13両3分2朱、沢庵漬金2両2分、郡代・駿河金、其外諸上納金18両3分	御蔵敷金100両	金85両3分1貫553文
計			その他に御手元上納分金40両、若殿様御手元上納分25両		総計金295両3分2朱12貫113文

* 渡辺襄家文書複製資料「弘化三年四月 御地頭所月並上納割元帳」(玉村町歴史資料館蔵)から筆者作成

表1 弘化3(1846)年、御地頭所月並上納金一覧

戊辰戦争が東北へと戦火が拡大する中、横浜からの飛脚が玉村宿四丁目の奈良屋に滞在し、奈良屋の親戚が横浜から引っ越したいので差し支えないようにしてほしいとの旨を恐らく書状で伝えた。飛脚が言うには横浜から町人共に立ち退き命令があった模様であるが、高崎、前橋にも飛脚が伝えた通りの風聞があると記される。

旗本の飛脚

旗本の飛脚は専属の飛脚と、町飛脚を使ったようである。まず旗本専用の飛脚から述べる。手元不如意の大久保家は飛脚を使って知行地へ金の無心を度々した。

【史料】弘化2(1845)年10月13日

江戸 之飛脚人者荒川定吉殿也

御廻文左之通り、少々用向之处手扣

一 村々江当暮御助成其外上納金之儀、十一月十五日限り之处、当月廿日まで二と飛脚方申候、大久保兵九郎様(地頭若殿役に就く)御乗出者、九月廿三日目出度相済候旨被仰越候
上記は飛脚の名前が記録されている。荒川定吉という飛脚が本来は11月15日まででよかった上納金を前倒して10月20日までに納めるようにと領主の意向を受けて村役人に伝えている。大久保家の跡取りが役に就いて出仕した近況も添えられる。

【史料】弘化2(1845)年11月27日

御屋敷様 飛脚、忠蔵殿(方)へ泊マル

上記の飛脚は名前がないが、翌28日付に「江戸表へ書状、定吉殿へ渡す、但し市郎左衛門殿書状出ス」とあることから、荒川定吉と判明した。この荒川定吉は「定吉殿」と敬称が付されていることから、恐らくは旗本専属の飛脚であろうか。恐らく普段は中間・小者の1人として、荷物人足として大久保家当主の供をし、用人から命令が下ると、旅仕度をして飛脚として武州領・上州領へ下ったものと推察される。

この時に支払われなかった分は、翌年3月に「御屋敷様御勝手向御差支候」ために月並上納金を定めた際、閏5月に充当するものとした。月並上納金は総額295両3分2朱12貫113文が月

に分けて支払われた。月並上納金の内訳は表1を参照されたい。次章で述べるが、送金手段には定飛脚問屋の嶋屋佐右衛門が使われたようである。

次の事例は江戸府内及び近国を輸送エリアとした町飛脚を使った可能性がある。

【史料】嘉永2(1849)年12月13日

江戸御屋敷 飛脚、但し神田仲町坂のや平五郎飛脚金五両貳分貳朱ト三百六十三文八、当酉年御年貢諸事御国跡金、夫金迄不残皆済、金五両者小安伴右衛門様御廻村二而被仰付候金拾五両先納金之内、拾五両被仰付候共逆も拾五両出来兼候二付、拾両与定、此節金五両跡大晦日限り二着、金五両差送り可申旨書状二認め、都合両度二而金拾両之先納二相成候様、書送り申候、則飛脚 受取書取置候

覚

一 書状 壱通

一 金五両貳分貳朱ト

三百六十三文 壱包

一 同五両也

外二金壱分貳朱ト

三百文

ノ金拾壱兩ト六百六十三文

内壱分貳朱ト三百文 飛脚賃代

右之通り相渡し則受取ヲ取ル

知行地の村方が苦慮して金を工面して送金する様子が伝わる史料であるが、文中の神田仲町の坂野屋平五郎については、町名・屋号が記されていることから、町飛脚の可能性が考えられる。隣国の上野国は輸送圏内であったのであろう。

他に町飛脚の利用例として、三右衛門は出府(江戸へ出ること)した折に「夫 早飛脚ヲ津金様迄為飛候、飛脚賃百廿四文」(嘉永2・7・7)と記す。賃銭124文で町飛脚を利用したのであろう。「清蔵殿旅宿小柳町伊勢屋鉄之丞殿二付、飛脚二而書状差遣ス、此賃四拾八文」(嘉永7・7・22)とあるのも同様であり、飛脚賃48文で清蔵の宿泊先へ書状を送った。

旗本からの飛脚到来は頻繁であり、「江戸御屋敷 御飛脚到来」(嘉永元・6・18、19)とある。その目的は「御屋敷 飛脚、但し金子飛脚へ可相渡旨御廻状也、飛脚妻沼村貳式人分代、両村割合二而六百八拾八文、飛脚へ相渡し候、御廻状左二...中略...出来兼候ハバ、飛脚差留置」(嘉永3・8・25)とあるように上納金の催促である。金子を飛脚へ渡すように指示し、妻沼村までの村継の飛脚賃688文も村側に負担させた。

幸便

幸便は、書状の宛て地と旅人の目的地が合致した場合に、書状を旅人に託して宛て地へ届ける方法である。飛脚便と並んで江戸期にはよく利用された通信方法である。三右衛門日記にも例えば、次のような該当箇所を確認できる。

【史料】天保14(1843)年12月9日

南玉村親四郎右衛門殿、彖きも尋も無用之書状到来、右二付、同村勘左衛門殿へ喜蔵山伏を頼、書状遣ス

南玉村の勘左衛門に書状を送るに際し、喜蔵という山伏を頼んだという。山伏がたまたま南玉村へ出向いたか、通過したから託せたのである。

送金月日	送金額	金利	送金手段	史料原文
1月14日	金2両2分	永343文2分5厘	嶋屋	「當亥正月十四日、嶋屋飛脚頼りにて御上納仕候」
2月23日	金2両2分	永312文5分	名主紋造出府	「同二月廿三日、休番名主紋造出府之砌同人 上納仕候」
3月8日	金2両2分	永281文2分5厘	嶋屋	「同三月八日、嶋屋飛脚便り二而御上納つ
4月14日	金2両2分	永250文	百姓蔵之助勤番	「同四月十四日百姓蔵之助御屋敷江勤番へ差出候節御上納仕
5月25日	金2両2分	永218文7分5厘	地頭忠蔵	「當五月廿五日組頭忠蔵出府之節、御上納仕候」
6月8日	金2両2分	永187文5分	名主半兵衛出府	「同六月八日、名主半兵衛出府之節御上納仕候」
7月3日	金2両2分	永156文2分5厘	領主出役に渡す	「同七月三日、右紋造より妻沼村御出役先御上納仕候」
8月24日	金2両2分	永125文	嶋屋	「同八月廿四日、嶋屋飛脚便り二而御上納仕候」
10月9日	金2両2分	永125文	嶋屋	「同九月十日、両月分十月九日嶋屋便り二而御上納仕候」

* 渡辺家文書655「當亥御年貢郷払納目録」から筆者作成

表2 月並上納金の送金手段

三右衛門の定飛脚利用

嶋屋藤岡店の利用

本章では江戸定飛脚仲間の嶋屋佐右衛門と京屋弥兵衛の上州出店の利用例について取り上げる。三右衛門は江戸との地頭所（旗本大久保家）との書状・金荷物の送付に定飛脚問屋を用いた。年不明であるが、「上州那波郡福嶋村當亥御年貢郷払納目録」には、領主へ上納する「月並」を送金する際に嶋屋佐右衛門が使われていることが明記されている（表2参照）。表1より後の亥年に当たる嘉永4（1851）年か文久3（1863）年のものかと推察されるが、9回の月並上納の内、嶋屋が4回、そのほか村役人の出府の節が3回であり、出府のついでに「幸便」という形で渡したニュアンスが感じられる。百姓蔵之助勤番の折や、旗本御用人の出役（知行所廻村）の折に妻沼村で渡すなど、なるべく飛脚賃を浮かそうという意向が働いている。

使われた嶋屋はどこの出店であったのであろうか。次の日記の1文が示している。

【史料】弘化元（1844）年12月23日

倅多七二書状相添、藤岡町飛脚嶋屋（江）為持遣し、但し小安様之御新造江戌亥年其後迄首尾（注、年貢皆済）之御礼なり

三右衛門は、息子の多七を藤岡町の飛脚問屋嶋屋佐右衛門へ行かせ、「小安様御新造」、すなわち大久保家用人の小安伴右衛門の御新造（妻）に宛てて、年貢皆済の礼状を送らせた。三右衛門日記には藤岡町の嶋屋の記述が散見されており、江戸へ書状を送るのに最も多く用いたことがわかる。嶋屋藤岡店は嶋屋佐右衛門江戸店の出店であるが、嶋屋の詳細については拙著『江戸の飛脚』⁴⁵⁾で述べたので、本稿では割愛する。

三右衛門が嶋屋藤岡店を利用する目的は大久保家への送金であることがほとんどである。次の史料もそのことを示す。

【史料】弘化2（1845）年5月18日

角淵村小三郎殿、伯父ヲ頼ミ金五両借受、藤岡町へ行、嶋屋 江戸御地頭所江小安伴右衛門殿江、金子之書状式通送り、但し昼後二宿所出候故、角淵村（二而）暮（方トなり）相帰ル

上記は角淵村小三郎から伯父を介して金5両を借り、嶋屋藤岡店へ行き、小安伴右衛門宛て

5 拙著『江戸の飛脚—人と馬による情報通信—』（教育評論社、2015年）

依頼日	金荷	飛脚賃	宛先
正月8日	南10両2分	275文 相済	大久保筑前守様内、荒井作右衛門、小安伴右衛門
同	金3両2分 書状1通	150文 相済	江戸、嶋田保太郎様御内森田左膳様
2月13日	南8両入 御状1通	275文 相済	江戸小川町、大久保筑前守御内 新井源右衛門様
同	金1両1分 御状1通	150文 相済	江戸駒込嶋田保太郎様御内御名主長左衛門様
7月8日	南8両 御状1通	272文 相済	江戸小川町、大久保筑前守御内 荒井治郎右衛門様、小安保右衛門様、田中郁右衛門様

* 渡辺裏家文書1110「御用飛脚通」から筆者作成

表3 天保2年、福島村名主の嶋屋伊勢崎店利用

に金子入りの書状2通を送ったとある。嶋屋は「金飛脚」を看板に掲げる金子輸送専門の飛脚問屋であるから、三右衛門も当然のように送金を依頼した。次の史料は旗本からの御融通金上納の催促に嶋屋が使われたことを示している。

【史料】弘化3(1846)年2月9日

同日、御地頭所様仕立飛脚到来、文談左之通り、
廻状ヲ以申達候、然者去月廿一日嶋屋飛脚を以申遣し候御融通金上納之義、其節も申遣し候通、御役替後種々御物入多二付、甚々以御差支二付、早々上納有之候様可被取計、尤廿一日出廻状二委細承知与者存候得共、今以一向沙汰無之候二付、仕立飛脚ヲ以申遣候、早々差立之上此者義者妻沼村御百姓夫人二付、上納金無懸意相渡可被申候、此段可申達早々如此御座候、以上

午二月五日

荒井治右衛門 印

小安伴右衛門 印

名主太七殿

上郷三ヶ村

猶以本文之趣厚相含、早々此もの江相渡し可申候、以上

上記は1月21日に領主役替えによる出費のため、知行地に対して嶋屋を使って御融通金上納を申しつける廻状を送ったが、その後は一向に沙汰がないとし、仕立飛脚をわざわざ送って督促した。催促役の仕立飛脚は「妻沼村御百姓夫人(使の者)」であるから、心配なく御融通金を飛脚に渡すようにとも述べている。もう一例挙げる。

【史料】嘉永3(1850)年4月15日

(前略)...此上何方へ質地二も差入金子借受二不相成、右二候へ者金子出来二手段一切無之、殊二此節道筋并二御府内込も止宿代高直之由二候へ者、容易二出府も相成兼、無抛百姓一同相談之上、飛脚同様之もの差遣し候間、幾重二も御勘弁被成下置、尤夫喰飯米等迄夫是工風ヲ付、金五両也唯今為持参、跡金之五両八当月十八日出し、嶋屋二而差送り候間、送り金之外八、御屋敷様二而御上納并二人之儀も御間二合せ被成下候様、一同奉願上候、此金も当年御物成二而御下ヶ奉願上候...(後略)

上記も上納金に関係するが、知行地では金の工面に苦労し、「飛脚同様之もの」を出府させて勘弁を願い、金5両は都合を付けて、残り5両は4月18日に嶋屋で送金すると約束した。

以上の事例は三右衛門が嶋屋藤岡店を多く利用したことを示しているが、実は嶋屋伊勢崎店も若干利用した。渡辺裏家文書の中に天保2(1831)年の「御用飛脚通」₁₆₎が収められるが、裏表紙に嶋屋伊勢崎店の印影を確認できる。表3を参照されたい。領主2人の知行地(2給)

の福島村名主の三右衛門と長左衛門の両人が嶋屋伊勢崎店に依頼し、江戸小川町の大久保家の用人宛てに送金したものである。

【史料】弘化2（1845）年10月22日

同人（注、沼上村平右衛門）方 伊勢崎町嶋屋佐右衛門（方）へ行、地頭所江田方引方願書状認メ遣入、亦夫 五料宿へ立帰り、沼上村平右衛門殿ニ泊り、尤同日朝、山子屋安五郎殿（方）へ一寸立寄、朝飯之馳走ニ相成候

三右衛門は、嶋屋伊勢崎店から「田方引方」（年貢減免）の願い書きを大久保家へ送ったようである。このほか三右衛門は嶋屋高崎店（嘉永7年5月8日、金23両3分を領主へ送金）も利用したが、伊勢崎店・高崎店の利用は藤岡店と比べると少なく、藤岡店をほぼ利用した。幕末期には他の出店は補助的に利用している印象を受ける。これは現在の宅配便利用と同じで、要は得意客だったのであろう。

輸送形態

三右衛門日記から読み取れる定飛脚問屋の輸送について触れておきたい。三右衛門日記にはメモ書き風に京屋と嶋屋の集荷日と発送日が記されている。

【史料】嘉永5（1852）年2月25日

京屋与り着類ヲ送る、江戸立五十（日）集メ、壱六之（日）立、嶋屋壱六之（日）集メ、二七（日）ヲ立

京屋と嶋屋の両江戸店からの集荷日と差立日が併記される。差立日が重複しないため、利用客は日数を置かずに発送することができる。次に三右衛門が利用した嶋屋藤岡店から江戸までの飛脚賃はいくらだったのであろうか。

【史料】弘化2（1845）年12月23日

角淵村武左衛門殿へ行、此時同村小四郎殿ヲ相頼ミ、江戸江金拾両外ニ書状壱通、但し藤岡町嶋屋佐右衛門（ ）出ス、同人方迄賃銭貳百文ヲ出ス、金子送り賃貳百五十文、夫沼上村平右衛門殿（江）行、泊ル、五料宿亀之助殿（方）へ罷出候様沙汰ヲ致ス

三右衛門が角淵村小四郎に依頼し、江戸へ金10両と書状1通を送るため嶋屋藤岡店へ赴かせた。小四郎には嶋屋までの賃銭200文、嶋屋には江戸までの飛脚賃銭250文を出費したことがわかる。角淵村—藤岡町が200文、藤岡町—江戸が250文とは、距離を比較すると、後者の方が遠距離であるが、賃銭自体が50文程度の差である。身近な個人を対象とした臨時雇の「飛脚」と、確立した輸送網を持った「飛脚問屋」とのコスト的な差異が表れていると言えよう。飛脚賃の支払いに関しては次の記述が参考となる。

【史料】嘉永6（1853）年8月25日

御屋敷 御用状、伊セ崎嶋屋 届キ、賃銭ヲ相払ひ候、上野田村森田文字之助殿 も帰村之節立寄候文面書状来ル

御郡代御貸附御役所御差紙二候処、諸事ヲ十九日着之積り、藤岡・伊セ崎 差遣し候へ共、相届キ不申趣二、文字之助殿 之追而書二有之候、不思議之事二候

江戸の大久保家から嶋屋伊勢崎店に御用状が届いたので、三右衛門が飛脚賃を支払ったとある。同時に上野田村の森田文字之助からも恐らく江戸からの帰路に三右衛門宅に立ち寄る旨を記した書状を受け取った。この事例から旗本が嶋屋で書状を送った場合、知行地側の着払いで

6 渡辺襄家文書複製資料1110。表紙に「辛卯文政十四年正月吉日」とあるが、すでに天保と改元されている。

依頼日	荷物	飛脚賃	受注	荷主	宛先
午9月28日	金14両 書状1通	200文 相済	嶋屋 藤岡店	福島村名主三右衛門	江戸小川町大久保筑前守様小安伴左衛門
戌12月4日	銀10両入1包 御状1通	215文 相済	嶋屋 藤岡店	名主三右衛門	江戸小川町大久保筑前守様小安伴左衛門
亥3月11日	金2両2分	180文	嶋屋 代与兵衛	名主□□(文字欠)	江戸小川町大久保筑前守様小安伴左衛門
亥7月27日	銀27両	364文 相済	京屋 藤岡店	渡辺常三郎	神田山本町甲州屋忠次郎殿宅名主三右衛
亥11月18日	銀31両2包 御状1通	516文 相済	嶋屋 藤岡店	渡辺三右衛門	江戸小川町大久保筑前守様福島市郎左衛
戌7月4日	銀11両	312文	嶋屋安 □□(兵衛)	御名主半□□(兵衛)	水道大久保内小安伴左衛門様
亥12月8日	銀20両	616文 相済	嶋屋 代与兵衛	名主□(半力)兵	大久保筑前守様小安伴左衛門様行
8月24日	金3両	180文 相済	嶋屋 代与兵衛	名主半兵衛	江戸小川町大久保淡路守様小安伴左衛門

* 渡辺裏家文書711「請取覚」8点から筆者作成

表4 飛脚問屋請取覚一覧

あったことがわかる。次段落は不着を示す件である。関東郡代の公金貸付元の御貸付役所から差紙が来たので、19日着の予定で嶋屋藤岡店と伊勢崎店から返書を送ったが、不着のため「不思議之事」と述べている。

次は輸送形態を示す記述である。太田宿の荷主が嶋屋桐生店から発送し、太田村—高崎町の馬荷の付け通しに配慮してもらえるように願ったものである。

【史料】弘化3(1846)年2月4日

太田村八右衛門殿 玉村・倉賀野宿両宿へ嶋屋荷物之義、桐生町 荷物出候ハバ、其日二高崎町へ着任致候様二仕度、右二付、表道私共村方 高崎町迄附通し致度、尤右両宿へ者荷数出方改、問屋料・口前(口銭力)共差出し可申与之事二而、拙者ヲ相頼ミ之状也、何連その内、八右衛門殿(へ)可罷出候様、書状ニも認メ有之也

上州は脇往還が発達したが、場合によって臨機に輸送上の融通もなされたのであろう。太田村の荷主の八右衛門は、嶋屋桐生店から荷物を発送し、太田村経由で玉村・倉賀野の両宿場を通過して高崎町に1日で到着させたいため、太田村から高崎までの荷物の「附通し」を願い出た。つまり宰領飛脚が馬荷物を輸送するに当たり、玉村と倉賀野で人馬継立をせず、高崎まで通り越すことを意味している。

荷主の八右衛門は、附け通しの代わりに問屋料と口前の支払いは両宿に対して済ませるとの条件を出した。興味深いことは「拙者ヲ相頼ミ之状也」と三右衛門宛てに願い出ているという点である。三右衛門は表向きには問屋場に対して何の権限も持たないはずだが、実際には影響力を有したことを裏付けている。また馬荷の附け通しが荷主の意向と手配によってなされたこと、また飛脚問屋から荷物輸送を委託される宰領飛脚も荷主の意向にそのまま従った事実がわかり、輸送現場のあり方の一端を知ることができる。

さて次の史料は上州と江戸のルートの間でも抜状が使われたことを示している。

【史料】嘉永6(1853)年4月3日

右書、板橋宿抜状と認メ、嶋屋飛脚二而差出し候、此御届書付差出候付、両三人武州兩人上州兩人、其内江我等咄人出府ヲ被相頼候、先當出府入用割...(後略)

上記は「上武一統」(上野・武蔵国)の知行所の村々が廻村猶予を願い出た書状を領主用人

3人へ送るに際し、板橋宿から抜状（擢状）の形態が利用されたことを示している。抜状とは、江戸―上方の東海道ルートで頻用され、具体的には宰領飛脚が道中で「走り飛脚」に日限のある書状を託して先行させる（道中抜き）輸送方法である。奥州街道でも抜状があったようであるが、上州―江戸の24里程度の距離でも使われたことが判明した。嶋屋江戸店のある瀬戸物町まで輸送して大久保家へ配送するよりも、板橋宿から書状を抜いて、人足を「走り飛脚」に雇い、大久保家へ直輸送した方が便がよかったものと思われる。

飛脚賃

前に表2の飛脚使用の傾向から飛脚賃を浮かそうとする意識が村役人にあったことについて触れたが、飛脚賃はいくらであったのだろうか。飛脚賃は表3に示した通りである。金荷の「南」は南鐐1分銀、金は小判のことである。先述の請取書の飛脚賃は表4の通りである。南鐐1分銀だと1両4枚と重量が増えるため、それに伴って飛脚賃も高くなる。

村継・宿継による情報

飛脚を標的とした事件

三右衛門日記には定飛脚問屋から荷物輸送を委託された宰領飛脚を標的とした（ほかに質屋・呉服屋）にした窃盗・強盗事件が記録されている。これは宰領飛脚が金荷物・特産物輸送に従事したために凶らずも事件を誘引した結果である。

【史料】安政3（1856）年6月22日

（関東取締出役、関口園十郎、吉田僖平次）御兩人様（悪党之）人相書到来、問屋（二）被求拝見いたし、鹿沼二而京屋之金子九百両（ヲ盗取シ）悪党也三人、内式人（者）無宿人、壹人（者）脇差（ヲ帶する）なり

上記の事件は下野国の鹿沼で京屋が金900両を奪われた事件があったことを示す。強盗は3人、そのうち無宿人が2人、1人は脇差を帯びていたという。関東取締出役から人相書が届いたが、恐らく宿継で継走されてきたのであろう。次の史料は一旦召し捕った犯人に逃走されてしまったことで、出回った手配書である。

【史料】万延元（1860）年閏3月14日

問屋當番四郎左衛門殿

上州碓氷郡白石村無宿

御用 鶴吉 / 當申三十三才

一 中丈ふとり候方 / 一 顔面赤き方 / 一 額二摺疵少々有之

右之もの儀定飛脚荷物奪取候一件吟味中今昼九ツ時岩鼻村 素裸二而逃去り候付、道案内之もの江中村渡船場有之宿方八勿論最寄所々相尋見當次第直二差押手當いたし置、早々岩鼻村可被致注進、此廻状刻付を以順達留り 宿継ヲ以可相返候、以上

閏三月十四日

伊奈半左衛門手代

臨時御取締出役

杉浦金平

同人手附

武藤甚一

玉村宿 / 新町宿 / 本庄宿 / 深

谷宿ノ右宿々役人中

碓氷郡白石村無宿の鶴吉が宰領飛脚の荷物を奪い取ったため、召し捕って岩鼻村(代官所が置かれた)で吟味していたが、昼九つ(正午)に「素裸二而逃去り」とあるように裸形で逃げられた。すぐさま関東郡代役人から道案内(十手持ち)に手配書が回り、さらに玉村、新町、本庄、深谷と武州国境の街道筋にも人相書が出回った。宿場では人相書の到着時間を記録し、次の宿場へ継ぎ送り、犯人に関する情報を共有し、見つけ次第取り押さえて岩鼻村へ注進するように伝達した。宿と宿との連絡を担ったのが定使である。

次の史料は嶋屋の宰領飛脚が江戸本郷三丁目で500両(1分銀)を盗まれた事例である。

【史料】万延元(1860)年10月6日

人相書

江戸通油町ノ馬持川嶋屋与兵衛抱ノ道中馬士ノ字大坂事ノ房次郎

御用ノ一年頃 三拾式三才位ノ一 中丈中肉色黒き方ノ一 顔丸頬こけ薄阿ばたノ鼻之脇二大さ成阿ばた壺ツツ有之ノ一 眉毛濃く眼大さ成る方上方言葉ノ一 其節之衣類古単物を着し上二襦袢様成ものを着し候

右之もの今二月(日の誤りか)明六ツ時江戸本郷三丁目横町二おゐて嶋屋佐右衛門荷物之内切解壺分銀五百両盗取、外荷物馬與其場二捨置逃去候二付、旅宿二茶屋、旅籠屋者勿論人足部屋等まで嚴重探索いたし、右人相二當疑敷見請候もの者差押早々廻村先江可被申越ク此廻状刻付ヲ以繼立宿下令請印留リ与リ可被相返候、以上

十月二日酉上刻

関東御取締出役ノ百瀬章蔵

宿々役人中

追而道案内之もの江申付無手抜取調候様可被致候

申十月六日

問屋當番

四郎左衛門殿

沙汰有之候

事件直後に旅宿、茶屋、旅籠、人足部屋に至るまで調べたが、房次郎の行方をつかむことができなかった。犯人は「道中馬士」というが、馬士(馬方)の中には素行不良の者もいたようであり、こうした社会背景が明治2年3月6日に武蔵国旛羅郡弥藤吾村(埼玉県熊谷市)で起きた京屋桐生店の飛脚新蔵による馬方殺害事件⁷⁾の誘因となったと言えるだろう。

道案内

道案内は「出方」「出先」ともいい、各村・町・宿場に存在した捜査・取締担当者である。関東取締出役を補佐した地域社会の十手持ちであり、江戸では岡っ引きに相当する。道案内に関する先行研究はほとんどないのが現状であるが、次の史料は道案内の実態を垣間見る上で注目される。

【史料】万延元(1860)年10月13日

下総国鬼怒川通りノ津以飛志村ノ元船乗渡也

要助ノ申三拾七八才位

人相ノ一 大並 高き方ノ一 丸顔二而色黒き方ノ一 眉毛濃くノ一 髪毛並ノ外常躰ノ其節之衣類ノ一 木綿藍股引時単物着しノ一 格子縞女半天二而ノ一 三尺帯ノ一 紺股引脚伴

7 拙稿「江戸後期、上州桐生新町の定飛脚問屋について—京屋と嶋屋—」(『地方史研究』309、2004年)

右之もの儀、當十月七日夕方結城在久保田村河岸荷積問屋権兵衛河岸場におゐて盗取候品、京屋荷物奥州福島出白絹百八拾疋入壱箇目方九メ目程有之、右品式々箇二いたし壱ツ者糸豎包壱ツ八木綿白縫棒嶋（縞）風呂敷躰之もの二相包、天秤二いたし昨十日日光道中小山宿、茂呂宿迄足付候間其御町方江止宿致候哉も難斗存候間御探索、右品所持致候ハ、関東御取締御出役中中嶋慎六様御名前にて御召捕早々御注進被成候様奉頼入候、以上

申十月十二日

梁田宿

出方彦兵衛

桐生町

出方 正助

伊勢崎町 / 玉村宿 / 倉賀野宿 / 高崎町
/ 右宿町御出方衆中

夫 先々迄御手配奉頼入候（後略）

まず盗品に注目したい。「白絹180疋入壱箇」であり、その「目方九メ目」である。白絹は染める前の生絹であり、上方へ輸送される途中であったのだろう。180疋は360反（1疋 = 2反、1反 = 並幅1尺2寸 36センチ × 長さ2丈6尺 7・8メートル）、重量33・75キログラム（1貫 = 3・75キログラム）である。これを2つに分けて天秤棒に付けて逃走したという。これだと振り売りにも見えるため、怪しまれないとの判断があったのかもしれない。

次に注目したいのが人相書の差出人の梁田宿道案内（出方）の彦兵衛と桐生新町道案内の正助である。伊勢崎、玉村、倉賀野、高崎町の宿継が使われ、宿役人の間で情報が共有された。また宛て名の「右宿町御出方衆中」からは各宿場・町の道案内にも伝わったことがわかる。道案内のネットワークが宿継を介してつながっていたことが知り得る。この正助は高久正助（安政2・2・21）と見られる。正助は三右衛門と面識があり、国定忠治の護送の折に萱野村道案内徳五郎と共に手拭持参で三右衛門宅にも挨拶に訪れた（嘉永3・10・9）。正助は安政4（1857）年4月22～24日に桐生新町で開かれたとみられる相撲興行に携わり、同月20日に「桐生町正助殿内佐助殿」が贈答用の手拭持参で三右衛門宅へ触使として訪れた⁸⁾。佐助は正助の手下とみられる。道案内の中には興行師を兼ねた者もいたことがわかる。

次は館林無宿文吉（40歳位）、同町近在の無宿亀五郎（32、3歳位）の人相書であるが、犯人は宰領飛脚を装い、馬士から現金を見事に騙し取った。

【史料】文久2（1862）年9月11日

覚

一 金千弍拾五両筵包壱箇

内

一 朱銀七百五十五両

壱分銀弍拾五両

金弍百廿五両

但壱朱銀壱分銀取交せ

右者江戸定飛脚京屋弥兵衛 上州桐生新宿江差送り金荷物、一昨十一日昼八ツ時頃武州幡羅郡妻沼村二おゐて年齢三十三才位菅笠ヲ冠りこざる着鉄造り長脇差を帶宰領躰之男老人罷出、馬士申欺キ書面之金荷壱箇奪取逃去候間、道案内之者共江得與申付精々探索致、右二可當者有之候ハ、捕押置早速可被申越候、此廻状宿名下令請印昼夜刻付を以無遅滞順

8 拙著『桐生新町の時代—近世在郷町の織物と社会—』（群馬出版センター、2016年）

達留 可相返候、以上

戌八月十三日

関東御取締出役

不詰合無印

百瀬章蔵

吉田僖平次 印

例幣使道 / 玉村宿夫 / 鹿沼宿迄 / 十五日 / 宿々略ス

右清兵衛問屋當番也(後略)

上記の江戸日本橋近くの室町二丁目にある京屋江戸店から「上州桐生新宿」へ現金を輸送していた途中、武蔵国旛羅郡妻沼村(埼玉県熊谷市)で「宰領鉢」の男1人が現れ、馬士を言葉巧みに欺いて金荷1箇を奪って逃走した。この「桐生新宿」とは桐生新町のことと思われる。絹市が立つ日(3、7の日)には織屋と買次商の間で織物が取引されたため、数千両という単位で多額の現金が動いた。そのため、飛脚問屋では江戸から現金を桐生新町へ移送し、絹市の日に備えたのである。

宰領鉢の男が現れた時、本物の宰領はどこにいたのであろうか。恐らく馬荷は馬方に任せ、街道筋から少し離れた名主や豪農宅へ書状が現金を届けたのかもしれない。そうした宰領不在の時間帯を狙っての計画的犯行であると言えよう。

子分からの情報

三右衛門と子分との関係については前述したが、次の史料は子分から三右衛門に伝達された情報を示すものである。

【史料】安政6(1859)年4月14日

勢多郡奥沢村紋次郎方江書状ヲ為持金十郎与高泉村三代吉ヲ遣ス

右之儀者去暮中、嶋屋佐右衛門之金荷物切とり候もの、紋次郎心當り有之候様ヲ先頃我等大間々宿江罷越候節、駒吉へ相咄有之二付密二承り遣須

勢多郡奥沢村(桐生市新里町)の紋次郎方宛ての書状を金十郎と高泉村(同)三代吉に持たせて遣わしたとある。その理由は嶋屋の金荷物が奪われた件について、三右衛門自身が大間々町(みどり市大間々町)で、紋次郎に心当たりがあると三右衛門の供の駒吉に話したことを知ったからである。三右衛門は日ごろから子分を通じて、上記の情報を得て、大惣代の職務として道案内や関東取締出役へ伝達していた可能性がある。

八・一八政変の情報

次は「文久二甲子年五月 出府中 板鼻宿問屋高野隠居日記借写 諸方取沙汰書 渡邊三右衛門」(渡辺襄家文書341)からの引用史料である。幕末期の京都における軍事紛争(八・一八の政変、蛤御門の変、鳥羽伏見戦争)に関する情報について三右衛門日記には記されていない。但し、三右衛門は板鼻宿問屋場の高野家の隠居が文久2(1862)年から翌年にかけて記録した日記を借りて書き写しており、次の件は文久3年の八・一八政変に関する飛脚問屋による情報発信を示すものである。

嶋屋 来状写

覚

一、今十九日暁寅刻 禁中二而会津様、長州様争戦大炮二而夷川通り迄焼、東西烏丸通
数屋町迄右二付、京町中大騒動之なく立退寺も早脚二而延引いたし、此段之御心得
迄申上候

十九日未刻

火中
京司

京屋 来状写

一、長州様御屋敷江会津様御人数押寄、俄二大炮を打懸ケ、右二付双方於火中二及争戦
十九日寅刻二御所堺町御門火之手上夫 夷川通迄焼払、東西烏丸通り麩屋町通り迄焼払、
京洛中及大騒動二大津込立退申候、此段御知らせ申上候

同十九日火中相認め申候

間接的な形であるが、三右衛門は八・一八の政変について認識しており、京都の政争・軍事紛争に関心を寄せていたことがわかる。京屋と嶋屋が幕末の軍事紛争に関する情報を得意先へ報知したことは今までの研究でも指摘されてきたが、改めて情報の広がりや認識し得る事例と言えよう。

おわりに

福島村の渡辺三右衛門の記録した三右衛門日記に頻出する「使」「飛脚」の語彙に注目し、三右衛門の人的ネットワークを機能させた通信環境に絞って検討した。改めて「使」「飛脚」の重要性について認識を新たにできたのではないだろうか。

三右衛門の通信環境とは、「使」「定夫」「飛脚」「嶋屋」「京屋」の語彙に代表されるように、人が基本的に歩行・走行し、また馬に頼るものであった。こうした輸送形態は中世以来変わらぬものであったに違いない。江戸期の三右衛門が飛脚賃を渡して、個人（臨時雇、下男、子分）を「使」や「飛脚」に仕立てて、手紙を先方にするスタイルは、中世以来変わらぬ飛脚の原初形態を見るようである。「使」と「飛脚」の境界線は荷主が急ぐか否かの判断に基づいていたことも読みとれた。こうした飛脚利用から江戸初期に民間から商売としての飛脚問屋が始まったものと推察される。

改革組合村と知行所などの近在の村々には村の臨時雇、また下男・下女・子分を「使」とし、嘉永2年2月に定使を常雇にしてからは「使」と「定使」を併用するようになった。それと並んで江戸などの遠隔地については嶋屋藤岡店、同伊勢崎店、京屋藤岡店、同高崎店などの定飛脚問屋の店に依頼した。領主の旗本大久保家へ上納する年貢金のほかに、月々の月並・奥入用などの勝手賄い金を送金した。定飛脚のほか、町飛脚も使って、こまごまとした連絡のやり取りを行ったのである。

また定飛脚問屋の宰領飛脚が現金を奪われる事件が起こると、関東取締出役、道案内から宿継と村継で廻状が回覧され、人相書などの情報が共有された。また遠隔地で災害が起こると、定飛脚問屋が得意先へ紛争の詳細などを書状に認めて届けたことも改めて確認できた。好奇心旺盛な三右衛門も飛脚や他のルートから遠隔地の情報に接していたのである。こうした情報に対する感度の高さは地方名望家側の明治維新の享受という点で少なからぬ影響を与えたものと考えられる。

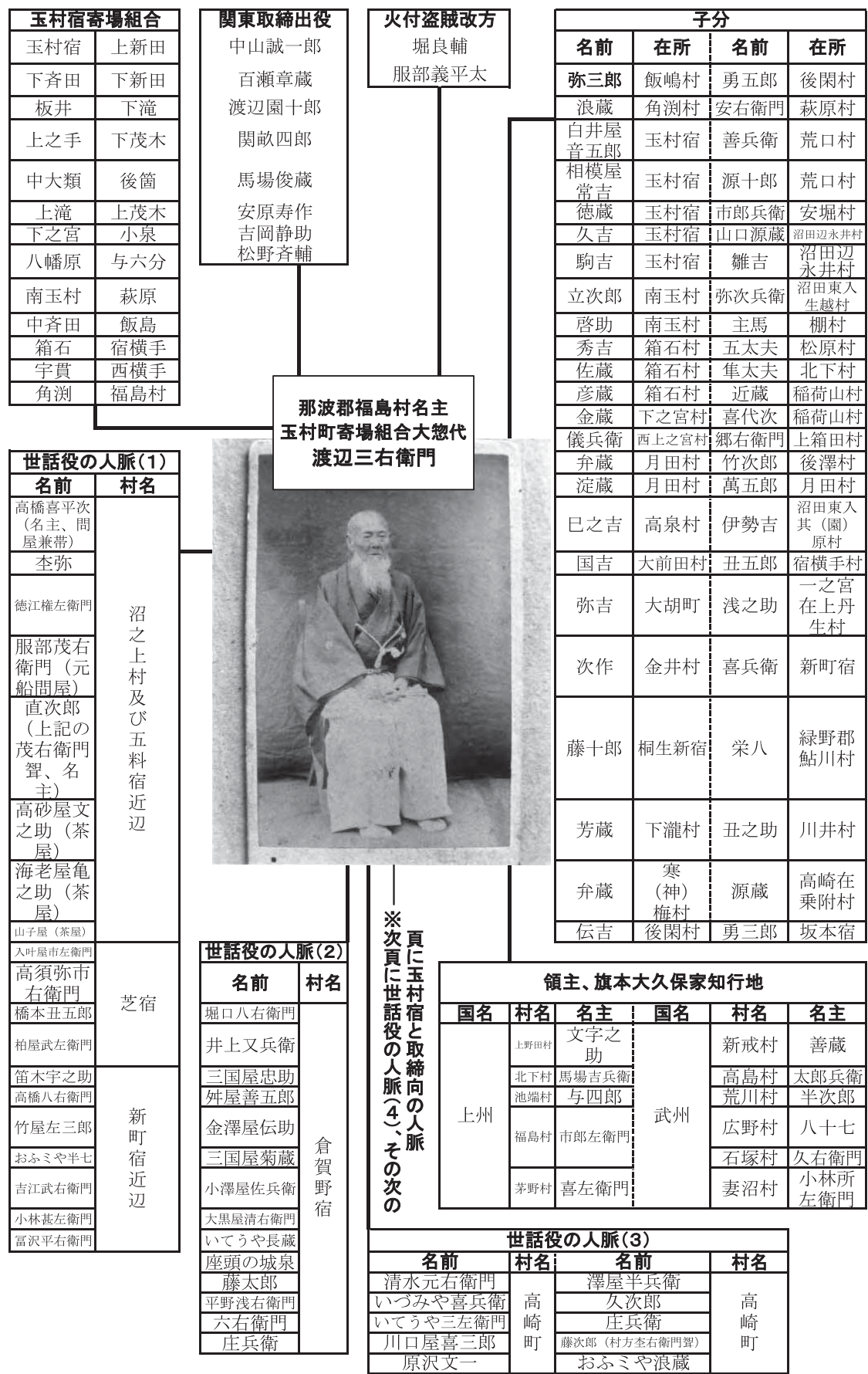
最後に次の史料を掲げて郵便制度との関連にも論及したい。

【史料】明治元（1868）年9月27日

東京府へ罷在候半兵衛へ書状差出度、新町宿三ツ俣七郎右衛門殿へ罷越問合候へ共能幸便も無之二付、藤岡町京屋弥兵衛迄罷越候而書状差出ス、状賃錢四百文

9月24日に三右衛門のもとに東京府に滞在中の息子半兵衛から書状が届いた。そこで返書を

図1 渡辺三右衛門ネットワーク図



世話役の人脈（４）

東左衛門（名主）	川井村	関根屋国藏	中山道筋	神保十左衛門	池端村	与七郎	大塚村	持田喜右衛門	高島村
伊左衛門	戸谷塚村	江戸屋由蔵		小曾根喜兵衛		小林九兵衛	正田善蔵	樋越原村	
文左衛門		埼玉屋八十吉		伊右衛門		政右衛門	小林磯右衛門		
清左衛門		こくや滝蔵		叶屋幸助		五兵衛	利右衛門		関口国蔵
渡辺三右衛門	碓氷郡山名村	梅屋鷺五郎	駒形村	常右衛門	白井村	藤之木村	阿保村	軍次郎	飯塚村
千吉良武太夫		内田源左衛門		内江新八（船主）		六左衛門（名主）		関口啓五郎	
内田源左衛門		小林仲八		六兵衛（宿役人）		倉吉		萱野村	
清水太左衛門		碓氷郡山名村	志多屋（設楽）久兵衛	九右衛門（船頭屋）	紙屋長兵衛	本庄宿	山王村		
三俣七郎右衛門		伝左衛門	源右衛門	前左衛門（船頭屋）	熊八（本庄出力）	滝瀬村	山王村		
亀屋国蔵		団蔵	重（十）郎右衛門	佐藤源兵衛	おふみや忠七	勘五郎	善次郎	渋川村	
新亀屋久兵衛		松本屋丹蔵	重（十）郎右衛門	喜作	勘五郎	新地	森田文字之助	上野田村	
三浦屋久次郎		吉井村	文太郎	駒四郎	内山晋三郎	伊之吉	森田紋右衛門		
佐十郎			本間千代吉	須美屋武太夫	奥平庄兵衛	牧西村	原沢文仲		
新右衛門（名主）			北爪元右衛門	松葉屋喜兵衛	中村屋平右衛門	前橋近在	原沢団右衛門		
設楽八三郎	岩鼻村	宇兵衛	三津屋万次郎	白銀屋文之助	又四郎		新井村		
武士屋房次郎		佐兵衛	勘五郎	信州筋で別所観音寺	登一郎（上記倅）			岸屋六左衛門	
藤屋清之丞惣次郎		田中友八郎	加賀屋弥八郎	高橋文五郎	おふみや重兵衛	茂倉			
星野屋政吉		才兵衛（名主）	高橋新八	富沢忠左衛門	渋川喜兵衛	叶屋			
横田屋重兵衛		海老屋利助（宿役人、金左衛門とも）	富沢忠左衛門	釜屋	重右衛門	万屋和吉	須川宿		
亀屋太平		天笠安右衛門（藤生信三郎）	鶴升屋栄助	きのじや伊三郎	梅山幸八	梅沢倉之助			
忠次郎		大津屋六左衛門	絹川屋彦蔵	入野小左衛門	銭屋良助	神保磯右衛門	金子宿		
天田清兵衛		下滝村	林屋孝兵衛	土岐半兵衛	星野屋金五郎	駒四郎	伊香保村		
いづみや	熊蔵		渡辺市兵衛	多葉粉屋富吉	泉屋平兵衛	伊勢崎町近在			
金右衛門仙八	芳五郎		仙右衛門	岡本岡右衛門（名主）	加藤銀十郎	糸井宿			
柳屋孫右衛門（名主）	下和田村	弥十郎	上真下村	岡本岡右衛門（名主）	永井村	永井村			
武蔵国	武蔵国忍保村	半七	仙右衛門	次郎右衛門	室田半次郎				
		大谷平右衛門	川野勝五郎	伝兵衛	柳右衛門				
		大谷代助	小林庄右衛門	勝蔵	柳屋忠助				
平右衛門	八幡山村（児玉）	馬場吉兵衛	宿役人藤左衛	上総屋弥七	赤堀市場村	下野国			
麻右衛門（名主）	八幡山村（児玉）	馬場十右衛門	田村保左衛門	勝之進	四郎兵衛				
忠助		馬場隼太郎	子之八	重兵衛	儀兵衛				
菊五郎		高橋丑五郎	栄吉	諏訪豊七	団蔵	足利町			
本間元吉	深谷宿	利兵衛	五十嵐重五郎	大竹屋八右衛門	古河宿	梁田宿			
海老屋		安五郎	五十嵐富右衛	徳川郷	上総屋彦兵衛				
米屋新七		木暮金太夫	五十嵐磯七	徳川郷	又吉				
半次郎	大宮宿	大島甚左衛門	高井左衛門尉	桐屋金次郎	金平	八木宿			
菊屋平五郎		島田十右衛門	桜井与左衛門	境町					
布施田半蔵		辰見屋	彦太郎	妻沼村					
清兵衛	熊谷宿	井上衆右衛門（名主）	堤源三郎	不流三左衛門	妻沼村				
斉藤大和正（神職）		森川勘平	甚兵衛	小林所左衛門					
清蔵		大竹屋武七（旅籠屋）	立石村	鈴木勝右衛門					
	勅使川原村	三国屋安五郎		瀬下熊五郎					
		三国屋文吉		和吉					

玉村宿と取締関係の人脈

玉村宿の人脈		
名前	名前	名前
金井玄礼 (医師)	おりと (妾)	三升屋正助
おその (上記妻)	木暮雷輔 (問屋)	柳田屋八百吉
佐野屋祐吉	泉屋金七郎 (問屋)	木志屋半兵衛
日野屋代五郎	木島雅之丞 (本陣)	白木屋文右衛門
油屋兵藏	大黒屋清兵衛	米屋彦助
市野屋定右衛門	和田屋卯兵衛	関根屋甚右衛門
山市屋市兵衛	小林屋嘉伊吉	関根屋三右衛門
おさだ (上記妻)	升屋善吉	山口屋高八
二見屋清五郎	内田屋仙松	おとく (妾)
白井屋乙五郎	叶屋丑五郎	竹内好太郎
中野屋忠吉	中村屋おふみ	尾張屋高次郎
中野屋利喜藏	角萬佐十郎 (道案内)	澤屋助左衛門
大澤屋喜兵衛	萬吉 (上記子分)	代五郎 (上記倅)
大津屋喜兵衛	伏見屋才輔	中屋庄右衛門
音羽屋萬吉	加賀屋平右衛門	増田屋弥兵衛
新山市屋	千代本新兵衛	高橋屋壺助
餅屋松五郎	淀屋善作	吉野屋多兵衛
岸屋半右衛門	角屋秋藏	古澤屋小太郎
髪結留五郎	多胡屋彦助	吉村屋金藏
大澤屋鷺五郎	吉野屋太兵衛	すしや新兵衛
梅本庄藏	吉田屋栄助	豆腐屋文吉
新萬屋勇吉	籠屋半三郎	相模屋常吉
籠屋四郎次	山丸屋 (桶屋) 久吉	富屋民藏
扇屋幾之丞	埼玉屋重右衛門	富澤屋文吉
藤本屋内藏之助	中屋国藏	清水屋五郎兵衛
片岡屋長兵衛	神田屋滝藏	肴屋重藏
おゑい (上記妻)	湊屋甚右衛門	吉村屋金藏
木屋新右衛門	永楽屋鷺五郎 (旅籠)	嶋田屋重右衛門
鶴升屋栄吉	角屋秋藏	穀屋多藏
三好屋吉右衛門	田中屋竹藏	井筒屋忠次郎
吉田屋円藏	伊勢屋孫三郎	柴田雲涯 (絵師)
栄助 (上記倅)	清水屋昌吉	車屋多兵衛 (水車)
萬屋玉斎 (絵師)	亀田屋秀吉	
	松葉屋喜兵衛	

取締向の人脈(武家)		
前橋御陣屋	代官手代	地頭所用人
高橋重次兵衛	飯島隼人	小安伴右衛門
小川半七	平出滋太	荒井治右衛門
田永嘉藤太	那須弥兵衛	田中郁右衛門
井上忠之助	中沢嘉兵衛	加茂源右衛門
高崎金一郎	細谷右衛門兵衛	

取締向の人脈(在方)		
名前	村名	役職
森村園右衛門	連取村	改革組合村大惣代
森村林兵衛		
源右衛門	宮子村	
高瀬仙右衛門	大久保村	
三右衛門	多胡村	
本間千代吉	市場村	
伝右衛門	本庄宿	
喜兵衛	榛沢村	
林之助	新町宿	
	組合上大塚村	
彦左衛門	神田村	
藤八	尾島村	
次郎右衛門	世良田村	
吉永彦右衛門	花輪村	
茂平	大胡町	
膳村次兵衛	大間々宿	
神保磯右衛門	金古宿	
堀越貞七郎	武州羽生宿	
	本川俣村	
和蔵	馬庭村	小惣代
関根屋三右衛門	玉村宿	道案内
松葉屋重右衛門	小泉宿	
舛蔵	山中	
百輔		
雛吉	大胡町	
仲十郎	桐生新町	
正助		
利兵衛		
佐助		
芳五郎	尾島村	
熊蔵	木崎宿	
岩五郎	藤岡町	
弥蔵		
源五郎	本庄宿	
熊八		
藤五郎	板鼻宿	
和吉	元惣社村	
枅屋源兵衛	古河宿	
庄吉	東海道川崎宿	
藤屋又三郎	行田町	
覚兵衛	須川村割元	
金井鉄平	岩鼻村郡中代	

送るため、同27日に新町宿の三ツ俣七郎右衛門方へ赴き、東京府への幸便を尋ねたが、折悪しくなかったようである。そこで自ら藤岡町まで足を延ばし、京屋藤岡店に輸送を依頼し、飛脚賃400文を支払った。表3、表4と比べて飛脚賃がやや高いが、人馬継立の6倍5割増しの影響であろう。

三右衛門は人と馬に依存する通信環境に特に不便に感ずることもなく、中世から継続する通信手段を使いこなして情報に接し、公務や個人的用事をこなした。だが、上記の史料で三右衛門が新町宿で幸便がつかまらず、藤岡町まで足を延ばし、京屋を利用したとわざわざ書き記したことに象徴されるように明治4年以降の郵便制度を“便利”と享受する時代環境が生まれつつあった。同6年7月1日に玉村郵便取扱所が設立された⁹⁾。

今後の課題であるが、本稿で扱ったような飛脚利用の実証研究はまだ少ない。今後も各地域の役用日記を読むことで三右衛門のような事例研究を蓄積することで、飛脚問屋が江戸期社会において不可欠の通信・輸送手段であったことを明らかにできればと考える。

【付記】本稿を執筆するに当たり、渡辺家文書閲覧に便宜を図っていただいた玉村町歴史資料館、また貴重なご意見を頂いた石井寛治先生を始めとする郵政歴史文化研究会第一分科会のメンバーにお世話になった。この場を借りて感謝を申し上げる。

(まきしま たかし 群馬大学 社会情報学部 非常勤講師)

9 近辻喜一校訂・田辺卓躬編『新版・明治郵便局名録』(鳴美、2015年)

論文

九州における通信報国団

—熊本支団の研究—

後藤 康行

はじめに

筆者は、『郵政博物館 研究紀要』第5号(2014年3月)において、「戦時下の通信職員組織・通信報国団に関する基礎的研究」という論考(以下、前稿)を発表した。その内容は、戦時下(日中戦争～アジア・太平洋戦争期)において約35万人いた通信職員によって組織された通信報国団の設立の経緯、組織構成、基本理念、活動状況などについて論じたものであった。これにより、通信報国団とは、非常時である戦時下においても国家に貢献する通信業務の円滑な遂行を実現するため、全国の団員＝通信職員の一体化を図る組織であったことが解明された。

ただ、組織の基本的な性質は把握できた一方で、前稿では課題も残された。取り上げた通信報国団の活動の多くが全国規模のものであったため、各地に設置された支団・分団単位での活動については検討することができなかった。そこで本稿では、熊本通信局(九州を管轄)に設置された通信報国団熊本支団に焦点を当てることで、その課題の克服を目指すことにする。

なぜ熊本支団か

通信報国団の支団とは、全国の主要な都市に設置されていた通信局に置かれていたものである(通信局以外でも支団が置かれたケースはあるが、それについては後述する)。そして、通信局管内の現業機関である郵便局、電話局、電信局などが分団とされた。いくつかある支団のなかで、本稿において熊本支団を考察の対象として選んだ理由は、史料が郵政博物館に残されているからである。

前稿同様、本稿でも通信報国団の機関誌『大通信』(月刊)を主な史料として利用するのだが、そのほかに熊本通信局が発行していた『熊本通信局報』(図1)を利用する。通信局報とは、その名の通り通信局が発行していた公報である。「達」、「通牒」、「照会」、「告知」、「叙任辞令」、「彙報」などの欄があり、通信局管内の各機関に配布されていた⁽¹⁾。通信省発行の『通信公報』はほぼ連日発行されていたが、『熊本通信局報』は火曜日と金曜日に発行されていた(まれに例外もあり)。

郵政博物館には、戦前・戦中・戦後の『熊本通信局報』の大部分が残されている⁽²⁾。一方、そのほかの地域の通信局報は、戦中期では1937(昭和12)年の『東京地方通信局報』が、戦後では1946(昭和21)年から49(昭和24)年の『大阪通信局報』と『札幌通信局報』が残されて

1 通信事業研究会編『通信講習所普通部 通信事業概要(講義案)』文学社、1944年、50頁。
2 大正期後半およびそのほか数年分が抜け落ちてはいるものの、1915年から1949年までの『熊本通信局報』が概ね残されている。

いるのみである⁽³⁾。このため、『大通信』以外の史料も利用しながら各地の支団の活動内容を分析することは、現時点では熊本支団以外は困難な状況なのである。

なお、『大通信』については、前稿で詳細な書誌情報や郵政博物館の所蔵状況などは述べているので、ここでは基本的なことだけを触れておく。月刊誌である同誌は、1935(昭和10)年7月に『ていしん』というタイトルで創刊された。1942(昭和17)年3月に『大通信』と改題されてからは、通信報国団の機関誌となった。団員の論説や文芸作品、各支団の活動状況などが掲載されており、1945(昭和20)年2月まで刊行されていた。

正確な発行部数は不明だが、通信報国団の機関誌となってからは団員5人から10人に1冊という割合で、各地の郵便局や電話局などの現場に置かれていたようなので⁽⁴⁾、毎月5万部程度は発行されていたと思われる。ただ、この割合では1人で読む時間が充分にとれないとして、希望者への販売を望む団員や、ページ数を減らしてでも1人1冊の割当を望む団員もいた⁽⁵⁾。こうしたことを希望していた団員は、仕事の合間に『大通信』をじっくり楽しく読むことを望んでいたのも、通信報国団の機関誌として団員から内容を期待されていたことがうかがえる。

この『大通信』と『熊本通信局報』を史料として分析を進めていく。引用に際しては、仮名遣いはそのままとしたが、旧字体は新字体に改めた。同様に、引用記事のタイトルや執筆者の氏名も、旧字体は新字体に改めた。

通信報国団の概要

熊本支団の活動についてみていく前に、通信報国団の概要を確認しておく。なお、前述したように、前稿において通信報国団に関する基本的な情報は明らかにしているので、ここでは最低限の紹介にとどめている。詳細は、前稿を参照されたい。

通信報国団の前身となる組織は、1940(昭和15)年5月1日に結成された通信報国会である。内務省と厚生省が展開した産業報国運動が全国的に活発化していくなか、通信省においても1939(昭和14)年ごろから、全国の職員の一体化を図る組織の必要性が検討されていく。そして、1940年2月11日(皇紀2600年の紀元節)に、通信事業を通して国家へ貢献するための「協同総力」を掲げた「通信訓」が通信職員に向けて発表されたことで、全職員参加の組織の結成は決定的となった。

こうして結成された通信報国会は、各地の現業機関単位で1つの報国会を組織することに



図1 熊本通信局報

3 1949年6月1日に通信省が廃止され、郵政省と電気通信省に分割されて以降、各地の通信局が郵政局となつてからの郵政局報は、各地のものが郵政博物館に残されている。

4 「読者の窓」(『大通信』第76号、1942年6月)、「読者の窓」(『大通信』第79号、1942年9月)。

5 同前。

なっていたので、各局単位で会長が選ばれていた。そのため、実際には全職員を1つにまとめる組織形態になっていなかった。この形態を改めるべく、逓信省は逓信報国会を改組し、1941（昭和16）年4月20日、逓信報国団を結成した。逓信報国団では、逓信大臣が総裁となり、運営上の実質的な責任者である団長には逓信次官が就任した⁽⁶⁾。

総裁と団長をトップとし、その下にいくつかの支団が置かれ、そして支団の下に分団を置くという組織構成であった。支団は、逓信省内には本省支団（運輸逓信省に改組後は通信院支団）貯金局支団（同じく改組後は貯金保険局支団）灯台局支団（1941年12月に海務院が誕生してからは廃止⁽⁷⁾）が置かれ、そのほかでは各地の逓信局も支団となった。そして、逓信省内の各局、各地の貯金支局、郵便局、電話局、電信局、試験所、出張所などが支団傘下の分団となった。ちなみに、郵政博物館に通じる博物館である通信博物館は、逓信省内の郵務局分団に属するものとされた。支団長は、本省支団は団長である逓信次官が兼任し、ほかはそれぞれの局長が就任した。分団長は、分団が置かれた各局・各所の局長・所長が就任した。

逓信報国団は、「大逓信一家族主義」を基本理念として掲げていた。その理念の実現のため、「逓信歌」や「逓信報国国歌」といった歌が作成されたほか、団員が着用する「逓信報国団標章」も作成されていた⁽⁸⁾。

また、歌やバッジのようなシンボルだけでなく、体育大会や書道展覧会など全国の団員が参加できるイベントを開催することで、団員の一体感を高めていた。ほかにも、伊勢神宮や橿原神宮への参拝、大詔奉戴日の式典開催、出征団員およびその家族への後援、日常業務における整理整頓の徹底など、広範囲にわたる事業を通して「大逓信一家族主義」の実践を図っていた。最終的には、1945年12月31日をもって逓信報国団は廃止となるが、団員たちは基本理念を常に意識し、戦時下の社会を逓信という面から支えるべく活動していた。

以上が逓信報国団の概要である。それでは、次節からは熊本支団の考察に入る。

熊本支団の組織構成

逓信報国団熊本支団は、熊本逓信局に置かれた。逓信局とは、管轄区域内における逓信事業（郵便・為替・貯金・電信・電話の管理、電気事業や船舶海員の監督など）を司る地方管理機関のことで、逓信報国団結成当時は東京都市（東京府、神奈川県を管轄）・東京地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、静岡県を管轄）・名古屋（愛知県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、三重県を管轄）・大阪（大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、高知県を管轄）・広島（広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県を管轄）・熊本（熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県を管轄）・仙台（宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県を管轄）・札幌（北海道を管轄）という8ヶ所の逓信局があった⁽⁹⁾。

6 1943年11月に逓信省が鉄道省と合併して運輸逓信省と改組されてからは、運輸逓信大臣が総裁を務めていた。団長については確定的なことは言いえないが、運輸逓信省の外局である通信院総裁が務めていたと思われる。1945年5月に通信院が運輸逓信省所管から内閣所管となり逓信院と改称されてからは、総裁は逓信院総裁、団長は逓信院次長が就任していたと思われる。なお、逓信院は1946年7月に再び逓信省となる。

7 前稿では灯台局支団の廃止を「1942年11月の行政機構の簡素化に伴い廃止」と記したが、これは誤り。

8 前稿では標章のデザイン作成者の所属を「小樽海運局」と記したが、当時の小樽市には開運町があるので、「小樽開運局」が正しい。

9 逓信局の管轄区域については『通信区画便覧』1巻～8巻（逓信省郵務局、1937年）を参照。

東京都市と東京地方の2つの通信局は、1942年11月の行政機構の簡素化の際に統合され、東京通信局となった。また、1943（昭和18）年3月末には通信局官制が改正され、4月より豊原通信局が業務を開始した。これは、樺太の内地編入に伴う措置であった。さらに、逓信省が運輸通信省に改組された同年11月の行政機構改革の際には、松山通信局と新潟通信局が新設された^{〔10〕}。これら統合・新設の通信局にも、それぞれ支団が置かれた。

熊本通信局は九州が管轄なので、熊本支団の管轄範囲も九州ということになる。熊本通信局内の業務部や経理部などの各部署や職員養成機関である通信講習所のほか、九州各地の郵便局（熊本郵便局、福岡郵便局、那覇郵便局など）、電話局（福岡中央電話局、熊本電話局など）、電信局（長崎電信局、福岡電信局など）、電気通信工事局（熊本電気通信工事局、鹿児島電気通信工事局など）といったところが分団となった^{〔11〕}。熊本支団の初代支団長は、通信報国団結成当時の熊本通信局長である小林武治である^{〔12〕}。

前述したように、通信報国団では団員共通のシンボルとして歌や標章が作られていた。それに加えて、各支団に対しては逓信省より「報国団旗」および「支団旗」が授与されていた。1942年4月8日の大詔奉戴日において、逓信省では寺島健総裁、手島栄団長、各支団長が出席した「報国団旗・支団旗授与式」が開かれた。図2は、その授与式の様子を写したものである^{〔13〕}。

写真のなかで支団旗を授与しているのが寺島で、授与されているのは貯金局支団長の伊勢谷次郎である。熊本支団からは当時の支団長である岸上俊吉が出席し、団旗と支団旗が授与された。写真の左から二番目の人物が持っている旗のデザインから判断すると、団旗と支団旗のどちらかは報国団標章と同じデザインのようなだ^{〔14〕}。

同年4月20日には、熊本通信局にて団旗と支団旗の「推戴式」が行われた^{〔15〕}。図3は、その推戴式の様子を写したものである^{〔16〕}。支団旗に向かって、式典の出席者一同が拝礼している。



図2 報国団旗・支団旗授与式

- 10 郵政省編『続通信事業史 第一巻 総説』財団法人前島会、1963年、175～176頁。
- 11 熊本通信局および同管内の各部署や各機関については、栗村盛茂編『通信総合職員録』（通信報国社、1943年）を参照。
- 12 逓信大臣官房秘書課編集・発行『逓信省職員録』1941年、199頁、郵政省編『郵政百年史資料 第二十四巻 郵政職員関係資料』吉川弘文館、1971年、439頁。小林武治は、後に逓信院次長に就任している。
- 13 出典は、「報国団写真通信」（『大逓信』第75号、1942年5月）。
- 14 標章のデザインは、前稿に掲載している。

式典には、岸上支団長のほか、支団長を補佐する支団理事である逋信局各部の部長、そして課長や係長、逋信講習所職員などが出席した。宮城遙拝、君が代斉唱などに続き、岸上が訓示を述べた。その内容は、逋信報国団結成一周年や国運の飛躍発展への喜び、前線の皇軍将兵への感謝、銃後の責任などについて言及したもので、訓示の最後では「逋信報国団旗の下に一致協力し、永き伝統に依り築かれたる逋信大家族主義を發揮して管内三万六千の団員渾然一体となり総力を挙げて戦時下に於ける逋信事業の機能を十二分に發揚」するべく、団員に弛まぬ努力を求めた。

この訓示を受け、熊本逋信局の総務部長である水谷弥一が団員を代表し、「吾等八今後



図3 支団旗推戴式

此ノ光輝アル団旗ノ下ニ愈和衷協同、勤勞奉公ノ精神ヲ發揚シテ大東亜戦下重要ナル逋信事業ノ使命達成ニ邁進センコトヲ期ス」と宣誓した。その後、報国団歌斉唱、万歳奉唱と続き、式典は終了した。歌や標章だけでなく、旗というシンボルも、逋信報国団の「大逋信一大家族主義」を支えていたのである。

なお、やや細かな話になるが、この推戴式において報国団歌よりも先に君が代が斉唱されたのは、団歌や逋信歌は国歌の下位に置かなければならないという通牒が総務部長より各部署に出されていたからである。同様に、団旗を式典で用いるときは、丁重に扱うため旗手に持たせなければならないことや、標章は左の襟に身につけなければならないこと、退職時には標章を返却することなども通達されていた⁽¹⁷⁾。

さて、逋信報国団には設立当初より規程が存在し、そのなかで報国団の目的（全職員の一致団結を図り、逋信報国の実績を挙げていく）や実施すべき事業（団員の日本精神の涵養、体力の向上、福利厚生、業務効率の向上と改善など）などが決められていた。それに加えて、熊本支団では1943年4月1日に「逋信報国団熊本支団団則」というものを制定していた⁽¹⁸⁾。

それによると、熊本支団の目的は「全職員ノ和衷協同、勤勞奉公ニ依り逋信報国ノ実ヲ挙グル」こととされた（団則第3条）。逋信報国団規程で定められている目的とほぼ同じであり、支団旗推戴式で水谷が宣誓した内容とも重なる。団則では、このほかにも支団に理事や幹事を置くこと（団則第5条）、重要事項は理事会で、事務的な事項は幹事会で協議することなどが決められていた（団則第7～9条）。理事や幹事に就任できる人物は、報国団規程で定められており、理事は逋信局内の部長から支団長が指名、幹事は係長以上から支団長が指名ということになっていた（規程第12条、13条⁽¹⁹⁾）。団則には予算についての条文もあるが、規程に基づ

15 以下、この推戴式に関する記述は、注記がない限りは『熊本逋信局報』第1567号（1942年5月5日）を典拠としている。

16 出典は、「報国団写真逋信」（『大逋信』第77号、1942年7月）。

17 『熊本逋信局報』第1562号、1942年4月17日。

18 以下、この団則に関する記述は、注記がない限りは『熊本逋信局報』第1662号（1943年4月9日）を典拠としている。

19 逋信報国団規程は、『逋信公報』第4237号（1941年4月12日）に収められている。

くという内容であった（団則第10条）。当たり前ののだが、団則の条文は全て規程に即したものととなっていた²⁰⁾。

支団長を中心として約3万6000人の団員が所属し、歌と標章、さらには旗を団員の一体化のシンボルとして掲げ、規程や団則に基づいた活動を行う。これが熊本支団の組織構成であった。では、次に具体的な活動内容についてみていこう。

熊本支団の活動

各分団の事業内容一覧

先ずこの項では、熊本支団各分団が行っていた事業の一覧を紹介する。表1は、1943年度に各分団が行った事業一覧である。時節柄、心身の強化を図る事業が目立つ。また、作業効率の向上を図るものや、成績優秀な団員への表彰、料理講習や不用品交換など、日常の業務や生活に関する事業などもあった。

いくつか個々の事業を細かくみていこう。先ず職場錬成会だが、ここでは1943年9月19日から23日まで、福岡郵便局と福岡電信局が合同で行った職場錬成会について述べていく²¹⁾。通

事業名	事業内容	実施分団
職場錬成会	業務終了後、近所の道場に合宿し、翌朝まで心身の錬成を図る。	佐世保、福岡、大村、小倉、戸畑、鹿児島、福岡電信
錬成会	2泊3日程度の合宿を行い、心身の錬成を図る。	本渡、福江、天草
時局講演会	通信省か通信局派遣の講師、あるいは地元の名士を招いて講演会を開く。	
勤労奉仕	農園・陸海軍病院・応召従軍者遺家族などへの労力奉仕、局用薪炭の採集。	若松、飯塚、雲仙、大分、八重山、福岡電気通信工事、鹿児島電気通信工事
参禅会	近所の禅堂を利用して実施。	別府
武道訓練	銃剣術訓練。弓道・薙刀訓練。	熊本、熊本電話、本渡、福岡中央電話、福岡電信、福江、大牟田、佐賀電気通信工事、大分電気通信工事、佐伯
応能行軍	個々の体力および勤務の都合に応じ、事前に設定された目的地に向かう。途中、必ず神社を参拝し、戦勝を祈願する。	熊本、長崎
武装夜行軍	夜間武装して、行軍する。	甘木
縄跳錬成	一定期間錬成後、大会を開く。以後は常時実施する。	福岡中央電話、本渡
体力章検定練習会	検定合格を目指しての練習会を開く。	熊本、熊本坪井、長崎電信、佐世保、佐伯、鹿児島
体錬場設備	庭球コート、武道場、相撲場を設備する。	門司、日田
体育会及遠足会	団員家族も参加して実施。	
地引綱	海岸地方に遠足し、体力強化を図る。	鹿屋、大分電気通信工事
事務競技会	作業効率の向上が目的。郵便区分、電話交換、珠算など各種競技を実施。	
決戦生活指導	料理講習会、更正品展覧会、工夫創案展覧会、不用品交換会などを実施。	久留米、直方、大牟田、川内、鹿児島、那覇電気通信工事
非常炊出訓練	夜間空襲時の対応のため、炊き出し訓練を行う。	佐伯

20 この団則の制定により、「通信報国団熊本支団規約」なるものが廃止となったのだが、この規約については現時点では何も分かっていない。

21 以下、この職場錬成会に関する記述は「通信報国団通信」（『大通信』第93号、1943年11月）を典拠としている。

事業名	事業内容	実施分団
表彰	善事・善行・皆勤などに対する表彰	大牟田、中津、鹿児島
見学	軍需産業、各種重要施設見学。	熊本電話、大分、川内
防空訓練及団体訓練	毎月数回実施。	
弁論大会	年間数回開催。	久留米、日田
標語募集	業務の改善、戦意高揚などに関する標語を懸賞募集。	柳河
詩吟会	年数回、あるいは毎月の定例会として開催。	熊本通信局、別府、日田、名瀬、八重山、若津、福江
鼓笛隊	鼓笛隊を編成する。	日田
遺家族招待演芸会	遺家族への慰安のため、団員による演芸を披露する。分団によっては、この機会に優良団員への表彰を行ったり、家族との懇談を図るところもある。	熊本通信局、熊本電話、小倉、大牟田、戸畑、日田
用具調達	武道具、体錬用具、時局認識用図書などの購入。	

- ・『熊本通信局報』第1777号（1944年5月19日）より作成。
- ・郵便局は地名のみの表記としている。
- ・上記熊本通信局報には特定局長会の名も記されているが、通信報国団規程では同会を分団としていないので、表には記さなかった。
- ・実施分団が無記入となっている事業は、ほとんどの分団がその事業を実施していることを示す。

表1 1943年度における熊本支団各分団の実施事業一覧

常業務を終えると、団員たちはまとまって近くの道場に集合、夕食をともにし、講義を受ける（講義内容の詳細は不明だが、業務や時局に関するものと思われる）。翌朝は未明に起床し、まずは街の美化作業に従事する。その後、体力強化を図る運動を行い、それから朝食をとる。朝食を終え、参加者全員で神仏に「今日一日の敢闘」を誓い、それから全員整列行進しながら職場へと向かう。この流れを繰り返していくのである。参加者は、50人から100人程度であった。常にということではないが、男性職員限定あるいは女性職員限定で錬成会を開くこともあった⁽²²⁾。

勤労奉仕という事業では、陸海軍病院への奉仕が挙げられている。図4は、傷痍軍人に対する団員たちの慰問活動の様子を写したものである⁽²³⁾。女性団員たちが、慰問のために歌を披露している。これは、熊本支団ではなく、仙台支団の団員が行ったものののだが、病院への奉仕として、こうした慰問活動は各地で行われていた⁽²⁴⁾。

日常生活に関わる事業である不用品交換会では、単に物品を交換するのではなく、物品を入札にかけ、献金に回していた。例えば、門司郵便局で行われた不用品交換会では、団員は最低でも1品は出品し、集まった物品は一定期間団員の間で供覧される⁽²⁵⁾。そして、供覧の期限がきたら入札にかけ、10銭未満のものは全額を、10銭以上1円未満のものは10銭を、1円以上のものは入札額の一割を献金するというようになっていた（どこに献金したのかは不明）。

また、表1には記されていないが、「余技作品展覧会」なる事業もあり、普段の業務では披露することのない団員たち（特に女性団員）の手芸作品が数多く並べられた。図5は、1942年4月20日と21日に福岡中央電話局が開催した余技作品展覧会の様子を写したものである⁽²⁶⁾。

22 「通信報国団通信」（『大通信』第82号、1942年12月）。

23 出典は、前掲「報国団写真通信」（『大通信』第75号）。

24 例えば宮崎郵便局では、1943年10月9日に「白衣勇士慰問女子卓球試合」を開催している（『通信報国団通信』『大通信』第95号、1944年1月）。また慰問でいえば、大分郵便局は同年11月20日に「出征家族招待団員演芸大会」を開催している（同前）。

25 以下、この不用品交換会に関する記述は「通信報国団通信」（『大通信』第91号、1943年9月）を典拠としている。

26 出典は、「写真通信」（『大通信』第76号、1942年6月）。



図4 傷痍軍人を慰問する女性団員たち



図5 余技作品展覧会

女性の団員たちが、会場に並べられている作品を見学している。このときの出品数は578点であった²⁷⁾。「団員の情操教育の向上に資する」ことを目的としていた余技作品展覧会は²⁸⁾、ほかの支団においても同様に行われていた²⁹⁾。

このように、各分団は様々な事業を行っていた。しかも、ここで紹介したものが全てではない。表2は、1943年中に門司郵便局が行う予定となっていた事業の一覧である。あくまでも予定なので、ここに挙げられた事業が全て実行されたとは限らないが、表1に載っていない事業がいくつもある。これは門司郵便局だけのことでなく、各分団は概ね毎月のように何らかの事業を行っていた³⁰⁾。熊本支団の各分団は、年間を通して通信報国団の事業を行っていたの

時期	事業
1月下旬	映画鑑賞会
2月11日	耐寒行軍
2月中旬	謡曲大会
4月3日	伊勢・橿原神宮参拝
4月下旬	生花並余技展覧会
6月上旬	局内野球大会
6月下旬	局内女子卓球大会
7月中旬	局内男子卓球大会
8月	水泳大会
8月中旬	舞踊大会
9月1日	聯合事務研究会
10月	剣道大会
10月上旬	局内庭球大会
同上	事務見学出張
10月17日	応召従軍者宛慰問状慰問品発送
11月上旬	体育大会
12月18日	内閣総理大臣健康祈願祭
春秋2回	軽音楽会、文化講演会、時局講演会、鍊成登山、遠足会、早天神社参拝、勤労奉仕作業、愛市美化作業、雑巾抛出

『熊本通信局報』第1652号（1943年3月5日）より作成。

表2 門司郵便局の1943年中実施予定事業一覧

27 「報国団通信」(『大通信』第76号)。

28 同前。

29 例えば本省支団では、ほぼ同時期に「余技展覧会」を開催している(前掲「写真通信」『大通信』第76号)。

30 『熊本通信局報』第1652号(1943年3月5日)には、門司郵便局以外にも、熊本支団各分団の1943年中の実施予定事業計画が掲載されている。

である。

空襲への対応

戦時下における米軍の日本本土への初の空襲は、1942年4月18日のドーリトル爆撃隊による空襲だが、B29爆撃機による本格的な本土空襲の始まりは、1944(昭和19)年6月16日の北九州への空襲であった。そこでこの項では、空襲に対する熊本支団の対応を明らかにしていく。

東京、名古屋、神戸などを襲ったドーリトル爆撃隊による空襲は、奇襲ということで一過性のものであったが、その奇襲を簡単に実行されてしまったということで、日本政府はメディアを通じて防空意識への向上を国民に訴えていくことになる。内務省は空襲後、防空のための6項目(1. 防空必勝の信念を固くする。2. 水その他のものを用意する。3. 家庭を留守にしない。4. 道に立ち止まらない。5. 焼夷弾や爆弾が落ちたら直ちに警察や消防署に知らせる。6. 宵や明け方にも油断しない。)を発表し、国民に実践するよう求めた。この6項目は、新聞だけでなく、国策の宣伝雑誌である『週報』や『写真週報』にも掲載され、国民への周知徹底が図られた³¹⁾。

当時の国民には、空襲に際して防空義務、消化義務が課せられていた。1937年に防空法が制定され、41年11月には防空法改定、国民は空襲時には消火に当たらなければならなかった³²⁾。すでにそのような任務が課せられていた国民からすれば、この6項目は目新しい内容ではなかった。政府は国民の義務を強調することで、奇襲を許してしまったという失敗を、覆い隠そうとしたといえるだろう。

本土への初の空襲を受け、通信報国団でも防空対策に乗り出していく。『大通信』第79号(1942年9月)には、「吾が局の防空対策」という記事が掲載され、各局で行われていた防空対策が紹介されている。熊本支団でいえば、長崎電信局の取り組みが紹介されている。その内容は、全団員参加しての防火・防毒・避難・救護訓練の実施、砂・水・ポンプなどの防空用具の配備などであった。また、一旦空襲があった際には全団員が一人残らず職場に馳せ参じ、通信機関の防護に当たるとも記されている。防空法で課せられた当時の国民の義務に即した行動をとるということである。

同記事で紹介されている、ほかの分団の取り組みも確認しておこう。秋田郵便局では、局舎焼失を想定しての代替りの局舎の選定、敦賀郵便局では、継続的な訓練の徹底、防火班の設置、食糧の確保などを行っていた。大阪中央電話局では、防空に対する準備は整っているとして、もし通信が途絶えたとしたら、それは「全局員が職務に殉じた場合」のみ、つまり団員に対して、最後の一人になるまで通信を守り抜く覚悟をもつことを徹底させているということであった。

訓練の実施や用水の確保だけでなく、精神面での準備の徹底も図られていたわけだが、団員たちの実際の意識はどうだったのか。『大通信』第79号には、「空襲何ぞ怖るべき」という記事も掲載されており、団員たちの防空に対する意見が紹介されている。残念ながら、熊本支団の団員のものは掲載されていないのだが、本土への空襲が本格化していないこの時点では、どの地域の団員であっても防空への意識は大差ないと思われるので、紹介しておく。

岡山電話局の団員は、今後も空襲があるものと考え、常に訓練を徹底しておくことが大事だ

31 明治大正昭和新聞研究会編『新聞集成昭和編年史 十七年度版』新聞資料出版、1994年、146～147頁、内務省防空局「実戦が教へた防空上の注意」(『週報』第289号、1942年4月22日)、「防空必勝六訓」(『写真週報』第218号、1942年4月29日)。

32 矢野宏『空襲被害はなぜ国の責任か 大阪空襲訴訟・原告23人の訴え』せせらぎ出版、2011年、17頁～22頁。

と述べている。江戸川郵便局の団員は、今後もし空襲があった場合は、「我が身も家も忘れ、唯、皇国のため」職場を守らなければならないと述べている。それは、前線で戦う兵士たちと同様、銃後の自分たちも「栄えある国土防衛戦士」だからだという。松本郵便局の団員も、「誰もが国土防衛の戦士であり、通信報国の勇士である」として、「重要な我等の職場を包容する局舎を最後まで守り」通すため、努力しなければならないと述べている。通信報国団としての防空対策への取り組みを、団員たちも理解し、実践していかなければならないと考えていたのである。

それでは、本土空襲が本格化してからの熊本支団の対応を次にみていく。前述したように、1944年6月16日の北九州への空襲が、米軍の本格的な空襲の始まりであった。この空襲は、北九州の八幡製鉄所を主な標的としていた。新聞は号外を出し、空襲があったことを即座に国民に伝えた⁽³³⁾。日本軍が空襲に警戒していたこともあり、八幡製鉄所にはそれほどの被害は出なかったものの、市街地は爆撃され、300人以上の死者を出した⁽³⁴⁾。当時の新聞紙上では、被害は少なく、北九州の郵便局や銀行は16日も平常通りの業務を行ったと報じられていたが⁽³⁵⁾、熊本支団の対応がいかなるものであったのか確認していこう。

当時、通信業務を司っていた通信院は、業務局電務第一課業務係長の山本武に空襲被害の調査に当たさせた⁽³⁶⁾。山本は、現地の電信・電話業務に携わる団員から聞き取り調査を行った。特に、電話交換を担う女性団員たちの空襲への対応に関心があったようで、女性団員たちを監督する立場の幹部（所属や氏名は不明）から聞き取りを行っている。

山本の聞き取りに対し、この幹部は「電話交換は自分達女子でなければ出来ない。自分が交換台を離れたのでは、誰も外に交換を為し得る人がない。電話交換こそ自分達だけが持つ天与の職務である。電話交換に従事すること程、女性として戦時に寄与し得る仕事は他にはあるまい」という気持ちで女性団員たちは業務に従事しているので、空襲の際にも混乱はなかったと応じた⁽³⁷⁾。これを聞いた山本は、感心しながらも、「多少の疑念」もあったので、今回のような対応は偶然であり、今後も空襲が続いたときには同じような対応が可能なのか質問した。それに対して幹部は、「それは大丈夫と思ひます」と、明快に回答した。山本は、聞き取り後も数日間にわたり現地各局を調査のために訪れたのだが、どこも「協力一致、強力なる防空態勢が確立されて」いたとして、「洵に喜ばしき限りであつた」という感想を抱いて調査を終えている。

山本の調査を信用すれば、市街地では犠牲者を出したものの、上記の新聞報道にもあるように、現業機関は混乱なく業務を遂行していたということになる。では、実際に職場にいた団員

33 朝日・東京・日本産業経済・毎日・読売の共同号外という形で、1944年6月16日に発行された。

34 平塚証緒編『日本空襲の全貌』洋泉社、2015年、25頁、「日本各地の空襲死者数 主な空襲被害」（『東京新聞』2014年4月21日、朝刊）。

35 「郵便局も開く 銀行へ預金者」（『朝日新聞』1944年6月17日、朝刊）。

36 山本は、ほかの目的で北九州に出張で来ており、そこで空襲が発生したので急遽調査を命じられた（山本武「盲爆下の敢闘—北九州通信戦線異状なし—」『大通信』第102号、1944年8月、以下、山本の調査に関する記述は、注記がない限りはこの記事を典拠としている）。

37 電話の交換手が全て女性であったかどうかは不明だが、山本は「電信電話は、主として年少の吏員が、弱い女子に依つて運営されてゐる。」と述べている。なお、1942年7月15日に、女性の団員を集めて「『通信報国団を語る』女子団員座談会」が東京中央電話局で開かれている（『通信報国団を語る』女子団員座談会『大通信』第79号、1942年9月）。電話局の女性団員を集めて座談会を開くということは、電話局には女性団員が多く在籍していたということであろう。この座談会の進行役である通信省管理局現業調査課長の矢部嘉弥は、座談会で「我々の部内に三分の一の女性の方が居られる。」と述べている（同前）。ここでいう「部内」が通信職員全てを指すならば、10万人ほどの女性職員がいたということになる。仮に「部内」の意味が違ったとしても、かなりの数の女性職員がいたことは間違いないだろう。

の記録も、いくつか確認しよう。

まずは、この日は空襲にさらされることはなかった長崎郵便局電話課所属の平井千鶴子が記した記録である⁽³⁸⁾。6月15日、警戒警報が発令されると、20分ほどで非番の者たちもモンペ姿で職場に駆けつけた⁽³⁹⁾。その後何事もなく数時間が過ぎ、眠くなってうとうととしていたところ、突如として空襲警報が発令。飛び起きた平井は、慌てる気持ちを鎮めながら、交換室に走り込んだ。通話を受け付けながら、家族のことを頭に思い描き、死も覚悟したが、「通信第一線の戦士」として最後まで交換台を守り抜く決意を固めていた。結果的には何事もなく、むしろ「敵機の来ないのが少々物足りない位」であった。夜が明けると、街は普段と変わらない様子であった。

慌てた様子や家族への思いなど、率直な心境を吐露しながらも、最後はやや強がりのような記述で終わっている。これは、この日空襲がなかった地域にいた団員の回想だが、次に空襲を受けた団員の回想をみていく。『大通信』第103号(1944年9月)には、「空爆の体験を語る—北九州通信戦士の手記—」という記事があり、そこには複数の団員の回想が掲載されている。

まずは、北九州の郵便局電信課所属の渡部孟一の回想である⁽⁴⁰⁾。夜中の空襲警報に飛び起きた渡部は、事前に用意していた非常食を携行し、職場へと向かった。街中で砲声、爆音が響き渡るなか、必死に職場まで走った。職場に到着すると、すでに駆けつけている団員もいた。団長(郵便局長)の指示の下、各自が持ち場に就き、皆が局舎を「守り抜く決意」を固めた。ただ、空襲の際には一部の団員を除いて局舎構内の待避所(壕)に避難することになっていたのので、渡部はすぐに待避所(壕)へと向かった。渡部はそのことを「心苦しくてならない」と述べている。爆撃機はかなり接近していたようだが、郵便局は無事で、犠牲者も出さず、「皆の顔は、すべてを守り抜いた喜びで一杯」であったという。

次に、郵便局電話課所属の岡住あき枝の回想である。岡住は、空襲警報発令時は緊張感に包まれたものの、その後は「無我の境地」のように全神経が通信業務に集中し、気づいたら警報が解除されていたという。郵便局電信課所属の伊藤智子は、「敵機来襲」という声を聞き、交換台の前において「云ひ知れぬ恐怖」に襲われ、混乱してしまった。しかし、上司の的確な指示の下、落ち着きを取り戻し、何度か「ハツとはする」思いはしたものの、最後は職場を守り抜いた「喜び」を感じたという。

郵便局所属の山口吉美は、警戒警報発令後、上司の指示を受け、局舎本館屋上に設置された対空監視所に配置となった。警戒警報の段階では、対空監視所に常駐ではなかったので、遣り残していた郵便事務に従事していた。その後、夜中に空襲警報が発令されると、すぐに監視所へと向かった。「四百の局員全体の生命を背負つてゐる」という気持ちを抱きながら、監視を続けた。B29爆撃機の姿を捉えたと「敵機来襲」を局員に知らせ、その姿が見えなくなると「敵機退散」を知らせた。何度かそれを繰り返し、「終りまで責務を全ふし得たことを心から嬉しく」思ったという。

このように、空襲を受けた団員たちは緊張感や恐怖感を抱きながらも、職場を守り抜くこと

38 平井千鶴子「尊い職場—空爆下交換台を守るの記—」(『大通信』第102号) 以下、平井の記録に関する記述は、注記がない限りはこの記事を典拠としている。

39 記事には警戒警報の発令時間は「〇時」と記されている。このほかにも、「〇〇市」や「〇〇局」など、特定を避けた記述がなされている部分がいくつかある。なお、北九州五市(門司、小倉、戸畑、八幡、若松)に警戒警報が発令されたのは午後5時30分、それが空襲警報に切り替わったのが16日の午前零時20分から30分にかけてであった(前掲平塚編『日本空襲の全貌』25頁)。

40 「空爆の体験を語る—北九州通信戦士の手記—」に回想を寄せた団員たちの所属は、郵便局や電気通信工事局などは記されているものの、地域名は記されていない。

を最優先に行動し、無事に任務を全うできたことに喜びを感じていた。これらは一般の団員たちの回想だが、次に分団長である郵便局長の回想をみていく。これも「空爆の体験を語る—北九州通信戦士の手記—」に掲載されたものである。

まず、郵便局長森作太郎（北九州のどこの郵便局かは不明）の回想である。森は、団員たちの奮闘を称えながらも、課題もいくつか指摘している。それは、空襲下では灯火管制が原則だが、電話交換業務などの通信作業を行うため、完全なる消灯が困難なこと。退避壕に入ると数分は身動きがとれないため、退避を繰り返しては通信が確保できない。そのため地下室を設置して、そこに交換室を置くべきであること。対空監視員は防空・防火の観点から必要不可欠だが、監視員の安全も考慮しなければならないこと。重要書類の保管設備を充実させる必要があることなどであった。森は、「空襲は必至である。吾等は今後もつとめつと大規模な空襲を而も連続的に受けることを覚悟せねばならぬ。」と述べており、今回の空襲が決して一過性のものではないということを認識していた。だからこそ、「貴重なる部下の生命」や「重要通信はどこまでも確保したい」という思いに至り、課題を指摘したのである。

次に、小倉郵便局長の久多羅木弥六の回想である⁽⁴¹⁾。ほかの郵便局同様、電話交換に従事していた女性団員たちの奮闘が際立っていたことを称えているほか、貯金や保険の募集を見合わせた以外は、空襲後も平常通り業務を行ったことなどを述べている。先に紹介した新聞報道にあるように、やはり16日は業務が行われていたのである。

このほか、空襲のような非常時では全団員の出局は困難な場合があるので、「非常出局人員」の編成は余裕をもって計画しておいたほうがよいこと。ガラス窓の破損が電信・電話業務の確保に支障を来していたので、対策が必要なこと。頭部および脚部の負傷者が多数出たので、鉄兜・防空頭巾・巻脚絆・モンペなどの防空用具は必ず用意すべきこと。退避壕には掩蓋（屋根）が必要なことなど、森同様に課題も指摘している。分団長ともなると、一般の団員のように職場を守り抜いたことに感動するだけでなく、今後も続いていく空襲に対応するための課題を懸念していた。

ただ、そうした課題に早急に対処するよりも、まずは団員たち、特に女性団員たちの奮闘を全国のほかの団員にアピールすることを、通信報国団は選択していく。『大通信』第106号（1944年12月）には、「空爆下の敢闘—北九州通信戦士の奮闘—」という記事が掲載されている⁽⁴²⁾。そこには、小倉郵便局や八幡郵便局の女性団員たちが、空襲に際していかに自らの職場を守るために奮闘していたのか、彼女たちの声（例えば、「平素、電話の応答がおそいと文句を云ってくる加入者達に、あの時の敢闘ぶりを見せたいと思ひます。」「私達の仕事は、主事を除いては殆ど女ばかりです。御互に励まし合つて仕事をすれば、敵機等怖くはありません。」など）を交えながら紹介されている。樺太において、1945年8月15日以降も続いたソ連軍との戦闘の際に、真岡郵便局の電話交換手であった女性9人が服毒自殺をしたのは有名な話だが、北九州における空襲の対応をみて分かるように、当時の女性団員たちにとっては、電話交換室とは「聖域」のような場であり、命を賭してでも守り抜く場であったのである。

さて、前述したように、この北九州への空襲は、本格的な本土爆撃への序章に過ぎなかった。空襲による犠牲者が増大していくのはこの後のことなのだが、残念ながら史料が残されていないため、北九州への空襲以後の通信報国団の対応は、熊本支団に限らず、どこの地域のものも

41 ほかの団員の回想同様、所属局の地域名は「〇〇」としか記されていないのだが、文中に「小倉郵便局」と記されている。

42 『大通信』第106号は、郵政博物館には所蔵されておらず、筆者所蔵のものを使用。

不明である。

ただ、若干ではあるが明らかにできることもある。例えば、1945年3月2日に、熊本支団長は各分団に対して、焼夷弾による火災を早期に発見するため、局舎の天井板を取り外すよう指示を出している⁽⁴³⁾。また、通信報国団には出征した団員が死亡したり負傷したりしたときに、団員もしくはその家族に弔慰金・慰問金を交付するため、銃後後援会が存在していたのだが(銃後後援会の詳細は前稿を参照されたい)、空襲で被災した団員に支払われる見舞金も存在していた。見舞金の詳細は不明なのだが、終戦後であっても1945年12月20日までに申請すれば被災者に支払われたらしい⁽⁴⁴⁾。

このように、空襲に対する通信報国団の対応については、まだまだ不明な点多々あるが、ここで取り上げた熊本支団の対応をみる限り、団員たちは通信を確保するため、懸命に防空に当たっていたといえるだろう。

食糧難への対応

戦時下は食糧難の時代であった。これは周知の事実であるが、全ての時期がそうであったわけではない。1930年代は、国民への米の供給にもまだ余裕があった。それが30年代末期、干害により日本本国だけでなく、植民地であった朝鮮も不作となる。40年代に入ると、東南アジアからの米の輸入に頼るも、戦局悪化により次第に輸入が困難となり、結局は備蓄米を消費し続けるという状況になった⁽⁴⁵⁾。

通信報国団では、こうした食糧難の状況を鑑み、自分たちでも食糧を増産あるいは節約していかうと考えるようになる。例えば熊本支団では、支団長ないしは熊本通信局総務部長から各分団に対して、食糧の節約、玄米食の奨励、空き地を耕作地として利用することの徹底などの指示が出されていた⁽⁴⁶⁾。

指示を出していた熊本支団は、率先して食糧増産に努め、農家に団員を派遣して農作業に協力するほか、自らも甘藷(さつまいも)の栽培などを行っていた⁽⁴⁷⁾。各分団でも、早くから取り組みが行われており、大分県の伊美郵便局では、局舎の裏庭の五坪ばかりの土地ではあるが、そこでトマトを栽培した⁽⁴⁸⁾。同局の古澤勇は、「真剣に食糧と云ふ問題にぶつつかつた時、一坪の田や畑にも手を合せて祈るのです。」と述べ⁽⁴⁹⁾、五坪という小さな土地でも食糧難の際には大きな役割を果たすと考えていた。ほかにも、長崎無線電信局では局舎の空き地の農園化が図られ⁽⁵⁰⁾、大分県や宮崎県内の郵便局でも土地の開墾や近隣農家への協力などが行われて

43 『熊本通信局報』第1858号、1945年3月2日。当時、屋根を突き破った焼夷弾が天井板で止まり、家のなかで火災に気づかず逃げ遅れてしまうということがあった。名古屋空襲を描いているおざわゆきのマンガ『あとかたの街』第3巻(講談社、2015年)には、そのような被害を防ぐために登場人物が天井板を取り除くシーンが登場する(35～38頁)。

44 『熊本通信局報』第1932号、1945年12月11日、同第1941号、1946年1月18日。なお、通信報国団は1945年12月31日をもって廃止となるが、銃後後援会は「通信援護会」と改称されて存続した(前掲『熊本通信局報』第1941号、いつまで存続していたのかは不明)。

45 大豆生田稔「戦時期の外米輸入——一九四〇～四三年の大量輸入と備蓄米——」(『東洋大学文学部紀要』第67集、2014年2月)、同「総力戦下の外米輸入—受容から脱却へ—」(『民衆史研究』第87号、2014年5月)。

46 『熊本通信局報』第1620号、1942年11月6日、同第1643号、1943年2月2日、同第1761号、1944年3月24日。

47 「通信報国団通信」(『大通信』第90号、1943年8月)。

48 古澤勇「土の便り 局舎の裏庭」(『大通信』第77号)。

49 同前。

50 前掲「通信報国団通信」(『大通信』第91号)。

いた⁽⁵¹⁾。

熊本支団および各分団の生産実績が分からないので、上記の活動が食糧難という現実に対して、どれほどの効果を発揮していたのかは不明である。空き地の利用といっても、当然ながら無制限に土地があるわけではない。また、通常の業務を行いながらの耕作作業である。思うような生産実績が挙げられたとは考えにくい。実際には、たいした成果は出なかったであろう。ただ、通信だけでなく貯金や保険なども扱う通信業務は、人々の生活に密着している。現業機関の現場としては、食糧難への対応という活動を通して、よりその密着を深めていこうとしたとしても何ら不思議ではない。

おわりに

以上、通信報国団熊本支団の組織構成および活動内容についてみてきた。熊本支団の組織としての目的は、「大通信一家族主義」の基本理念の下、団員が一体となって戦時下の日本を通信事業の面から支えるべく行動するというものであった。それは、前稿で明らかにした通信報国団の目的と全く同じである。熊本支団は、通信報国団の支団の1つなのだから、目的が同じなのは当然といえよう。

熊本支団は、年間を通して通信報国団の事業を行っていたが、熊本支団独自の活動がみられたのは、空襲への対応である。初の本格的な本土空襲に直面するなかで、女性団員たちの奮闘が称えられ、『大通信』を通して全国のほかの団員に伝えられていった。その後に続いた日本全国への空襲に対して、全国の団員たちがいかなる対応をしたのかは不明だが、熊本支団の対応、特に電話交換室を守り抜く女性団員たちの対応は模範とされたに違いない。

本稿では、残されている史料の関係から、まともに取り上げることができたのは1944年6月の北九州への空襲のみとなったが、沖縄も管内である熊本支団にとっては、沖縄戦は大きな問題であった。1945年4月21日、那覇郵便局長は「本島八日二増シ激化砲爆撃八昼夜ノ別ナク益々猛烈ヲ極メツツアリ本日ヲ以テ防空壕ニ籠城スルコト既ニ三〇日此ノ間陽光ニ浴スルノ寸暇ナク健康上ノ支障ハ勿論糧食逼迫ノ為困難ヲ感ジツツアルモ一同必勝ノ信念堅シ」と、熊本通信局に発している⁽⁵²⁾。最後は強気の言葉で締めくくられているが、実際にはかなり緊迫した状況であることを訴えていた。しかし、熊本通信局としては激励することしかできず、それに対して那覇郵便局長は「重責ヲ全フシ御期待ニ副フ可ク努力中」と返答するしかなかった⁽⁵³⁾。

熊本通信局は、沖縄に対して何もしなかったわけではない。同年6月8日には、九州地方行政協議会長（福岡県知事が兼任、当時は戸塚九一郎⁽⁵⁴⁾）からの要請を受け、熊本支団は各分団に対して、沖縄からの避難民への救済資金を集めることになったと通達を出している⁽⁵⁵⁾。ただ、これは全団員から集めるのではなく、「判任官」クラス以上の立場にある団員限定とされた⁽⁵⁶⁾。

51 「通信報国団通信」(『大通信』第95号、1944年1月)、「通信報国団通信」(『大通信』第103号、1944年9月)。

52 『熊本通信局報』第1879号、1945年5月15日。

53 同前。

54 地方行政協議会は、戦時行政の推進を図るため、1943年7月に東京都と同時に全国9地方(後に8地方)に誕生した。1945年6月10日には、地方の権限をさらに広げた地方総監府へと改組され、地方総監は県知事との兼任ではなくなった。九州地方総監には、福岡県知事を退任した戸塚九一郎が就任した(大霞会編『内務省史 第三巻』財団法人地方財務協会、1971年、723～730頁、歴代知事編纂会編集発行『新編日本の歴代知事』1991年、977頁)。

55 『熊本通信局報』第1886号、1945年6月8日。

56 同前。

判任官は、中等学校卒業以上の高学歴者か、「一般雇員」として4年以上勤めた者などのなかから選ばれた⁵⁷⁾。実際に、どの程度の資金が集められたのかは不明だが、当時は沖縄から本土へは6万人ほどが疎開してきていたので⁵⁸⁾、その人たちの生活を守るだけの十分な資金を集めることは相当難しかったと思われる。

結局、沖縄戦に対する熊本支団の対応については、史料不足から不明な点が多い。ほかにも、九州への空襲がさらに激しさを増してからの対応、さらには全国のほかの支団・分団の活動なども含めれば、まだまだ解明しなければならないことは数多く残されている。ただ、熊本支団の組織構成と活動の概要を把握できた本稿は、全国の各支団・分団の実態解明に向けた足がかりにはなったといえるだろう。最初に設定した課題の克服にはまだ遠いが、その第一歩目を刻んだということで、本稿は終えることにする。

(ごとう やすゆき 専修大学文学部 非常勤講師)

57 前掲通信事業研究会編『通信講習所普通部 通信事業概要(講義案)』60～63頁。

58 林博史『沖縄戦が問うもの』大月書店、2010年、61頁。

研究ノート

最初の公式鑄鉄製赤色円筒形郵便柱箱 —回転式ポストとその改良について—

井上 卓朗

はじめに

鑄鉄製で赤く塗装された円筒形の郵便柱箱は、中村式ポスト、俵谷式ポストにより明治34年（1901）からその試用を開始した。ポストの製作にあたって俵谷高七氏は「是迄の柱函はどうも不完全で火事の時には非常に心配する。適当なのを作ってくれば本省へ願って採用するようにするから。」と赤間関郵便局長の岡部氏から言われたという。

当時のポストは木製黒塗であったが災害、特に火災に弱かった。明治30年（1897）前後の雑誌記事には、ポストに爆竹や点火した綿を投げ込む悪質な放火事件がしばしば見られた。ポストが鑄鉄製に変わったのはこうした事情があった。そして、明治41年（1908）10月、公達第808号（1908.10.29）によって正式にその雛形が定められた。

新型ポストは、その後の鑄鉄製ポストの原型となったが、郵便物の差入口が回転する特殊な構造を持っていた。これが回転式ポスト（図1）である。

郵便ポストの公達上の名称は郵便柱箱である。しかし、この名称では資料分類に支障をきたすため、郵政博物館では「回転式ポスト」と名付けて分類することにした。ちなみに、黒ポスト、中村式ポスト、俵谷式ポスト、丸形底付ポスト、代用ポストという名称も、郵政博物館がポストを分類するために付けた名称であり、公達上の名称ではない。



図1 回転式ポスト

鑄鉄製赤色円筒形郵便柱箱の正式制定

さて、回転式ポストの詳細な仕様は残されていないが、公達で定められた内容は次のとおりである。

（逓信公報 第五〇四五号 明治四十一年十月二十九日）

公達第八百八号

通信官署

自今郵便函ノ雛形左ノ通相定ム但船舶内及鉄道停車場等ニ設置スルモノハ此雛形ニ依ラサルコトアルヘシ

従来ノ郵便函ハ当分ノ内取交セ之ヲ使用セシム

明治四十一年十月二十九日 逓信大臣男爵後藤新平

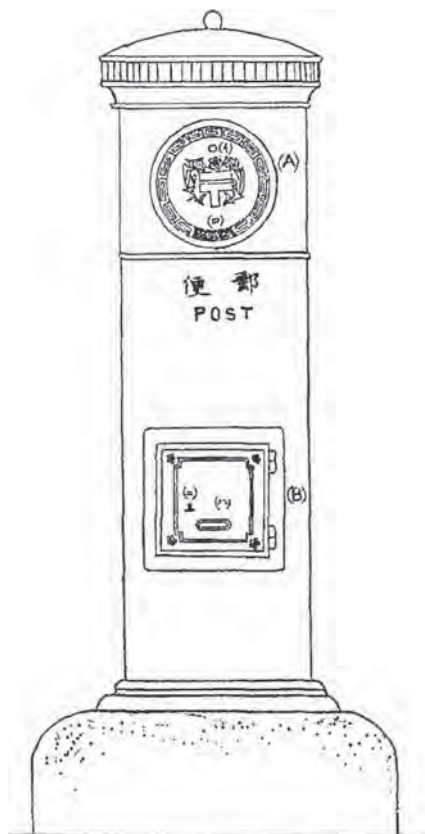
(一) 郵便柱函

品質 鑄鉄(其ノ一部ニ板鉄ヲ用井ルコトアルヘシ)但シ差入口蓋ノ一部、鍵座、便名差座金等ハ真鍮トス

寸法 大形、並形ノ二種トス大形ハ長四尺八寸円径一尺五寸、並形ハ長四尺五寸円径一尺二寸台石二種共ニ地上ニ於テ高八寸円径二尺四寸トス

塗 朱色ペイント但シ徽章及文字ノ部分ハ金トス

構造 (A)ハ差入口ニシテ図中(イ)ノ把手ヲ左右孰レノ方ニテモ廻転シテ(ロ)ノ切口ヲ上部(イ)ノ位置ニ移ストキハ差入口現出シ投函ヲ了ヘテ把手ヲ放ツトキハ自働ニテ(ロ)ハ原位置ニ復ス(B)ハ開函扉ニシテ図中(ハ)ハ其次ニ開函スヘキ便名ヲ示ス(ニ)ハ鍵座ナリ 在外郵便局区内ニ設置スルモノニハ(郵便)ノ上ニ(日本)ノ二字ヲ加ヘ(POST)ノ二字ヲ加ヘ(POST)ノ上ニ(JAPANESE)ノ字ヲ加フ



この公達之施行にあたって、同年11月に通業甲第1082号通牒「郵便函雛形改正ニ関スルノ件」(1908.11.7)¹⁾により回転式ポストの構造、運用方法等の詳細が定められた。

郵便函雛形改正ニ付テハ左記了知アレ(明治41.11 通業甲1082)

- 一、改正郵便柱函及同掛函設置方ニ就テハ追テ規定セラルヘキモ郵便柱函ハ一、二等局市内
枢要ナル箇所ニ郵便掛函ハ其以外ノ箇所ニ設置方先以テ取計置カレタシ
- 一、既設郵便函ハ将来引換ヲ要スル時ヲ俟テ改正ノ分ニ引換ヘラレタシ但尚使用ニ堪フルモ
ノヲ移設スル等ノ場合ハ此ノ限りニ在ラス
- 一、従来ノ雛形ニ依リタル在庫品ハ取交セ使用ヲ要スルモ可成之ヲ三等局ノ分ニ充用シー、
二等局ノ分ハ努メテ改正ノモノニ依ルコトニ取計ハレタシ
- 一、事業用物品規程ハ此際改正セラレス追テ郵便函設置ニ関シ規定ノ際改正セラルヘキニ付
其交付制限等ハ前各号ノ趣旨ニ依リ可然処理アレ
- 一、改正郵便函ハ總テ既達予算ノ範囲内ニ於テ調製スルモノトス
- 一、十六年五月逓信總官達梓規十六第六十九号二十年公達第百八十六号及二十六年公達第
三百五号ハ本公達ニ依リ自然消滅シタルモノトス為念
- 一、改正郵便函ノ構造ニ関スル説明書及分解図案送付ス

1 郵便例規集 昭和11年AEB/0604/1-1 逓信大臣官房文書課「逓信法規纂」郵便編中巻 昭和13年
AEB/0266/1-1、郵便例規集昭和11年AEB/0604/1-1

説明書

- (一) 改良ノ要旨ハ専ラ外觀上ノ形状、製作ノ堅牢耐久、盗難ノ防備、費用ノ経済等ニ在リテ存ス
- (二) 叙上ノ目的ニ依リ設計シタル分解図ハ別ニ添付スル所ノ如シ而シテ図解ヲ以テ容易ニ解得シ難キ微細ノ点及形状ノ整美ヲ一定セシメンカ為ニ別ニ見本原型各壹個ヲ交付スヘシ
- (三) 公達ニ於テ内部ノ構造ヲ明示セサルハ盗難防備ニ関スル差入口ノ改良研究等多年審査考量ノ結果比較的本構造ヲ以テ完全ナリト認メ選定発表シタル所ト雖モ未タ之ヲ以テ無欠ナリト云フヲ得ズ故ニ本器以上ノ改良進歩ヲ期スル為暫ク之カ規定ヲ設ケズ一監督局若ハ一局区内ニ於テ隨時内部構造ニ改良ヲ加ヘ得ルノ余地ヲ存シ倍々完全無欠ノ域ニ進捗セシメムトノ意ニ外ナラス若シ各局ニ於テ之カ構造ニ改良ヲ加ヘントスル場合ハ一応通信局ノ審査判定ヲ經ルヲ要ス但シ其ノ改良案ハ単ニ内部ノ結構ニ止メ外部ノ形状ヲ変更セシメサル議ナリ
- (四) 扉ノ錠前ハ如何ニ完全ノモノト雖モ数個ヲ通シテ同一ノ鍵ヲ使用スル場合ハ合鍵ヲ製作スルニ難カラサルハ東西已ニ其ノ揆一ナリトス故ニ本器ノ如キハ各局毎ニ多少ノ構造及鍵孔ノ大小ヲ異ニスルヲ盗難防備上幾分ノ効力アルモノト認メタルニ依リ一定ノ構造ヲ示ササル所以ナリ
- (五) 前項ノ理由ニ付使用局ニ於テハ
 - (第一) 構造簡單ニシテ開函ニ手数ヲ要セス且破損シ易カラサルモノ
 - (第二) 合鍵ヲ容易ニ製作シ得サルモノ仮令ハ普通ノ錠前ノ如ク其ノ鍵孔ト内部ノ開閉器トノ間ニ之ヲ探知シ得サルノ障壁ナク一箇所雖又ハ曲リタル釘頭ヲ以テ鍵孔ニ挿入スルトキハ鍵ヲ要セスシテ閉鎖シ得ルノ類ニ注意スルコト
 - (第三) 簡單ナル鍵ニテ閉鎖シ得ルモノハ避クヘキコト仮令ハ二段又ハ三四段ノ弾条ヲ有セサルモノニシテ丁字形又ハ平盤ナル鉄片ニ多少ノ曲折又ハ歯形ヲ附シタルモノハ其ノ合鍵ノ製作容易ニシテ盗兇ヲシテ閉鎖セシメ易シ
 - (第四) 以上ノ諸点ヲ研究シテ可及的完全ト認ムルモノヲ採用スルヲ要ス
- (六) 集配人ノ携帯スヘキ鍵及予備又ハ検査用トシテ使用スヘキ鍵ノ保管ヲ一層嚴重ニスルコト最モ緊要ナリ
- (七) 便札ノ使用ハ改良郵便函ノ一区又ハ数箇ノ建設ヲ了スルマテ暫ク開函証印ヲ使用スルモ妨ナシ
- (八) 本改正品掛函ハ約十円以内柱函ハ五十円以内小ハ三十五円以内ニテ東京大阪其ノ他鉄工場ノアル地ニ於テハ製作シ得ルモノト認ムルニ依リ第二項ニ依リ回付スヘキ内部ノ構造見本及外部ハ右ヲ鋳型トシテ適當ノ工場ヲ選定シ堅牢ニ製作スルヲ要ス

この通牒には「改正郵便函ノ構造ニ関スル説明書及分解図案送付ス」とあるが、残念ながら分解図案については残されていない。しかし、説明書には興味深い内容が列記されている。

まず、ポストの改良を行った理由は「外觀上の形状、堅牢性、耐久性の向上、盗難の防備、経費削減である」としている。

外部の形状、堅牢性、耐久性については納得できるが、経費節減についてはどうだろうか。ポストの製作費用は、改正掛函は約十円以内、柱函大は五十円以内、小は三十五円以内と限定しているが、以前の木製ポストより製作費が安いとは思われない。

しかし、戦後の一号丸型ポストの開発時においても、代用ポストと比較して経費節減となる

ことをその理由に挙げている。実は戦時中の代用ポストより一号丸型ポストの製作費自体は高額であった。その際の算出根拠は、製作費を耐久年数で割り、1年あたりの単価で比較したものであった。

つまり、鑄鉄製とすることで使用できる年数が大幅に伸びるということを前提とした経費削減という趣旨であろう。

盗難防止についてもかなりの努力の跡が見受けられる。盗難予防のためのポストの差入口の改良研究等は多年に及び、審査考量の結果、他と比較して回転式ポストを完全なものと認定した。しかし、無欠ではないので今後の改良・進歩を期するため、しばらく規定を設けず、事業用物品規程も改正しない。そのため、交付の制限等はこの通牒の趣旨により処理することとしている。

また、内部構造を公達において明示しないのは盗難防備のためであり、そのため図解でわからない詳細部分の確認のために原型見本各一個を交付するとしている。

ポストの設置については、一、二等局など市内枢要の地に設置する。既設ポストの交換は必要となった時（壊れた時）に行う。既設ポストを移設し、回転式ポストに交換することはできる。既設ポストと回転式ポストを取り混ぜて使用し、旧来の在庫品も使用する。旧来の在庫品は主に三等局用とし、一、二等局は新規の回転式ポストとする。

内部構造の改良については、内部の構造のみとし外部の形状の変更は認めていない。実施の際は各局等で通信局の審査判定を受けて行うこととした。

取出口の鍵については、作業上簡単に開閉できるもので、破損しないもの。鍵は盗難防止のため各局で異なるものとしてよい。鍵の保管は厳重にすること、と指示している。

便札の使用については、回転式ポストをある程度普及させてから開始し、それまでは開函証印を使用することとしている。ポストの製作は、東京、大阪その他鉄工場のある地においては、適当の工場を選定し堅牢に製作することとなっており、中央一括でなく地域別の製作を前提に考えていることが分かる。

差入口の特許とその仕組み

このポストに郵便物を投函するためには、上記公達等に記載されているとおり、まず回転板上部のつまみを持って左右いずれかに半回転させる必要がある。それにより回転板の切り口が上部に移動し、そこに差入口があらわれる。差入口の中には受棚があり、郵便物を投函すると郵便物はその受棚の上に乗る。そして手をはなすと、回転板は自動的に回転し差入口は閉じる。それと同時に受棚も回転し、郵便物は落下して格納される、という仕組みになっている。

この差入口を考案したのは中村式ポストの発明者である中村幸治氏であった。この差入口は「郵便柱函差入口」という名称で特許局に実用新案登録されたのち、その権利は逓信省へ譲り渡されている。その構造は実用新案登録証（図2）に記載されている図面の説明によると次のとおりである。

登録実用新案登録 第15999号 第百十九類 出願 明治四十二年十一月八日

登録 明治四十三年 一月二十八日

東京市本所区新小梅町八番地

実用新案権者（考案者）中 村 幸 治

郵便柱函差入口

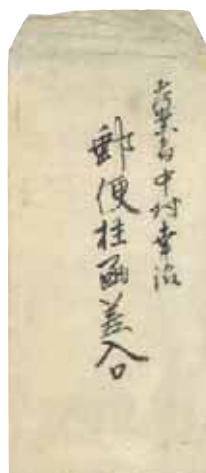
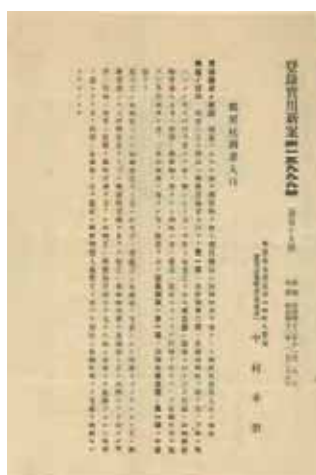
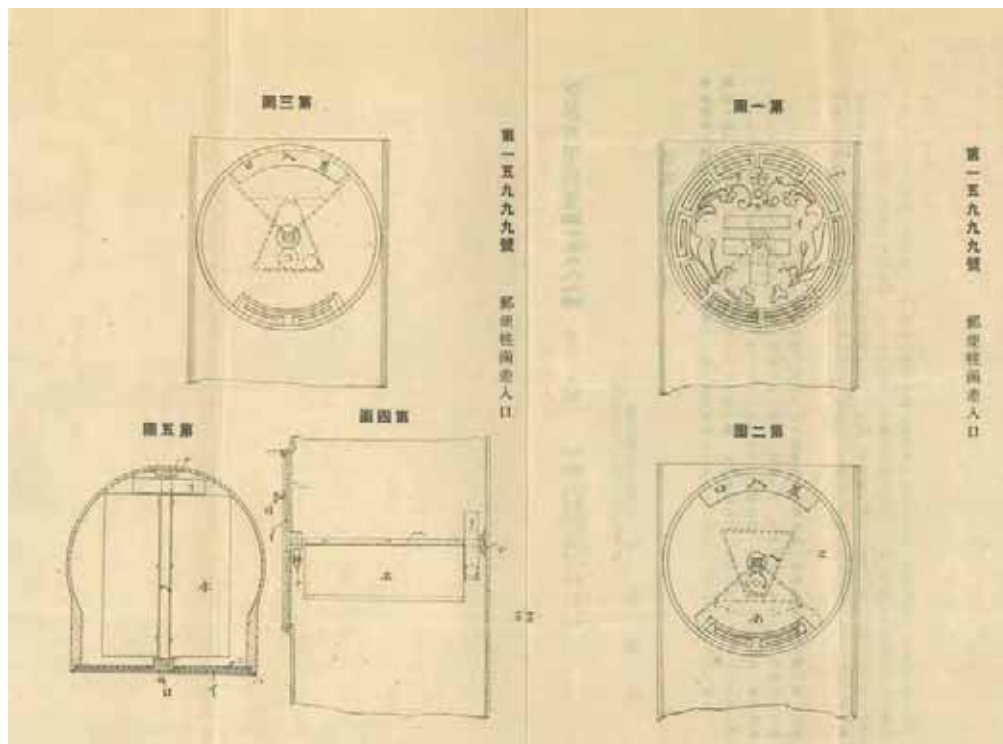


図2 回転式ポスト差入口の実用新案登録証と特許権献納証

登録請求ノ範圍 図面ニ示セノル如ク郵便物ヲ投入後自動的二作用ヲ起スヘキ郵便柱函差入口ノ構造

図面ノ説明 図面ニ示ス物品ハ郵便柱函差入口ナリ

第一図ハ表面図

第二図ハ表面回転板ヲ取り其ノ下部ニ現ハレタル差入口穴ヲ有スル板ノ図ニシテ其ノ中央ニ軸受穴ヲ有ス

第三図ハ点線ヲ以テ示ス内部ノ回転郵便物受棚力上方ニ回転シ郵便物ヲ受クルト同時ニ其ノ後方ニ装置セラレタル回転ヲ促カスヘク自働作用ヲ起ス三角函及ヒ其ノ三角函内ニ有スル玉ノ位置ヲ示ス図

第四図ハ第一図ノ切断図

第五図ハ第一図ノ平面図ナリ

図中(イ)ハ表面板ニシテ回転自在ナリ

(ロ)ハ把手 (ハ)ハ押縁 (ニ)ハ表面板ノ下板ニシテ固着セラレタルモノ (ホ)ハ郵便物受棚ニシテ回転自在ナリ (ヘ)ハ郵便物受棚ヲ支フル軸 (ト)ハ郵便物受棚力表面板ト共ニ回転スルヲ助クル車 (チ)ハ柱函ノ後部ニ取附ケ郵便受け棚ヲ支フル座鉄 (リ)ハ郵便物受棚ヲ支フル軸(ヘ)ヲ支フル軸ニ貫通シテ取附ケタル三角形ノ袋ニシテ其ノ内部ニ金属製ノ玉ヲ装置シ郵便物投入後把手ヲ放ツト同時ニ自働作用ニテ受棚ヲ転倒セシムルモノトス

回転式ポストのサイズと構造

現存する回転式ポストは、現在郵政博物館に展示されているもの一台のみである⁽²⁾。このポストは、昭和38年(1963)頃まで、福井県吉田郡松岡町芝原1丁目(現在は永平寺町松岡芝原)の切手類販売所前に設置されていた。販売所の廃止に伴い撤去されたが、廃棄処分されず松岡郵便局の倉庫の中に奇跡的に残っていたものである。北陸郵政局に移設後、昭和55年(1980)4月から同局1階ロビーの郵政事業資料コーナーに展示されたが、同資料コーナーの閉鎖に伴い逄信総合博物館に移設され、閉館時まで展示されていた。現在は郵政博物館展示場において他の郵便ポストとともに展示されている。

このポストの公達上のサイズと実測したサイズは下表のとおりである。

	公達(大形)	公達(並形)	回転式(実測)	中村式(実測)
高さ	四尺八寸(145.5cm)	四尺五寸(136.4cm)	約136cm	約122cm
直径	一尺五寸(45.5cm)	一尺二寸(36.4cm)	36.3cm	36.7cm
胴回り	142.7cm	114.3cm	114.5cm	115.5cm

現存する回転式ポストのサイズは公達上の並形に該当する。根石のサイズも、公達上では大型、並形とも地上部分の高さ八寸(24.3cm)直径二尺四寸(72.7cm)であり、現存する回転式ポストの根石とほぼ同寸である。

差入口の構造は部分的に残されている。図3は回転盤と郵便物受棚の接続部分を撮影したも

2 北海道開拓の村の旧島歌郵便局局舎前にも回転式ポストが設置されているが、これは北陸郵政局に展示されていた回転式ポストを複製したレプリカである。



図3 回転盤と郵便物受分棚の接続部分



図4 回転式ポスト差入口の実物モデル

のである。郵便物受棚とそのカバー部分はすでに失われているが、回転盤に接続している軸と軸受部分は残っており、実際に回転させることができる。

回転盤と失われた郵便物受棚の構造については、郵政博物館資料センターにその実物モデル（図4）が残されている。図4左上が全体像、右上が回転盤との接合部分、左下が郵便物受棚上部、右下が同下部である。

この回転盤は図5のとおり円形のフレームで縁を覆われているが、雨除けの底がないため、回転盤の隙間から雨水が入ることを想定して、取り付け部分のポスト本体側の下部に長方形の水抜き穴（図6）が設けられている。本体の裏側には図7のように回転軸の軸受の穴が穿たれている。

中村式ポストと大形ポスト

公達第808号によるとポストには大形と並形があることになっているが、通信事業史₍₃₎によ



図5 円形フレームで覆われた回転盤



図6 水抜き穴



図7 軸受の穴

ると明治41年(1908)10月改正として、回転式ポストとともに中村式ポストと同形状のポスト(図8)が掲載されている。これが大形ポストだと思われるが、定かではない。

郵政博物館の中村式ポストは京都女子大学の所蔵する中村式ポストのレプリカであるが、高さは並形よりかなり低く、胴体の直径は並形と同じである。中村式ポストの図面(図9)⁴⁾には胴体直径のサイズが一尺二寸(36.4cm)と書かれており、図面の比率で高さを計算すると測定値とほぼ一致する。

そのため、京都女子大の中村式ポストは公達上の大形ポストではなく、明治34(1901)年に日本橋南詰に試験的に設置されたポストと同型のものであろう。

現在のところ、公達上の大形ポストと同サイズのものは発見されておらず、どのように製作



図8 逓信事業史に掲載されている明治41年改正のポスト雛形



図9 中村式ポスト形状図

3 逓信省編『逓信事業史 第一巻 総説』逓信協会、811頁(1940年)

4 BBA/0319鉄製特許郵便柱函御買上願書の形状図部分(1902年)

され配備されたかも不明である。

郵便函（ポスト）を赤くした理由等

明治41年（1908）の公達第808号及び通業甲第1082号通牒「郵便函雛形改正ニ関スルノ件」によって、新しい郵便ポストの基本的な構造が確立された。赤くて丸いポストの仕様が公式に採用されたのである。

従来の木製黒ポストから鋳鉄製赤色円筒形ポストに改正した理由については、この通牒の説明書に「改良ノ要旨ハ専ラ外觀上ノ形状、製作ノ堅牢耐久、盗難ノ防備、費用ノ経済等ニ在リテ存ス」とあるのみで、色を赤くした理由などは記載されていない。

しかし、明治43年度の通信省年報には次のような記載がある。

通信省第二十三年報 明治四十三年三月

従来ノ郵便函ハ構造不完全ニシテ盗難予防、郵便物収容、使用耐久、道路障害等ノ関係上幾多ノ不便アリ多年研究ノ結果内外ノ構造ヲ改メ円形柱函ト掛函ノ二種ト為シ孰モ鉄製トシ且公衆ヲシテ認識シ易カラシムルタメ特ニ朱塗トセリ而シテ円形柱函ハ枢要ナル都市ニ設置シ他ハ掛函ニ改ムルコトトシ四十一年十一月七日ヨリ施行セリ

この内容から、明治41年の改正は、堅牢性、盗難予防、費用軽減以外に郵便物収容能力のアップ、道路障害の防止という理由があったことが分かる。道路障害の防止とは角柱形から円筒形にしたことであろうか。

赤くした理由は、「公衆ヲシテ認識シ易カラシムルタメ」であるが、要するにポストが目立つように赤くしたということであろう。

ちなみに、郵便と赤い色との関係はポストが赤くなるより古い。明治5年（1872）の郵便集配員の制服や制帽（葎山笠）には赤い色で郵便マークが描かれ、郵便用品には赤い色で郵便と書かれていた。また、郵便馬車の車体は赤く塗装され、車輪も赤く塗られていた。

これらは文明開化のシンボルとして明治期の錦絵等に数多く描かれている。

丸形庇付ポストへの改良

回転式ポストは様々に工夫を凝らしたもので完成度は高かったが、雨の日や荷物を持っているなど片手が使えないときには不便であり、回転盤を早く放しすぎて手をはさまれたり、雪国では回転盤が凍りついてしまったりした。また、子供のいたずらで回転盤が不具合を生じることもあった。

そのため、明治45年（1912）に回転盤を取りはずして、新たに固定式の鏡板（図10）を取りつけた。そして差入口の上には雨除けの庇を設け、差入口の内側には郵便物の盗難防止板（図11）を設置した。

ちなみに、盗難防止版のギザギザは、糸に鳥もちなどをつけて郵便物を盗もうとする行為を防ぐためのものであった。

このように差入口の上に雨除けの庇のある鋳鉄製赤色円筒形ポストを郵政博物館では丸形庇付ポストとして分類している。これは回転式ポストを改良したものだけでなく、新規に差入口を固定して作られたものも含まれている。



図10 新たに取り付けられた鏡板



図11 盗難防止版

この丸形底付ポストは、大正期の政府の緊縮財政の影響もあり、すぐには増設されなかったようである。公達に「従来ノ郵便函八当分ノ内取交セ之ヲ使用セシム」とあるように、特段問題のないポストはそのまま使われていたようで、大正期は黒ポスト、回転式ポスト、底付ポスト、中村式ポストが混在して使用されていた。

大正6年(1917)の逓信協会雑誌に、「郵便ポストと云ふと今日では丹塗りの鉄製柱函が普通となりて、黒き木造りのは旧式ポストと目されて居る。そして其の数も漸々に減って行く。其の理由は蓋し郵便物の数量が増加した結果であると共に、又郵便物の保護といふ事乃至之に伴ふ外観の美といふ点にも関連して、丹塗りののが増設される事となったものと思われる。然るに此の丹塗りのポストには投入口を異にするものが有って、旧式と同様に口を押すか。明けるかに依りて片手でも投入し得る構造のもあれば、又片手でハンドルを握らないと投入し得ない仕組のものもある。⁵⁾」という記事が掲載されている。「旧式と同様に口を明ける丹塗りのポスト」というのが中村式ポスト(もしくは大型ポストか)であろう。

しかし、昭和4年(1929)には残っている回転式ポストも改造見本をそえた通牒によって順次改造され、新規製作されたポストも配備された。

昭和期に入ると自動車による郵便物の輸送が本格化し、昭和4年(1929)以降には集配にも自動車が使用されるようになった。そのため、車道からの郵便物の取集めに便利のように、ポストの取出口が差入口と反対に付いた新たな丸形底付ポスト(図12)が作られ、昭和8年(1933)4月頃から設置された。また、昭和9年(1934)6月頃にかさばる郵便物が投函できるポスト(図13)が作られ設置された。差入口の下部を引き下げると差入口が倍の大きさに広がり、定期行物、新聞、書籍などが投函できるという構造になっている。

昭和9年(1934)の逓信協会雑誌には、「斯う時世がスピード化してきたのに、取出口が人道に面してゐるのは如何にも取集動作がまどろっこしいし不便である、と云ふので最近考案されたのが、取出口が差入の裏側即ち車道に面してゐるものである。之ならオート三輪車のスピード取集めにも間に合ふだらうと云ふので昨年の四月頃から市内の交通頻繁な処で試験的に使われてゐる。それと之は些か趣を変へて、差入口がかなりの大きさに迄自由に拡がる試作品が此の六月頃から新しく市内数ヶ所に設置された。之に依ると今迄差入困難で其の都度態々郵便局まで持って行かねばならなかった三種、四種の嵩高郵便物がポストで間に合ふと云ふことになる。⁶⁾」と紹介されている。

5 四谷生「交通と通信と」『逓信協会雑誌』106号、28頁(1917年)



図12 車道から取集め可能なポスト



図13 差入口が大きく開くポスト

郵政博物館所蔵の丸形底付ポスト

郵政博物館が所蔵する丸形底付ポストは4個、その内1個は昭和9年（1934）の差入口が拡大するタイプであり、残りの3個の製作年代は確認できない。

これらの丸形底付ポストが回転式の改良型か、新規に作られたものであるかは次の点で確認できる。

回転式ポストにはその本体に二つの大きな特徴がある。一つは差入口下部の水抜きの穴、もう一つは回転盤と郵便物受棚を支える軸の軸受の穴である。

郵政博物館所蔵の丸形底付ポスト（図14）にはいずれにもこの特徴がない。そのため、このポストは、回転式ポストを改良したものはなく、新規に丸形底付ポストとして製作されたものといえる。

6 平田高史「雪湖翁は語る・郵便ポストの思ひ出」『通信協会雑誌』315号、126頁（1934年）



ポスト正面



差入口下部（水抜きの穴がない）



ポスト内部（軸受の穴がない）

図14 郵政博物館資料センターの丸形底付ポスト

おわりに

回転式ポストは、現存するものが1個しかいないため、その存在はあまり知られていない。このポストの差入口が内部と連動して回転するという特異な構造は、盗難防止装置としては完全なものであったが、利便性という観点から短期間でその役割を終えてしまった。

しかし、円筒形の本体に顔のような円盤がついているというデザインは、世界のポストに類



街中の回転式ポスト（時代、所在地とも不明）



回転式ポストに暑中見舞いを投函する少女（うちわ絵図案）

例を見ない日本独自のものとして、戦後の一号丸型ポストまで受け継がれた。

回転式ポスト以降のポスト製作者が、このデザインの持つ本来の意味を知っていたか疑問である。しかし、その機能とは関係なく回転式ポストの丸を中心としたデザインは、あまりに完璧で親しみやすいものであったために、広く日本国民に愛され、何の違和感もなく現在の1号丸型ポストまで踏襲されたものと考えられる。

〔参考文献〕

「郵便差出箱（ポスト）のうつりかわり（その2）」『郵政省通信博物館資料図録』№2（1975年3月1日）

「郵便ポストの移り変わり（その1）」『郵政省郵政研究所附属資料館（通信総合博物館）資料図録』№39（1989年3月8日）

『郵便事業資料集』郵政省郵務局郵便事業史編纂室（1992年6月）

井上卓朗「赤い郵便ポストの顔はなぜ丸い」『郵便史研究』第21号（2006年3月）

（いのうえ たくろう 郵政博物館館長 主席資料研究員）

資料紹介

郵政博物館蔵「癸亥 寛保三年 日記 三番」(飛脚問屋・嶋屋佐右衛門日記
第三分冊「宿駅日記」第三分冊ノ「寛保三年 定飛脚日記三」)

「駅通志料」を読む会

史料解題

今号でも前号に引き続き、飛脚問屋・嶋屋佐右衛門の日記を掲載する。本史料は大坂の飛脚組合・手板組の江戸会所である飛脚問屋・嶋屋における日々の重要事項を記録したものである。今回の翻刻分は嶋屋の日記の第三分冊にあたる。嶋屋や本史料の概要・史料名称等については、本紀要第五号(二〇一四年三月)を参照されたい。

これまでと同様、今回の翻刻で底本としたのは、郵政博物館において「宿駅日記」との史料名が付与されている史料である。「宿駅日記」は和綴本計十二冊からなる。今回掲載するのは、同博物館のデータベース上に資料番号「SBA/0020/6・3」として登録されている史料である。この史料の表紙を見ると、「宿駅日記」とだけ記された題簽が左端に貼られており、また、「駅伝ノ部」「癸寛保三年亥六月吉日 宿駅日記」「六冊三」と書かれた郵便博物館の蔵書票が表紙下部に貼付されている。この表紙をめくると本来の史料の表紙と思われる部分が現れ、掲載にあたつてはこれを表紙とし、史料名もこの記載によつた。ちなみに、第一分冊・第二分冊では史料に「日用留」という表記がなされているが、第三分冊以降は「日

記」という表現がなされている。

すでに前号までに記した通り、「宿駅日記」には、明治期にこれを筆写したと思われる同内容の「定飛脚日記」と題された史料が存在する。今回の翻刻分に相当するのは、郵政博物館のデータベース上に資料番号「SBA/0022/13・3」として登録された史料である。「定飛脚日記」は「駅通局」の文字が入った罫紙に筆写され、和綴製本されたもので、今回掲載分と同内容の史料の表紙には、左側に「寛保三年 定飛脚日記 三」と記した縦長の題簽が貼られている。この題簽の下部には郵便博物館の蔵書票が貼付され、ここには「郵便博物館図書第一八七号」「第八函」「五架」「駅伝ノ部」「寛保三年 定飛脚日記」「十二冊三」と記されている。また、表紙中央には四角い付票が貼付され、そこには中央に「駅通局庶務課編輯係章」という朱印が押され、「和第二百卅六号」の番号と「共十二冊」の文字が記されている。この付票の上部には大きな四角い題簽が貼られ、その左端には「第卅七帙入十三冊之内」との朱書きがある(十三冊とあるのは、同一の帙に別の史料が一冊入っているためである)。また、この前表紙の裏には「駅通局図書 和 第二六三号 共二冊」との記載のある付票が貼付されている。なお、第一分冊・第二分冊には史料本文冒頭部分に、「駅通局図書章」の文字のある大きな朱印が押されていたが、本史料には

見られない。

翻刻にあたつては、これまで行ってきたように、底本に加え、写本である『定飛脚日記』とも対照し、適切な解読を心掛けた。また、『東京市史稿』(産業編第一五二〇、東京都、一九七二―一九七六年)には本史料が採録されているが、全文翻刻ではなく省略箇所が存在し、写本を底本としているので原本と比較すると文字の判読について多くの異同が存在する。『東京市史稿』と重複する部分⁽¹⁾についても、これまでと同様に「宿駅日記」と対照し、比較検討を行った。

本史料の解読と校正作業もまた、従来と同じく、「千葉古文書の会」の隅田孝氏が中心となり、同会の青柳整、尾出恒廣、小川昌造、亀井道生、城戸淳子、古川和市の各氏が、「駅通志料」を読む会という作業グループを組織して行った。作業を進めるに当たっては、物流博物館の玉井幹司が事務局を務め、最終的な校正作業に参加した。

原稿作成に際しては、やはりこれまでと同様、山本光正氏に懇篤なご指導を頂いた。記して御礼を申し上げたい。

以下、今回の掲載史料の内容について、簡単に解説を行いたい。

本史料は、寛保三年(一七四三)六月中の記載から、延享元年(一七四四)三月までの記載からなっている。史料冒頭部分の内容は、同年閏四月九日夜に起きた芝・宇田川町における飛脚荷物盗難事件に関するものであり、これは前号に掲載した第二分冊末尾の記載に続く内容である。

本史料に記載された主な記事は、この「宇田川事件」の顛末と、第一・第二分冊にもみられる下り酒問屋仲間からの飛脚賃金値下げ要求への対応、いろいろな飛脚荷物の輸送事故に対する対応、飛脚問屋・山田屋八左衛門の江戸の飛脚問屋仲間への加入問題、などであろう。

「宇田川事件」とは、飛脚問屋仲間が共同で運営していた早物会所⁽²⁾で仕立てた早飛脚の荷物が盗難に遭った事件を発端とし、盗賊として捕縛された者の自供から、本来は仲間の定めにより継早飛脚⁽³⁾では禁止されていた金子の封入が行われていたことが発覚したというものである。取り調べに対し飛脚問屋側が申告した封入金額が、捕縛された者の自供した額よ

り少額だった点も問題となった。史料に見るように、この事件では山城屋宗左衛門が「町内へ御預け」となり、山城屋の家業は仲間一同で勤めることとなった。これは山城屋が月行司にあたっていたこと、また山城屋が金子の封入を意図的に行っていたためと思われる⁽⁴⁾。この事件がきっかけとなり、本史料第四分冊に詳述されるように、延享元年(一七四四)六月に道中奉行所より継早飛脚の禁止が申し渡されることになる。本史料の延享元年三月三日条および同八日付「覚」には、町奉行嶋長門守祥正から仲間の「掟帳式冊」の写しと道中送り状の写しを提出するよう命じられた旨の記載があり、また本史料末尾の三月付樽屋役所宛提出文書なども、その関連と考えられる。

本史料でも、下り酒問屋仲間からの賃金値下げ要求が出され、その対応について記されている。十月五日条に「錢段々下直」になったため、一割の引き下げを要請されている。これは手板組(嶋屋)だけではなく、競争相手の山八(山田屋八左衛門、大坂屋営業停止中のため江源組の江戸相仕を勤めた)にも伝えられた。これについては、八頁下段の亥十月、乍憚口上書ヲ以申上候」に飛脚側の口上書があり、そこには元文の貨幣改鑄以降の為登金輸送の際の飛脚賃銀の変遷がまとめられている。飛脚側の言い分は、道中の治安悪化や人馬不足などにより経費が高むので、前年五月に値下げをしている上にこれ以上の値下げは受け入れがたいというもので、結局この件はここでは沙汰止みとなっている。

飛脚荷物の輸送事故対応についての記載であるが、盗難事件以外の出来事を史料掲載順に記すと、正月四日に大坂を出た永井伊賀守(直陳・武蔵岩槻藩主)屋敷宛荷物の切解と対処の不手際に関する件、十二月二十八日付村山三右衛門宛詫び状に見られる荷物紛失事故、十一月晦日付大丸屋正右衛門宛の詫び状に見られる荷物遅延事故、二月十日付酒井雅楽頭(忠恭・上野前橋藩主・大坂城代)内中嶋七右衛門宛詫び状に見られる誤配事故がある。この内、永井伊賀守屋敷宛荷物の切解の一件は、飛脚荷物の輸送実態を知る上で参考になる。また、輸送事故ではないが、一〇頁下段の松平遠江守(忠喬・摂津尼崎藩主)屋敷への七月一日の提出文書は、嶋屋と和泉屋が数年間出入りしている同屋敷に対して出した「御状箱八日限」の賃

金の見積金額を、「御荷物八日限」の賃金と取り違えていたというものである。荷物は一貫目につき銀七匁五分の金額だが、一貫目以下の重量の荷物を前提としていないため、書状の入った状箱を荷物として送れば経費倒れとなるとしている。屋敷では飛脚問屋・十七屋にも相見積りを取っているが、情報は筒抜けで十七屋では三割高く見積もりを出すことで話がすでに出来上がっている。同三日付の提出文書に一貫目以下の荷物について賃金の記載がある。

大坂屋茂兵衛営業停止後に、大坂屋に替わり大坂・江源組合の江戸相仕を勤めることとなった山田屋八左衛門は、古くは仲間内であったが、この時には除外されていたため、仲間への再加入を求めようになった。本史料では十月十三日条の記載に始まり、加入証文案やその後の交渉過程が記されるが、仲間加入が認められたのは寛延三年(一七五〇)のことで、さらに町奉行所の公認を受けたのは翌年七月か八月の頃であるという。この時、延享三年(一七四六)頃に赦免を受けていた大坂屋茂兵衛もまた、仲間への再加入を公認された⁵⁾。

以上、簡単に主な記事について紹介したが、その他、『東京市史稿』掲載以外の記載として、七月十日条の中川仁兵衛の仲介による、「二、三百両」の融通を、いせ屋七郎兵衛から資金を調達して行っている件(中川仁兵衛は上方酒造家の江戸差配人で、その仲間寄合である住吉講の一員。本史料第二分冊には「中河」とある。本紀要前号九七頁参照)、板倉式部(福島藩主)家督相続に伴い、「御料理可被下由」として八兵衛(手板組の長嶋氏、五代目伊兵衛と思われる⁶⁾)が佐右衛門として十二月十日に屋敷に出向いている様子、三月十五日夜半に物置蔵の失火を起こした住吉講差配人の松本治助(前記本史料第二分冊九六頁には次助とあり)の一件などがある。松本治助失火の一件では、嶋屋から喜右衛門(手板組の河内屋武田氏、二代目喜右衛門。「家声録」に「酒問屋・伝馬町辺能取入たり、新川辺にて八外二組合もなき程におほへたり」とある⁷⁾)ほか計七人が駆けつけ、翌朝には喜右衛門が勘六を連れて見舞いに出向き重箱を届けている。店・蔵とも別条なかったため、主家である大坂の酒造家へは内密にしたい旨、治助から同じ住吉講の差配人である岡田安兵衛(本紀要前号九六頁参照)

を通して嶋屋に申し入れがあった。しかし他から情報が洩れては嶋屋の落ち度となるため、嶋屋では喜右衛門が動き、上方酒造家への為登金輸送を行う嶋屋と山田屋八左衛門両名宛てで、住吉講行司から口上書を得ている。住吉講については、三月十三日条に、住吉講参会の際、「かけ金此方へ御預け被成由被仰」との要請があり、これを了承した旨が記されている。住吉講に限らないであろうが、いずれも得意先の荷主と飛脚問屋との関係、飛脚の業務内容を考える上で興味深い。

〔「駅通志料」を読む会 事務局 物流博物館・玉井幹司記〕

(2)

(1) 今回掲載分と『東京市史稿』の重複する部分は以下の通り。「早荷物盗難 飛脚問屋処罰」(産業編第一六、二六七、二七二頁、ただし本項目の冒頭部分は前号掲載の第二分冊末尾に記載)、「附記」飛脚荷物賃金(同、二七七、二七八頁)、「酒問屋飛脚賃値下交渉」(同、三三八、三三〇頁)、「飛脚問屋荷物延引証書提出」(同、三三六頁)、「山八飛脚組合加入証文提出」(同、四〇六、四〇八頁)、「島屋酒井家御用ヲ出願」(同、四二二、四二三頁)、「状箱屋敷取違一件赦免」(同、四二四、四三〇頁)。これらは史料中に散在する関係箇所について抜粋して同内容にとまとめたものである。なお、『東京市史稿』に採録されていない箇所は以下の通りである(一ツ書きの数字は省略)。「□久兵衛儀、祝儀在之候」(九頁上段)、「三番町、由申遣候」(九頁下段)、「七月廿八日夕、条」(九頁下段)、「亥十月十三日、条」(八頁上段)、「浅草、差上物なし」(八頁下段)、「本田(多)兵庫頭、条」(七頁上段)、「亥極月廿八日、村山三右衛門様」(六頁上段)、「子正月廿六日、引合申候」(六頁下段)、「二月七日、右之義付」条(三頁上段)、「亥正月十四日出、從前」(三頁上段)以下全文。

東海道をメインルートとして輸送を行った江戸の三度飛脚系の飛脚問屋八軒が、早便物(速達便)を共同で輸送するために元文六年(一七四一)に設けた会所。この会所については、飛脚問屋仲間の現存最古といわれる同年の定書に、その設立と運営方法が記載されている。この定書の全文は「定飛脚発端旧記」に記載がある(児玉幸多編『近世交通史料集』七、吉川弘文館、一九七四年、四七七、四八〇頁、同書は以下「史料集」と略記)。早物会所の設立は、八軒仲間の一軒である大坂屋茂兵衛が早便物の輸送において主導権を握ろうと画策し、寺社奉行牧野越中守貞通との繋がりを後盾とする中で大坂屋に有利な形で実現したものである。しかし、その後の大坂屋の営業停止後も会所は引き続き存続した。これについては前号の解題でも簡単に触れた。宇野脩平「十八世紀なかごろの飛脚業」(『比較文化』第八号、東京女子大学附属比較文化研究所、一九六二年二月)参照。

(3)

道中に継所を設け、飛脚が独行してリレー形式で継送る早飛脚。この継早飛脚については、註(2)の八軒仲間の定書のほか、本史料第二分冊の五月十三日条の記載から、その概要を窺うことができる。なお、盗難にあった荷は早物会所で仕立てたものであるが、その実際の通送を行った「七軒早走り之者」(本史料第二分冊、前号掲載史料九六頁。この時は大坂屋が営業停止中なので仲間の飛脚問屋は七軒)は、越前屋八兵衛の飛脚権六で、この越前屋八兵衛は江戸六組飛脚仲間の日本橋組に属していた。七軒仲間の飛脚に六組の者を用いていたことがわかる。前註宇野論文、「六組飛脚屋旧記」坤(『史料集』一〇九頁)。ただし、「島屋佐右衛門家声録」の記載では、「森山町若さや忠右衛門といふもの、つき(継)早勤し処、うた川町にてぬすまれ」(『史料集』一八頁)と記している。これは翌年に継早飛脚が禁止となった際に、若狭屋忠右衛門の継早飛脚がやり玉に挙げられたため、混同したものである。宇野脩平氏執筆の日本通運(株)『社史』(一九六二年)前編第一章第二節では、同氏前掲論文と異なり、「家声録」を踏襲した記述となっている。

(4)

「島屋佐右衛門家声録」(『史料集』一八頁)には、山城屋が行司であったため「御預り」になり、嶋屋も「相行司」で同じ取り扱いになるべきところ、「名ぬし其外も聞損し、常体到家業せり」と記している。第二分冊末尾の記載では、金子が封入されていることを知らなかった嶋屋は行司ではあるが「外飛脚屋共と同事」となったと読めるがやや疑問が残る。

(5)

註(2)宇野論文。
藤村潤一郎「島屋佐右衛門家声録について」(『交通史研究』第一四号、一九八五年)、「島屋佐右衛門家声録」(『史料集』二八頁)。

(7)

凡 例

資料の翻刻にあたっては、原文書に忠実に活字化することを原則としたが、通読の便を考慮して次のような処理をした。

イ 異体字を含め漢字は原則として常用漢字を適用した。常用漢字にないものは原文のままとした。なお、貫を意味する $\times$ は貫と表記した。明らかな誤字は、初出のみ本文中の()内に正字を示し、または右傍に(ママ)とした。

ハ 脱字は本文中に()または(□□脱力)で示した。

ニ 変体仮名は原則として現行の字体に改めた。ただし、助詞として用いられる江(へ)、茂(も)、与(と)、而(て)、者(は)、之(の)、八(は)、二(に)、二而(にて)は残した。

ホ 合字(より、等)は普通字体に改めた。

ヘ 踊り字は、漢字は「々」、仮名は「ゝ」「ゑ」「く」とした。

ト 最小限の並列点(・)や読点(、)を付した。清濁は原本のままとし、ふり仮名については煩瑣なものは省略した。

チ 割書きについては煩瑣なものは一行に改めた。

リ 虫損・汚損等で判読出来ない文字については、字数の判るものは□で示した。

ヌ 重複した文字、文章には右傍に(衍)と示した。

ル 貼紙、異筆等は「」で示し、()内にその旨を示した。

ヲ 闕字は一字明け、平出は改行した。

ワ 引用の書簡・証文等の前後に一行挿入した。

カ 編者の加えた注は()で示した。

(表題)

「癸 寛 保 三 年

日 記 三 番

亥 六 月 吉 日」

亥六月より子三月迄

乍恐以書付奉願上候

一 飛脚屋六人之者共申上候、去ル閏四月九日之夜、早飛脚荷物紛失仕候付、御吟味之上、私共中間之内、山城屋宗左衛門儀町内へ御預ケ被為仰付候、依之其節より宗左衛門飛脚家業私共方二而相勤罷在候、就夫宗左衛門儀家内大勢之厄介養育仕兼、乍恐重々難義至極仕候付、宗左衛門母 御慈非(悲)之義奉願度由、私共方へ数度相頼申候へ共、私共より御願申上候儀恐入奉存罷在候、然共宗左衛門母達而相頼候付、恐至極二奉存候得共、宗左衛門母 御慈非奉願上候、御免被成下者、私共一同二難有仕合奉存候、以上

寛保三年

亥六月

十七屋孫兵衛

木津屋六左衛門

京屋儀兵衛

嶋屋左右衛門

ふしミ屋五兵衛

いつミ屋甚兵衛

御奉行所様

右之趣御願罷出候節二而、北さ屋町名主へ相断候得共、不被致合点候付、相止候

一 六月廿五日、山城屋宗左衛門迄七軒共御差紙来候而、御召二而籠(牢)屋詮義在之候趣八、盜賊白状候八、金子五両在之候と申上候由、然所山城屋方より申上候八、金壹両壹分入御座候と申上候、依之員数相遣

(違)候付、外六軒や之内二も入遣(違カ)候覺無之哉との御尋、いづれも無之段申上候へ共、弥覺無之候へ八、七人共二入籠いたし吟味との御事、夫故其節入遣(違カ)候状箱書状類之出主方吟味仕候筈也
一 六月廿八日二七軒より一紙二して申上候八、閏四月九日盗人被召捕、御吟味上、金高相違二付吟味被仰付候故、町方・御屋敷方共吟味仕候所、左二申上候と申書付出候、則十七屋方より八、松平甲斐守様御屋敷より状箱二も金子入不申と申御断也、又いつミ屋方二八、酒井修理太夫様御屋敷より出候御状箱之内二、金壹両ト銀六匁壹分入申由、其外家中状入候へ共、国元へ出立申者も在之候付難知候と御役人様被仰候と申書付也、山城屋方より八、唐人参座より出候金一両一分入より外二金子八無之由申上候、木津屋・京屋・ふしミ屋・嶋屋、此四人方より出候節、封状計金子入一切無御座候段申上候
右之趣相認候へ共、仲間相談二而掛りと力様御宅へ差出置候、跡より被知候八、可申参候と被仰候由

一 六月廿八日二手前得意江人廻し申候二八、閏四月九日二出候早状二金子入無之哉尋二廻し候

閏四月九日出早便二為差登候八封状計、金子入二而八無御座候、為念左二印形致遣し候、已上

亥六月

石渡八右衛門

岡本四郎兵衛

炭屋喜右衛門

唐麦七兵衛

伊藤久兵衛

長嶋次郎兵衛

升屋源四郎

鑑屋徳兵衛

槌屋次兵衛

播磨屋新右衛門

竹河彦左衛門

山た屋八左衛門

長嶋十郎兵衛

乍恐書付を以申上候

一 飛脚屋七人之者共申上候、閏四月九日夜差出し申候繼飛脚荷物奪取候

盗人被召鋪（捕）、御吟味被仰付候所、右荷物之内二金五両有之、配分仕候旨申上候付、毎度御吟味之金高相違仕候故、当廿五日私共御吟味被仰付奉畏、早速私共御屋敷様方・町方共、其上書状御出し被成候御方江銘々相廻り、又々入念とくと承届ケ候趣左二申上候

左内町和泉屋甚兵衛申上候、私御請合申候

酒井修利（理）大夫様御状箱、先達而申上候通、金子入と御差札二茂無御座、勿論私方より通帳二金子入与申請取不仕候得共、此度御吟味候付、御状箱之内二若金子入御状御座候哉と御尋申上候処、御役人中被仰聞候者、其節差札二八金子入与申儀書付不致相渡し候得共、家中より指出し候書状之内二、金壹両二銀六匁分入レ遣候、此外之書状者金銀入二而八無之由被仰候、尤御状御出し被成候御家中方之内、国元へ御供二御越被成候方茂御座候由被仰聞候付、右之外二茂御状之内へ金銀入り申候哉難計奉存候得共、右之金銀より外二御入り不被成候由、御役人中茂被仰聞候

室町貳丁め十七屋孫兵衛申上候、私御請合申上候

松平甲斐守様御状皮篋之内二、若金子入御状御座候哉と御尋申上候処、則御役人中御吟味被成候処、金銀者一切入不申候由被仰聞候、尤此外書状差出し申者方へも相尋候所、金銀入者一切無御座由申候

北鞘町山城屋宗左衛門申上候、私請合申候唐人参座より出申候御用御帳入油紙包箱壹、大封状貳通、紙包小状箱貳つ御渡し被成候、此度相尋候処二、書状共方々より多分被相頼遣候得共、先達而申上候金壹両

壹分入之御状箱一對より外二者、金銀入ハ一切無御座候由、御役人中御申被成候、然共状箱之内、方々より頼状多く御座候段御申候間、万一右書状之内二金銀入有之候哉、其段計かたく奉存候、此方御代官様方・町方共二書状主江入念相尋候得共、金銀者一切入不申候由御座候

一 京屋弥兵衛・木津屋六左衛門・嶋屋佐右衛門・伏見屋五兵衛、四人之者申上候、私共請合候書状者、其節書付差上候通、封状計二而御座候得者、此度御吟味候付、又々右書状差出候者江入念相尋候処、毎度申上候通り金銀入書状者一切無御座候由申聞候

右之通相違無御座候、以上

寛保三年

亥六月

左内町

和泉屋甚兵衛

代与兵衛

室町貳丁メ

十七屋孫兵衛

代武兵衛

北さや町

山城屋宗左衛門

代作兵衛

本石貳丁メ

京屋弥兵衛

岩附町

木津屋六左衛門

せと物町

嶋屋佐右衛門

金吹町

伏見屋五兵衛

代忠兵衛

左之通松平遠江守様へ、いつミ屋甚兵衛・手前兩名二而願候

乍恐書付を以奉願上候

一 御屋敷様飛脚御用、数年私共へ被為 仰付難有仕合奉存候、此度御願申上候儀ハ、飛脚直段御吟味被遊候節、御状箱實銀八日限ト可仕候処二取違、御荷物八日限と仕候義ハ、私共無調法二奉存候、然共御屋敷様より八八日切付合御荷物と御出シ被遊候段御尤之御儀奉存候、惣而御荷物壹貫匁二付七匁五分二て御座候得共、壹貫匁之内二御座候而ハ、右七匁五分之割合二て八参不申候、八日限之物御荷物之賃銀二而為差登申候ハ、殊外損金相掛り難義至極仕候間、右之段被為聞召訳、此已

後八日限物御状箱賃銀二て被下置候者難有仕合二可奉存候、以上

亥七月朔日二御屋敷へ差出し候処、十七屋方へ賃銀聞合在之候付、
三割も高ク書出し申積二十七屋被致候筈也

一
□久兵衛儀、鹿嶋次郎兵衛殿・堀留兩人より世話二而、はせ河町大門
通二木屋甚兵衛と申酒商売、親父八小田原町着屋二親方在之候仁二て、
此所幸之段被仰候付、則六月廿九日夕しるし遣候

酒五斗樽
鯛貳連
釣台二成ル

金貳兩 帶地代として

右之通、ほりとめ五兵衛才領二て持参いたし被申候、人足ほりとめ半
兵衛内平助子共・孫次郎、貳百文ツ、祝義在之候

松平遠江守様御用向直段御吟味在之候而、左之通申上候

乍恐責報申上候

昨日御口上書奉拝見候、然八御荷物之儀、壹貫匁より内之物八付合御
荷物と御書印、則賃銀壹貫匁之割合二而引下ケ、御直段付可申之旨被
仰下、其儀八先達而申上置候通、六拾匁迄賃銀貳匁、夫より三百匁迄
賃銀五匁、夫より上八(以下本文欠)、但し九百九拾匁迄百匁二付壹
匁分増被仰付可被下候、尤壹貫匁より前々申上候直段二而御用被仰
付被下置候様奉頼(願)上候、已上

七月三日

いつミ屋甚兵衛

嶋屋左右衛門

石川伝大夫様

金沢岡右衛門様

七月四日二松平遠江守様御屋敷より申来候八、願之通可申付との事二
候、五日二御役人中へ礼二参候

石川伝大夫殿へ七月十一日二いつミ屋・手前より
羽織地一ツ進上仕候

三番町

松平主馬様 本仕
本多丹下様

小川町

一 七月十日二中川仁兵衛殿より金貳・三百兩大嶋へ用立呉候様二と申来
候而、いせ屋七郎兵衛殿二て百五拾兩相調、十日二借り遣候、尤来
十四日迄利金三分之由申遣候

一 八月二日朝、早荷物盗取候者貳人、飛脚屋中引渡(引廻カ)し、品河
御仕置相成候

一 七月廿八日夕、久兵衛長谷河町へ被参候、送り清兵衛・半七・茂兵衛、
五兵衛被参候、明より手前より久兵衛方へ見廻遣、使計也、葛籠貳荷・
たんす壹・重たんす一ツ、是者廿五日夕前より遣候

一 寛保三亥閏四月九日夕、芝宇田川町二而早荷物盗申候者、右新助・足
から長八兩人、同七月廿一日二御仕置二罷成候、鈴ヶ森二こくもん(獄
門)二掛、右閏四月九日早物之内、山城屋宗左衛門儀八金子入候二付、
中間申合背候二付、御とかめ二合、手代作兵衛共町預二罷成候、其節
手前行用(司)たりと言とも、別而御とかめも無之候

右荷着同八月十八日二七軒不残御召御差紙、十七日夕二来候、十八日二
罷出、被為仰渡候趣

一 継飛脚之儀、是迄致来候といへとも、御太(大)切之御証文等入候荷
物、夜中二飛脚者人差遣候事、七軒之者共一同之無念二候

一 山城屋宗左衛門儀八歳十五歳未滿、若輩者故万端手代作兵衛取行為致
候、作兵衛儀自分計二而、中間申合ヲ背、早物之中へ金子入候段重々

不埒之致方、依之飛脚屋奉公御構、宗左衛門より隙遣し候へと被仰渡候

一 繼飛脚之儀、自今随分入念相勤可申、御太切之御証文等入遣、此上間違在之候者無念二可相成、夫共急便二遣度由申候者、相對ヲ以可致候山城屋宗左衛門、唐人参座より請負候金子八、中間の法ヲ以相弁と被仰渡候

右之通荒増奉承知候、以上

亥八月十八日

一 亥十月十三日、七問屋行司次番山城屋宗左衛門殿へ相渡シ申候、右参会在之候節、山八手代嘉兵衛・天王寺屋次右衛門殿被参候而御頼之義、先達而木津屋殿行司段々御願申上候通、何卒御相談之上、中間一同二被成被下候様二と被願候所、手前宗介挨拶二八、成程致承知候、先今日之義新宅へ移り申候故、一切外々用事今日者不申出候積り、併御(申)出之通、中間へ披露可致候段申遣候(而)帰り被申候、銘々内意承候所、何茂一同之義可然候様二も被申候へ共、右之訳故其分二て取リ不申候、追而相談在之筈

いノ十月十三日夕宗介申候

一 亥ノ十月(十)五日、酒店問屋参会、茅場町いせや多兵衛殿方二て在之候所、其砌御見舞申上候所、翌十六日中橋へ行司渡り、岸田屋安兵衛様高嶋喜三郎殿方二て被仰渡候者、錢段々下直相成り候故、賃銀過分之事二ても無之、一割引下ケ候様被仰候故、此方申上候八、御尤成義二御座候へ共近年道中筋当所・上方とも何角失墜等多ク、先状別格二仕立、過分物入多御座候故、何分御用捨被成被下候様二御願申上候へ八、尤二候へ共、惣参会二て何茂被申候故、何れとも詔相立候様二御申被成候付、先罷歸り相談仕候而、御返答可申上旨申上候、山八方も右之通被仰渡候よし、天満屋殿囀被申候

下書ノ直段、金百兩十一日かへノ時

四貫貳百五十文かへ相場

浅草

一 板倉式部様御家とく御相続、依之亥十二月十日二御料理可被下由、村雨八郎左衛門様・浅井清左衛門様・大川新左衛門様、此三人より手紙参候、八兵衛(佐右衛門二成)、と右に書入あり)参申候、翌十一日、御家老天野宗右衛門様・長谷川平左衛門様、御用人新家弥一右衛門様・佐た権兵衛様、御まかない方江坂忠八様・岸ノ義右衛門様、西山太左衛門様・近藤吉兵衛様、前書之三人衆中、拾壹軒へ御礼二八兵衛参申候、尤御上へ御祝義差上もの可致や相尋申候へと、無用ノ由二而差上物なし

乍憚口上書ヲ以申上候

一 御登せ賃銀之儀、錢段々下直二罷成候二付引下ケ申様二被仰付、御尤之御儀奉存候、違背不仕早速御請申上候筈之御儀二御座候へと、近牛頃八諸方共不用心二御座候二付、御当地道中筋・上方共二悉ク増人ヲかけ、諸造(雜)用過分余慶かゝり申儀二御座候、其上御聞及之通、道中宿々人馬不足二御座候故、馬支等度々御座候二付、増錢大分かゝり、其上定之日限二上下共往来不仕、御用難弁候二付、近年御状之分、上下共格別二仕立、八日二御届ケ申上候、是等之儀も思召之外入用掛り、飛脚殊之外困窮仕候、御仲ケ間様御登せ金之儀八、伊丹・池田・佃良(島)・西宮・灘辺其外在々とも二直届ケ仕候二付、諸かゝりも御座候故、先年より御了簡ヲ以、外々様賃銀より直段能被仰付被下候所二、去年五月御吟味之上、金百兩二付賃銀拾壹匁二致候様二被仰付、其節御一同二私方へ御用被仰付被下候儀二御座候故、違背難仕御請申上候、折を窺、御願も申上度奉存罷在候所、右之段被仰渡、迷惑至極仕候、尤金銀賃銀之儀八荷物なと、違、下直二被成候而も余慶之徳用も御座候得とも、大切之もの二御座候故、造用等過分かゝり、畢竟此御影二而私共大勢渡世仕候義二御座候、御仲ケ間様より賃銀御下ケ被遊被下候へ八、又々諸御得意様方悉ク下直二罷成候二付、私方二而八至而難儀二罷成候義二御座候

金銀御吹替以来、金百両賃銀拾三匁二被仰付被下候所、錢高直二罷成、其上諸入用多クかゝり申候二付、賃銀御増被下候様二段々御願申上候所、未(元文四年)正月十日大御参会之上、金百両賃拾五匁、銀壹貫匁賃九匁貳分、荷物壹貫匁二付八匁、右之通被仰付被下候得とも、其折節錢も又々次第第二引下ケ申候二付、右被仰付被下通二八御払不被下候、やはり下地之拾三匁替二而相勤来候、然ルニ右申上候通、去年五月御吟味御座候而、拾壹匁替二被仰付候、此上又々是非引下ケ申様二被仰付候ハ、違背可仕品八無御座候得とも、諸方共入念諸事丈夫二仕、御影ヲ以商売体無滞相続仕度奉存候、宜御了簡被遊是迄之通二被仰付被下候様二奉願上候、以上

寛保三年

嶋屋佐右衛門

亥十月

手板組中

酒御問屋

御行司様

大行司中橋へ差出候、茅場町組・呉服町組・せともの町組御行司方、其外へも右之趣御頼置申候

十一月十日、かやは町於いせ屋増御参会有之、其節御被落(披露)被成被下候所、御他用も有之、此義八先当年中其分二差置候様二被仰付候旨、高嶋喜三郎様より被仰渡候

一本田(多)兵庫頭様道中御相印五拾七枚相揃、亥十二月十四日二宗助持参、田中伝兵衛様へ相渡申候、林郷左衛門様へも右之段申上置候、板御相印三枚八先達而川喜右衛門持参致、納置申候

一 亥(子)正月四日出二大坂多徳(多田屋徳右衛門)方より永井伊賀守様御屋敷へ御状固書ツ来候処、津国屋方より天満屋便二送り被遣候所、御屋敷絵符二上包いたし、嶋屋左右衛門様と在之、江戸着同十三日二泉甚方より相届候所、右絵符ノ誤不改候而手代与八御状固縄切解、内状も解、驚入候而元ノことと認候、然所本多様へ参候御状一封入残し、

其訳相知かたく、内より出候哉、又ハいつミ屋より外二持来候哉、其程不覚二付、いつミ屋方へ尋二遣候へハ、本多様御状八手前より毎度相届申候、定而大坂より手板荷と被存候、此方もいまた取込故吟味成かたく、此方より相届可申候間置歸候様二被申候付相渡候、歸候而扨右御状固十三日夕方封印なし、有増認候而左之通之断書いたし候、久兵衛・長兵衛兩人遣候

乍恐書付ヲ以御断奉申上候

一 当月四日出二大坂從 御城内洪紙包御状固書ツ御出シ被遊、則只今到着仕、外二御届ケ御荷物等も御座候而、解取釈仕御届可申上と奉存候処、右御状固御封印損申候而奉敬(驚)入候、何卒右包御内見被遊被下候而、宜御有免被成下候ハ、難有奉存候、右御頼(願)申上度、乍恐書付ヲ以奉申上候、何分二も御免可被下候、已上

子正月十三日

嶋屋佐右衛門 印

御役人中様

右之通書付差出候処、先歸候而、明日手代差越候様二との御事故罷歸候、翌朝宗助遣候所、右状之内目錄二本多様へ御状在之候へ共見へ不申候間、其段大坂へ可尋遣候、追而此方より可申と在之候付、十四日二又願申候写左之通

乍恐書付を以御願奉申上候

一 先達而御願申上候無調法之儀、大坂表へ此度被仰遣候之段奉承知候、併乍恐此義大坂表二而八曾而間違之筋無御座候御事奉存候、上方御尋被遊候御儀御用捨奉願上候、何分御当地江着仕候上之無調法之義御座候、前以御願申上候通、到着其儘外々御届ケ御荷物等も数多之御儀御座候へハ、早速解取釈仕候節之間違と奉存候、何分二も於上方間違之筋毛頭無御座奉存候、此段御慈悲之上御免被遊被下候ハ、難有奉存候、以上

子正月十四日

嶋屋左右衛門 印

御役人中様

右之通相認久兵衛遣候所、何分大坂へ可尋遣候間、重而此方より可申と被仰候故、差控罷在候へ共、最早返答時分故、又左之通申上候写

乍恐口上書ヲ以御願申上候

一 先達而御届申上候御状固二付、無調法之儀大坂表へ被為 御申上候之段被仰渡候処、達而御願申上候八、却而恐多奉存候而、無是非指控罷在候、何分私方無調法御座候間、御慈非之上御免被下候八、難有奉存候、大勢之者二至迄、此義難義奉存候御儀御座候、乍恐幾重二も御慈非奉願上候、以上

子正月廿五日

嶋屋佐右衛門

御役人中様

右之通相認宗助遣候へ共、兎角大坂より返事在之候迄相待候様二との事故、願置歸候

一 亥極月廿八日・九日、⁽²²⁾二三度飛脚六右衛門願遣候写

書付ヲ以御断申上候

一 当九月廿二日出二京都松屋清左衛門様へ紙包書ツ御登せ被成候、則私方へ請取差登せ申候処、京都二而目錄引合候節見江不申、依之道中筋相尋出し、何卒御届申上度奉存候内、御吟味被下候、其後所々詮義仕候へ共、何分相知不申候、殊御取次御状も入御座候由、旁以難義千万奉存候故、尔今相尋候得共、右之仕合御座候間、御取次物之御方様へも右之段宜被仰遣候而、幾重二も御了簡之程奉願上候、以上

亥十二月廿八日

嶋屋左右衛門

村山三右衛門様

一 亥十一月廿二日、大丸屋正右衛門殿へ咤(詫)仕候写

乍憚口上書を以御願申上候

一 先達而從上方下り荷物、於京都大黒屋庄次郎御請負申上、私方迄差下申候処、其着早速御届可申上候筈之処、私方心得違二而此方二留置、暫及延引候、尤御吟味被下候御儀御座候へ共、右間違二而御返答申候付、京都大黒屋庄次郎方御吟味之上、則御用向被召上候由、外実難義仕候段申来候而奉驚入候、此義八庄次郎方二存候義二而八無御座候、私方二而心得違候無調法之儀御座候間、何分二も庄次郎方前々之通御出入仕、御用向相勤候様二被為仰付被下候八、私迄も忝仕合奉存候、御当地御店御出入之義も庄次郎方より申越、只今御用向私方江被仰付、外間旁大悦仕難有奉存候得とも、庄次郎此度難義仕候儀乍憚遠察仕候而八、私御出入仕候二御引替被下候而成共、庄次郎方之儀御用捨被成下、御出入仕候様二幾重二も御咤仕度、乍憚口上書ヲ以奉御願申上候、何卒此段京都御支配人方様迄成共宜被仰遣、双方無難二相済、御用向被為仰付被下候様二御執成奉願上候、以上

亥十一月晦日

嶋屋左右衛門

大丸屋正右衛門様

一 子正月廿六日より嶋屋新右衛門伝馬町廻候二付、行司大和屋三郎兵衛殿方へ左之通書付出張候

口上

前以御参会之砌申上置候組合嶋屋新右衛門儀、当廿六日より御町内相廻し申度候、初而之義故、御断申上度如此御座候、以上

子正月廿四日

嶋屋佐右衛門

手板組中

太物御行司様

右之通御断、尤両売場へも口上計二て御断申入候、廿六日二不残判鑑配り引合申候

亥正月中旬酒井雅楽頭様登御用願候写、則五文字屋殿より下書来候而御役所へ五兵衛持参候

乍憚書付を以御願申上候

大坂より御当地へ下り飛脚御用之儀、先年関口治左衛門様御先御用二付、大坂へ御登被遊候節、御吟味之上私相仕津国屋十右衛門二被為(仰)付被下置、只今迄無間違御用相勤来り、冥加至極難有仕合奉存候、其節此表より大坂江之飛脚賃銀御定直段無御座候付、直段書付相認差上候様二桜井伝吉様・服部儀右衛門様被仰付候付、直段書付相認差上候へ八、私方落札二御座候由被仰聞候、然共伏見屋五兵衛義八数年御出入仕候者故、私方直段二而先此度八伏見屋五兵衛方へ被仰付候由御申渡被遊候、若此已後伏見屋五兵衛方不承都合之義も御座候八、私方へ被為仰付可被下置旨、右御兩人様より被仰渡候付、其後達而御願も不申上候、然所旧冬より和泉屋甚兵衛・伏見屋五兵衛と兩人江御用被為仰付候由奉承知候、右申上候通、先達而御願上候御縁も御座候私義二御座候間、縦一ヶ月二御状一通宛成共登り飛脚御用被為仰付被下置候八、商売体之飭り二も相成、外聞実儀無此上難有仕合奉存候、右之段被為聞召分ケ、上り飛脚御用奉願上候、以上

子正月

嶋屋佐右衛門

御役人中様

子正月廿九日二於七軒会所、山八加入之相談在之候、則加入証文写左之通

一 札之事

私義先年御仲間一統二申合組合罷在候处、廿ヶ年已前享保十巳年、親八左衛門京都伊豆蔵屋又左衛門与申合、御仲間妨之儀御願申上候所、御取上ケ無御座、依之其節より御仲間御除被成候付、諸用之儀是迄御仲間へ相頼、家業相勤メ罷在候、然所此度大坂表江戸屋源右衛門組合

引請、一分二相勤候へ共、諸用事不勝手多、難儀至極仕候付、各方七軒御組合之内江差加り度旨相願候处、何れ茂御得心之上、此度御加入被成被下忝奉存候、然上八七軒御仲間古来より御勤メ被成候古法之儀、少茂相背申間敷候

此度御加入被下候付而八、御仲間御定法之通急度(貼紙の下)○相守可申候(以上五字見せ消ち)、(貼紙)「相守、勿論私儀八不及申、大坂江戸屋源右衛門組合二至迄も申聞せ、我儘成義致させ申間敷候、惣而「惣而得意方へ不埒之儀を申立、直段等高下を致、羅(羅)取申儀堅ク仕間敷候、万一新規用事申来候者、其段御仲間江相尋可申候、尤得意方二付而八、是迄組合之者共手引を以私方江引請候儀御座候得共、已来左様之儀一切仕間敷候事、(貼紙)「右之通二月四日二寄合書加、今夕山八方へ見せ可申之由、取次木六、行司八十七屋」(前出と同じ貼紙に併記)

早物一件、前々より御仲間江相頼来候处二、大坂江戸屋源右衛門取組仕候付、若狭屋忠右衛門方へ差遣候得共、向後御仲間江一統二加入仕候上八、縦封状一通二ても、会所より外江一切差出し申間敷候、勿論道中筋より抜状など致、早着為致、御仲間之妨二相成候儀急度相慎可申候事

仲間掛金毎月金貳分宛相掛可申候、尤各方只今迄御掛置被成候溜り金割合を以此度各人分差出し申候、尤此段御仲間御帳面二御印置被成候、已来八毎月金子貳分宛相掛可申候事

右之通此度御加入被下候付、一札差出シ申候上八、御仲間古法之通、急度相守可申候、万御仲間妨成義仕、不法之致方有之候八、仲間御除キ可被成候、其節一言之儀申間敷候、勿論掛金何程相溜り申候共、可為損失候、為後日仍而如件

年号月日

七人宛名

右之通十七屋行司二て六軒江相廻候

乍恐書附を以御願奉申上候

一 大坂表正月四日出二御狀籠裏^(こり)、多田屋徳右衛門方江御出被遊候而、夫より会所元江相渡申候、毎度荷物付合患敷候節八、仲間申合、荷積り宜申合候御儀御座候而、其節於上方、和泉屋甚兵衛方江着仕候飛脚方江御狀箱類相頼来候、則去ル十三日到着仕、甚兵衛方より右之荷物・書狀共二請取、於私方仕分ケ取取仕候而御届ケ申上候處、無調法之儀出来候付、其節乍恐書付を以御断奉申上候、先右御狀固御届ケ申上候而、御内見之儀奉願上、何分二も御免被成下置候様奉願上候御儀御座候

一 右御狀固御内見被下候處、本多相模守様

御屋敷江參候御狀不足仕候由、此義御尋被遊候付、奉驚入依之右御狀固到着仕候節、解手取取仕候手代共吟味仕候へ八、折節新規之手代勝手不奉存候付、取急手右之御狀固上へ解申候由相知申候、此者も奉驚入、心仰天仕、前後不覺之仕合二成、右御狀固早速取繕申候段、有体二申相知候、折節其砌者私儀他參仕候而、其儀曾而不奉存候、右御狀固差上可申所江罷歸、御封印損申段承知仕、別而奉驚入、先御断書を以不取敢差上候處右之仕合、何分二も御慈非之上御赦免奉願上候

一 右本多相模守様御屋敷江參候御狀之儀八、和泉屋甚兵衛方より御届申上候、乍恐此誤之儀八、右申上候通甚兵衛方より私方江相届申候所、右之仕合奉驚入あわて取残り申候二付、右手代之者甚兵衛方へ馳參仕、相尋申候處、和泉屋甚兵衛方より毎度御加番様方へ御届申上候間、此方より本多相模守様江御断可申上様も無御座候、無調法之次第幾重

二も御赦免奉願上候

右之趣最初二乍恐書付を以御断可奉申上筈之儀、前書二申上候通、其節私他出仕候而、委細之儀乍恐不奉存候付、御大切之御儀疎略罷成候段、奉誤(謝)可申上様無御座候、別而御狀固之儀八御大切二仕、往返共相勤申御儀御座候而、御絵符等も上包仕候而、其上二宛所書記、飛脚取引仕候付、手代新參者心得違仕候而、右御狀固解二掛申候由相知、奉驚入候御儀御座候、尤右相知申候上者早速委細書付を以御願奉申上度奉存候得共、何分にも奉恐入巨細申上兼、却(而)不届二思召可被遊段、乍恐奉存候得共、幾重二茂恐多、右之仕合罷成候旨奉誤候、此上八御慈非二

御座候間、御免被遊被下候八、難有奉存候、大勢之者共至迄渡世仕度候、何分二も此段乍憚被為聞召分、御慈非御憐愍之上、乍恐御救と被思召、御赦免被成下候八、難有奉存し候、以上

嶋屋

子二月二日

佐右衛門

御役人中様

乍恐口上書を以御願申上候

一 先達而大坂より之御狀固御届申上候處、無調法之儀、佐右衛門段々御願申上(候)得共、其節佐右衛門儀八他參仕候而、委細之義不奉存候御儀御座候、其砌私心得違二而、無調法仕候段幾重二も御宥免被成下、佐右衛門二御咎メ御座候而八、乍恐私義八勿論、商売体潰レ申御儀御座候、其上大勢之出入仕候者二至迄、私無調法仕候付、渡世難成難義至極仕候(義二)御座候間、何分二も御慈非之上宜被為聞召分、幾重二も御宥免被遊被下候八、乍恐私義別而難有奉存候、以上

嶋屋佐右衛門手代

二月二日

与八

御役人中様

乍恐口上書を以御願申上候

一 従大坂御城内、正月四日出二永井伊賀守様 御屋敷江御狀籠裏^(こり)、同十三日二到着仕候處、折節私他出仕、手代之者荷物取取仕、不存寄無調法仕、当御屋敷様江之御狀、和泉屋甚兵衛方より指上申候段、私方無調法可申上様無御座候、依之 永井伊賀守様御役人中様より右間違之儀御吟味被為遊候得共、何分私方無調法奉誤入、可申上様も無御座、乍恐十方二暮難儀仕候、何卒御慈非之上、当御屋敷様より乍恐永井伊賀守様御役人中様迄、御慈非之御意御添被為遊被下候八、難有奉存候、委細

永井伊賀守様御屋敷江申上置候、何分御慈非之上御憐愍被成下、御救と思召被遊、右之趣乍恐被為聞召分、御慈非之御意奉願上候、以上

子二月四日

嶋屋佐右衛門

本多相模守様

御役人中様

右之通二而久兵衛・与八兩人御願罷出候

一 二月七日、右之義付、永井様御役人様へも逢申候へ共、上方へも尋遣候付追而可参旨被仰候而帰候、久兵衛参候

一 同七日、七軒会所にて寄合在之候、山八方へ先達而之加入証文見せ申候所、存寄別紙二証文いたし来候、木六殿取次也、先達而証文之口二在之候八左衛門妨いたし候趣拔、切又手引致候得意引請候事、是又除キ彼方より証文来候へ共、今一応左様二八成かたき旨申遣候筈ノ相談ニ成候、しかし木津屋殿心得を以内々二而大概了簡いたし、抜加へ被致候筈也候

一 二月十一日二永井様無調法之義埒明相済、則一札致候而済候写

差上申一札之事

一 従大坂 御城内、正月四日出二御状籠裏一ツ、同十三日二到着仕候而御届申上候処、不存寄無調法之義仕候付、乍恐書付を以先達而御断申上候所、御慈悲之上御赦見(免)被遊被下、難有忝仕合奉存候、自今入念大切ニ相勤可申上候、尤御状籠(籠)裏之義延引仕候節八、其所之遲滞手形を以御断可申上候、為後日差上申一札仍如件
寛保四年

子二月十一日

名印

永井伊賀守様

御役人中様

右之通差出候而、本多相模守様御屋敷へも其段申上御礼罷出候

一 亥正月十四日出二、従前橋丹羽新助様紙包式并付御状巻、江戸御中

屋敷江参候物、大坂津国屋へ依田より差上、大坂相尋候所、江戸之由被仰、二月二日出二差下し同十一日二下着仕、左之通断書添御届申上候

口上

一 正月十四日出、前橋丹羽新助様より御出被成候紙包式、并付御状巻、依田与五兵衛了簡違仕、尤御書付御中屋敷と計御座候二付、大坂差上大坂二而御尋申上候所、御当地之由被仰早速下シ申候、依之日限延引仕候段無調法可申上様も無御座候、何分御用捨被下候様ニ奉願上候、以上

二月十日

酒井雅楽頭様御内

中嶋七右衛門様

一 三月三日、従 嶋長門守様、行用(司)二罷出候様二被仰付罷出候所、去年差上申候中間の掟帳式冊共書写差上候様二被仰付、四日二寄合仕、書写差上申筈二候
三月四日

能登屋太(三) 右衛門殿紛失物事

一 亥九月廿二日出、六右衛門上り郡内壱反入紙包巻、京都松屋清左衛門殿被遣候所、紛失致相知不申、段々御咤申候所御了簡被下故、御礼平目一枚遣申候、右郡(内)代金壱両壱分之由二而御座候へ共、金子御取不被成候、凡三十年之程得意衆二而御座候、六ヶ敷仁二御座候、後の人為相心得、此所二記置申候
三月八日二遣又

覚

一 子三月三日二嶋長門守様江行用(司)被召、右二相記候通被仰付、同八日差上申候、尤道中送り状茂写差上候様二被仰付候

三月八日

一 子三月十三日、住吉講中参会在之、相談ノ上、かけ金此方へ御預ケ被成由被仰、御請申帰り候、尤寄銀も相応二出し可申筈、兼而右之通可相心得者也

子三月十五日夕夜半時

一 靈巖嶋けいかう院屋敷松本治助様物置蔵一ヶ所焼失致、店・蔵無別条、喜右衛門・利助・清兵衛・勘六・忠兵衛・吉兵衛・角兵衛右人数欠付、両新堀・新川・茅場・坂本見舞二参申候、翌朝右松本様見舞、重箱かけなかし二致、四重物肴等拵、見舞二喜右衛門・勘六召連参申候、尤岡田安兵衛様より手前へ手紙参候、上方へ為知候事おんひん二たのミ申様、治助殿御頼被成候由、右安兵衛様より御内意有之候、然共外々より申参候而八手前手ぬかり故、喜右衛門参候節御尋申候、夫故酒店・住吉講廻状二而一円大坂へ八為知ぬ様二との事、山八・手前連名状

口上

一 夜前仲間之内出火御座候へ共、物置迄二而、店・蔵別条無御座候間、上方へ御通達之義御無用二被成可被下候、尤酒問屋衆中并二住吉講共右同前、おんひん二被成筈二御さ候間、右之段御仲間中へも御ひろう被成可被下候、右願如斯御さ候

住吉講行司

山田屋八左衛門

手まへ

右手紙二而披見致、舌かけ山八へ遣申候

三月廿二日、酒井様(右に「うた様」とあり)御着府故、廿三日御上屋

敷・御中屋敷共御祝義参上仕候

三月廿五日四ツ時、木津屋六左衛門殿より本書参写

左之通奥印形致遣又

樽屋方へ之写

御尋に付乍恐書付を以申上候

一 私共仲間之儀、従古来、拾壹軒二而相勤罷在候所、式十箇年以前、山田屋八左衛門・大和屋平兵衛・三河屋佐次右衛門相除、残り八軒二而罷在候処、去ル戌二月、大坂屋茂兵衛家業御取上被為遊、当時七軒二而相勤罷在候

一 飛脚指出方之儀、従古来、二条・大坂 御城内御用、毎月三度宛被仰付相勤、其外銘々より毎夜飛脚差立候儀二御座候、早飛脚之儀、仲間七軒二而会所相立、御屋敷様方急御用并町方急御用等被仰付次第、毎夜差立申候御事御座候
右之通相違無御座候、以上

本石 京屋儀兵衛

十七屋孫兵衛

嶋屋左右衛門

山しろ屋宗左衛門

ふしミ屋五兵衛

いつミ屋甚兵衛

木津屋六左衛門

延享(元)三月

樽屋御役所

資料紹介

郵政博物館（旧郵政資料館）蔵 往来物目録（四）

田良島 哲

凡 例

小稿は、郵便博物館、通信博物館から通信総合博物館に引き継がれ、現在、郵政博物館が収蔵する江戸時代以降の往来物コレクションの古典籍としての目録で、「郵政資料館所蔵往来物目録（一）（二）（三）」に続くものである。今回は、往来物に分類された資料（記号E・A）のうち二〇一～二九四号の書誌及び歴史的伝来を示す情報を掲載した。調査は、二〇二一年度から一四年度にかけての郵政歴史文化研究会の調査として実施したが、同時に館のご理解の下、聖心女子大学の博物館実習の一環として同大文学部四年の実習生が参加し、寸法・丁数などの調査を分担した。本目録はそれらの基礎データをもとに田良島の責任でまとめたものである。

- * この目録には、名称・員数・成立年代・形状・寸法・丁数・題名・刊記・奥書・識語等の書誌的な項目及び伝来に関する情報を掲載した。
- * 名称は原則として内題を採り、内題が不明の場合はその他の題で適切なものを採用した。題が未詳の場合は調査者の付与した名称を「」で囲んで記した。
- * 題の角書は「」で囲んで記した。
- * 文字は原文の記載に関わらず、現行通用の字体で示した。
- * 刊記・奥書等の改行は／で示したが、必ずしも原文の文字組を再現し

ているわけではない。

- * 表紙に「郵便博物館図書」「郵便博物館保管品」と題するラベルを貼付しているものが多くあり、これらについてはその存在を注記した。
- * 展示の題箋として利用されたと思われるカード状の用紙が挟み込まれている場合があり、これは目録中で「展示用題箋」として必用に応じ、その内容を注記した。

二〇一 年頭披露状 一冊

江戸時代 写

袋綴装 大和綴 縦二六・五×横一八・〇センチ 四丁

（外 題）年頭披露状

（印 記）（表紙）（黒印）「高見沢良助」

表紙に「高見沢領介氏寄贈品 十冊」と墨書あり。

郵便博物館ラベルあり。

二〇二 かな手本 一冊

江戸時代 写

袋綴装 大和綴 縦二五・二×横一五・八センチ 一〇丁

（外 題）かな手本 辛亥稔十一月 大坂屋良介

(印記)(朱方印)

郵便博物館ラベルあり。展示用題箋「使用地 信濃高野町/出品者 高見澤領助氏」。

二〇三 神君様御教 一冊

江戸時代 写

袋綴装 大和綴 縦二五・五×横一五・四センチ 九丁

(外題) 神君様御教 亥五月節句前一日大坂屋良助
郵便博物館ラベルあり。

二〇四 名頭 一冊

江戸時代 写

袋綴装 大和綴 縦二五・一×横一六・〇センチ 二二丁

(外題) 名頭
郵便博物館ラベルあり。

二〇五 今川 一冊

江戸時代 文久二年写

袋綴装 縦二三・六×横二六・七センチ 三〇丁

(外題) 今川 三宅成之介

(印記)(朱方印)

(奥書)(裏表紙) 文久二年歳次壬戌仲春

(識語) 明治二年己巳菊月九日/三宅改姓/児島氏

郵便博物館ラベルあり。展示用題箋「使用地 播磨国明石郡江井ヶ島/寄贈者 児島福蔵氏」。

二〇六 色々揚手本 一冊

明治三年 写

袋綴装 仮綴 縦三一・三×横二一・五センチ 一四丁

(外題) 明治三年閏十月廿日 色々揚手本 井手卯三郎
郵便博物館ラベルあり。表紙に貼紙あり、旧佐賀藩元御用筆 大島兵之允筆」。

二〇七 初登山手習教訓書 一冊

明治四年 写

袋綴装 仮綴 縦三一・四×横二一・五センチ 一四丁

(外題) 明治四年未九月 初登山手習教訓書 江見津東町井手卯三郎
(内題) 初登山手習教訓書
(印記)(朱方印)

郵便博物館ラベルあり。表紙に貼紙あり、旧佐賀藩元御用筆 大島兵之允筆」。

二〇八 寺子教訓書 一冊

明治時代 写

袋綴装 縦三〇・〇×横二〇・五センチ 二三丁

(外題) 寺子教訓書 江見津

郵便博物館ラベルあり。表紙に貼紙あり、旧佐賀藩元御用筆 大島兵之允筆」。

二〇九 書札重宝記 一冊

明治時代 刊

袋綴装、四つ目綴 縦二一・三×横一五・六センチ 六九丁

（外題）（欠）

（内題）書札重宝記

郵便博物館ラベルあり。

二二〇 二二二 書札袖珍宝 三冊

江戸時代 明和三年写

袋綴装、三つ目綴 縦二一・八×横二〇・六センチ（一）三〇丁（二）

二六丁（三）一六丁

（外題）（一）書札袖珍宝聞書口伝 一二三（二）書札袖珍宝卷 從四

至六（三）書札袖珍宝卷 七終

（内題）（一）書札袖珍宝聞書一卷口伝（二）書札袖珍宝卷四（三）

書札袖珍宝卷七

（奥書）袖珍宝全部七冊者丹波守右祐朝臣伝之書札法也、秘書可伝子孫

者也／久保吉右衛門 正之（他五名連署）／明和三十月日／森

伝右衛門殿

二二〇（二）一六は表紙等、同じ体裁である。

二二三 二二四 当用書札 一冊

江戸時代 寛政三年写

袋綴装、三つ目綴 縦二一・八×横二〇・五センチ（一）二八丁（二）

三二丁

（外題）（一）当用書札 八（二）当用書札 九十

（奥書）此当用書札二代目久保吉右衛門 初名五兵衛 著述而全部十冊

也、雖然其中當時不用之書有之故除其冊而成四冊事如件／寛政

三正月日 平祥（花押）

二二五 書札法式 一冊

江戸時代 写

袋綴装、三つ目綴 縦二一・八×横二〇・五センチ 一二丁

（外題）書札法式 十一

二二六 書式日用集 一冊

江戸時代 写

袋綴装、三つ目綴 縦二一・八×横二〇・五センチ 三四丁

（外題）書式日用集 十二

（内題）書式日用集

二二七 二二〇 消息往来 四帖

江戸時代 写

折本装、板表紙 縦三四・七×横八・二センチ（上）四四折（下）四四

折（続）四四折（続末）四四折

（外題）（なし）

（内題）（上）消息往来（下）消息続（続）消息往来続（続末）消息

往来続末

郵便博物館ラベルあり。

二二二 〔折手本〕 一帖

江戸時代 写

折本装（前欠） 縦三〇・六×横七・六センチ 一七折（残存部）

（外題）（欠）

帖末に墨書あり「天保十七年」。

二二二 「折手本」

一帖

江戸時代 写

折本装 縦二八・六×横七・二センチ 二七折

(外題)(なし)

(印記)(帖末)「大槻ノ氏印」

帖末に墨書あり「天保十七年」。

二二三 「大阪絵手本」

一帖

江戸時代 刊

折本装 色摺 縦三〇・六×横七・〇センチ 一〇折

(外題)(なし)

(印記)(帖末)「大槻ノ氏印」

二二四 「大阪絵手本」

一帖

江戸時代 刊

折本装 色摺 縦三〇・二×横六・〇センチ 一七折

(外題)(なし)

絵の全面に手習いの和歌を書く。帖末に墨書あり「関道主」。

二二五 龍池堂先生書

一帖

江戸時代 写

折本装 縦二六・九×横九・〇センチ 九一折

(外題)(朱書) 龍池堂先生書

郵便博物館ラベルあり。

二二六 龍池堂先生書

一帖

江戸時代 写

折本装 縦二六・八×横九・五センチ 八一折

(外題)(朱書) 龍池堂先生書

郵便博物館ラベルあり。

二二七 一休蝮川狂歌問答 一冊

江戸時代 刊

袋綴装、四つ目綴 縦一七・七×横一〇・七センチ 九丁

(外題)(欠)

(見返題) 一休ノ蝮川 狂歌問答 全

(刊記) 浅草茅町二丁目ノ第六天裏門町ノ美濃屋千八板

(印記)(朱文方印)「肖水文庫」

二二八 百姓往来 一冊

江戸時代 刊

袋綴装、四つ目綴 縦一七・八×横一二・〇センチ 九丁

(外題)「百姓往来」(後補)

(見返題) 再訂百姓往来豊年蔵

(内題) 百姓往来

(刊記) 東都芝神明前ノ甘泉堂ノ和泉屋□兵衛板

(印記)(朱文方印)「肖水文庫」

二二九 消息往来 一冊

江戸時代 刊

袋綴装、四つ目綴 縦一七・九×横二二・〇センチ 一七丁
 （外題）御家 消息往来
 （内題）消息往来
 巻末に墨書あり「本郷三丁目／本郷三丁目／馬場桑吉（朱印）／大井屋内／喜助」。

二三〇 大全消息往来 一冊

江戸時代 刊

袋綴装、四つ目綴 縦一六・一×横二一・一センチ 三九丁

（外題）大全消息往来

（見返題）真草二体両点 大全消息往来 講釈附

（内題）消息往来

（刊記）書肆 江戸横山町壱丁目角出雲寺万二郎板／同通旅籠町 平野屋平

（印記）（朱文方印）「肖水文庫」

三三一 番匠作事往来 一冊

明治時代 刊

袋綴装、四つ目綴 縦一七・一×横一一・四センチ 二〇丁

（外題）晋松堂先生書 御家 大工番匠往来全 東都当世堂梓

（内題）番匠作事往来

（刊記）地本絵双紙 問屋浅草茅町壱丁目十六番地 品川屋 杉浦明治郎

（印記）（朱文方印）「肖水文庫」

三三二 日本国尽寺子教訓書異見状 一冊

明治時代 刊

袋綴装、四つ目綴 縦一八・二×横一三・〇センチ 一〇丁

（外題）日本国尽 寺子教訓書異見状
 （内題）寺子教訓書
 （刊記）尾州名古屋本町十二丁目 萬屋東平板

三三三 弘化新板 江戸方角 一冊

江戸時代 刊

袋綴装、四つ目綴 縦一七・六×横一〇・六センチ 八丁

（外題）弘化新板 江戸方角 全

（見返題）江戸方角

（内題）江戸方角

（刊記）東都書肆 通油町南側中程 藤岡屋慶次郎板

（印記）（朱文方印）「肖水文庫」

三三四 嵯峨名所往来 一冊

江戸時代 安永丙申刊

袋綴装、四つ目綴 縦一〇・五×横七・〇センチ 一二丁

（外題）□山嵯峨名所

（見返題）猿山用覧筆／嵯峨名所往来／東都層山堂蔵

（刊記）江戸本岩町十軒店 西村宗七板

（印記）（円印）（朱文長方印）（印文未詳）

三三五 援山庭訓往来 一冊

江戸時代 刊

袋綴装、四つ目綴 縦二七・四×横一八・〇センチ 五三丁

（外題）（欠）

（刊記）筆工神田三河町四丁目 文仙堂／下谷池ノ端仲町 瀧本和泉／同

所 中山堂／江戸本岩町十軒店 書林 山金堂

展示用題箋あり「出品者樋畑雪湖」。

二三六 庭訓往来抄 一冊

江戸時代 刊

袋綴装、五つ目綴 縦二六・六×横一八・七センチ 八三丁

(外題)「庭訓往来抄全」(後補)

(内題)庭訓往来抄上

二三七 援山尺一集 一冊

江戸時代 刊

袋綴装、四つ目綴 縦二七・〇×横一八・三センチ 三六丁

(外題)援山尺一集

(刊記)尾張名古屋本町通七丁目書肆東壁堂 永楽屋東四郎蔵板

表紙見返しに墨書あり「一冊之内ノ徳永村ノ友田儀三郎(黒文円印)ノ

持主」。

二三八 長雄商売往来 一冊

江戸時代 刊

袋綴装、四つ目綴 縦二八・一×横一九・〇センチ 二八丁

(外題)長雄商売往来

二三九 都廻 一冊

江戸時代 天保九年写

袋綴装、大和綴 縦二六・〇×横一八・五センチ 一一丁

(外題)都廻 仙田屋鹿之丞

(内題)都廻

郵便博物館ラベルあり。裏表紙に墨書あり「天保九戌七月」。

二四〇 用文章 一冊

江戸時代 写

袋綴装、大和綴 縦二七・五×横一九・四センチ 二〇丁

(外題)用文章

(印記)(朱文方印)(黒文印)「高見沢良助」

二四一 義経含状 一冊

江戸時代 天保八年写

袋綴装、綴 縦二六・二×横一八・六センチ 五丁

(外題)義経含状 仙田屋鹿之丞

(内題)義経含状

裏表紙に墨書あり「天保八酉きさらき」。

二四二 大和廻 一冊

江戸時代 天保七年写

袋綴装、大和綴 縦二七・〇×横一八・四センチ 九丁

(外題)大和廻 仙田屋長之助

裏表紙に墨書あり「天保七年申着更期」。

二四三 寺子千金用文 一冊

江戸時代 元治元年写

袋綴装、大和綴 縦二六・七×横一九・〇センチ 一四丁

(外題)寺子千金用文角長之助

裏表紙に墨書あり「元治元年甲子神無月上旬」。

二四四 是悲短歌

一冊

江戸時代 天保八年写

袋綴装 大和綴 縦二六・五×横一九・五センチ 四丁

（外題）是悲短歌 仙田屋鹿之丞

裏表紙に墨書あり「天保八 酉春弥生」。

二四五 実語教

一冊

江戸時代 天保七年写

袋綴装 大和綴 縦二七・五×横一八・八センチ 六丁

（外題）実語教 仙田屋 長之助

裏表紙に墨書あり「天保七申 皐月日」。

二四六 曾我状

一冊

江戸時代 天保八年写

袋綴装 四つ目綴 縦二六・五×横一八・〇センチ 三丁

（外題）曾我状 仙田屋 鹿之丞

（内題）曾我状

裏表紙に墨書あり「天保八年」。

二四七 制晦式目

一冊

江戸時代 天保八年写

袋綴装 大和綴 縦二七・〇×横一八・〇センチ 二四丁

（外題）制晦式目 角長之助

（内題）制晦式目

裏表紙に墨書あり「天保八 酉霜降立日」。

二四八 手習教訓書

一冊

江戸時代 天保六年写

袋綴装 大和綴 縦二六・八×横一九・六センチ 六丁

（外題）手習教訓書 仙田屋 長之佑

（内題）手習教訓書

裏表紙に墨書あり「天保六未霜月日」。

二四九 狸外人状

江戸時代 天保八年写

袋綴装 大和綴 縦二五・八×横一八・四センチ 四丁

（外題）狸外人状 仙田屋 鹿之丞

（内題）狸外人状

裏表紙に墨書あり「天保八 酉文月一日」。

二五〇 手刷制詞壁書

一冊

江戸時代 文久二年写

袋綴装 大和綴 縦二六・五×横一八・一センチ 一七丁

（外題）手刷制詞壁書 角長之輔

裏表紙に墨書あり「文久二年亥初夏」。

二五一 弁慶状

江戸時代 文久二年写

袋綴装 大和綴 縦二六・〇×横一八・二センチ 一一丁

（外題）弁慶状 角長之助

裏表紙に墨書あり「文久二年戌 神無月日」。

二五二 大和往来

江戸時代 天保六年写

袋綴装 大和綴 縦二六・六×横一八・五センチ 七丁

(外題) 大和往来 仙田屋長之助

裏表紙に墨書あり「天保六未長月一日」。

二五三 童子教

一冊

江戸時代 天保八年写

袋綴装 大和綴 縦二六・〇×横一九・〇センチ 一九丁

(外題) 童子教 仙田屋長之助

裏表紙に墨書あり「天保八酉文月一日」。

二五四 今川壁書

一冊

江戸時代 天保七年写

袋綴装 大和綴 縦二六・五×横一八・〇センチ 一五丁

(外題) 今川壁書 仙田屋長廼祐

裏表紙に墨書あり「天保七申霜月日」。

二五五 大坂進状

一冊

江戸時代 天保八年写

袋綴装 大和綴 縦二六・四×横一八・九センチ 八丁

(外題) 大坂進状 仙田屋鹿之丞

裏表紙に墨書あり「天保八酉霜月一日」。

二五六 一 墨跡習字手本 一冊

江戸時代 天保六年写

袋綴装 大和綴 縦二九・〇×横一九・五センチ 一八丁

(外題) 墨跡〔習字手本〕(後筆) 仙田屋長之助

裏表紙に墨書あり「天保六未秋文月日」。

二五六 二 墨跡習字手本 一冊

江戸時代 天保六年写

袋綴装 大和綴 縦二八・八×横二〇・四センチ 二六丁

(外題) 墨跡〔習字手本〕(後筆) 仙田屋長之助

裏表紙に墨書あり「天保六未秋長月日」。

二五七 用文章 一冊

明治五年 写

袋綴装 大和綴 縦二七・二×横一八・三センチ 一三丁

(外題) 用文章 角河加津

裏表紙に墨書あり「明治五年壬申霜月日」。

二五八 要用文集 二冊

江戸時代 天保七、天保九年写

袋綴装 大和綴 縦二八・二×横一九・四センチ (一) 二四丁 (二) 三六丁

(外題) (一) 要用文集 角長之丞 (二) 要用文集 角長之助

裏表紙に墨書あり(一)「天保七申霜月日」(二)「天保九戌正月日」。

二五九 寺子教書

一冊

江戸時代 天保六年写

袋綴装 大和綴 縦二七・〇×横一八・〇センチ 九丁

（外題）寺子教書 角長之助

裏表紙に墨書あり「天保六未季冬」。

二六〇 嵯峨名所

一冊

江戸時代 天保七年写

袋綴装 大和綴 縦二六・八×横一八・七センチ 一〇丁

（外題）嵯峨名所 仙田屋長之助

裏表紙に墨書あり「天保七申着更衣日」。

二六一 寺子教訓書

一冊

江戸時代 文久二年写

袋綴装 大和綴 縦二六・〇×横一七・六センチ 九丁

（外題）寺子教訓書 角長之助

（内題）寺子教訓書

裏表紙に墨書あり「文久二年戊卯月日」。

二六二 梶原状

一冊

江戸時代 天保六年写

袋綴装 大和綴 縦二七・三×横一八・八センチ 四丁

（外題）梶原状 仙田屋長之助

裏表紙に墨書あり「天保六未初秋」。

二六三 熊谷送状並経盛返状 一冊

江戸時代 天保七年 写

袋綴装 大和綴 縦二六・九×横一八・四センチ 一〇丁

（外題）熊谷送状并経盛返状 仙田屋長之助

裏表紙に墨書あり「天保七申向霜」。

二六四 腰越状

一冊

江戸時代 天保七年 写

袋綴装 大和綴 縦二六・〇×横一八・七センチ 九丁

（外題）腰越状 仙田屋長之助

裏表紙に墨書あり「天保七申ふ月一日」。

二六四 義経注進状

一冊

江戸時代 写

袋綴装 仮綴 縦二四・一×横一五・七センチ 六丁

（内題）義経注進状

二六五 熊谷送状

一冊

江戸時代 文久二年 写

袋綴装 大和綴 縦二六・五×横一七・三センチ 一二丁

（外題）熊谷送状 角長之助

（内題）熊谷送状

裏表紙に墨書あり「文久二年戊初冬」。

二六六 頼品手形 一冊

江戸時代 写

袋綴装、仮綴 縦二四・七×横一六・五センチ 一七丁

(外題) 頼品手形 浜屋友次郎

二六七 新撰増補 大全商売往来 一冊

江戸時代 文化十一年刊

袋綴装、四つ目綴 縦二五・一×横一七・二センチ 二九丁

(外題)(欠)

(見返題) 新撰増補 大全商売往来

(内題) 新撰増補 大全商売往来

(刊記) 江戸本石町十軒店書林万笈堂英平吉蔵梓

二六八 菊寿庭訓往来絵抄 一冊

江戸時代 刊

袋綴装、四つ目綴 縦一七・七×横一一・五センチ 五二丁

(外題) 菊寿庭訓往来絵抄

(見返題) 女童必用/教諭読法 菊寿庭訓往来絵抄

(刊記) 東都書肆 日本橋通二丁目須原屋茂兵衛他九名

二六九 改正女消息往来 一冊

江戸時代 刊

袋綴装、四つ目綴 縦一七・八×横一一・八センチ 一二丁

(外題) 改正 女消息往来

(内題) 女消息往来

(刊記) 地草本紙問屋東都南伝馬町一丁目蔦屋吉蔵梓

二七〇 百姓往来 一冊

江戸時代 刊

袋綴装、四つ目綴 縦二一・〇×横二四・八センチ 七丁

(外題) 百姓往来 全

(見返題) 百姓往来

(内題) 百姓往来

裏表紙に墨書あり「安政六年黄地吉左衛門有ス」。

二七一 商売往来 一冊

江戸時代 刊

袋綴装、四つ目綴 縦二五・五×横一七・五センチ 一二丁

(外題)(欠)

(内題) 商売往来

(印記)(黒円印)「三河/安城/角丸」

裏表紙に墨書あり「三州安城村市場町山本嘉六 角九郎右門

持主 山本寿三郎」。

二七二 新板 弁慶状 一冊

江戸時代 刊

袋綴装、四つ目綴 縦二一・一×横一五・一センチ 八丁

(外題) 新板 弁慶状 義経含状 全

(内題) 弁慶状

(刊記) 京松原通 □屋吉兵衛板

二七三 今川了俊愚息仲秋制詞条々 一冊

江戸時代 刊

袋綴装、四つ目綴 縦二一・一×横一五・八センチ 一二丁

（外題）（欠）

（内題）今川了俊愚息仲秋制詞条々

（刊記）京都松原通西洞院東入町 本類おろし所美濃屋平兵衛板

二七四 増補改正 早引節用集 一冊

江戸時代 刊

袋綴装、四つ目綴 縦一六・〇×横一〇・〇センチ 一二丁

（外題）（欠）

（内題）増補改正 早引節用集

二七五 「書翰文範」 一冊

江戸時代 写

折本装 板表紙 縦一九・一×横七・三センチ 二三折

二七六 庭訓往来 一帖

江戸時代 写

折本装 縦三四・八×横七・〇センチ 三七折

（外題）「折書手本庭訓往来」（後筆）

（内題）庭訓往来

帖末に墨書あり「水垣新次書筆 春日井人 堀田東太郎所蔵」。

二七七 「文範兼習字手本」 一帖

江戸時代 写

折本装 縦三一・〇×横七・五センチ 二六折

二七八 「書札手本」 一帖

江戸時代 写

折本装 縦三一・〇×横六・九センチ 二三折

木版色摺で絵を摺り出した料紙に手本を書く。

二七九 礫字往来 一帖

江戸時代 刊

折本装 縦二九・四×横九・八センチ 三七折

（内題）礫字往来

展示用題箋あり「出品者 樋畑雪湖寄贈」。

二八〇 商売往来 一冊

明治時代 明治二年写

袋綴装、四つ目綴 縦二九・二×横一九・五センチ 二六丁

（外題）明治二己□八月吉日 商売往来

（内題）商売往来

裏表紙に墨書あり「信州更級郡石川村 須藤利作」。郵便博物館ラベルあり。展示用題箋あり「出品者 須藤儒氏」。

二八一 百姓往来 一冊

明治時代 明治二年写

袋綴装 大和綴 縦二五・五×横一六・五センチ 九丁

(外題) 明治二已冬百姓往来 樹原村三存

(内題) 百姓往来

「郵便博物館図書」ラベルあり。裏表紙見返に墨書あり「藤津郡能古見郷飯田邑ノ木原村三存之者也」。裏表紙に墨書あり「明治三歳 木原悦二郎 橋木古賀 御書抽集 午三月五日 木原邑三」。

二八二 仮名拳手本 一冊

明治時代 明治二年写

袋綴装 大和綴 縦二七・一×横一九・二センチ 二八丁

(外題) 仮名拳手本 明治二年巳五月三根郡江見津東町井手卯三郎存
「郵便博物館図書」ラベルあり。表紙に貼紙あり「旧佐賀藩之御用筆ノ大島島之允筆」。

二八三 江戸往来 一冊

明治時代 明治三年写

袋綴装 大和綴 縦二四・〇×横一七・〇センチ 七八丁

(外題) 江戸往来 三宅成之介

(印記) (朱文長方印)「児島氏蔵書印」

「郵便博物館図書」ラベルあり。裏表紙に墨書あり「明治三庚午三月ノ児島かの(力)」。

二八四 地方往来 一冊

明治時代 明治三年刊

袋綴装、四つ目綴 縦一九・五×横一三・七センチ 二七丁

(外題) 地方往来 全

(見返題) 官許 地方往来 全

(内題) 地方往来

(刊記) 明治三年庚午四月 東京書賣 青松軒蔵版
「郵便博物館図書」ラベルあり。展示用題箋あり「使用地 下総国大和田」「出品者 大和田郵便局寄贈」。

二八五 維新 御布告往来 一冊

明治時代 明治五年刊

袋綴装、四つ目綴 縦一九・五×横一三・七センチ 二七丁

(外題) (欠)

(見返題) 維新 御布告往来 東京思明楼蔵版

(内題) 御布告往来

(刊記) 明治五年壬申九月東京 沖志楼主人 著 思明楼蔵版
裏表紙に墨書あり「明治八年亥六月二冊之内 壹 明治八年亥六月十三日 千葉県管下萱田町 杉山安治」。

二八六 維新御布告往来 二編 一冊

明治時代 明治五年刊

袋綴装、四つ目綴 縦一八・五×横二二・〇センチ 二四丁

(外題) (欠)

(内題) 維新御布告往来 二編

(刊記) 明治五年辛未九月東京 沖志楼主人 著 思明楼蔵版

裏表紙に墨書あり「明治八年亥六月式冊之内式明治八年亥六月十三日
千葉県管下萱田町 杉山安治」。

二八七 商売往来 一冊

明治時代 明治六年写

袋綴装 大和綴 縦二七・三×横一八・三センチ 三六丁

（外題）商売往来 角おかつ

裏表紙に墨書あり「明治六年酉八月日」。

二八八 増訂 農業往来 一冊

明治時代 明治六年刊

袋綴装、四つ目綴 縦一八・四×横二二・九センチ 二八丁

（外題）増訂 農業往来 単

（見返題）増訂農業往来 附大日本国尽并改正府県

（内題）農業往来

（刊記）明治六年癸酉二月 東京書賈 青松軒蔵版

「郵便博物館図書」ラベルあり。表紙に貼紙あり「新潟県荒澤郵便局経
由南蒲原郡森町村 飯塚才三郎 寄贈」。

二八九 大阪状同返状揚手本 一冊

明治時代 写

袋綴装 大和綴 縦二六・二×横一九・九センチ 三四丁

（外題）明治六年酉十月 佐賀町名附并広邑附 大阪状同返状揚手本

江見津東町馬場喜三郎

「郵便博物館図書」ラベルあり。表紙に貼紙あり「旧佐賀藩元御右筆大
島兵之允筆」。

二九〇 文書揚手本 一冊

明治時代 明治六年写

袋綴装 大和綴 縦二九・〇×横二一・三センチ 二九丁

（外題）明治六癸酉文章揚手本并手卯三郎

「郵便博物館図書」ラベルあり。表紙に貼紙あり「旧佐賀藩元御右筆大
島兵之允筆」。

二九一 暦日往来 一冊

明治時代 明治四年刊

袋綴装、四つ目綴 縦二一・二×横一五・〇センチ 四五丁

（外題）坂昇平著 暦日往来 単

（見返題）官許 暦日往来

（内題）暦日往来

（刊記）東京日本橋一丁目須原屋茂兵衛 他一〇名
展示用題箋あり「出品者 樋畑雪湖」。

二九二 維新漢語往来

明治時代 明治七年刊

袋綴装、四つ目綴 縦一七・九×横二二・二センチ 三八丁

（外題）（欠）

（見返題）維新 漢語往来 全

（内題）漢語往来

（刊記）明治七年八月書林 浜町三丁目星野松蔵 大伝馬町三丁目丸

屋正五郎 板

「郵便博物館図書」ラベルあり。

二九三 万国商法往来 一冊

明治時代 明治七年刊

袋綴装、四つ目綴 縦二一・〇×横一五・二センチ 一三丁

(外題) 万国商法往来 全(題簽に破損あり)

(刊記) 大坂備後町心齋橋北江入 梅原亀七ノ東京日本橋通三丁目 長野
亀七

二九四 文章揚手本 一冊

明治時代 明治七年写

袋綴装 大和綴 縦二九・七×横二一・五センチ 三三丁

(外題) 明治七戌 文章揚手本 井手卯三郎

「郵便博物館図書」ラベルあり。見返に墨書あり「大島兵之允習之」。裏
表紙に墨書あり「江見東町米屋卯三口」。展示用題箋あり「使用地 肥前
三養基郡 三川村」「出品者 腹巻安一郎氏」。

(たらしま さとし 東京国立博物館学芸企画部 博物館情報課長)

トピックス

郵便局舎の再生事業—奈良県「郵便名柄館」—

井村 恵美

1 郵便局舎から郵便名柄館へ

葛城山、金剛山の麓に広がる奈良県御所市名柄^{ごせながら}は、水が豊かで米を中心とした作物の生産が盛んなほか、日本酒や醤油の醸造でも知られる。さらに一言主神社などが残る長い歴史を持つ土地であり、別名高野街道、一言主神社道とも呼ばれる街道が伸び、昭和初期には約80軒の商店が集まる要所でもあった。

この旧道沿いに建つ名柄郵便局の開局は明治35(1902)年と古く、郵便受取所として始まり、明治38(1905)年4月に名柄郵便局に改称して以降、小さな局舎のなかで郵便のほか貯金、保険、為替、電信そして電話事業を行ってきた(図1)。また、山間部を有するエリアの郵便事業の核となり、金剛山中には、郵便外務員が通ったルートに「郵便道」の名が残されている。

同局は明治、大正、昭和と長く地域に親しまれてきたが、昭和50(1975)年の移転に伴い局舎としての役目を終えた(表1)。その後国内最古級の本造局舎を保存しようという声が上がリ、平成27(2015)年5月に局舎は創建時の姿に再建され、「郵便名柄館」として生まれ変わり、新しい命が吹き込まれた。同年12月には郵便をテーマにした庭園も完成。お披露目に併せて第一回「はがきの名文コンクール」の表彰式が開催され、グランドオープンとなった。

郵政博物館では、旧名柄郵便局舎の時代考証に加



個人蔵

図1 昭和初期の名柄郵便局

表1 名柄郵便局沿革

明治35年1月16日	郵便受取所として開設
明治36年12月	電信事務取扱名柄郵便電信受取所と改称
明治38年4月	名柄郵便局と改称
明治41年	集配局となる
明治43年12月	特設電話交換を開始
大正2年7月	現地に旧名柄郵便局舎新設(建設開始は明治末)局舎建設時の要員配置内務員局長含め5名、外務員5名の10名)
昭和29年	電話加入者の増加で局舎改築
昭和38年	電話交換業務廃止
昭和50年~	同局舎閉局→名柄郵便局を現地(奈良県御所市増)に移転

『特定郵便局原簿 奈良県』『通信六十年史』より

え、展示施設とカフェ空間のコンセプト設計に携わった。その取り組みについて紹介する。

2 旧名柄郵便局舎再生プロジェクト

同局舎は、池口亀太郎初代局長、池口順一郎二代局長の生家であり、現所有者の池口美代子氏から御所市が寄贈を受けたものである。母屋、複数の土蔵、納屋などのほかに街道側に郵便局舎を併設した土地となっている（図2、3、4）。

貴重な歴史的遺産として、平成25年度から国の助成金と堺屋太一氏（本名池口小太郎、奈良県御所市名柄出身）からの寄付金等により改修工事が開始された。

建物の保存にとどまらず、郵便の歴史を知る資料館と郵便局のように人が集うカフェを運営しようということで各有識者らを交えての再生プロジェクトとなった。

《プロジェクト担当》

○プロジェクト総括	御所市
設計・施工管理	御所市、畿央大学三井田康記教授、同環境デザイン学科
時代考証・調査	日本郵政㈱近畿施設センター、郵政博物館
資料調査	地元ボランティア、郵政博物館
コンセプト設計	作家 堺屋太一氏、一般社団法人吐田郷地域ネット、郵政博物館
運営	一般社団法人吐田郷地域ネット



図2 畿央大学三井田研究室による模型

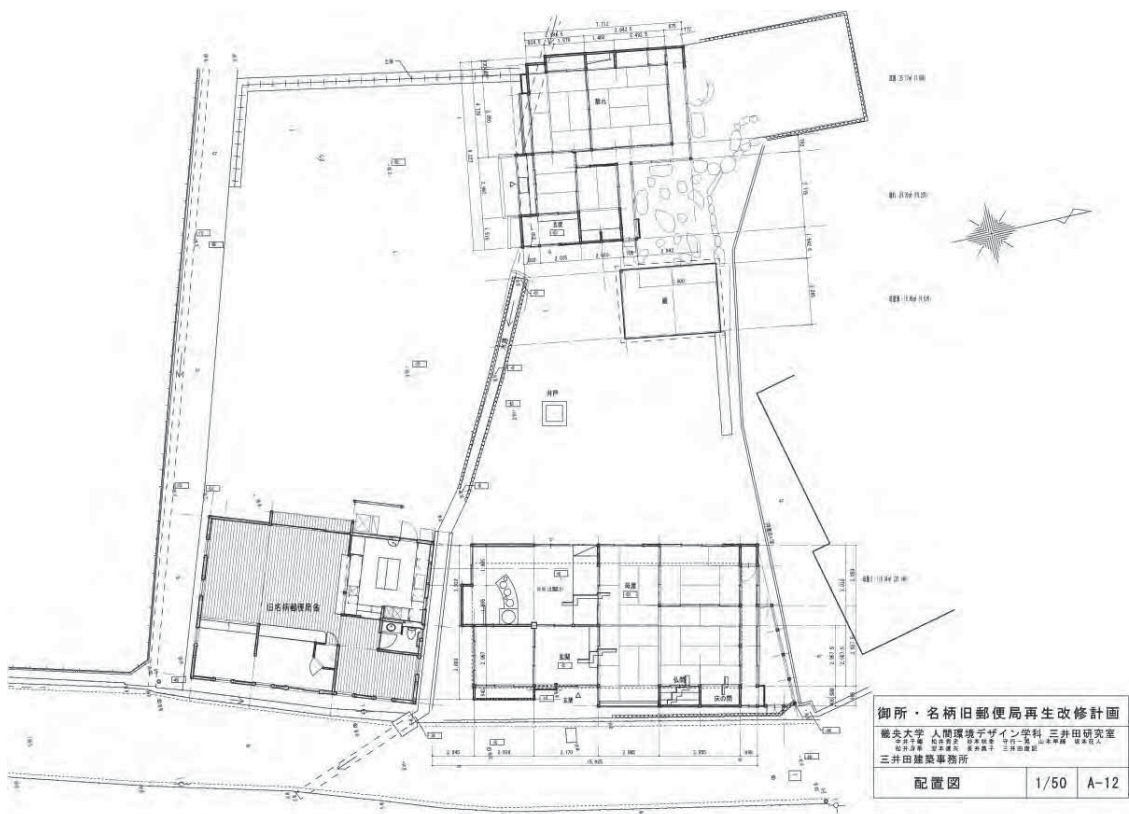


図3 再生改修計画後の名柄郵便局舎と池口家の配置図

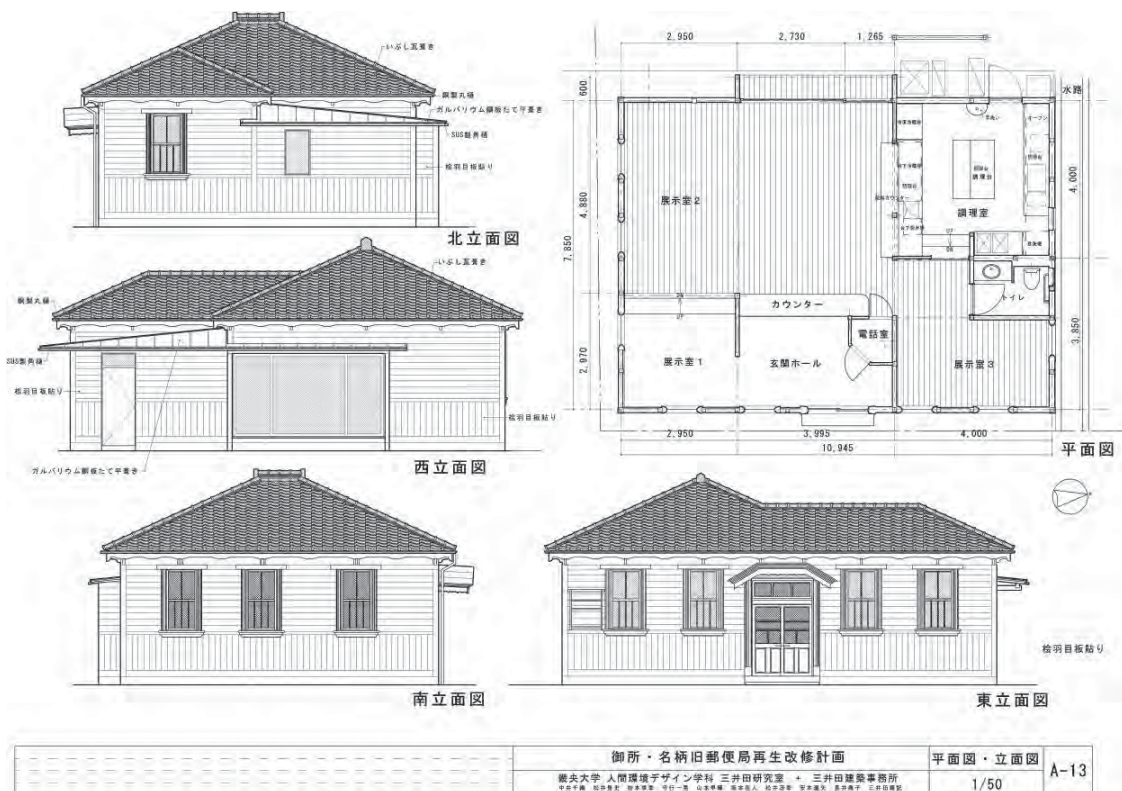


図4 再生改修計画後の局舎平面図・立面図

3 局舎調査と再生計画

旧名柄郵便局舎は、明治末期に建設を開始した木造平屋建て、寄棟屋根の建物である。洋風の外壁に瓦屋根の建物は、通称「擬洋風建築」とも呼ばれ、このような小規模な郵便局は、主に地元の大工や左官たちの手により建設された。同規模局舎の調査記録の検証に加え、畿央大学三井田研究室、日本郵政株式会社近畿施設センターにより塗装等の調査を実施した。建築当初の外壁塗装色については、劣化等により判明できなかったため、昭和初期の姿を知る地元古老への聞き取り調査を行なった。その結果、「淡い桜色」という記憶が主流だったため、その色調を元に再生が行われた(図5)。



図5 再生直後の局舎

公衆室や窓口カウンターのほか多様な事業を行った部屋割を考慮しつつ、建築当初の復元にはこだわらず、戦後に設置された玄関引き戸、電話事業拡充期の増築部分などは生かした(図6、7)。

また、劣化が著しい部分や防犯上問題が生じる窓枠等については、畿央大学三井田教授らの設計により、オリジナル部分を移設し保存するなどの工夫が施されている。

表2 現地調査結果概要

上げ下げ窓	通風と採光を考えた機能美にあふれたデザイン。両サイドの壁面内に滑車と錘よる仕掛けがあり、少ない力で上げ下げが可能な仕様。劣化や防犯のため窓枠は新設。オリジナル窓は、室内に移設。
玄関引き戸	「テ」の意匠が組み込まれている。昭和初期の入口写真によると開き戸の可能性はあるが、この部分の復元はせずこのまま生かした。
レイアウト	建築当初の配置を意識し、増改築して設置された部分の一部は削除。
外装	建築当初の色が劣化により判断できなかったため、堺屋太一氏はじめ戦前のようなすを知る古老を中心に聞き取り調査を行った。結果、淡い桜色の外観を採用。
内装	調査結果により白が基調となったことが判明。建築当初に戻す。
躯体	薄緑（内装）、灰色（外装）などの塗装色が残っていたが、その後の塗り直しと思われる。建材はあまりよいものではないが、元々別用途の建築物のあった場所に基礎などを再利用し局舎を新設した可能性もある。



図6 再生前局舎内装



図7 日本郵政の現地調査

4 資料調査と再生計画

池口家母屋等の調査の結果、用品類から帳簿まで明治・大正・昭和に渡る継続的な郵便局資料が多く現存することがわかった（図8）。

局舎再生の建築工事が開始される前の平成25（2013）年から翌年にかけて冬期と夏期に複数回実物資料の収集と調査を実施した。地元ボランティアとともに母屋や土蔵などにある郵便局資料を洗い出した。発見時は、意匠が判別しにくいほどの汚れのある資料も多かったため、夏期に塗装部分や素材に配慮した洗浄作業、虫干し、紙類については燻蒸を実施した。

現在、郵便名柄館では、主にこの時の調査で発見された人車や周知宣伝物をレイアウトして展示を行っている（図9、10）。



図8 事業周知用の紙芝居

表3 名柄郵便局（池口家）関連の主な資料

人車（郵便車）	赤い郵便車は明治から戦後まで使用された。納屋の2階（現在は解体）に保管されており塗装状態の良い貴重なもの。
周知宣伝物	紙芝居等も完品で残っている。
絵葉書資料	明治末から昭和初期にかけての通信省発行絵はがきやその他資料が多く保存されていた。名柄局が開設時期の資料も多い。
郵便用品	昭和初期関西地区仕様の掛箱などもある。



図9 車輪を取り付けた発見時の人車



図10 展示室に設置している人車

5 新施設のコンセプト設計

郵便名柄館には「郵便資料館」と「テガミカフェ」という二つの機能があるが、大正2（1913）年創建の局舎の雰囲気を伝えるべく大正期を中心とした調度品や郵便局資料を展示しており、当時のモダンな雰囲気を体感することができるよう設計した。

「郵便資料館」には、郵便局の再現 日本郵便の歴史 絵はがきコレクション 名柄郵便局の歴史の4つのコーナーがあるが、名柄郵便局の歴史コーナー以外は、後述の「テガミカフェ」と併設のため、大正時代の食器棚の中に絵はがきや切手などの郵便資料を展示する手法でカフェ空間を彩る演出を行った。

そのほか「テガミカフェ」では、運営者の吐田郷地域ネットのメンバーにより提供される地元食材にこだわった定食「テガミランチ」の食後やカフェ時間にオリジナル切手やはがきを利用して、手紙を書くことができるサービスを展開している。そのために設置したのが、手紙グッズを収納できる専用机である。色調は、古い局舎にも合うよう古い塗装方法により古色をイメージしたものとし、ひきだしにはがきや筆記用具などを収納できるよう配慮した（図11）。

さらに名柄の食や文化を楽しみながら、「手紙を書く」「切手を貼る」「投函する」という“郵便体験”ができるよう、ポストの誘致を行い、日本郵便株式会社の協力により、郵便差出箱1号（丸型）が新設された（図12、13、14）。



図11 手紙グッズを収納できる机



吐田郷地域ネット提供
図12 食と郵便で知る名柄



吐田郷地域ネット提供
図13 思い出を書く手紙



図14 手紙を投函するポスト

6 むすびにかえて

全国には郵便局舎を利用した店舗が多くある。いずれも小さな空間が店舗として活用しやすいことと、誰もが気軽に利用できる郵便局ならではの機能がそれをかたちになっているのだと感じられる。和洋折衷のモダンな佇まいも一役買っているのだろう。

このような地元に根ざした局舎が、郵便局としての役目を終えた後も愛され、新しい命を得たことは、郵政の歴史に携わるものとして嬉しいことである。

また、当館の収蔵資料や情報の蓄積が、今後もこのような館外のプロジェクトに生かされ、手紙・郵便振興の輪が広がるきっかけになればと切に願う次第である。今回の再生事業では当館に残る資料から得られた情報が、現地で失われた記憶を埋める一助となった。

名柄郵便局舎のような大正から昭和初期にかけて設置された擬洋風のスタイルの郵便局建築については、まだ多く現存しているが、小規模郵便局の設計方法については不明な事が多く、各事例をとおして今後明らかにしていきたい。

また、収集した資料や聞き取り調査の整理はこれからである。明治から昭和までの郵便局運営の姿を伝える重要な資料であり、今後も調査を行っていく。

郵便名柄館の庭園中央には郵便配達夫の像がある（図15）。彫刻家吉野毅氏が、当館収蔵資料を調査した中で出会った一枚の写真、「郵便配達に誇りを持っている真摯な姿」にインスピレーションを受け創作した作品である。

そして、台座には作家堺屋太一氏のこのような詩が刻まれている。

—郵便は 喜びをつたえる 絆をふかめる 思い出をつくる それは今もここにある—

この作品からは、郵便局に集う人の温かな思いが未来に引き継がれることを感じさせる。

最後に、このような機会を得られたことについて関係各所に厚く御礼申し上げ、郵便名柄館のますますの発展を願う。



図15 郵便配達夫の像

トピックス

前島密生誕180年記念展覧会及び講演会の実施

井村 恵美

今年度は、天保6（1835）年に誕生した前島密の生誕180年を記念する展覧会や講演会が行われ、郵政博物館の収蔵資料が広く活用されたほか、前島密に関する調査やさまざまな交流が持たれた。

また、昨年発足した「全国街道資料ネットワーク」の加盟館では、当館との協力記念事業として明治の郵便に関する展示が実施された。

●当館主催

企画展「前島密生誕180年記念 前島密 生涯とその業績」

期間：平成27年4月11日（土）～6月21日（日）

会場：郵政博物館

主催：公益財団法人通信文化協会、郵政博物館

共催：上越市教育委員会

後援：日本郵政グループ、全国街道資料ネットワーク

協力：日本文明の一大恩人前島密翁を称える会、郷土の偉人前島密翁を顕彰する会
上越市立総合博物館、埼玉県立歴史と民俗の博物館、物流博物館、草津市立草津宿
街道交流館、NPO法人全国街道交流会議

当館分館の「前島記念館（新潟県上越市）」では、上越市立総合博物館の展覧会
時期に併せ展示替えを行った。

●郵政博物館が共催、協力した展覧会

企画展「前島密生誕180年記念 前島密と山内頼富」

期間：平成27年4月11日（土）～6月21日（日）

会場：草津市立草津宿街道交流館 協力：郵政博物館

企画展「前島密生誕180年記念 前島密と埼玉県の郵便局」

期間：平成27年4月28日（火）～7月26日（日）

会場：埼玉県立歴史と民俗の博物館 協力：郵政博物館

企画展「前島密生誕180年記念 物流人物伝 佐々木荘助」

期間：平成27年4月29日（水）～6月28日（日）

会場：物流博物館 協力：郵政博物館

企画展「前島密生誕180年記念 越後から昇った文明開化の明星 前島密」

期間：平成27年9月26日（土）～2015年11月23日（月・祝）

会場：上越市立総合博物館 共催：郵政博物館

●郵政博物館が関係した講演会

前島密生誕180年トークセッション「前島密 青春の旅と街道」

期間：平成27年 5 月31日（日）

主催・会場：郵政博物館

登壇：埼玉県立歴史と民俗の博物館副館長 杉山正司、物流博物館学芸員 玉井幹司、郵政博物館館長兼主席資料研究員 井上卓朗

岡野裕基金前島密生誕180年記念講演会 「前島密に学ぶ」

期間：平成27年 6 月13日（土）

主催：公益財団法人通信文化協会

会場：新宿郵便局

登壇：歴史家・作家 加来耕三氏

高田ロータリークラブ記念講演会「日本文明の恩人近代文明の扉を開いた前島密の業績」

期間：平成27年10月 3 日（土）

主催：高田ロータリークラブ

会場：デュオ・セレッソ

登壇：郵政博物館館長兼主席資料研究員 井上卓朗

講演会「—郵政の歴史—郵政事業が日本の近代国家形成において果たした社会的役割」

期間：平成27年10月14日（水）

主催：日本郵政スタッフ株式会社

会場：株式会社ケー・デー・シー会議室

登壇：郵政博物館館長兼主席資料研究員 井上卓朗

記念講演会「青年 前島密」

期間：平成27年10月31日（土）

主催・会場：上越市立総合博物館

登壇：同館学芸員 荒川 将、郵政博物館館長兼主席資料研究員 井上卓朗

講演会「前島密—青春の旅と業績—」

期間：平成28年 1 月24日（日）

主催：ふるさと上越ネットワーク（Jネット）

会場：アルカディア市ヶ谷（私学会館）

登壇：郵政博物館館長兼主席資料研究員 井上卓朗

にいがた偉人伝 シンポジウム「近代日本をつくった男 郵便制度の父 前島密に学ぶ」

期間：平成28年 2 月21日（日）

主催：BSN新潟放送 協賛：新潟日報社・第四銀行

会場：だいしホール（第四銀行本店内）

登壇：郵政博物館館長兼主席資料研究員 井上卓朗

（いむらえみ 郵政博物館 主席学芸員）

展覧会感想

上越市立総合博物館企画展

「生誕180年記念 前島密—越後から昇った文明開化の明星—」

荒川 将

前島密と生誕地上越

新潟県上越市下池部の生家跡に建てられた前島記念館の隣にある生誕記念碑「男爵前島密君生誕之处」には、日本の文明開化を率先した前島密の功績と人柄が、同時代をともに生きた人びとの言葉で刻まれている。

日本文明の一大恩人がここで生れた、この人が維新前後の国務に功績の多かったほかに明治の文運に寄与して永く後世に伝ふべきものは郵便その他の通信事業である、これまでは緩慢な飛脚便によった手紙が迅速に正確に頻繁に集配せらるるやうになり、小包郵便・郵便為替・郵便貯金の制度の出来たのもみなこの人の賜である、海運業や新聞界の先駆者であり、電信・電話・鉄道の開通の殊勲者でもあり、ことに日露役より先に敷設された朝鮮の鉄道の計画者であった、また早稲田大学・盲啞学校の教育事業や保険・海員救済などの社会的事業に対する顕著な貢献や率先して東京遷都を主張したり、維新前から漢字の廃止を唱へたほどの非凡な先見はいつまでも忘れることは出来ない、忠実で果敢で廉潔で趣味は博かった

前島密の生誕記念碑は、大正11年（1922）に当時の前島記念池部郵便局長の坂田増五郎など地元有志の尽力により建立された。碑銘は渋沢栄一が揮毫し、碑文の撰者は市島謙吉、書は阪正臣による。碑文の草案は坪内逍遙や会津八一が作成した。この記念碑は、「郵便の父」といわれる前島密が、郵政事業のほかに、陸海運の振興をはじめ、新聞、電信・電話、鉄道、教育、社会福祉など、近代日本の礎となる数多くの事業を提案し、その実現化に尽力したことを伝えている。なお、前島記念館は、昭和5年（1930）に坂田増五郎と稲田郵便局長の川崎真治らが中心となって、前島密の業績を顕彰するための記念館建設を提唱し、翌年に完成した。前島記念館と生誕記念碑の存在は、前島密と生誕地上越との関係を端的に象徴している。

前島密生誕180年記念展「生誕180年前島密—越後から昇った文明開化の明星—」

平成27年（2015）は前島密の生誕180年の節目の年であった。生誕地である上越市では、前島密や郵政に関わる13団体・個人が「前島密生誕180年記念祭実行委員会」を組織し、「郷土の偉人」を全国へ向けて発信する活動が行われた。また、前島密の生誕180年を記念する展覧会が郵政博物館や上越市立総合博物館（図1）などで開催された。

上越市立総合博物館では、企画展「生誕180年記念 前島密—越後から昇った文明開化の明星—」〔会期：平成27年9月26日（土）から11月23日（祝・月）まで〕（図2）を、公益財団法人通信文化協会および郵政博物館との共催、後援に日本郵政グループ、前島密生誕180年記念祭実行委員会の協力のもと開催した。本展では、初公開資料を含むおよそ100点を展示した。

とりわけ、共催の郵政博物館からは全面的な協力をいただき、郵政博物館・前島記念館との連携の中で展覧会を開催することができた。また、本展の関連イベントとして記念講演会を開催した。講師に郵政博物館の井上卓朗氏（郵政博物館担当部長兼主席資料研究員、現郵政博物館館長）を迎え、「青年前島密—青春の旅路—」という演題でご講演いただいた。

さて、本展の基本的な視角は、上越で生まれ近代日本の新しい国づくりに貢献した前島密とはどのような人物であったのか、どんな志を抱き、何をなそうとしたのか、そしていかなる生涯を歩んだのか、生誕180年の節目にあらためて前島密を振り返る機会としたい、ということであった。さらには、次にあげる二つの点を意識して展覧会を構成した（図3）。一つは、生誕地であり幼少期を過ごした「ふるさと」としての上越を意識し、上越とのつながりをふまえた内容とすること（象徴的な存在として母との関係を強く意識すること）。もう一つは、なぜ前島密は明治政府の中で、または明治時代に様々な分野で輝かしい業績を上げることができたのか、その原動力はどこにあるのか。青年期の前島密の動向を新たな研究成果を盛り込みながら、できる限り丹念に描きたいということである。

本展の構成は以下の通りである。第1章「前島密となる～上野房五郎から前島密へ」。第2章「郵便の父」前島密」。第3章「前島密の多岐にわたる業績」。第4章「前島密の人となり～前島密をめぐる人びと」。ここでは、先に記した二つの点を中心にしながら本展の内容について紹介していきたい。

前島密は生涯で4度名を改めている。上越で「上野房五郎」として生まれ、江戸に出て「巻退蔵」（23歳）と名を変え、幕臣「前島来輔」（31歳）として徳川家に従い、そして「前島密」（34歳）となり明治政府へ出仕した。

第1章では、生誕から前島密となるまでの青年期を、近年の研究成果をふまえながら紹介した。前島密は、天保6年（1835）1月7日に越後国頸城郡下池部村（現在の新潟県上越市下池部）で誕生した。父は下池部村の上野助右衛門、母は高田藩士伊藤源之丞（高200石）の妹貞（てい）といい、房五郎と名付けられた。幼くして父を亡くした前島にとって、母貞は最初の先生であり生涯の道しるべのような存在であった。前島は10歳で母と別れて高田の儒学者・倉石侗窩の文武済美堂に入塾する。倉石侗窩は、町人出身ながら江戸へ遊学し、安積民



図1 上越市立総合博物館外観

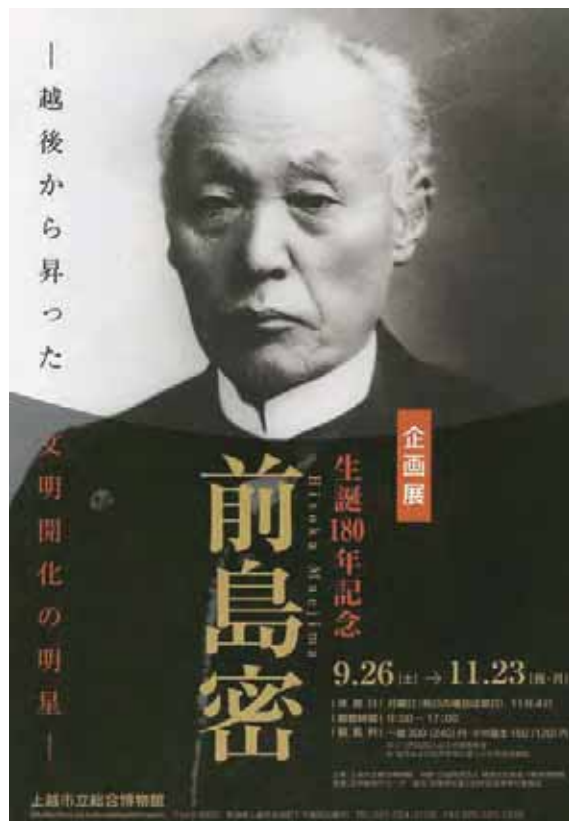


図2 展覧会チラシ

斎のもとで学び塾頭を勤めた後、天保13年(1842)に高田長門町に私塾を開いた人物である。倉石塾へは高田城下にある母の実家伊藤家から通い、しばらくして生家である下池部の上野家へ移った。12歳で江戸へ旅立つまで、下池部から倉石塾までの約7kmの道のりをたとえ雪が激しく降る日も通って学問に励んでいる。前島の人格形成には、生まれ育った雪国の環境が大きく影響を与えたものと思われる。

江戸に出た後は、18歳でペリー艦隊を目の当たりにしたことで大きな衝撃を受け、「国防」を考えるため全国の港湾や砲台を見聞する旅に出る。青年期の前島は、学問の師を求めて全国各地をめぐり、学問を通じて出会った様々な人物との交流が大きな財産となった。安政2年(1855)5月には江戸の儒学者安積良斎の門人となるが、この事実は近年の研究で判明した成果であった。幕府の昌平坂学問所教授などを勤めた安積良斎の見山楼には、長州藩の吉田松陰や高杉晋作をはじめ全国各地から身分を問わず多士済々の入門者が集まり、門人は2,280人を数える。前島と同時期には土佐の岩崎弥太郎も入塾しており、近代日本の海運業を発展させた二人の出会いが確認できる。本展では安積国造神社所蔵で福島県指定文化財の「安積良斎門人帳」をはじめて展示した。安積良斎自筆の門人帳で「上野房五郎」と記された部分を展示することができたのは、本展の趣旨にご理解をいただいた安積国造神社宮司安藤智重氏のご厚意によるものであった。あわせて、安積良斎が前島に贈った書も展示したが、「中庸」を揮毫した書からは、良斎が「上野房五郎」を高く評価していた様子がうかがえる。

さらには、大政奉還後の時勢を見極めた「領地削減の儀」や「江戸遷都論」などの建言を行った幕臣としての前島密について、戊辰戦争後の駿府藩公用人や遠州中泉奉行などの要職を重ねた静岡時代の動向を中心に紹介した。特記すべき事項としては、中泉奉行時代に災害などで困窮する人びとを救済する仕組みを地域の寺院の協力を得ながら制度化(中泉救院)したことと、東海道の河川を結ぶ運河を掘削して新たな水運(舟路)のルートを作る計画書「東海道中舟路之概略」をまとめたことである。この計画書は、海路の難所である遠州灘を迂回するルートが企図され、工事計画や経費の計算も細かく検討された内容で、前島が明治3年(1870)に明治政府へ提出した日本初の鉄道敷設に関する建議書「鉄道憶測」のベースになったものと近年の研究で明らかにされている。静岡時代に為した業績についてはJR磐田駅前の前島密像が長く地域で評価されていることを現している。

前島密は、明治2年に明治政府へ出仕し、民部省の改正掛に抜擢されると、明治日本の新しい国づくりに尽力していく。第2章では、郵便創業と郵政事業の発展に貢献し、「郵便の父」といわれる業績を紹介した。郵政博物館所蔵の「正院本省郵便決議簿」や郵便開業を知らせる「太政官布告」などの文書類、郵便創業を実現したころの前島密肖像写真(30代半ば)などを中心にしながら、万国博覧会へ出品された「郵便取扱の図」・「郵便現業絵巻」や「郵便貯金奨励双六」などの絵画資料、「書状集め箱」・「黒塗柱箱」などの立体資料、郵便配達員の制服類(レプリカ)などを展示し、視覚的にも分かりやすい内容を心がけた(図3)。日本における近代郵便制度は、宿駅制度や飛脚制度などそれまでの仕組みや人材を積極的に活用した前島の手腕に拠り、短期間で欧米諸国と同じように誰もが簡単に利用できる公共通信手段として制度



図3 展覧会会場風景

化された。

第3章では、前島密の多岐にわたる業績について、陸海運の振興、通信・電気、教育、上越ゆかりの事柄に大別しながら紹介した。前島は、明治十四年の政変（1881）で大隈重信らとともに下野するまで、大蔵省や内務省の任とあわせて明治政府では一貫して郵便（郵便・交通・運輸を統括）の長官を勤めた。前島の手元に残った数多くの辞令書類は、物流や通信の分野でも近代的な新しい仕組みを作り上げる政府の責任者であったことを物語っている。近代日本の陸海運業は前島の建言によって大きく発展していくが、青年期に陸海から日本全体を見渡した経験こそ、前島の広い視野と深い洞察力の根本であったと思われる。

前島密は、教育分野においても数多くの事業を実現した。幕末に「漢字廃止」を建議したのははじめ国字改良に取り組み、明治37年（1904）には帝国教育会から40年来にわたる功績を称えられた。また明治9年（1876）には視覚障がい者の教育を目指す楽善会に入会し、私費を投じて訓盲院を設立し、商議委員として東京訓盲院の運営に長らく力を尽くした。さらに、東京専門学校（後の早稲田大学）の設立に参画し、2代目校長も勤めた。ここでは、明治十四年の政変後の前島が、政治活動ではなく教育分野において大いに力を発揮した姿を紹介した。

あわせて、上越ゆかりの事績として、前島の手元に大切に残されていた故郷とのつながりを示す資料（郵政博物館所蔵「玄藤寺ほか石油場略図」、「北越鉄道関係資料」、「春日山神社建設主意書」、「別派請願二関スル東本願寺交渉手続（浄興寺）」など）を紹介した。北越鉄道（現在の信越本線の直江津～新潟間）の創設については、明治27年（1894）に創立委員長に推されるなど中心的な役割を果たしたことが知られる。また、上杉謙信を祭神とする春日山神社は、明治38年（1905）に高田藩士であった小川澄晴（児童文学者の小川未明の父）が謙信の遺徳を慕い創建した。明治25年11月付の「春日山神社建設主意書」からは、小川澄晴が作成した主意書原文を前島が修正している事が確認でき、春日山神社の創設に深く関わっていたことが判明した。そのほか、上越学生寄宿舍（当初は「上越学友会仮宿舍」、後の財団法人上越学生寮）に関する多数の寄付金領収書からは、前島が明治38年の設立当初から資金を援助し、学生寮の運営を支えていたことが分かる。上越出身の学生が共同生活によって切磋琢磨した上越学生寮は、約1,000人の人材を世に送り出し、平成12年（2000）に100年余りの歴史に幕を閉じた。

第4章の「前島密の人となり」では、家族との集合写真、母貞に関する前島自筆の書簡、子供たちに宛てた書簡など、前島の人柄を偲ばせるゆかりの品々を展示した。前島の雅号の一つである「鴻爪」については、「余が自ら鴻爪と号せるは雪泥に印せる鴻の爪痕の、争でか久しく存すべきと観念せるに依るなり」と号する理由を記している。また、前島の養女格として育った小山まつ子（「夏は来ぬ」を作曲した小山作之助夫人〔上越市大湍出身〕）へ教えとして語った「縁の下の方持ちになることを厭うな、人の為によかれと願う心を常に持てよ」という言葉は、前島の信条として必ず紹介される。この一文は、「鴻爪」とともに前島の人となりを連想させる象徴的な言葉といえる。

また、本展の見どころの一つであった母貞に関する前島自筆の書簡二通（母を東京へ呼び寄せる時の書簡、母が逝去した時の書簡）は、母を想う前島の心情が記されていて、母の存在の大きさを感じさせる。明治3年5月21日付で母貞の再婚先である井澤家（上越市）に宛てた書簡（郵政博物館所蔵）には、孝養の道を尽くすため母を東京へ呼び寄せたいこと、上京の時には武家の作法に則り駕籠を仕立て供は帯刀の上、衣服が見苦しくならないように配慮してほしいこと、さらには高田の伊藤家（母の実家）や下池部の「泰輔」（生家である上野家、「漢字廃止論」のきっかけにもなった前島の甥）とも相談してほしい旨が書かれている。この書簡は、前島が郵便権正として郵便創業の立案を行っている只中の時期に書かれており、母を気遣う想

いとともに、明治政府に出仕し勇躍する前島の姿を想起させる。前島が「明治三年冬、初めて母を東京に迎え、深川木場に別宅を設け、安居養老せしめし」(『鴻爪痕』5頁)と述懐するように、明治11年(1878)9月に母が逝去するまでの短い期間であったが、母の晩年は親子一緒に暮らすことができ、前島も母への孝養の道を叶えることができたのである。明治11年9月8日付で井澤治右衛門に宛てた母逝去を伝える書簡(井澤文夫氏所蔵)には、母が前日7日に亡くなったこと、真宗の信心が深かった母の遺言に従って葬儀を行ったことなどが書かれている。この書簡からは、母を東京へ呼び寄せることを承諾してくれた井澤家に対する礼節とともに、逝去した母への想いを感じさせる。



図4 前島密翁御夫妻と長男弥氏御夫妻

そのほか、前島所用の尺八や前島自筆の書画など幅広い趣味に関する資料や、前島のはにかんだような笑顔が印象的な家族との集合写真(図4)などを紹介した。

大正5年(1916)7月に前島の傘寿を記念して製作された前島密寿像が、逓信省の構内に建てられた。記念式典では、逓信大臣の箕浦勝人の祝辞に続き、内閣総理大臣の大隈重信、渋沢栄一の演説が行われ、前島の功績が称えられた。この銅像は、現在上越市の前島記念館前に移設されている。本展では、結びとして生誕地の前島記念館と生誕記念碑を紹介し、前島密と生誕地上越とのつながりを改めてふり返った。

なお、本展の内容については、刊行した展覧会パンフレット(頒布価格500円)を参照いただければ幸いである。

むすびにかえて

前島密は、大正8年(1919)4月27日に神奈川県西浦村(現在の横須賀市芦名)の別邸・如々山荘で84歳の生涯を閉じる。如々山荘は、浄土宗の古刹・浄楽寺の境内にあり、自然に山を成している地形の上に建てられ、山上からは相模湾を見渡せ、水平線に太平洋の蒼海が広がる。前島の墓所も浄楽寺にあり、衣冠束帯姿の前島密像を戴いた墓で、前島夫妻は静かに眠っている。

明治日本の文明開化を牽引した前島密は、激動の幕末・明治という時代において社会全体がより便利に、より快適になる方法を陰ながら提案し続けた人物であった。そして、生誕地であり幼少期を過ごした上越こそ前島密の原点であり、まさに前島密とは「越後から昇った文明開化の明星」といえる存在だったのではないだろうか。展覧会のタイトルそのものが、本展が導いた一つの回答である。

平成31年(2019)前島密の没後100年を迎える。資料的な制約があることを鑑みながらも、今後、本格的に「前島密」研究を深め、一層進展させるためには、『鴻爪痕』の記述を可能な限り一次資料で裏付けていくこと、前島密が関わった人物や事業に現れる前島の動向や同時代的な評価を丹念に抽出していくこと、そして前島密がどのような志でそれらの事業に関わり、

各事業を実現していったのかを実証的に明らかにすることが求められる。それらを一つ一つ積み重ねることによって、日本近代史上における「前島密」の評価が定まっていくことを願ってやまない。

最後に、本展覧会を開催するにあたり、多大なるご支援を賜った公益財団法人逓信文化協会、郵政博物館様をはじめ、貴重な所蔵品を快くご出展いただきましたご所蔵者の方々、ならびにご指導・ご協力を賜りました関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

(あらかわ まさし 上越市立総合博物館 主任〔学芸員〕)

展覧会感想

「壮麗と質実 心斎橋大丸と通信省の ヴォーリス建築原図展」

井村 恵美

日本の近代建築と都市景観への警鐘

ウィリアム・メレル・ヴォーリス(1880—1964)は、米国から英語教師として来日したが、のちに日本で建築事務所を設立し、各地で数多くの近代的な西洋建築を残した人物である。ヴォーリス建築事務所(現・株式会社一粒社ヴォーリス建築事務所)が手がけた代表的な建築に、神戸女学院大学(重要文化財)同志社大学、関西学院大学などの学校建築のほか教会、住宅、商業施設など国登録有形文化財を含む名建築が数多く残っている。しかしながら昨今、老朽化や耐震性その他さまざまな事情から現存が危ぶまれる建築物も出てきている。その一つに昭和8(1933)年に竣工した大丸心斎橋店本館(以下「心斎橋大丸」)がある。

同館は日本の百貨店建築の傑作として、また大阪の都市景観、御堂筋の街区を象徴する存在として知られ、人々に長年愛された建築の一つであるが、平成27(2015)年末をもって建て替えのため一時閉鎖となっている。

同年、建て替えを知った多くのファンがその姿を惜しみ、同館の現状存続や戦災による喪失部分の復元を求める声が高まっていた中、日本の近代建築と都市景観のあり方を考える試みとして心斎橋大丸の建築原図と現存する写真資料を中心とした展覧会(主催:心斎橋大丸原図展実行委員会)が企画され、同年夏に大阪・京都・神戸・近江八幡(滋賀県)を巡回した。巡回展では多くの報道機関の取材を受け、日本の近代建築の未来を考えるムーブメントを巻き起こした。

「この流れを東京にも」という思いから、東京では、学校法人青山学院が平成27(2015)年12月に間島記念館(青山学院資料センター)を会場に展覧会「壮麗と質実:心斎橋大丸と青山学院の建築原図展」を行い、併せて同大総合文化政策学部によってシンポジウム「ヴォーリスを伝える~意義と課題」が開催された。そしてクロージングとして平成28(2016)年1月23日から2月2日まで、当館で「壮麗と質実:心斎橋大丸と通信省のヴォーリス建築原図展」(図



図1 展覧会チラシ

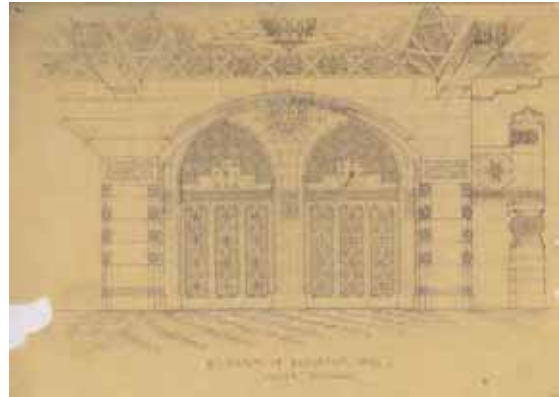
1)と題した展覧会が開催された。

建築資料から文化的価値の重要性を語る

本展のプロジェクトは、主催を心齋橋大丸原図展実行委員会、協力に当館のほか株式会社一粒社ヴォーリス建築事務所、公益財団法人近江兄弟社、後援には公益社団法人日本建築家協会（JIA）関東甲信越支部再生部会、DOCOMOMO Japanが参加。各機関の協力により初公開の資料などもお目見えした。

本展開催趣旨について、主催の心齋橋大丸原図展実行委員会ではこう述べている。

心齋橋大丸は、戦災による損傷をはじめ店舗建築として時代の流れによる変化が加わってはいるが、今なお外観はほぼ竣工当時の威容を保ち、内部空間も四つのエントランス、グランドフロアの大きな空間とエレベータホール（図2）や階段室など、かつての華麗なる空間を残している。また空襲で失われた和洋二つの大食堂、増改築に際して埋められた一階から屋上に至る華麗な



株式会社一粒社ヴォーリス建築事務所蔵

図2 エレベータホール原図

吹き抜け空間や大階段等、現存しない部分も含め、本邦随一の壮麗を極めたる百貨店建築の魅力的な内部空間こそこの建築の真髄であり、今後未来に向けてますます輝きを増すポテンシャルを有しているといえる。

そこで、貴重な設計原図や写真等によって、竣工当時のオリジナルな状況を紹介し、専門家のみならず広く一般の人々にも、この建築の文化的価値の重要性を体感できる展覧会を開催する。

古きを温ねて新しきを知る——。このような主催者の思いと貴重な建築資料の公開は、“心齋橋大丸”の昔を知る人から初めて目にする人まで多くの来場者に感動を与える機会となった。

ヴォーリスと郵便局建築

ヴォーリス建築事務所は百貨店のほかに学校や教会など様々な建築を手がけているが、その一つに郵便局がある。郵政博物館会場では、当館と関連のある郵便局の原図コーナーが新設された。

例えば大正10年（1921）年に完成した旧八幡郵便局舎（図3）は、アールを描いた窓や玄関部分に象徴されるように、お客様を迎える空間には優美な雰囲気を感じられる。一方で全体では、事務室や作業場が併設される郵便局ならではの業務機能が考慮され、採光等を計算した郵便局建築の姿が表れている。このような通信省時代の小規模な郵便局は、和洋折衷のモダンさと機能美が特徴として挙げられるだろう。

ヴォーリスの手による郵便局舎図面など旧通信省時代の初公開資料が展示され、「壮麗な百貨店建築」と「質実の郵便局建築」を比較することができ、郵便局図面からは使いやすさを追求した設計とモダンなデザインにより、郵便局建築の一端に触れることができた。

旧八幡郵便局舎の原図に加え、大正4（1915）年竣工の旧醒ヶ井郵便局局舎（図4）の原図



株式会社一粒社ヴォーリス建築事務所蔵

図3 旧近江八幡郵便局舎彩色図面



株式会社一粒社ヴォーリス建築事務所蔵

図4 旧醒ヶ井郵便局舎立面図

も展示された。建築関係者のほか日本郵政株式会社施設関係者からは、細部までこだわって設計された図面を前に「郵便局建築に携わるものとしてあらためて身の引き締まる思い」「今後に生かしたい」などの感想を得たほか、熱心に図面を確認する姿が見られた。

郵便局建築の面からも、ヴォーリス建築を通じて未来に継承すべき日本の近代建築の美と価値を深く知るきっかけになる展覧会となったといえるだろう。

近代建築と都市景観を守り育てるためには

1月25日には、主催者により以下5人のパネリストを迎えて「ギャラリートーク・座談会：近代建築と都市景観を守り育てるためには～心斎橋大丸を中心に～」が開催された。

- ・ 松隈 洋氏（建築史家・京都工芸繊維大学教授・DOCOMOMO Japan代表）
- ・ 越智 敏裕氏（上智大学法学部教授・弁護士）
- ・ 鳥越 けい子氏（青山学院大学 総合文化政策学部（環境文化学／環境デザイン）教授）
- ・ 北夙川 不可止氏（合同会社 螺 クリエイティブディレクター・歌人）
- ・ 信森 徹氏（合同会社 螺代表／一般社団法人 旧ジョネス邸を次代に引き継ぐ会副代表）

ギャラリートークでは、「建築はそれだけを単独で取り上げて論じることができるものではなく、極めて社会的・公共的な存在」「同時に知覚や記憶・感情といった極めて私的な領域との結び付きに支えられてもいる」という「建築・景観の公共性」をテーマとしたものとなった。

各パネリストからは、日本における近代建築の現状、文化財保護の観点から発表があったほか、欧州の都市景観と観光との関わりなど先進的取り組みの実情といった比較が行われ、座談会では来場者との活発な意見交換が行われた（図5）。

本件については、前述した青山学院大学総合文化政策学部主催のシンポジウム報告のなかで、その内容の一部が紹介される予定である。



図5 ギャラリートーク・座談会

むすびにかえて

短い会期にもかかわらず、SNS等での情報発信やメディアの取材効果もあり、建築の専門家からモダニズム建築のファンまで幅広い来館者が訪れた。会場では常時、主催者の展示解説や来館者意見交換が行われ、「観る」だけでなく「聴く」「話す（議論）」という手法により、来館者に対して近代建築についての理解と興味をより強く促すことができた。

また、座談会では郵便局に代表される逓信（郵政）建築の今後についても取り上げられた。逓信（郵政）建築については、郵政民営化以降、新開発の時代が到来している。街の顔（象徴）として要地に建つ郵便局も、局機能の統廃合や駅前ビル開発の波の中で変容を遂げ始めている。心斎橋大丸と同じく、当時の技工や機能美は一度失われれば再構築することはできない。これからの日本には、壊すだけではなく建物の持つ歴史などを施設の付加価値として開発するスタンスも必要ではないだろうか。当館では、今後も逓信（郵政）建築の歴史的価値を見出すための記録収集などに努めていく。さらに街づくりとの関係性などについても明らかにする必要がある。

本展覧会の開催にあたり、原図など貴重な資料の公開の場として郵政博物館が協力の機会を得られたことを、関係各位に厚く御礼を申し上げる次第である。

（いむら えみ 郵政博物館 主席学芸員）

新刊紹介

森寿博編

『日本郵便局名鑑(上巻・下巻組)』

発行：株式会社 鳴美 発行年：平成26年12月

ISBN：978-4-86355-047-6 定価：本体16,667円＋税

近辻喜一校訂、田辺卓躬編

『新版・明治郵便局名録』

発行：株式会社 鳴美 発行年：平成27年5月

ISBN：978-4-86355-049-0 定価：本体4,630円＋税

清水敏之編

『郵便バーコードラベル 清水敏之コレクション』

発行：株式会社 鳴美 発行年：平成27年5月

ISBN：978-4-86355-050-6 定価：本体1,852円＋税

山崎好是編

『郵便線路図 明治4～9年』

発行：株式会社 鳴美 発行年：平成26年12月

ISBN：978-4-86355-048-3 定価：本体3,704円＋税

山崎好是編

『昭和切手専門カタログ 改訂第3版』

発行：株式会社 鳴美 発行年：平成27年10月

ISBN：978-4-86355-044-5 定価：本体3,704円＋税

愛知県史編さん委員会編

『愛知県史 資料編15 名古屋・熱田 近世1 / 付録』

発行：愛知県 発行年：平成26年3月

志田威著

『東海道57次』

発行：株式会社 ウェッジ 発行年：平成27年4月

ISBN：978-4-86310-144-9 定価：本体1,600円＋税

郵便史研究会編

『郵便史研究 第39号』

発行：郵便史研究会 発行年：平成27年3月

加藤貴校注

『徳川制度(中)』

発行：株式会社 岩波書店 発行年：平成27年 2 月
ISBN：978-4-00-334962-5 定価：本体1,380円 + 税

『徳川制度（下）』

発行：株式会社 岩波書店 発行年：平成27年11月
ISBN：978-4-00-334963-2 定価：本体1,440円 + 税

神宝浩著

『第1次国立公園切手の体系的収集 郵趣モノグラフ22』

発行：公益財団法人 日本郵趣協会 発行年：平成26年 9 月
ISBN：978-4-88963-775-5 定価：本体4,500円 + 税

植村峻著

『日本切手の凸版彫刻者たち～切手とお札を彫った人々～ 郵趣モノグラフ23』

発行：公益財団法人 日本郵趣協会 発行年：平成27年 5 月
ISBN：978-4-88963-784-7 定価：本体4,000円 + 税

木村勝の遺した資料編集委員会 企画監修

『切手画家木村勝の遺した資料―戦後切手1962～1984―』

発行：公益財団法人 日本郵趣協会 発行年：平成26年10月
ISBN：978-4-88963-773-1 定価：本体4,500円 + 税

福井和雄著

『切手ビジュアルトラベル・シリーズ 京100選 切手と旅する京都』

発行：株式会社 日本郵趣出版 発行年：平成26年10月
ISBN：978-4-88963-777-9 定価：本体2,050円 + 税

埼玉県立歴史と民俗の博物館 編集・発行

『埼玉県立歴史と民俗の博物館紀要第9号』

発行：埼玉県立歴史と民俗の博物館 発行年：平成27年 3 月

立山一郎著

『肥後国熊本郵便局にみる明治前期の郵便』

発行：株式会社 日本郵趣出版 発行年：平成27年12月
ISBN：978-4-88963-792-2 定価：本体5,000円 + 税

小池邦夫著

『小池邦夫の彩墨 富嶽百景』

発行：株式会社 郵研社 発行年：平成26年 7 月
ISBN：978-4-946429-16-3 定価：本体3,000円 + 税

サイモン・ガーフィールド著

『手紙 その消えゆく世界をたどる旅』

発行：柏書房株式会社 発行年：平成27年12月
ISBN：978-4-7601-4642-0 定価：本体2,800円＋税

上越市立総合博物館 編集・発行

『前島密—越後から昇った文明開化の明星—』

発行：上越市立総合博物館 発行年：平成27年9月

横浜開港資料館・横浜都市発展記念館 編

『ハマを駆ける—クルマが広げた人の交流—』

発行：公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団 発行年：平成27年7月

横浜市歴史博物館等編

『横浜のあゆみ—ヒト・モノ・マチ—』

発行：公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団 発行年：平成27年7月

品川区立品川歴史館 編集・発行

『開館三十周年記念特別展 東海道品川宿』

発行：品川区立品川歴史館 発行年：平成27年10月

行田市郷土博物館 編集・発行

『第25回テーマ展 忍の街道をゆく—中山道・館林道・日光脇往還—』

発行：行田市郷土博物館 発行年：平成27年7月

東京国立近代美術館等編

『大阪万博1970 デザインプロジェクト』

発行：東京国立近代美術館 発行年：平成27年3月

金沢真之編

『創立50周年記念 谷古宇町会のあゆみ（付 谷古宇稻荷神社）』

発行：草加市 谷古宇町会 発行年：平成27年3月

竹石松次著

『～大倉喜八郎からドナルド・キーン～誇りたかき新潟の52人』

発行：新潟日報社 発行年：平成27年5月

ISBN：978-4-86132-599-1 定価：本体1,500円＋税

神林恒道監修

『みんなで伝えよう にいがた文化の記憶』

発行：公益財団法人にいがた文化の記憶館 発行年：平成27年7月

ISBN：978-4-86132-607-3 定価：本体1,389円＋税

展覧会紹介

郵政博物館が主催した展覧会

企画展「前島密 生涯とその業績展」

期間：平成27年4月11日（土）～6月21日（日）

会場：企画展示場

概要：明治の新しい国づくりに参画した前島密は「日本の郵便の父」として有名だが、道路や鉄道、通信など近代日本の産業や生活の基盤を作り上げたほか、数多くの業績がある。2015年が前島密生誕180年であることを記念して、その生涯・業績を明らかにし、前島の作った近代郵便制度や為替貯金制度を絵画や実物資料で紹介した。



夏休みイベント「ねこのダヤンとエルタシル郵便局」

期間：平成27年7月4日（土）～8月30日（日）

会場：企画展示場

概要：絵本作家池田あきこが描くねこのダヤンが住む不思議な国“わちふいーど”。そこにあるタシルの街には、アルス（地球）と行き来できる不思議な郵便局長シュービルさんが勤める“エルタシル郵便局”がある。ダヤンをはじめとするわちふいーどの住民たちやその風景、エルタシル郵便局など、池田あきこの作り出した世界とその魅力を絵本原画や郵便資料で紹介した。



特別展「ボンジュール！フランスの絵本たち」

期間：平成27年9月12日（土）～11月8日（日）

会場：企画展示場

概要：1930年代のフランスで誕生し、絵本史に大きな一歩を記した「カストール文庫」。本展では、カストール文庫を中心に、発展期の絵本と「遊ぶ」絵本の系譜を、日本初出展となる貴重な原画やデッサン、冊子など約300点で紹介し、芸術大国フランスの子どもたちを育んだ絵本の魅力を紹介した。



企画展「年賀状展」—年賀郵便の歴史やまつわるあれこれ—

期間：平成27年11月21日（土）～平成28年1月11日（月祝）

会場：企画展示場

概要：携帯やスマートホンが普及し、メールやSNSが多く使われるようになった今日でも、新年のあいさつは年賀状が主役であり、形を変えながらも日常生活に根を下ろし、年中行事の一つとして現在も行われている。年賀郵便の歴史を中心に、年賀切手になった郷土玩具やお正月を描



いた錦絵など、年賀に関わる資料を展示した。

企画展「—日本の美—奥の細道切手原画展」

期間：平成28年1月23日（土）～3月27日（日）

会場：企画展示場

概要：『おくのほそ道』は元禄文化期に活躍した松尾芭蕉によるもので、日本の古典における紀行作品の代表的作品である。「奥の細道」切手は、その出立から約300年後、1987年から発行された全10集40種のシリーズである。この展示では発行された切手原画と書その他、江戸時代の街道に関する資料を展示した。



郵政博物館が協力した展覧会

第65回全日本切手展2015

期間：平成27年7月17日（金）～19日（日）

主催：全日本切手展2015実行委員会、公益財団法人通信文化協会、日本郵趣連合

会場：すみだ産業会館、郵政博物館

概要：全国の切手収集家が、コレクションのテーマと完成度を競うコンクールで、昭和25年から毎年開催。65回目を迎える今回のメインテーマは、「前島密生誕180年記念」で、当館も郵便創業時の資料として「郵便決議簿」「検査済印」等を出品した。また、日韓国交正常化50周年を記念した併設の「韓国切手展」に関連して、切手原画「日韓国交正常化20年記念」を出品した。

郵政博物館所蔵資料が展示された展覧会

大阪万博1970 デザインプロジェクト

期間：平成27年3月20日（金）～5月17日（日）

会場：東京国立近代美術館

概要：「日本万国博覧会記念」切手及び原画15点を貸出

企画展「前島密生誕180年記念 物流人物伝 佐々木荘助」

期間：平成27年4月11日（土）～6月21日（日）

会場：草津市立草津宿街道交流館

概要：郵便創業等に関する写真資料を貸出

企画展「前島密生誕180年記念 前島密と埼玉県の郵便局」

期間：平成27年4月28日（火）～7月26日（日）

会場：埼玉県立歴史と民俗の博物館

概要：本庄郵便局（諸井家） 小鹿野郵便局資料群等11点を貸出

特別展「時の記念日」

期間：平成27年6月6日（土）～7月12日（日）

会場：明石市立天文科学館

概要：「日時計（正午計）小笠原郵便局」等 3点を貸出

テーマ展「忍の街道をゆく—中山道・館林道・日光脇往還—」

期間：平成27年 7月4日（土）- 8月30日（日）

会場：行田市郷土博物館

概要：「中山道分間延絵図」「和宮様御参向御行列附」等 6点を貸出



中山道分間延絵図

特別展「画家たちと戦争：彼らはいかにして生きぬいたのか」

期間：平成27年 7月18日（土）～ 9月23日（水・祝）

会場：名古屋市美術館

概要：逓信省発行記念絵葉書原画 1点を貸出

企画展「ヨコハマ 3万年の交流」横浜のあゆみ—ヒト・モノ・マチ—

期間：平成27年 7月18日（土）～ 9月23日（水・祝）

会場：横浜市歴史博物館

概要：「エンボッシング・モールス電信機（ペリー将来）」「東海道分間延絵図」「東海道宿村大概帳」3点を貸出

企画展「ハマを駆ける—クルマが広げた人の交流—」（明治・大正編）

期間：平成27年 7月18日（土）～ 9月23日（水・祝）

会場：横浜開港資料館

概要：創業期の人車模型、「舶来和物戯道具調法くらべ」等 4点を貸出



創業期の人車模型

企画展「前島密生誕180年記念 越後から昇った文明開化の明星 前島密」

期間：平成27年 9月26日（土）～ 11月23日（月・祝）

会場：上越市立総合博物館

概要：「江戸遷都論（鴻爪痕草稿）」「正院本省郵便決議簿」「電象図」等約60点を貸出



掛幅 由来書・電象図

特別展「東海道品川宿」

期間：平成27年10月11日（日）～ 12月6日（日）

会場：品川区立品川歴史館

概要：「東海道分間延絵図」「定飛脚屋印鑑」等12点を貸出

企画展示「城」

期間：平成27年10月27日（火）～ 11月3日（火・祝）

会場：切手の博物館

概要：普通切手原画「姫路城」1点を貸出



普通切手原画「姫路城」
1951年

[執筆者]

石井 寛治(いしい かんじ)

東京大学名誉教授(第1分科会)

田原 啓祐(たはら けいすけ)

大阪経済大学 日本経済史研究所 特別研究所員(第1分科会)

巻島 隆(まきしま たかし)

群馬大学 社会情報学部 非常勤講師(第1分科会)

後藤 康行(ごとう やすゆき)

専修大学 文学部 非常勤講師(第2分科会)

井上 卓朗(いのうえ たくろう)

公益法人通信文化協会博物館部(郵政博物館)館長兼主席資料専門員(第1・第5分科会)

「駅通志料」を読む会(えきていしりょうをよむかい)(第5分科会)

田良島 哲(たらしま さとし)

東京国立博物館学芸企画部 博物館情報課長(個別研究)

荒川 将(あらかわ まさし)

上越市立総合博物館 主任(学芸員)

井村 恵美(いむら えみ)

公益法人通信文化協会博物館部(郵政博物館)主席学芸員

(掲載順)

『郵政博物館 研究紀要』投稿規程（平成28年度）

1 応募資格

「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」に関する研究者であること。

2 論文等テーマ

「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」について自由に論題を設定した研究論文・研究ノート・資料紹介とする。

3 応募の条件

郵政博物館の資料、またはそれと同様な基礎資料を活用したものとする。

「日本語」で書かれたものとする。

応募は、1人1編（共同執筆は可）のみとする。

応募原稿は、未発表のものに限る。また、他の学会誌などとの二重投稿は認めない。

応募原稿の返却はしない。

4 論文等応募方法

論文等の投稿を希望する執筆者は、あらかじめ所定の「論文応募用紙」を編集委員会へ提出し、投稿についての許可を得ること。

5 応募要項の入手方法

論文応募用紙は、平成28年5月6日（金）午前10時以降に、下記入手先宛に、返信用封筒（角2サイズ）を同封の上、郵送をもって請求すること。その際、封筒表には「応募用紙希望」と赤字で記入すること。

なお、返信用封筒は、返送先住所・氏名のほか、140円切手（速達希望の場合はプラス280円）を貼付した上で同封すること。送付先記入、および切手貼付がない場合は発送しかねる。

6 応募要項入手先

公益財団法人通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）内

「郵政博物館 研究紀要」編集委員会

〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番地16号

7 応募用紙提出方法および期限

平成28年6月24日（金）午後5時必着にて、氏名・連絡先等必要事項を記入した「論文応募用紙」を編集委員会宛に送付すること。

8 応募結果の通知

応募された「論文応募用紙」に基づき、「郵政博物館 研究紀要」編集委員会において、学術的な視点からの審査を行い、投稿の可否について連絡する。

9 原稿提出方法および期限

平成28年11月4日（金）午後5時必着にて、MS-WORDで読み書き可能なファイル形式で作成したファイル（図を掲載する場合は原図ファイルを含む）を保存したメディア（CD-R等）および打ち出し原稿1部およびを提出すること。

なお、原稿は完全原稿とすること。

10 原稿執筆要項（概要）

原稿はパソコン使用のこと。

文字量は、換算値として、論文原稿はA4用紙（1行40字×40行）15～20枚程度、研究ノート・資料紹介は、A4用紙（1行40字×40行）15枚以内とする。

図表・注は枚数に含まれるものとする。

写真・図版等の掲載・転載許可は、執筆者の責任において処理すること。

詳細は投稿許可者に対し送付する「執筆要領」を参照すること。

11 提出先

公益財団法人通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）内
「郵政博物館 研究紀要」編集委員会

12 その他

上記9の期限までに投稿された原稿は、編集委員会が指名する専門家において査読を実施し、その結果を踏まえて編集委員会が掲載の可否を決定する。

査読の結果、掲載可となった場合でも、掲載種別（研究論文・研究ノート等の別）の変更や、投稿された原稿に対して、分量や内容等の修正を求めることがある。

13 著作権の帰属

本誌に掲載された論文等の著作権は郵政博物館に帰属するものとする。

編集後記

『郵政博物館研究紀要』は今回で7号目の発行となります。今紀要では石井寛治先生による巻頭エッセイに、郵政歴史文化研究会の調査活動と紀要への批評が詳しく記されています。

これまで当館の紀要には、第1から第5分科会、個別研究による調査及び論文等の執筆に加え、多くの研究者や博物館関係者からの寄稿により、幅広いカテゴリーの情報が掲載されてきました。

近年、紀要をご覧になった報道機関からの取材や他館からの資料の照会が増えています。このような研究成果は、当館の展示だけでは発信しきれない収蔵資料の存在と価値について、多くの方々に情報を提供するきっかけとなっています。

次号ではすでに複数の論文掲載の応募があり、今後ますます活発な活動が期待されます。引き続き、みなさまの紀要へのご投稿等、ご協力の程よろしく願いいたします。

最後にご寄稿いただいた執筆者のみなさまに深く感謝申し上げます。

（研究会事務局 井村）

[編集委員]

石井 寛治（東京大学名誉教授）

新井 勝紘（元専修大学文学部教授）

杉浦 勢之（青山学院大学総合文化政策学部教授）

杉山 伸也（慶応義塾大学名誉教授）

藤井 信幸（東京大学経済学部教授）

山本 光正（元国立歴史民俗博物館教授）

田良島 哲（東京国立博物館学芸企画部 博物館情報課長）

（分科会担当順）

郵政博物館 研究紀要 第7号

印刷 平成28年3月18日

発行 平成28年3月30日

編集 郵政歴史文化研究会

発行 公益財団法人 通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）

〒272-0141

千葉県市川市香取二丁目1番地16号